

広島弁護士会沿革誌 (1) 明治編

附・「代書人取締規則」(明治三六年広島県令第一〇二号)

に基づく代書人組合

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田修

目次

- 一 はじめに
- 二 広島弁護士会の沿革
- 三 広島弁護士会の運営
- 四 広島控訴院管内弁護士大会……………(以上本号)
- 五 会員の政治活動……………(以下次号)
- 六 会員の異動
- 七 会員の非行
- 八 代書人組合
- 九 おわりに

一 はじめに

広島弁護士会は、明治二六(一八九三)年五月一日施行された「弁護士法」(明治二六年三月四日法律第七号。以下「旧々弁護士法」といふ)に基づき設立された。その設立手続は、広島代書人組合(明治一三年五月一三日司法省甲第一号布達「改正代書人規則」)が、これを取扱い(明治二六年四月一〇日司法省令第六号「弁護士法施行ニ付弁護士会設立手続」、組合代書人は、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録して弁護士となり(明治二六年四月一〇日司法省令第五号「弁護士名簿登録規則」)、広島弁護士会を設立して、これに加入し

た(『旧々弁護士法』第二四条)。

本稿は、『広島代言人組合沿革誌 附・広島始審裁判所の官許代書人』(『修道法学』第二八巻第二号、二〇〇六年二月)に続く、『広島弁護士会沿革誌 明治・大正・昭和戦前編』の内、明治時代について編集したものであるが、その間の広島における代書人組合の設立および代書人の活動についても収録した。

本稿の資料は、『芸備日日新聞』(以下、「芸日」と省略)、『中国新聞』(以下、「中国」と省略。注、明治四一年六月二日・五千号以前の題号は『中国』)、『法律新聞』(以下、「新聞」と省略)、『日本弁護士協会録事』(以下、「録事」と省略)、『中国法律新報』(以下、「新報」と省略)、『官報』(以下、「官報」と表記)の記事が主要なものである。

(注1) 『芸備日日新聞』は、明治二七年九月一五日以前・大正七年六月一日以降の分は、呉市中央図書館において閲覧・謄写し(澤原梧郎氏寄託原紙・呉市総務部市史文書課提供のコピー版)、明治二七年九月一六日以降・大正七年五月三一日までの分は、広島県立文書館において閲覧・謄写した(国立国会図書館所蔵原紙のマイクロフィルムからのコピー版)。「中国新聞」は、広島県立文書館所蔵のコピー版を、同館において閲覧・謄写した。

(注2) 『法律新聞』、『日本弁護士協会録事』および『中国法律新報』(国立国会図書館、東京大学明治新聞雑誌文庫および早稲田大学図書館所蔵)は、横山妙子氏の協力により収集した。

(注3) 代言人名簿は、山田耕造編『日本全国代言人姓名録』(局外舎：一八八四年)、および山本光椽編『日本帝国代言人姓名録 附録・法律学士姓名録』(文源堂：一八八七年)を、弁護士名簿は、磯野新『帝国弁護士法及附属令 帝国弁護士録』(東洋社：一八九三年)、および『改正日本弁護士名簿』(日本弁護士協会録事号外として明治三二年以降毎年八月発行。国立国会図書館、早稲田大学図書館および東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵)を使用した。これらは、横山妙子氏の協力により収集した。なお、『改正日本弁護士名簿』は、明治三三年から昭和一四年分まで残存しているが、明治三四・同四四年、大正一一・同二二年は欠けている。

この外に、『大日本弁護士名簿 附 満州国律師名簿・在中華民国弁護士名簿』(大日本弁護士聯合会：一九四二年六月、東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵)は、遠藤昭弁護士(第二東京弁護士会所属)の協力により収集した。

(注4) 裁判官・検察官の名簿は、『明治・大正・昭和 官員録・職員録集成』(マイクロフィルム版、日本図書センター：一九九〇年)をコピー用紙に謄写したものを使用した。

二 広島弁護士会の沿革

明治二六(一八九三)年五月一日、広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿に登録をした代言人は、次の二八名である(『官報』

明治二六・六・九。

岡謙藏、天野確郎、森田卓爾、松山廣居、平本希一郎、安倍萬太郎、高野一步、香川齋、山中正雄、土屋達太郎、岡崎仁三郎、高橋嘉一郎、渡邊又三郎、横山金太郎、富島豊太郎、難波泰慈、安部改造、大芝榮廣、藤井公道、藤井乾助、大西虎造、河端守綱、小川浩行、橋野嘉三郎、脇本東助、和田詠美、宮原毎太郎、林十之助

この外に、代言人は、「本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ弁護士名簿ニ登録」すれば、試験を要せず弁護士となることが出来（「旧々弁護士法」第三五条）、また、「判事検事タル資格ヲ有スル者」も、同様に試験を要せず弁護士になれた（「旧々弁護士法」第四条第一項。これらの規定に基づいて、同年五月二日以降六月三〇日までの間に、広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した者は、次の九名である。こゝまでが、広島弁護士会設立当初の弁護士といえるであろう。

栗原茂之（五月五日登録）、高橋榮之助（五月一九日登録）、谷音助（五月二〇日登録）、岩本寅治（五月二七日登録）、奥本數奇男（六月二日登録）、長屋謙二（六月二四日登録）、山内吉郎兵衛（六月二六日登録）、玉木市兵衛（六月二七日登録）、高木尉太郎（六月二九日登録）

広島地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した弁護士達は、明治二六（一八九三）年五月一日午前一〇時から、広島法律学校（大手町七丁目）に集会して、広島弁護士会の組織について決定

し、役員を選挙した。そして、同年六月一〇日、司法大臣は広島弁護士会規則を認可して、広島地方裁判所へ下付した。こうして、広島弁護士会が誕生したのである。

（注）「広島弁護士会の沿革」は、『芸備日日新聞』、『中国新聞』を中心（頭に○を付す）、それらを編年体で序列して構成した。この沿革には、弁護士会および弁護士の活動の外にも、弁護士の活動に関係する裁判所の動きなども掲載した。しかし、新聞の性格からして、元々弁護士会の活動の総てを報道するわけではないし、残存する新聞も欠号があったり、取材にはらつきがあるので、沿革の全貌を再現することはできない。

明治二六（一八九三）年

4月13日 ○広島における弁護士（芸日）明治二六・四・一三

弁護士法の実施については、色々の準備を要するが、弁護士会の設立は代言人組合において取扱うべきことになったので、代言人組合にあつては、その準備を必要がある。広島においても、弁護士会設立のため来月五日を期して会合を開く予定であるが、それには、会長一名、副会長二名、常議員五名を選定するとこのとで、代言人中、已にその競争の端を開いた模様であ

る。さて、弁護士名簿に登録を請う者は、手数料金二〇円（旧々弁護士法」第一〇条）を納めるほか、その職服（明治二六年四月五日司法省令第四号「弁護士職服」）をも新調する必要がある、当地代言人の中には、頭痛岑々の人もいる有様である。

4月23日

○広島代言人組合春季総会（「芸日」明治二六・四・二五）

四月二三日午前、広島代言人組合総会は、広島法律学校（大手町七丁目）において開催されたが、会長・副会長の選挙は行わず、同総会はこれを閉じないで、来る三〇日に開場（昨今は休会、することになった。また、弁護士会は、五月一日を以てその組織会を開くが、松山廣居、岡崎仁三郎、天野確郎、安倍萬太郎、高野一步を、その準備委員とした。この委員らは、二四日夜、天野方で、弁護士会設立の協議をした。

5月1日

○広島弁護士会の組織（「芸日」明治二六・五・二）

広島弁護士達は、五月一日午前一〇時より広島法律学校に集會し、弁護士会組織を決定した。先ず、その役員の選挙を行ったが、左記の通り当選した。

（会長）松山廣居、（副会長）岡崎仁三郎、安倍萬太郎、安部改造、（常議員）土屋達太郎、天野確郎、高野一步、香川齋

次いで、弁護士会規則の討議に取掛かったが、これ

5月10日

○広島弁護士会規則（「芸日」明治二六・五・九）（一〇）

広島弁護士会規則は、委員によつて取調中であつたが、五月一〇日、広島地方裁判所検事正奥宮正治に提出し、司法大臣の認可を受ける手続きに入つた。

6月10日

○広島弁護士会規則（「芸日」明治二六・六・一一）

司法大臣に認可出願中の広島弁護士会規則は、六月一〇日、認可のうえ広島地方裁判所へ下付された。

6月12日

○広島弁護士会規則（「芸日」明治二六・六・一四）

広島弁護士会規則は、六月一二日、広島弁護士会に下付され、印刷中であるが、印刷ができ次第、各弁護士に配布する予定である。

（注）「広島弁護士会規則」（旧々弁護士法」第二三条・第二

六条）は、残存していないので内容は不明である。

○商業従事の禁止〔芸日〕明治二六・六・一四（一五）

広島弁護士会は、六月二二日午後、広島法律学校に集会し、弁護士が商業に従事するのを禁ずる件について協議した。そして、岡崎仁三郎の倉庫会社副社長就任については、同社は元来空米相場をなすものであり、大いに弁護士の体面を損なうところから、満場一致を以てこれを否認した。また、安部改造の荷物運送会社取締役就任も否認し、山中正雄の海外渡航株式会社重役および同人専売特許の把手（くま）売捌も否認する予定であったが、同人はその営業認可願を撤回した。次に、岡崎仁三郎の広島電灯株式会社取締役就任は、これを是認した。このような、電気を使用する営業、その他銀行および新聞販売のような商業は、毫も弁護士の体面を汚すこととはないと、これを是認したという。

（注）「旧々弁護士法」第六条第二項は、「弁護士ハ商業ヲ営ムコトヲ得ス但シ弁護士会ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス」と規定している。

7月22日

○中国状師会の準備〔芸日〕明治二六・七・二三）
広島控訴院管内の各弁護士から成る中国状師会（元

広島弁護士会沿革誌（1）明治編

代言人の組織）は、来る八月一日より、広島市において開会する予定であるが、その準備のため当地の弁護士は、七月二二日午前七時、広島法律学校に相会して協議した。

7月25日

○中国状師会に提出する議案〔芸日〕明治二六・七・二六（二七）

広島弁護士会が、中国状師会に提出すべき議案の調査委員として選挙した、松山廣居、岡崎仁三郎、安倍萬太郎、天野確郎、土屋達太郎、平本希一郎、岩本寅治、森田卓爾、富島豊太郎の九名は、七月二五日午後六時より、大手町四丁目の松山宅において協議会を開き、午後一〇時まで、議案となる問題の調査をした。問題は、各裁判所の取扱振りや、各裁判所の諮問に答えるもの、弁護士の間柄を親密にし同時に弁護士の見識を高めるものなどを取り上げた。

8月3日

○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・三、明治二六・八・五）

広島弁護士会の会員は、八月三日午後二時より、広島法律学校に集会し、中国状師会に提出すべき問題を定めるため、予て選出した調査委員中から、更に二名の取調委員を互選すること、し、森田卓爾、天野確郎の両名が当選した。

八五（八五）

8月9日 ○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・一二

広島弁護士会長松山廣居は、八月九日、広島控訴院に出頭し、中国状師会の件につき控訴院長牟田口通照と協議した。

8月11日 ○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・一一―一二

中国状師会は、八月一日午前九時より、広島法律学校において開会した。最初、中国状師会を将来継続するや否について討議したが、継続することに決した。次いで、同会規則について審議し、終わって、議長および常務委員を選挙した。議長には松山廣居、常務委員には岡崎仁三郎、天野確郎、安倍萬太郎の三名が当選し、同日正午一二時に閉会した。

8月12日 ○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・一二

中国状師会は、八月一二日も午前九時より開会し、各地の裁判所および監獄署における、弁護士に対する取扱向きに関し調査の件を審議した。

8月13日 ○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・一五

中国状師会は、八月一三日午前八時より開会し、議案の第一号問題の中、二より八までを審議し、午後一時散会した。

8月14日 ○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・一五

中国状師会は、八月一四日午前八時より開会、松山

議長欠席につき岡崎弁護士が代理し、問題は殆ど議了した。

8月15日 ○中国状師会〔芸日〕明治二六・八・一五―一七

中国状師会は、八月一日は一問だけを審議して、残りは相談会に付することとなり、午後から春和園において宴会を兼ねて相談会を開いた。これを以て、中国状師会の議事は終了し、一同は厳島へ向かった。

8月23日 ○中国状師会議事録〔芸日〕明治二六・八・二三

中国状師会においては、過般開会した当時の議事録を編成して、これを広島控訴院管内の各裁判所ならびに各弁護士へ配布するという。

10月14日 ○判事・司法官試験の送別会〔芸日〕明治二六・一〇・一四

鳥取地方裁判所長に転補された鶴丈二郎判事、三次区裁判所に転補された原田信次郎司法官試験は、何れも不日出発赴任するので、広島控訴院、広島地方裁判所の判検事および弁護士天野確郎、富島豊太郎、松山廣居、高野一歩らは、一〇月一四日午後二時、上流川町業陰会堂において送別会を開くという。

10月24日 ○清浦司法次官来広〔芸日〕明治二六・一〇・二五―二六、明治二六・一〇・二九

来広中の清浦圭吾司法次官は、一〇月二四日午前、

先ず広島監獄署および県庁を巡視し、それから広島法律学校を參觀した。午後は、上流川町泉亭より司法官官邸に到り、ひとまず吉川旅館に帰り、晚餐後広島における弁護士を招集し、広島控訴院、地方裁判所などの取扱状況を尋問した。招きに応じたのは、渡邊又三郎、松山廣居、安倍萬太郎、天野確郎、岡崎仁三郎、岩本寅治の六名で、次官よりの尋問は、民事訴訟法の条項中各裁判所において意見または解釈を異にし実施応用上相違の点はないか、広島法律学校を以て認可学校としては如何、監獄改良に関する意見は如何などであつた。

11月25日

○弁護士と執達吏の懇親会〔芸日〕明治二六・一一・二二
二)

広島地方裁判所管内の弁護士および執達吏らは、一月二五日五時より真菰春和園において秋季懇親会を開催すといふ。

12月6日

○大日本協会遊説員高田似壠〔芸日〕明治二六・一二・一六、明治二六・一二・一八、明治二六・一二・一〇、明治二六・一二・二一、明治二六・一二・一四、明治二六・一二・一九

高田似壠(注、当時、東京弁護士会所属)は、大日本協会の遊説員として、各地に出張して談話会・演説会を開いて、条約改正に伴う外国人の内地雑居尚早論を説

いているが、一二月六日広島商業会議所総会決了後、午後一〇時過ぎから、内地雑居に関する談話をした。しかし、時間切迫のため充分述べることが出来なかつたので、八日午後二時より、同所において内地雑居尚早論の演説を行った。そして、一日午後、県会議員らと天神町清岸寺に会して、内地雑居に関する談話をした。更に、一二日午後七時より、中島集散場恵比寿座において内地雑居に関する演説会を開き、高田は内地雑居と条約改正について、岩田日出邦は対外思想について、演説したが、四百有余名の傍聴人は静肅に傍聴し、午後九時四〇分閉会した。一八日には、午後六時より京橋明神座において非内地雑居政談演説会を開いた。

(注) 大日本協会は、明治二六年一〇月一日、非内地雑居説により團結して発会式を挙げたが、同年二月二九日、「集會及政社法(明治三年法律第三号)により、治安に妨害ありと認められ解散を命ぜられた(芸日)明治二六・八・三〇、明治二六・一〇・一三、明治二七・一・五)。

明治二七(一八九四)年

1月7日 ○福山区裁判所移行式(芸日)明治二七・一・五)

福山区裁判所においては、七日午前十一時より、移行式を挙行する予定である。同日は、広島控訴院長、同検事長、尾道支部判検事および同庁庁舎敷地建築につき五円以上の寄付者等を招き宴会を催すので、同区裁判所判事佐枝種永、検事上野久之助の両名から案内状を差出した。

1月11日

○牟田口退職判事の送別会(芸日)明治二七・一・二三)牟田口通照退職判事のために、一月一日、春和園において裁判所内部の人々および弁護士などにより、送別会を開いたが、同日は、また、同園において地方高等官ならびに有志が送別会を開いた。

(注) 広島控訴院長牟田口通照は、明治二六年二月二九日、退職を命ぜられた。その原因は、明治二五年三月、大審院長児島惟謙ほか六名の大審院判事が待合などで花札を用いて賭銭賭博をした疑いで、警視庁の捜査が始まり、同年六月には判事懲戒法により懲戒裁判に付されたが、結局、同年七月、証拠なしとして免訴となった、司法官弄花事件にあるという。すなわち、その間、同年四月、当時の検事総長松岡康毅、司法次官三好退蔵らは、児島に辞職勸

4月1日

○野崎検事長の披露宴(芸日)明治二七・三・二八)

野崎啓造広島控訴院検事長は、四月一日午後三時、陸海軍将校、地方庁高等官、控訴院、地方・区両裁判所の判検事、郵便電信局長、大林区署長、および各弁護士等都合二百余名を、真孤春和園に招待して、新披露の宴を開く予定である。

(注) 奥山政敬広島控訴院検事長が、明治二六年二月二九日、牟田口通照の後任として、広島控訴院長に補せられ

告をすべく策動したが、児島はこれを拒絶した。その際、牟田口は、三好らに対して、判事の資格は憲法ならびに裁判所構成法の保障があり、危険な手段で辞職を勧告するのは不当で、弄花の事実があれば懲戒裁判により黒白を明らかにすべきであると、正論を主張した。これに対して、三好は、明治二六年三月、大審院長となったのを契機に、司法内部の宿弊である朋党結託の害を掃除することを強硬に主張する硬骨漢の牟田口を排斥したという(芸日)明治二七・一・九)。牟田口は、明治二七年二月一八日、東京牛込区加賀町二丁目二番地の自邸で病没した(芸日)明治二七・一二・二二、「中国」明治二七・一二・二五)。

たので、大阪地方裁判所検事正野崎啓造が、明治二十七年一月一〇日、広島控訴院検事長となった。野崎は、着任以来、引続き新任披露宴を開き、四月二十八日にも旧知を招き春和園で饗宴を催した〔芸日〕明治二七・四・二七。

4月15日 ○伊予国の裁判管轄〔芸日〕明治二七・四・一五)

伊予国の裁判管轄を大阪控訴院から分離して、広島控訴院下に変更しようとする事件に関し、来広した松山の弁護士篠原資は、広島島の弁護士間を奔走して、協議しつゝ、あるという。

5月22日 ○陽明学講習会〔芸日〕明治二七・五・二二)

広島地方裁判所検事正奥宮正治は、土佐国出身の人で、同人の家祖は世々陽明学に明達の間こえがあり、同地方ではずいぶん有名のようなのであるが、同人も嘗てこれを学び精達しているという。今度、広島島の弁護士中尾捨吉(土佐国出身)らは、奥宮と相談つて、広島に陽明学講習会を設置し、普く後進子弟に教授するとう。

5月27日 ○広島弁護士会役員改選〔芸日〕明治二七・五・二九)

広島弁護士会総会は、五月二七日午前九時三〇分より、広島法律学校において開催された。松山会長は、直ちに会長選挙の投票を行ない、一六點天野確郎、八

点松山廣居で、天野が会長に当選した。次に、副会長改選は、先ず一名の投票を行ったが、安部改造、藤井公道のいずれも一二点、年長により安部が当選、他の一名は、一二点で安倍萬太郎と決した。それより、常議員の選挙を行い、横山金太郎、土屋達太郎、富島豊太郎、廣瀬又次郎、田上諸藏、大芝榮廣、高橋榮之進の七名が当選した。爰に、玉木市兵衛が、松山、岡崎の兩名は、四年間役員のを継続したので、兩名の為に慰勞会を開こうと提案したが、これを修正する者は、懇親会に止めようというのでこれに決し、兩名には別に謝状を贈ることになった。午前一一時閉会し、懇親の宴を春和園に張り、午後三時退散したが、総会への出席者は二六名、懇親会への列席者は二一名であった。なお、過日の総会で、副会長三名を、二名に減じたが、司法大臣により認可された。

(注)「芸備日日新聞」は、代言人時代から、渡邊又三郎に対する個人攻撃を継続していたが、今回の広島弁護士会の役員選挙においても、渡邊が会長になるのを妨害するため、次のような記事を掲載している〔芸日〕明治二七・五・二七)。

●直なら耻辱 広島弁護士会は、本日役員選挙会を開く

由なるが、聞く所によれば、田上諸藏、横山金太郎、山中正雄、林十之助諸氏等の周旋によりて、嘗て代言人組合よりベケを蒙らんとしたる、トランプ博士渡邊の又さんを会長に選挙することに内約相整ひたりとか。名誉ある広島弁護士会に於て、マサカ左様な馬鹿げたことはなさざるべけれども、若し萬々が一にもありたらんには、真に同会の大恥辱汚点と云ふべし。

6月17日 ○橋野弁護士の拘引（芸日）明治二七・六・一九

備後福山の弁護士橋野嘉三郎は、刑事被告事件で、六月一七日拘引された。

（注）橋野は、神石郡油木村本田秀五郎の訴訟代理人として、同郡同村松川金次郎を相手取り福山区裁判所において民事訴訟中、嘗てその証書の日付を変造したことが発覚し、立会検事の請求により証書変造の嫌疑で拘引され、尾道監獄署に入監した（芸日）明治二七・七・一。

7月3日 ○廣瀬弁護士の科料（芸日）明治二七・七・五、明治二

七・七・二三

弁護士廣瀬又次郎は、七月三日午後一時頃、広島市西地方町二二番邸の軒下で、酒に酔って辺り構わず

放尿した、め、違警罪の科により科料金五銭に処せられた。

7月7日 ○送別会（芸日）明治二七・七・一二

尾道区裁判所から岩国区裁判所に転じた中野清三郎判事のために、尾道区裁判所員および弁護士らは、七月七日、福山の天画楼において送別の宴を開き、非常な盛会であった。

7月10日 ○送別会（芸日）明治二七・七・一一

今回退職となった元広島地方裁判所長三坂繁人と広島控訴院判事から山口地方裁判所長に転補された錦織義弘のために、広島控訴院、広島地方裁判所判検事、書記および広島市内の弁護士五〇有余名は、七月一日午後六時より、真孤春和園において送別の宴を開いた。

7月12日 ○弁護士控席の不潔（芸日）明治二七・七・一二

広島控訴院内弁護士控席は、常に掃除を怠り勝ちで、偶々掃除することがあるが、ただ机上を濡れ雑巾で拭く位なので、「其不潔なることは、云はん方なし」という。

8月19日 ○広島法律学校（芸日）明治二七・七・一七、明治二七・

八・一九

広島法律学校は、明治二〇（一八八七）年三月創立さ

れ、最初は広島組合代言人一同で維持する予定であったが、種々な事情があつて、現在は天野確郎、岡崎仁三郎、松山廣居、安倍萬太郎の四名で維持している。しかし、司法省指定学校（明治二六年二月一四日司法省告示第九二号）でない悲しさは、生徒が中途退学して指定校に入学するものが多く、七月一五日、天野確郎が上京して当局者に面会して、指定校となるように懇請したが、生憎夏期休暇中で、その意を果たさず帰広した。因みに、広島法律学校の生徒であつた者で、今日、法律事務に従事する者は、判事一名、弁護士一一名、執達吏一名、裁判所書記数名などである。

9月1日 ○弁護士会常議員会（芸日）明治二七・八・三〇）

九月一日夜、広島法律学校において、広島弁護士会常議員会を開催するという。

9月22日 ●弁護士会長の報告（芸日）明治二七・九・二三）

広島弁護士会長天野確郎氏より、昨日（注、九月二二日）各弁護士へ左記の報告をなしたり。

第一 天機伺のため会員を代表して自分、本日、内事課へ出頭致し候。

第二 広島控訴院長及同民事部長より左の通り、示合相成候。

（一）民事事件に付き、新証拠新事実は、成べく控訴

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

11月5日

●三余館設立広告（芸日）明治二七・一一・五、「中国」明治二七・一一・九）

業務之余、同人相会して法律を討究し、其研磨の成果をして、聊か実務の上に發揮せしめんと欲し、茲に三余館なるものを創設致し候、訴訟の鑑定処理等は、専ら合議の例に倣らひ、常に協同して其局に当り可申候。

広島市小町国泰寺前 三余館

広島市小町百三十九番地

弁護士 高橋榮之助

広島市中下町八十七番地

九一（九一）

弁護士 高田 似龜

広島市大手町四丁目十四番地

弁護士 田上 諸藏

広島市鉄砲屋町九十七番地

弁護士・法学士 土屋達太郎

広島市紙屋町二十九番地

弁護士 廣瀬又次郎

同人各自、自宅に在て訟務を執ることは、従前の通りに有之候。

(注) 同人達は、「三余館雜誌」という小赤冊子を発行した

(芸日) 明治二八・二・五。

12月6日 ○橋野弁護士の証書変造事件 (芸日) 明治二七・一二・一八、明治二七・一二・二二)

弁護士橋野嘉三郎は、一二月六日、広島地方裁判所尾道支部において、証書変造被告事件で、重禁錮四ヶ月、罰金四円の言渡しを受け、同月一七日広島控訴院に控訴した。弁護人は、中尾捨吉、岩本寅治、天野確郎、栗原茂之、安倍萬太郎の五弁護士である。

しかし、この証書変造被告控訴事件は、明治二八(二八九五)年二月五日、控訴棄却の判決があった(芸

日) 明治二八・二・六。

(注) ●弁護士名簿登録取消 広島地方裁判所弁護士橋野嘉三郎ハ弁護士法第五条第二三該当スルヲ以テ弁護士名簿

ノ登録ヲ取消シタリ (官報) 明治二八・三・一一。

明治二八(二八九五)年

2月15日 ○戦捷祝宴 (中国) 明治二八・二・一六

広島 of 弁護士達は、二月一五日午後五時より真孤春和園に会して、戦捷(注、日清戦争における威海衛海戦の勝利)祝宴会を開いた。

2月28日 ○池田弁護士の詐欺取財事件 (官報) 明治二八・三・一五、(芸日) 明治二八・三・一八)

弁護士池田重吉は、詐欺取財被告事件のため、二月二八日、大津地方裁判所において、寄託物騙取罪により重禁錮一年、罰金一〇円、監視六月に処せられた。

(注) 大阪地方裁判所所属弁護士池田重吉は、明治二七年六月

月、広島市に法律事務所を増設し、広島において弁護士業務に従事であった(芸日) 明治二七・六・九、明治二七・六・二)。池田は、明治二七年一〇月二日、広島市で勾引された(中国) 明治二七・一〇・四。

3月8日

○若山典獄の送別会〔芸日〕明治二八・三・一〇

広島県典獄より神奈川県典獄に転任した若山茂雄のために、三月八日午後、洗心楼において開かれた送別会は、非常な盛会であつた。来会した人々は、広島県庁、裁判所の各高等官を始め、学校員、市吏、県会議員、市会議員、弁護士、新聞記者、当地の紳士豪商等、凡そ一五〇名であつた。六時頃、席定まるや、幹事総代として寺田警部長が開宴の趣旨を演じ、次に若山の挨拶があり、早速整爾が起つて若山を送る演説をなし、夫れより交杯、芸妓の手踊り、手品等の余興もあつて、午後九時過ぎ頃、一同退散した。

3月27日

○裁判所管轄区域変更〔芸日〕明治二八・三・九、明治二八・三・三二

三月二七日、帝国議会の協賛を経た裁判所管轄区域変更法律が裁可公布された。その全文は、次の通りである。

法律第二十一号

明治二十三年法律第六十二号裁判所位置及管轄区域表
中大阪控訴院管轄伊予国ヲ広島控訴院ノ管轄ニ変更シ
又広島控訴院管轄因幡伯耆ノ国ヲ大阪控訴院ノ管轄ニ
変更ス

此ノ法律ハ明治二十八年四月一日ヨリ施行ス

但シ明治二十八年三月三十一日以前ニ係ル松山地方
裁判所及鳥取地方裁判所ノ裁判ニ対スル上訴ハ各従前
ノ控訴院ヲシテ管轄セシム

(注) 明治二六年一月、第五帝國議會に提出された際の裁

判所管轄区域変更の趣旨は、伊予国は地理最も広島に接近して、その距離はこれを大阪に比すれば五分の一に過ぎず、第一「警察監獄の事務を減じ地方税の負担を節する事」、第二「民刑訴訟人の便利たる事」、第三「裁判の確定を速かならしめる事」であつた〔芸日〕明治二六・一二・五。この時は、明治二六年二月、衆議院が解散され審議未了に終わった。

4月21日

○広島弁護士会役員改選〔中国〕明治二八・四・二三、
〔芸日〕明治二八・四・二四

四月二一日午前一〇時より、広島法律学校において総会を開き、先ず、会長以下役員の改選を行った。當選した者は、次の通りである。

(会長) 安倍萬太郎、(副会長) 森田卓爾、藤井公道(尾道)、(常議員) 横山金太郎、田上諸藏、三宅昌興、山内吉郎兵衛、高橋榮之助、廣瀬又次郎、松元辰之助
選挙が終わり、予て提出されていた建議案の議事に

移ろうとしたが、これは委員に調査させた上、来月第一日曜日を以て議することになり、散会した。それより、一同は、春和園において宴を開き、一二時半頃散会した。

(注) 民事訴訟法中改正につき、司法大臣より諮問があったので、一〇名の審査委員によって、その建議案を検討した〔芸日〕明治二八・二二・六。

5月23日 ○福山法官の懇親会〔中国〕明治二八・五・二九

広島地方裁判所長松下直美は、事務視察として、五月二三日福山町に至ったが、福山区裁判所佐枝監督判事を始め、佐藤警察署長、弁護士ら数十名の発起で、松下所長を招き、福山公園内紫陽館において懇親会を催した。因みに、右会場において、酒興の上、手相撲が始まったが、松下所長に打ち勝つ者は無かったという。

6月1日 ○奥宮検事の送別会〔芸日〕明治二八・六・三、〔中国〕明治二八・六・四

広島地方裁判所検事正より神戸地方裁判所検事正に転じた、奥宮正治検事のために、六月一日送別会を開いた。発起人は、裁判官、地方官、弁護士らで、会場

は春和園である。奥宮は、多年当地に在任したことであり、公私知人数も頗る多いので、当日予定の時刻即ち午後六時までに会場に集まって来たものは非常に多く、流石の春和園も狭さを感じる位であった。発起人の用意は周到で、会場の仕構え装飾等に至るまで、能く行届いて見えたが、賓主一同着席し、配膳が整ったのを告げると、発起人総代として広島地方裁判判事藤川徳成は、奥宮検事正を送る辞を述べ、併せて満場に挨拶する所があった。次で、広島弁護士会副会長森田卓爾は、弁護士会よりの送別文を朗読し、次に、広島監獄署の職員の送辞があり、茲に、奥宮は満場の拍手の中に留別の辞を述べ、来会者一同に対して謝意を表した。それより、各自酒杯の献酬は始まったが、酒間芸備日日新聞社の早速整爾は、起って奥宮を送る演説をした。興は漸く進み来たって、杯は益々あがる間、校書の手踊などもあつて、場内活気を以て満たされたが、この時、庭園内において、予て仕構へて置いた、幾種もの火花が演ぜられ、その進むに随て愈々興を加えたのは、洵に当日の壯観であった。一座、陶然歓を盡くすことに余念なく、希有の盛況を現して、一同が退散したのは、午後一〇時過ぎであった。この日は、発起人らの注意で、酒肴の誂へ向きは能く整つて

おり、時節柄衛生上の注意を専らにしたことなどは、来会者中の評判であった。来会者は、控訴院、両裁判所の各高等官以下、陸軍武官、県庁始め在広各官衙の高等官以下、弁護士、市内豪商紳士、新聞記者等、凡て一四〇人余で、非常な盛会であった。

(注) ●広島地方裁判所検事正交迭 広島地方裁判所検事正 検事奥宮正治氏は、神戸地方裁判所検事正に転補せられ、神戸地方裁判所検事正 検事草野宣隆氏は、広島地方裁判所検事正に補せられたり。奥宮検事の当地に來任せしは、去ぬる明治十七年三月の事にして、爾來今日に至るまで、実に十一ヶ年三ヶ月、在広各官吏の中に在ても、氏の如く長年月の間在勤せしものあるを見ず。而して、氏や常に衆望を一身に繋ぎ、其名風に世上に高く、司法官中希れに見るの声を博して、以て今日に至れり。其官に在るものと民に在るものとを問はず、今日の転勤に接して誰れか其別れを惜しまらざらんや (芸日) 明治二八・五・二三)。

10月4日 ○弁護士間の弊害 (芸日) 明治二八・一〇・四)

三百代言に訴訟事件の依頼方を周旋させ、三割四割の利益を領って、己の業務を維持する弁護士があり、

その弊害が大きいことは、勿論であるので、広島弁護士会では、今回この弊害を矯正するために、一の規定を設けた。

(注) 規約第五章取締中の第二七条「会員は、弁護士たる体面を汚し、懿徳を傷くる行為あるべからず。」という規定であろう (芸日) 明治三四・八・一八)。その後、明治三四年一月一八日には、紹介人名簿記載の者 (主に三百代言) から、事件の周旋を受けることを禁止した (芸日) 明治三四・一一・二〇)。

11月3日 ○送別会 (芸日) 明治二八・一一・四)

弁護士横山金太郎は、判事に任用され西条区裁判所に補されて、赴任することになり、安倍萬太郎、高田似端両弁護士が幹事となつて、一月三日午後三時より、真孤春和園において送別会を開いた。

11月4日 ○常議員会 (芸日) 明治二八・一一・五)

広島弁護士会常議員は、一月四日午後六時、広島法律学校において会議を開いた。この会議は、過日、司法省より諮問があつた、「民事訴訟法に就いて、便宜の方法及び附屬に関する同様の件、上申方」などについてある。

11月7日 ○常議員会（芸日）明治二八・二一・八）

広島弁護士会常議員会は、一月七日午後六時より、広島法律学校において会議を開いた。

11月19日 ○池田弁護士に対する大審院判決（「官報」明治二八・二・二二）

大審院は、一月一九日、弁護士池田重吉に対する詐欺取財被告事件につき、被告池田の上告を棄却した。

（注1）池田は、明治二八年八月二日、安濃津地方裁判所

において、詐欺取財の罪ありとし、重禁錮七月、罰金一

〇円、監視六月に処せられ、名古屋控訴院に控訴した

が、明治二八年一〇月三〇日、同院は控訴を棄却した

ので（「官報」明治二八・二二・二二）、上告していた。

一方では、池田は、同一事件と思われる詐欺取財被

告事件のため、明治二八年二月二八日、天津地方裁判

所において、寄託物騙取罪により重禁錮一年、罰金一

〇円、監視六月に処せられたともある（「官報」明治二

八・三・一五、「芸日」明治二八・三・一八）。

（注2）●弁護士名簿登録取消 大阪地方裁判所所属弁護士

池田重吉ハ弁護士法第五条第二該当シタルヲ以テ去

月二十七日所属検事局ニ於テ弁護士名簿ノ登録ヲ取消

セリ（「官報」明治二八・二二・三三）。

12月6日 ○民事訴訟法の審査（芸日）明治二八・二二・六）

広島弁護士会では、予てより一〇名の審査委員を挙げ、日々相会して、民事訴訟法中の条項を審査しつつ、あるが、近々取纏の上、総会に付す予定である。右は、司法大臣よりの諮問に基づき、同訴訟法中の改正意見を定めるためであるが、その答申期限は本月中である。

明治二九（一八九六）年

1月1日 ○弁護士の新年宴会（芸日）明治二九・一・二）

広島弁護士会員二〇余名は、一月一日、広島法律学校に相会して新年宴会を催した。

4月24日 ○常議員会の調査（中国）明治二九・四・二六）

広島弁護士会長安倍萬太郎は、「在広島弁護士に反省を望む」（中国）明治二九・四・二三」と題する記事に閱して調査するため、常議員会を開くよう常議員会長に命じた。常議員会議長山内吉郎兵衛は、早速常議員会を招集し、四月二十四日夜、広島法律学校において常議員会を開会した。出席した常議員は、香川齋、三宅昌興、小島孫三郎、高橋榮之助、田上諸藏、廣瀬又次郎、松元辰之助である。記事中の「小町辺の某弁護士なるもの不日懲戒裁判に附せられんとす」云々につき、種々議論の末、そのような醜陋の行爲があるもの

とは誰かは分からないが、天野確郎に面白くない風聞があるので、兎も角同人より取調べることにし、調査委員五名を選挙した。当選したのは、松元辰之助、廣瀬又次郎、田上諸藏、高橋榮之助、小島孫三郎である。以上の者は、同月二五日より、直ちに調査に着手した。

4月26日

○広島弁護士会定期総会（芸日）「中国」明治二九・四・二八）

広島弁護士会総会は、四月二六日午前九時より、大手町七丁目広島法律学校において開会したが、来会者は二三名であった。先ず、前年度決算報告をなした後、役員改選をした。会長は高田似唄、副会長には森田卓爾、藤井公道、常議員には山内吉郎兵衛、田上諸藏、松元辰之助、土屋達太郎、香川齋、小島孫三郎、三宅昌興、高橋榮之助、廣瀬又次郎、長屋謙二が当選した。なお、天野確郎非行事件については、更にこれを新任常議員会に付し、一層詳密な調査を遂げる筈で、不日常議員会を開いて、調査委員を選定する予定である。総会は、午前一〇時頃散会し、一同は直ちに春和園において懇親会を開き、快談痛論時の移るのを知らず陶然酔って、散会したのは午後二時頃という。

4月30日

○常議員会（芸日）明治二九・四・三〇）
広島弁護士会常議員は、四月二九日午後四時より、

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

広島法律学校において常議員会を開き、議長を選挙した後、これまでの調査委員は、天野弁護士非行事件に關して、報告書を議長の手許に差出し、議長は更に新たに選任された常議員中より調査委員を選定し、引続き右非行事件を調査させることになった。

5月1日

○奥野検事留送別会（芸日）明治二九・五・一、「中国」明治二九・五・二）

広島控訴院検事より、浦和地方法裁判所検事正に転補された奥野毅は、四月三〇日午後六時より、同僚知人三五名を真孤春和園に招いて、留別会を開いたが、五月一日は、また、午後六時より法官および弁護士、県庁の高等官、警部など五〇名が、発起人となり、同検事を同園に招待し、盛大な送別会を開いた。余興に、薩摩の人家弓氏の薩摩琵琶などがあり、頗る盛況であった。

5月3日

○広島弁護士会総会（芸日）明治二九・五・二、三、明治二九・五・五）

広島弁護士会は、廣瀬又次郎が常議員を辞したので、五月三日午前八時より広島法律学校において総会を開き、常議員一名の補欠選挙を行い、林十之助が当選した。

九七（九七）

5月6日 ○常議員会（芸日）明治二九・五・八

五月六日午後五時より、広島法律学校で開いた常議員会において、常議員会議長を選挙し、長屋謙二が当選した。

5月9日 ○常議員会（芸日）明治二九・五・一〇、明治二九・五・一

二

五月九日午後四時より、広島法律学校において常議員会を開き、天野弁護士非行事件の調査委員を選定した。当選者は、小島孫三郎、田上諸蔵、山内吉郎兵衛、高橋榮之助、長屋謙二の五名である。この事件に関しては、広島地方裁判所検事局からも、至急に調査をするよう督促があるので、右調査委員は昼夜を徹して調査に随う予定であるという。

5月15日 ○広島法律学校（芸日）明治二九・五・一五

広島市大手町七丁目の広島法律学校は、一昨年日清戦争が始まって以来、講師が多忙のため、講座の席が暖かくなかった。そのため、生徒の就学する者も少なかったが、近日講師も漸く閑暇を得、教授に意を用いることになったので、現在生徒は四〇余名あり、なお、日々二、三の就学者がある。そこで、曾て第二土曜日を以て、例年開会していた討論会も、久しく中断していたが、近日中より始まるに至るであろう。

5月19日 ○春木検事総長来広（芸日）明治二九・五・二〇

大審院検事総長春木義彰は、五月九日午前九時頃、広島地方裁判所に臨み、広島弁護士会弁護士を招いて、民事訴訟に関し、その意見を問うた。二、三の弁護士が、その意見を陳べたが、その間約一時間であった。

同日午後六時から、広島司法官らが、春木検事総長を招請して、真菰春和園において宴会を開いたが、弁護士らも参会した。

5月22日 ○天野弁護士非行事件（芸日）明治二九・五・一五、明治

二九・五・二三

広島弁護士会の調査委員は、弁護士天野確郎の非行事件について、監督検事から取調を督促されていたが、ほゞ調査を結了し、五月二二日、常議員会議長へ、その報告書を提出したので、同月二三日午後四時から、広島法律学校で常議員会を開く予定である。ただし、本件に関しては、他県における関係者の調査は、未だ結了していないという。

○山口判事の送別会（芸日）明治二九・五・二三

五月二二日、広島控訴院判事から台湾総督府法院判官に転任した、山口武洪のために開かれた立町岡本亭における送別会は、午後六時より判検事、書記および弁護士らが参会し、随分盛会であったという。

5月23日

○岩本弁護士懲戒裁判〔芸日〕明治二九・四・二八、明治二九・五・二三

弁護士岩本寅治は、五月二三日午前九時より、広島控訴院において懲戒裁判に付せられる予定であったが、同人の弁護士松山廣居、安倍萬太郎が、昨日、弁護士届を提出し、かつ、書類の取調を要するので、期日の猶豫を願ひ出た。

○天野弁護士非行事件〔芸日〕明治二九・五・二三、〔芸日〕「中国」明治二九・五・二六

広島弁護士会は、五月二三日午後四時より、広島法律学校において常議員会を開き、天野確郎非行事件に關し調査委員の報告があつたが、他府県にも關係者があり、これを取調べるには莫大な費用を要するので、このまゝ、結了するか、更に充分精密な調査をするか、近々、総会を開いて協議する予定である。

5月25日

○岩本弁護士の懲戒裁判〔芸日〕明治二九・五・二七

弁護士岩本寅治に係る懲戒裁判は、五月二五日午前一時、広島控訴院において開廷され、岩本の代理人として早川清人が出廷し、弁護士松井廣居、安倍萬太郎の両名も出廷した。取調は、即日終結したので、追つて宣告される予定である。

5月27日

○天野弁護士非行事件〔中国〕明治二九・五・二九、〔芸日〕明治二九・五・三二

五月二七日午後三時より、広島法律学校において常議員会を開き、満場一致を以て、天野弁護士の行為は弁護士規則に違背した非行事件であると認定し、先に請求した弁護士会総会開会の議を撤回し、更に弁護士会規則違反として、懲戒裁判に付せられることを広島地方裁判所検事正に申告することとなり、五月二八日、常議員会議長はその手続きをなした。

5月29日

○岩本弁護士の懲戒裁判〔中国〕明治二九・五・三二、〔芸日〕明治二九・六・二

弁護士岩本寅治は、偽証事件のため、五月二九日広島控訴院で開かれた懲戒裁判所において、除名の言渡を受けた。

6月2日

○天野弁護士非行事件〔芸日〕明治二九・六・四、〔芸日〕「中国」明治二九・六・九

弁護士天野確郎の非行事件につき、広島弁護士会長高田似龍より広島地方裁判所検事正草野宜隆へ、調査の結果を申告したので、六月二日、同検事正は広島控訴院検事長野崎啓造に対し、天野確郎に対する懲戒訴追請求をなした。そして、同月五日、天野弁護士に対する、懲戒裁判所開始が決定された。

7月16日 ○常議員会〔芸日〕明治二九・七・一五)

七月一六日午後五時より、広島法律学校において常議員会を開催する予定である。用件は、弁護士安部改造が、海外貿易商を営みたい旨申出たので、その可否を決定するためである。

7月24日 ○岩本弁護士の懲戒裁判〔芸日〕明治二九・六・二八)

弁護士岩本寅治に係る懲戒裁判控訴事件は、七月二四日、大審院において開廷された。弁護人大岡育造、岡崎正也の両弁護士が弁論の末、一週間以内に判決の宣告がなされることになった。

7月27日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明治二九・七・五、明治二九・七・二八)

広島弁護士会は、七月二七日午前九時より、広島法律学校において総会を開き、常議員であった土屋達太郎が台湾高等法院付となり、七月四日渡台したので、その補欠選挙を行った。

7月28日 ○岩本弁護士の懲戒裁判〔官報〕明治二九・八・一〇、

〔芸日〕「中国」明治二九・八・一三)

弁護士岩本寅治に係る弁護士会規則違反懲戒被告事件の控訴審は、七月二八日、大審院の懲戒裁判所において控訴棄却され、除名が確定した。

8月21日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明治二九・八・二二)

八月九日、開会する予定であった広島弁護士会総会は、同日は流会となり、更に来る二三日午前八時より、広島法律学校において開催し、常議員の改選を行い、かつ、弁護士会規則改正の件につき審議するという。

8月23日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明治二九・八・二五)

八月二三日午前八時より、広島法律学校において総会を開き、常議員の補欠選挙を行ったところ、松山廣居、安部萬太郎、岡崎仁三郎の三名が当選した。

8月27日 ○天野弁護士非行事件〔芸日〕明治二九・八・二九)

広島控訴院は、目下、天野確郎非行事件に関し取調中であるが、八月二七日は証人として、広島市八丁堀の吉崎憲三を召喚し取調べた。

8月31日 ○広島法律学校廃校〔芸日〕明治二九・九・一)

広島法律学校は、八月三十一日を以て廃校した。その理由の第一は、司法省指定校となる見込みがないこと、第二は、広島物の価値が高騰し生徒の生活が困難となり生徒数が減少したこと、第三は、官私立の法律学校が増加したこと、であるという。

(注) 広島法律学校については、増田修「広島法律学校沿革誌 附、講法館、広島法学校、法学講習所、尾道法律学

校」(『修道法学』第二八卷第一号、二〇〇五年九月)を参照されたい。

9月16日 ○書生笈を負うて去る(「芸日」明治二九・九・一六)

広島法律学校が廃止されたため、広島弁護士事務所(注)の書生は、その学ぶところを失い、今や笈を負い他の地方に移る者が多い。そのため、弁護士は熟練の事務員を失う者もあり、執務上差支えを来すので、これら書生の足を留めさせるために、更に法律学校新設を計画する者があるという。

○天野弁護士非行事件(「芸日」明治二九・九・一六、明治二九・一〇・一〇、明治二九・一〇・一四)

天野確郎に対する広島控訴院懲戒裁判所の取調は、九月一六日、本人を召喚することになっていたが、上京中のため、留守居のものから猶予届が差出された。

9月24日 ○弁護士の不景気(「芸日」明治二九・九・二四)

広島弁護士の内情話を聞くと、昨近は戦争(注、日清戦争)前と比較する時は、事件数が余程減少した由であるが、裁判所へ持出される事件は、その割合に多いという。弁護士の不景気は、さこそ察しやられる。

(注) 前年から弁護士の不況は続き、左記の様状況であった。

●弁護士の判事志願 昨年(注、明治二七年)来、訴訟事件大に減少したれば、第一流の弁護士にても閑散に苦む程なれば、況して第二流に至っては、門前雀羅の姿なれば、判事志願をなす者多しと(「芸日」明治二八・八・六)。

10月24日 ○天野弁護士非行事件(「芸日」明治二九・一〇・二四)

弁護士天野確郎に対する懲戒裁判は、すでに二回まで猶予され遷延していたが、本人は一〇月二二日東京を出発し帰広の途につき、本日頃帰広するはずで、帰広の上は直ちに開廷されるという。

11月14日 ○天野弁護士免訴(「芸日」明治二九・一二・一四)

弁護士天野確郎の非行事件に係る懲戒裁判は、免訴となった。

12月15日 ○弁護士の忘年会(「芸日」明治二九・一二・一七)

広島組合弁護士は、一二月一五日後二時より、真菰春和園において忘年会を開いた。会する者は三〇余名、校書が酒間に斡旋したので、満座陶然として酔いを催し、十二分の歓をつくして、散会したのは午後一〇時過ぎであった。

12月20日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明治二九・一一・一四、明治

二九・二・九、明治二九・一二・二二)

広島弁護士会は、一二月二〇日午前一〇時より、元
広島法律学校において総会を開き、常議員三宅昌興が
病気のために辞任したので、その補欠選挙を行い、植
田壽作が当選した。

明治三〇(一八九七)年

1月16日 ○弁護士控所の取上げ〔芸日〕明治三〇・一・一六)

広島地方裁判所構内の弁護士控所は、人民溜所の傍
らに在るが、目下の処、狹隘を感ずるので、明治三〇
(一八九七)年度の経費を以て、その建増しをするとい
う。

1月17日 ○検事正の通知〔芸日〕明治三〇・一・一七)

広島地方裁判所検事正(草野宣隆)より広島弁護士会
長(高田似龍)へ、英照皇太后陛下崩御による喪期間中、
訟廷の正服を着する時は、黒色の布片を以て帽を巻く
可き旨通知をした。よって、同会副会長(森田卓爾)よ
り弁護士一同へその旨を通告した。

(注) ●官報号外を以て、左の告示が発せられた〔芸日〕明
治三〇・一・二〇)。

司法省告示第二号

本年内閣告示第二号を以て臣民喪期間文官の喪章相定め
られ候処判事検事裁判所書記制服を着するときは黒色の
布片を以て帽を巻くべし但弁護士職の職服に付ても此例
に依る

明治三十年一月十六日

司法大臣 清浦 圭吾

3月6日 ○広島弁護士会員名簿〔中国〕明治三〇・三・一六)

明治三〇(一八九七)年三月現在、広島弁護士会に籍
を有する者(四六名)、および同会役員は左記の通りで
ある。

△会員 岡謙藏、天野確郎、森田卓爾、松山廣居、平
本希一郎、安倍萬太郎、高野一步、香川齋、山中正雄、
土屋達太郎、岡崎仁三郎、渡邊又三郎、富島豊太郎、
難波泰慈、安部改造、藤井公道、藤井乾助、大西虎造、
河端守綱、小川浩行、脇本東助、和田詫美、宮原毎太
郎、林十之助、栗原茂之、高橋榮之助、谷音助、奥本
數奇男、長屋謙二、山内吉郎兵衛、玉木市兵衛、天野
鐵輔、福本則行、廣瀬又次郎、中尾捨吉、田上諸藏、
粕屋萬尋、上野久之助、三坂繁人、松元辰之助、高田
似龍、三宅昌興、小島孫三郎、脇屋雄六、植田壽作、

土居弘毅

△役員 会長高田似籠、副会長森田卓爾、副会長藤井公道

△常議員会 議長松山廣居 議員田上諸藏、同松元辰之助、同小島孫三郎、同山内吉郎兵衛、同林十之助、同香川齋、同安倍萬太郎、同岡崎仁三郎、同植田壽作

4月25日

○広島弁護士会総会〔芸日〕明治三〇・四・一四、明治三〇・四・二四、〔芸日〕「中国」明治三〇・四・二七

広島弁護士会は、四月二十五日午前九時より、大手町七丁目旧広島法律学校において総会を開き、明治二九（二八九六）年度決算報告をなし、かつ、明治三〇（二八九七）年度経費予算を議定した。従前は、会員一人につき、一ヶ年金二円四、五〇銭徴収していたが、広島地方裁判所内弁護士控所の取上げ、その他設備等に費用を要するので、一人に付、金五円五〇銭徴収することになった。そして、会長以下改選の結果は、次の通りとなった。

（会長）高野一步、（副会長）森田卓爾、藤井公道、（常議員）高田似籠、田上諸藏、山内吉郎兵衛、小島孫三郎、松元辰之助、脇屋雄六、土居弘毅、栗原茂之、大西虎造、河端守綱

総会には、弁護士四八人中、二七人出席し、常議員

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

の中には、辞任する者もあるかも知れないという。総会が終わつて後、午前一時半頃より、真菰春和園において懇親会を開いた。

（注一）元広島法律学校は、現在、物置となつていたので、到底、総会々場には充用し難いと思われ、真菰春和園で総会を開催する予定となつていた〔芸日〕明治三〇・三・四。

（注二）「中国」は、「由来、広島弁護士会の腐敗せるや太甚し、今回役員選挙結果の如き、偶々以て之を証明したるものと云ふべし」、高野一步は第三流以下のものであり、常議員も二、三名を除くと高野一步一輩の徒のみであると、罵詈雑言を浴びせている〔中国〕明治三〇・四・二七。「中国」は、高野が自由党系であり、森田、高田は進歩党系であることが、気にくわなかつたようである。（注三）「中国」は、弁護士が、裁判所門前の代書人（いわゆるモグリ）から訴訟の紹介を受けて、モグリが依頼者と契約した報酬額の半額位で、訴訟を請負つて生計を営むという悪習を、強く非難している〔中国〕明治三〇・九・八。

4月27日

○弁護士俱樂部設立〔芸日〕明治三〇・四・二七
広島弁護士の中に、弁護士俱樂部を設立しよう

一〇三（一〇三）

計画をする者があり、凡そ二〇名位の賛成者を得たならば、直ちに設立することになった。この倶楽部は、碁盤、玉突、撃剣道具などを設備し、以て娯楽に供するという。

5月13日 ○弁護士控所取上げ〔芸日〕明治三〇・四・一三、明治三〇・五・一一)

広島地方裁判所内の弁護士控所は、兩三日前より取上げ工事に着手中であるが、今回は執務室を分置し、その控所を完全にするようである。

5月18日 ○眞木典獄送別会〔芸日〕明治三〇・五・二〇)

大阪府典獄に赴任する、眞木喬典獄の送別会は、五月一日午後五時より眞菰春和園において開かれたが、来会した者は、県庁、控訴院、裁判所、警察部、監獄署などの吏員が最も多く、銀行会社員、新聞記者、弁護士、市吏、市会議員なども来会し、約百五、六〇名と見受けられた。初めに西田警部長が幹事総代として演説をし、次に眞木喬典獄の挨拶があり、それより立食をなし、各自献酬酒杯漸くめぐり、宴酣に及び園内を逍遙し、模擬茶店に就いて三々五々その好むところを愉しんだ。蓋し近來の盛会であつて、一同歡を尽くし退散したのは、午後八時半頃であつた。

5月20日 ○弁護士控所落成〔芸日〕明治三〇・五・二〇)
広島地方裁判所内の弁護士控所は、一兩日前に落成した。

6月11日 ○高橋中学校々長の新任披露宴〔芸日〕「中国」明治三〇・六・一三)

広島県第一尋常中学校長高橋敏之は、六月一日午後五時より、春和園において、その新任披露の宴を開いた。招きに応じて列席したのは、佐藤少将、澤原前貴族院議員、關書記官、西田警部長、河村参事官などを始めとして、司法官、弁護士、県会正副議長、常置委員、市長、学校員、新聞記者、その他知友など凡そ五、六〇名で、まず高橋が挨拶し、次いで数番の演説もあり、校書は酒間の周旋をして、中々の盛況を現じ、各自歡を尽くして、散会したのは九時過ぎる頃であつた。

(注) 高橋敏之(東京府士族、元広島県平民、明治二六年七月帝国大学法科大学卒業)は、明治二八年一月、東京から広島に帰郷し、弁護士登録は東京に置いたま、広島市西魚屋町に法律事務所を設けた。同年六月には、広島県第一尋常中学校の嘱託教師となったが、依然として弁護士を続けていた。しかし、明治三〇年五月三二日弁護

士名簿の登録を取消し、同校々長に就任した（「芸日」明治二八・一・二四、「芸日」・「中国」明治三〇・五・二六、「官報」明治三〇・六・三、「芸日」・「中国」明治三二・五・一八）。高橋は、明治三四年三月二日病死し（「芸日」・「中国」明治三四・三・二三、明治三四・三・二六）、家族は帰京した（「中国」明治三四・四・七）。

6月13日

○広島弁護士会総会（「芸日」明治三〇・六・一一、明治三〇・六・一五）

広島弁護士会は、六月一三日、旧広島法律学校において総会を開き、常議員田上諸蔵が辞任したので、その補欠選挙を行う予定であったが、出席人員が定数に満たず流会となった。

6月30日

○訟廷に出入する者の服装（「芸日」明治三〇・六・三〇、明治三〇・七・二）

広島控訴院、広島地方裁判所および区裁判所は、七月一日から、訟廷における服装に関して、次の通り定めた。これと同時に取締を嚴重にし、一事件が終わらない間は、中途より濫りに傍聴人を出入させないことになった。

来る七月一日より、訟廷に於て訴訟関係人并に傍聴人は、靴若くは上草履を用ゐ、徒跣にて出入する

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

を禁ず。但し、男子は可成羽織若くは袴を着用す可き事。

（注）公判廷に上草履を用いることになったので、これを当て込み村中某は、上草履を貸すことを始め、単にこれを貸す場合は五厘、下駄を預ければ一銭の料金を取るという（「芸日」明治三〇・七・一一）。

7月3日

○弁護士之繁忙（「芸日」明治三〇・七・三）

各裁判所とも、来る七月一日より九月一〇日まで暑中休暇となるので、重大な事件は休暇後に廻すにしても、軽少な事件は休暇前に片付けようとするので、弁護士は、彼に行き此に行くのに、忙しい有様である。

（注）「裁判所構成法」（明治三年二月一〇日法律第六号）

第二七条「裁判所ノ休暇ハ七月十一日ニ始マリ九月十日ニ終ル」。

7月8日

○中国状師会（「芸日」明治三〇・七・八）

予て、中国状師会という一の会同を開いたことがあるが、三、四年前二、三回これを催したのみで、その後は打絶えて、復たその会同を見なかった。

一〇五（一〇五）

しかし、その後、愛媛県も広島控訴院管内に属したので、本年は是非ともこれを開こうと、広島弁護士中にその準備委員五名を撰定した。高野一步、森田卓爾、安倍萬太郎、岡崎仁三郎、高田似壠の五名が、その選に当り、昨日、大手町三丁目岡崎仁三郎宅に会合協議をした。元来、この状師会なるものは、各裁判所の取扱い振りにつき、其弊害のある点を認めれば、これを上級裁判所に建議し、以て矯正するのを大趣旨とした。そして、この会同に与かる各地弁護士は、広島に凡そ五〇人、松山に凡そ三〇人、松江に凡そ三〇人、山口の凡そ四〇人で、問題は夫々持寄る予定である。会の期日は、未だ確定していないが、裁判所も遠からず休暇となるので、その休暇中遅くとも来る八月中旬までに開催する予定で、その場所は、多分真菰春和園であろう。また、開会日数は、およそ一週日の見込であると聞く。

7月16日

○中国状師会(芸日)明治三〇・七・一六

中国状師会のことについては、広島弁護士会中に設けた準備委員より、各地の組合弁護士へ通知したが、その開会日時などは未だ決定していない。ただし、八月二〇日頃より開会することは通知した。

8月18日 ○中国状師会(芸日)明治三〇・八・七、明治三〇・八・一八
中国状師会については、各地の弁護士から、未だ何らの回答をしない向きもあり、八月二〇日開催には間に合わない。思うに目下夏期休暇中であっても、各裁判所では刑事または緊急な民事々件の取扱もあり、ある者は多忙のため、ある者は苦熱のため、出会する者は少ないであろう。

8月21日

○中国状師会(中国)明治三〇・八・三二、明治三〇・八・二四、「芸日」明治三〇・八・二五

中国状師会に対する準備会を、八月二一日午後一時より、河原町洗心楼において開き、同会における問題を調査し、なお、仮委員として、次の六名を推薦して、午後九時散会した。

(広島) 岡崎仁三郎、安倍萬太郎、松山廣居、土居弘毅、田上諸蔵、(松江) 湯淺豊太郎

8月22日

○中国状師会(中国)明治三〇・八・三二、明治三〇・八・二四、「芸日」明治三〇・八・二五

八月二二日午前八時より、中国状師会を大手町四丁目の松山廣居宅において開会した。出席弁護士は、次の通りである。

(広島) 三坂繁人、安倍萬太郎、岡崎仁三郎、松山廣

9月10日

居、脇屋雄六、田上諸蔵、廣瀬又三郎、高野一歩、小島孫三郎、植田壽作、松元辰之助、(松江)湯淺豊太郎
右の外、広島控訴院管内の弁護士で同会に出席しなかつた松山、山口などの会員は、出席会員に委任した。そして、「広島控訴院管内聯合会規則」などの議題は、安倍萬太郎が議長となつて討議され、何れも可決された。かくて、田上、廣瀬、高野の三名が事務委員に選挙され、午後五時閉会し、同夜大手町四丁目榮亭に懇親会を開き、各自胸襟を披き談笑したという。

●裁判事件の増加(芸日)明治三〇・九・一〇)

各裁判所に於ける裁判事件は、近來一般に増加の傾向を生ぜり。蓋し、人事の複雑するに従ひ、裁判事件の増加するは必至の勢ひなりとす。而して、戦争(注、日清戦争)以前は裁判事件多く、戦争后は一時(昨年迄)裁判事件少かりしが、本年に至りて忽ち増加せるは如何。是れ、人事の複雑に赴きしも、其原因たるに相違なきも、戦争中には金儲けも多かりし為、自然瑣細なる民事訴訟の如きは、之れを見合したるものが、今日に至り俄かに之を提起するに至りしが如きも、確かに其原因たらん。而して、広島控訴院に於ける民事裁判事件も亦増加せるは、疑ひもなき事実ながら、為に停滞せる事件とはなし。尤も、暑中休暇中には、

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

9月14日

火急を要するもの、外、民事の裁判をなさざれば、一は夫が為と又一は貼用す可き印紙の多くを要する為等に由り、見合したる者もある可く、其暑中休暇中に提起せしは一四、五件なりしのみなり。元來、控訴院の管轄区域は広きが故に、他の裁判所の如く、直ちに裁判開廷の運びに至らず。即ち、召喚より数十日の後に至り、漸く当事者出頭、開廷の運びに至るものあり。斯る場合に於てすら、当事者の都合に由り、延期を出願することあるも、控訴院に於ては事件の都合上延引は寧ろ好ましからず。而も、法律上の規定に由て延期を出願せば、之を許さざる可からざるなり。故に、当事者に於ても成る可く延期を願はず、裁判事件の多き場合に於ては、特に注意して其進行を望むこそ、本意ならめと或人は云へり。

○常議員会(芸日)明治三〇・九・一四)

広島弁護士会は、九月下旬に常議員会を開会し、先に開催した中国状師会の経費の件につき付議する予定である。ただし、右常議員会については、未だ通知書を發していないが、開会一週日前に通知される予定である。

○天野確郎送別会(芸日)明治三〇・九・一四)

台北弁務署長となつた弁護士天野確郎は、九月一八

一〇七(一〇七)

日広島を發程、赴任の途に上る予定であるが、広島
の弁護士および知友は、春和園で送別の宴を張るとい
う。○伊藤判事・早田書記長の送別会〔芸日〕明治三〇・一
〇・一四

広島控訴院判事から鳥取地方裁判所長に転じた伊藤
景直、および同院書記長を辞した早田長忠の兩名のた
めに、広島在住の司法官、ならびに弁護士らが、一〇
月一三日午後五時より、真孤春和園に送別会を開いた。
伊藤は来る二〇日頃赴任し、早田は一〇月一五日頃郷
里東京へ帰る予定である。

10月30日

○刑事被告人の増加〔芸日〕明治三〇・一〇・三〇

目下、広島地方裁判所の公判廷に日々監獄署より引
出だされる者は、一日平均一四、五人である。而して
各警察署または分署、憲兵屯所等より検事局に廻され
る者は、客月中は一日六人平均であったが、本月は七
人平均となった。これらは、概ね小窃盜、賭博の類で
あるが、中には詐欺もあり、また従来、刑事被告人は、
例え実際に犯した罪であるにせよ、弁護士さえ頼めば
無罪となる可しと盲信する傾向にあったが、近来は漸
く弁護士を頼まぬ者も多くなった。而して、詐欺の仕
方に至つては、最も進歩しているという。

12月20日

○松田検事の送別会〔芸日〕明治三〇・一二・二二

広島控訴院検事から佐賀地方裁判所検事正として赴
任する、松田協輔の送別会は、一二月二〇日午後五時
より、真孤春和園において開かれ、広島在住司法官、
県官、弁護士、その他の有志者七〇余名が来会し、頗
る盛況であった。松田検事正は、来る二五日出發、赴
任の予定である。

明治三一(一八九八)年

1月15日

○広島弁護士会総会・常議員会〔芸日〕明治三一・一

一、「芸日」・「中国」明治三一・一・一六

広島弁護士会は、一月一五日午後二時より、新川場
町戒善寺において、司法省から刑法改正草案につき意
見を徴せられているので、その意見を本月中に答申す
るため、総会を開いた。出席者は一七名で、高野一步
会長、席につき議事に取掛つたが、岡謙藏の發議で、
取調委員一〇名を選定して改正刑法の調査を委託する
ことになり、直ちに委員を選挙し、左記の者が当選し
た。

高田似龍、高野一步、廣瀬又次郎、森田卓爾、高橋
榮之助、三坂繁人、小島孫三郎、土居弘毅、松元辰之
助、脇屋雄六

それより、高田似籠の発議により、調査費金三〇〇円を弁護士会より支出することに決して散会した。

これより先、同日午後一時より、同寺において常議員会を開き、前記取調委員選定、その他費用の件を協定した。

1月28日

○広島弁護士会総会・常議員会〔中国〕明治三一・一・二八、「芸日」明治三二・一・三〇

広島弁護士会総会は、一月二八日午後三時より、鉄砲屋町松萬方において開かれた。予て調査委員において調査中であつた、刑法改正草案に関する意見を衆議に付すために開催したもので、結局二、三の修正を加え、浄書を了わり次第、司法省へ差出すことに決定した。

なお、右総会を開く前、同所において、常議員会を開き、弁護士山中正雄が海外渡航株式会社取締役に就任することについての許否を議し、これを許すことになつた。

(注) 海外渡航株式会社は、資本金六万円、取締役社長は佐藤岩男、取締役に佐藤三郎(この年三月には、衆議院議員に当選)がいる。

3月5日

○阿部判事と弁護士〔芸日〕明治三一・三・五

広島地方裁判所判事阿部義彰の裁判の仕方、嫌焉たらざる所があり、広島弁護士会は、この程、松下直美広島地方裁判所長に対し、建言する処があつた。これは、阿部判事が、弁護士の弁論に耳を傾けない疑いがあり、自然不利なことあると信じたのに出たことであるという。もつとも、右建言が出てからは、阿部判事も反省する処がある様子であると聞く。古の聖人は曰く、過つては即ち改むるに憚ること勿れと。阿部判事たるもの、亦この語を服膺する人であろうか。

(注) 阿部判事が、弁護士の弁論を聞くのを厭うこと、および羽仁詳一判事が、刑事法廷で弁護人の弁論中、被告人を直立させるといふ訴訟指揮に関しては、『日本弁護士協会録事』第八九号(明治三八・七・二八)でも「広島通信」として掲載している。

4月3日

●弁護士の怠惰〔中国〕明治三一・四・三

各弁護士が、法廷に於てパンを得、弁論を以て渴を医し居るに拘らず、頗る業務に冷淡にして、依頼者を迷惑せしむることの多きは、一般に非難するところなるが、今当控訴院に於ける最近数ヶ月間の民刑事進行

の割合を見るに、同院の差支により開廷又は弁論期日を延期したるものは、僅かに二件あるのみなれども、弁護士の差支へに依り延期したるものは、刑事に於て十七件、民事に於て二十六件の多きあり。此内或は刑事被告人又は訴訟関係者に差支ありしを、弁護士の差支へとて届出でたるものなきにしにあらざるべしと雖も、概して云ふときは弁護士の差支へに基けるものなること明かなり。而して、其差支へなるものは、多く怠惰に出で實際止むを得ざるに非ざること、亦た明かなり。蓋し、自己の職務を執るに誠実ならんには、病氣以外の事故は敢て排し難きにあらず。去るを差支の名下に怠惰を構へて、他の権利義務に關することを等閑に附するは、甚だ不親切の至り也と云ふものあり。

4月13日 ● 訴訟書類の送達 (芸日) 明治三一・四・一三三

訴訟書類を執達吏又は郵便に依り送達せしむることを得るは、民事訴訟法の規定する所なり。是れ、蓋し送達をして確實ならしめ、訴訟人の便利を企図したるものなりとす。故に、訴訟当事者にして、執達吏に送達を受くるよりも、郵便送達を請ふこと便利なりとする時は、裁判所書記に郵便送達を請ふことを得るなり。送達は、もとより書記が職権を以て施行するものなれ

ども、事に害なき限りは、執達吏をして之をなさしむると、郵便に依るとは、当事者の随意に任ずるを可とす。今、郵便送達は、啻に事に害なきのみならず、送達の確實と迅速とは、執達吏に勝ること数層なり。故に、当事者に於て郵便送達を求むるときは、之を許さざる可からざるは、当然の事なるに、広島地方裁判所は広島及び呉区裁判所管内に於て施行する送達は、執達吏をして之をなさしむと揭示し、間接的に右管内に於ける郵便送達を禁止せり。若し之を禁止す可くんば、一般に禁止す可きに、事ここに出でず、僅かに一部の土地に限り之を禁止せるは如何。況や、広島控訴院にては、之を許せるに、広島地方裁判所以下に於て、之を禁止するの理なきに於てをや。今、郵便送達を禁止するに於て得るところは、只だ執達吏の手数料を増加せしむるに在るのみ。而して、当事者に於ては寧ろ不便を感ずること大なり。是に於てか、広島弁護士会長は、広島地方裁判所長に面会し、右禁止を解かんとを以てせしに、裁判所にては、前記の揭示を除去したれども、郵便送達は未だ之れを許さず。勿論、弁護士会に於ても、揭示除去を以て満足せざる可ければ、何れ總會に於て、何分の決議をなし大いに運動すること、もならんか、と言越したる人あり。

4月24日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕・「中国」明治三二・四・二

六)

広島弁護士会は、四月二十四日午前九時、下中町戒善寺において総会を開いた。出席者は一八名であった。

先ず、明治三〇（一八九七）年度会費収支決算報告を終え、次いで、会長および副会長の改選を行ったが、会長に森田卓爾、副会長に高田似龍、藤井公道が当選した。その他、明治三二（一八九八）年度予算を議定し、また、規則改正案を可決した。そして、河端守綱弁護士に対し、何か忠告する件を決した。

5月5日 ○弁護士干与訴訟統計〔中国〕明治三二・五・五)

広島控訴院における客月中の弁護士干与訴訟事件は、民事三五件、刑事二七件で、このうち裁判所の差支えにより期日の変更または弁論の延期をしたものは、一件も無かったが、弁護士の差支えによる期日の変更、弁論の延期は、民事において七件、刑事において三件あった。

(注1) 司法省は、弁護士の差支えによって延期を重ねる弊を除くために、各裁判所において、弁護士の干与事件(民事・刑事別)について、裁判所あるいは弁護士の差支えにより、期日変更、弁論の延期された件数表を作成

させ、延期原因の調査を行った(「中国」明治三二・一〇・二)。広島においても、明治三二年六月一〇月中の広島控訴院、広島地方裁判所、広島区裁判所における、月別・弁護士別の「弁護士干与訴訟事件翌期日変更区別」一覧表が公表された(「中国」明治三二・一〇・八・九、明治三二・一〇・一二、明治三二・一一・二二～二三)。しかし、広島では、期日変更・弁論期日延期事件数および回数、例えば、広島地方裁判所の九月中分では、民事二七件中二件四回、刑事一〇件中一件三回で、一四名の弁護士中、田上語蔵一件三回(刑事)、松元辰之助一件二回、河端守綱一件二回であり、裁判の進行遅延の原因は、外にもあると思われる。

(注2)

裁判の遅延は、制度の不完全により生ずる結果であるともいう。米国では、月の初めに弁護士を呼び、一ヶ月中に裁判すべき訴件および時日を協議して、予めこれを掲示して置くのを例とするので、弁護士においても公判間際になって、延期を乞うことはないという(「芸日」明治三二・一〇・七)。

また、訴訟遅延を防ぐ方法として、弁護士側からは、弁護士は多数の事件を担当するのであるから、成る可く弁護士の繰合わせの付くように期日を定めるべきであると主張している。それは、裁判所が、威厳を保つために

弁護士自由にはならないとして、弁護士が差支えるという日を指定して行くことが往々あるからであるという。「録事」第三二号、明治三三・五・二八。

7月17日 ○憲政党広島支部発会式（芸日）、「中国」明治三一・七・

一九）

七月一七日午前一〇時、水主町県会議事堂において、憲政党広島支部発会式が開かれた。発起人総代岡崎仁三郎が開会の趣旨を述べ、議長の推薦を求めたところ、高田似壠の發議により中尾捨吉が推薦された。中尾議長は、支部規則を討議に付したが、異議なく原案に決した。これより、幹事五名の選挙に移ったが、議長の指名に任され、中尾議長は、長屋謙二、岡崎仁三郎、高田似壠、高野一步、中尾捨吉を指名した（注、以上は全員弁護士）。次に、常議員については、各都市において選定し、五日間を期して支部に届けるように諮り、満場これを容れた。

9月29日

○控訴院非廃止運動（芸日）、「中国」明治三一・八・七、「芸日」明治三一・九・二六、「芸日」、「中国」明治三一・九・四、明治三一・九・六、「芸日」明治三一・九・一四、「芸日」、「中国」明治三一・九・二〇、二二、「芸日」明治三一・九・二七、明治三一・九・二九、「芸日」、「中国」明治三一・一〇・一、「芸日」明治三一・一〇・四、「中国」明治三一・一〇・六）

政務調査会において、七個の控訴院中三個を廃止・統合する決議がなされ、広島控訴院は廃合の対象となった。そこで、広島弁護士会員の有志は、広島控訴院非廃止材料調査委員会（森田卓爾、高田似壠、田上諸蔵、高野一步）を設け、廃合反対運動に着手することに決し、廃合の必要性がないことについて、その材料の調査・蒐集を開始した。そして、同委員会は、九月二十九日、憲政党広島支部で会合を開き、一〇月二六日に広島控訴院管内弁護士大会を開催し、今後の運動方針を議定することに決し、広島に参集するよう各弁護士に通牒した。

10月16日

○広島控訴院廃合反対協議会（「芸日」明治三一・一〇・一九、「中国」明治三一・一〇・一九）
一〇月一六日午後一時より、小町憲政党広島支部において広島控訴院廃合反対協議会が開催された。森田

広島弁護士会長が座長となり、これまで調査委員が取扱った事務の始末、および広島控訴院が取扱った過去両三年の事件統計表その他調査した書類の報告をなし、引続き控訴院廃合反対の趣意書の認定を求めたが、満場異議なくこれを認定した。次に、会費の方法を可決し、委員の選定は、これまで通り森田、高田、田上、高野の四名とすることに決した。上京委員は、右四名で互選すること、し、午後四時散会した。

(注) 控訴院廃合に対する各地弁護士会の意向は、赤間関は長崎控訴院を熊本に移しその管轄になる運動に着手中であり、松山は政府に任して置くに如かず、島根に至っては大阪に合併が望ましいと、この問題には冷淡であった。「中国」明治三一・一〇・一九。松山弁護士会は、その後、非廃合を主張することになった。「中国」明治三一・一〇・三〇。

11月5日

○憲政本党広島県支部結成(「芸日」明治三一・一一・八) 一〇月二十九日、憲政党が分裂し、旧自由党系は新たに憲政党を結成し、十一月三日旧進歩党系は憲政本党を結成した。そこで、十一月五日、憲政党広島県支部は、在広の幹事、常議員が相会し、憲政党広島県支部

11月23日

を解散し、更に憲政本党広島県支部を設立して、その筋に届出た。そして、幹事には、高野一步を除く外、旧の長屋謙二、岡崎仁三郎、高田似壠、中尾捨吉の人々を推薦した。

○憲政本党広島県支部大会(「芸日」明治三一・一二・二五)

憲政本党広島県支部大会は、十一月二十三日午後三時より、真弧春和園において開催され、来会者は一五〇有余名であった。高田似壠が開会の趣旨を述べ、議長に中尾捨吉を推薦し、中尾議長から前総会において議決した幹事、代議員、常議員を報告して承認を求めたが、異議なくこれに決した。そして、決議案について原案通りに決し、森田卓爾提出の建議案について、藤井公道から一項毎に決議されたいとの動議があったが、森田の提案通り可決された。これで議事は決了し、書記により、到来した祝詞および電報を朗読し、代議員長屋謙二が政況報告をした。次に、本部特派員志賀重昂は憲政党分裂の原因より今日の現状を生じたことは止むを得ないと説き、憲政本党代議士の現在員は三三九名であり、あと一〇数名を獲得すれば政権は憲政本党に帰するのは明瞭であるから地方黨員諸君の一層の奮闘を望むと述べた。

(注) 決議案および建議案は、左記の通りである。

●決議案 吾人は、憲政の実は純正なる政党内閣に依らざれば断じて拳がらざるを認む。故に、此意を体せざる政党若くは内閣に対しては、絶対に反対するものなり。但其運用及方法は、我党代議士会に一任す。

●建議案 一、吾人は、断じて地租増徴に反対す。二、吾人は、単純なる地価修正の遂行を期す。

明治三二(一八九九)年

1月7日 ○尾道区裁判所移序式〔芸日〕明治三二・一・一一、「中

国」明治三二・一・一〇)

尾道区裁判所庁舎は、明治三一(一八九八)年五月二三日、尾道市の海面埋立地に新庁舎建築を起工し、同年一月二日竣工したので、明治三二(一八九九)年一月七日、その移序式を挙行了。当日正午、来賓一同式場に着席すると、先ず君が代の奏楽があり、十数発の疑祝砲を放ち、それから同裁判所監督判事多久間信衛が式辞を朗読し、次に、尾道の弁護士総代藤井公道の祝辞があり、尾道市有志総代石井聿三らが祝辞を述べ、終わりに多久間判事の答辞があつて式を終わら、饗応の宴が開かれ、散会したのは、午後三時頃であつた。この日の来賓は、尾道連隊区司令官、広島県典獄、

御調郡長を始め有志凡そ百名であつた。午後五時よりは、尾道市内の重立つた者より、裁判所員一同を天画楼に招待して饗宴を張つたが、これまた盛会であつた。

(注) 福山地方の人士が裁判所移転運動をしているのに対抗して、尾道地方の有志者が、明治三〇年に尾道の海岸二千五百坪を埋立て、これを裁判所新築用地として寄付したという〔芸日〕明治三〇・一一・三三)。

1月11日 ○藤川退職判事の惜別会〔芸日〕「中国」明治三二・一・

一一)

藤川徳茂は、広島地方裁判所部長判事として、学識経験に富み、かつ職務に熱心であるので、永く世人の信服する所であつたが、今回突然、広島控訴院判事に転任の辞令を受けると同時に退職を命ぜられたので、弁護士会は大いにこれを惜しみ、特に一月一日夕、藤川の為に春和園において盛大な惜別会を開いて、その労を慰した。

(注) 藤川徳茂は、一月八日、広島区裁判所管内公証人を命ぜられた〔官報〕明治三二・一・二〇、「芸日」〔中国〕明治三二・一・三三、「芸日」明治三二・二・二四)。

1月12日 ○中谷判事・常井検事の赴任〔芸日〕明治三二・一・一

三)

山口地方裁判所長に補された判事中谷速水、佐賀地方裁判所検事正に補された検事常井誠一郎は、一月一二日午前九時二七分発列車で出發赴任した。その際、控訴院、両裁判所の判検事、書記および弁護士その他文武官ら多数、広島駅で見送った。

1月14日 ○憲政党広島県支部〔中国〕明治三二・一・一七)

一月一四日、旧自由派の高野一歩らが、憲政党広島県支部結成を届出した。憲政党支部は、広島市堀川町三番地高野一歩方に設置した。

(注) 憲政党広島県支部の発会式は、明治三二年五月一〇日

午後二時より、真孤春和園において挙行した。幹事は、串本康三。高野一歩(弁護士)、友村憲一である〔中国〕明治三二・五・一七、明治三二・五・一九(二〇)。しかし、高野一歩は、明治三二年一〇月一三日、県会において議長その他の役員選挙に当たり、進歩派の早速整爾と手を握った形跡があるとして、憲政党を除名された〔中国〕明治三二・一〇・一五)。

2月24日 ○裁判所書記の送別宴〔中国〕明治三二・二・二六)

広島控訴院より松山地方裁判所へ転勤した、裁判所書記荒木六之進、三戸實太郎の兩名惜別のため、森田卓爾発起となり、広島在住の弁護士一同は、二月二四日夜、春和園において宴会を催した。

4月22日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕〔中国〕明治三二・四・二

五) 広島弁護士会は、四月二二日午後三時、高田弁護士事務所において総会を開き、会長、副会長、常議員の改選を行った。当選者は、次の通りである。

(会長) 高田似龜、(副会長) 森田卓爾、藤井公道、(常議員) 土居弘毅、中尾捨吉、松山廣居、脇屋雄六、高野一歩、岡謙藏、大西虎造、岡崎仁三郎、植田壽作、田上諸藏

役員改選が終わり、数多の議案を決議し、午後六時終了。真孤春和園において懇親会を開いた。

5月31日 ●弁護士愚痴〔芸日〕明治三二・五・三二)

近來、裁判所にては、軽罪事件を可成即決となすより、其事件が弁護士の手に廻り、お飯の種となること尠き為、或る弁護士等には頗る影響を及ぼし、私かに愚痴を溢せるものあり、との投書ありたり。

8月25日 ○一瀬検事長の法律学校設置談 (芸日) 明治三三・八・

二五)

一瀬勇三郎、広島控訴院検事長は、「広島にも法律学校の設けありしが、文部省指定学校 (注、正しくは司法省指定学校) となること能はざりしと、入学生徒のなきため、閉校するの止むを得ざるに至れりと、如何にも残念至極の事なり。併し、中国の大都邑にして、法律学校の設けなきは、一大欠点とも云ふべきものならん殊に指定学校とならざりしため、閉校するに至りしとは、当事者が斯道に忠実ならざるの致す所なりと思ふ。要するに、斯道の為めに忠実なる講師と勉学に熱心なる生徒ありとせば、縦令生徒の数は五人、十人に減じたりとて、之が教授と研究とを廃すべきものにあらず。先学者が後進を薫陶せるは、当然の義務なるのみならず、公務の余暇を以て其聘に応ずる時の如きは報酬などを求むべき者にあらず」と説いたという。

12月11日 ○富島弁護士に対する懲戒裁判 (官報) 明治三三・一・

二〇)

広島地方裁判所所属弁護士富島豊太郎の弁護士会会則違反懲戒事件に対し、一二月一日、広島控訴院に開かれた懲戒裁判所において、弁護士法第二五条に該当するとして、過料七〇円の判決があった。

明治三三 (一九〇〇) 年

(注) 富島は、破産事件において相手方の債権は無効と主張しながら、後に、その相手方の代理人となり、その債権は有効であると、矛盾する主張をした。

(注) 明治三三年は、義和団の乱 (北清事変、明治三三年六月二〇日〜九月七日) に関する報道が新聞紙面を占め、

法曹関係の記事は極めて少ない。この傾向は、日清戦争 (明治二七年八月一日〜明治二八年四月一七日) および日

露戦争 (明治三七年二月八日〜明治三九年九月五日) の際にも見られる。

1月1日 ○新年宴会 (芸日) 明治三三・一・二)

一月一日、広島弁護士達は、春和園において新年宴会を開いた。

2月22日 ●弁護士法中改正 (芸日) 明治三三・二・二七)

法律第十六号にて帝国議会の協賛を経たる弁護士法中改正法律を御裁可公布ありたり。其全文左の如し。

弁護士法申左の通改正す。

第十二条 削除

参照 明治二十六年法律第七号弁護士法

第十二条 弁護士は登録後三年を経過するに非ざれば大審院に於て其職務を行ふことを得ず但し三年以上判事検事たりし者は此限に在らず

2月25日 ○不正弁護士と常議員会（中国）明治三三・二・二七

広島弁護士会は、二月二十五日、会員が訴訟事件に關し不正の行動をした件について、常議員会を開き、その弁護士を懲戒裁判に付すよう申請するか否かについて協議した。結局、調査委員会を設けて事実の調査をすることになり、高田似壠、田上諸藏ほか二名を委員に選んだ。

3月4日 ○三坂弁護士の不正事件報道（芸日）明治三三・三・四、明治三三・三・六、七、「中国」明治三三・三・三、四、明治三三・三・六、八

弁護士三坂繁人は、陸軍の宇品糧秣倉庫建築請負工事に關して、人を介して、不正を働いた請負人沼波石松の刑事々々の弁護人となり、更に、工事請負残代金の回収も受任し、曖昧の中に金員を受領したというのが、弁護士としてあるまじき三百的行為であるという新聞報道があつた。広島弁護士会は、右のような情報を耳にして、三坂弁護士が金員を受取つた証拠を蒐集して、広島控訴院検事長に上申したので、その筋で取調中であるという。

（注）しかし、三坂弁護士の行為は、懲戒裁判の対象にはならなかつたようである。同弁護士は、「新聞紙条例」第一

三条に基づき、報道記事に対する正誤書の掲載を求めて釈明した（芸日）明治三三・三・一八、明治三三・四・二〇、二一、「中国」明治三三・四・二二、明治三三・四・二四、二五、明治三三・四・二七、二九。

3月9日 ●弁護士および執達吏の弊風（芸日）「中国」明治三三・三・九

弁護士をして閑散ならしむるは、豺狼をして餓ゑしむるなりと、嘗て某学者の言ひし事ありしが、近来弁護士中には、訴訟事件の依頼僅少なるより、遂には糊口にも差支を生じ、種々の悪事を働く者ありといふ。中にも詐欺賭博師等と結託して発途出の田舎者をたらしめて、尠からぬ金円を詐取し、又偶々訴訟事件を引受くる時は、之を法廷に持出すの前、博徒又は壯士を派して被告人を脅嚇し、無理示談等を申込みして、濡手で粟の攫取りをなす等の事あり。然も一部の弁護士中には、之を以て利巧なる手段と心得、互に誇称するに至ては、実に驚くの外なしといふべし。又、執達吏も職として高利貸と往来するより、専ら高利貸に利益を与ふる方便のみ考へ、従来よりも行はれし一種の

弊風、即ち債務者の財産を競売に附する場合は、其手下なる古道具屋を以て評価せしむる如き、近來益々其弊を高むるに到り、其公職を行ふよりも、専ら私利を射るに勤むる等、殆ど言ふに堪へざるものありと、之が監督に任ずるものは、須らく嚴重なる取締をなさざるべからずと、某判官は嘆じて言へりき。

4月26日
○広島弁護士会総会(「中国」明治三三・四・二五、明治三三・四・二八)

広島弁護士会総会は、四月二六日午後四時、真菰春和園において開かれた。先ず、前会長高田似壠から決算報告があり、次に、役員改選を行った。会長に森田卓爾、副会長に高野一步、藤井公道の両名、常議員会議長に高田似壠、常議員に松山廣居、岡崎仁三郎、植田壽作、中尾捨吉、田上諸藏、脇屋雄六、横山金太郎、岡謙藏、富島暢夫が当選した。六時閉会を告げ、それより一同親睦会を催した。

4月29日
○日本弁護士協会臨時総会(「中国」明治三三・五・一、「録事」第三号、明治三三・五・二八)

四月二九日午後一時より、大阪北区中之島公園大阪俱樂部において、日本弁護士協会臨時大会が開催された。全国各地から来会した者は、一五〇余名、広島からは、高田似壠、森田卓爾が参加した。三好退藏が議

長に指名され、先ず書記から事業報告をさせ、次に議案の討議に入つた。第一号議案から第一二号議案まで審議されたが、第四号議案「刑法全部改正に反対する議案」、第七号議案「弁護士会を自治体となすの議案」、第九号議案「上告裁判所の合議を公開すること」などが決議された。午後五時、議事を終わり、それより會員一同大阪俱樂部の門前に整列して撮影した。その後、宴会場に入り懇親会が開かれ、午後一〇時散会した。

(注一) 広島弁護士会も、刑法改正案に反対し、日本弁護士協会の反対運動と同一歩調を取つた(「録事」第四〇号、明治三四・二・二八)。政府の刑法改正案は、第一五議會に提出されたが、日本弁護士協会の反対で貴族院の特別委員会において審議が中止され(「録事」第四一號、明治三四・三・二八)、第一六議會でも衆議院特別委員会を通過しなかつた(「録事」第五二號、明治三五・三・二八)。

(注二) 「弁護士会を自治体と為すの件」は、調査委員によつて「弁護士法改正案」として成文化され、明治三六年七月一二日、京都市における臨時総会の第一号議案として提案されたが、再調査することになった(「録事」第六七号、明治三六・七・二八)。

6月15日 ○広島区裁判所移転式〔芸日〕明治三三・四・二四、明治

三三・六・一三)

昨年より新築工事中であつた広島区裁判所は、竣工したので、六月一五日、移転式を挙行する予定である。

〔注1〕 呉区裁判所移転 明治三三年四月、吉浦にあつた呉

区裁判所は、和庄町境橋通りへ移転した〔芸日〕明治三三・四・二一)。

〔注2〕 広島地方裁判所の修繕 明治三三年七月、広島地方

裁判所では、公廷を始め登記所ならびに受付等の修繕中である〔芸日〕明治三三・七・一)。

〔注3〕 広島地方裁判所増築工事落成 明治三三年九月、広

島地方裁判所と広島区裁判所との中間に増築した、使丁室および廷丁室は漸く落成したので、旧使丁室と廷丁室を取払い、今回職町に新設する予審判事官宅の材料に使用するという〔芸日〕明治三三・九・六)。

〔注4〕 広島控訴院の屋根修理 広島控訴院庁舎および附属

建物の屋根の総修理の入札を、一〇月六日同院において執行する予定である。控訴院は、明治一四年に建築されたが、爾来殆ど二〇年間、小修繕さえ施したことがないので、雨水の漏れる箇所が多く、随つて今回大修繕をなすことになつたという〔芸日〕明治三三・一〇・

六)。

明治三四(一九〇二)年

1月1日 ○新年互礼会〔中国〕明治三四・一・一)

広島弁護士会員は、一月一日午前二時、水主町と楽園における官民互礼会が終わつてから、直ちに春和園において新年互礼会を行った。

2月25日 ○印紙法改正反対運動〔芸日〕明治三四・二・二四、〔芸

日〕〔中国〕明治三四・二・二七)

広島弁護士会員は、政府が民事訴訟用印紙法改正案を帝国議會に提出したので、二月二五日大手町四丁目榮亭において有志会を開き、総員一致で民事訴訟用印紙法廃止、および民事上告予納金制度廃止の決議をした。そして、全国一致の運動をするため、直ちにその旨を東京弁護士会および広島控訴院管内弁護士会員へ、通牒の電報を發し、同時に広島県の貴衆両院議員にも賛助を求める旨の電報を發した。また、仙台弁護士会よりは、この目的の遂行を期するため、広島弁護士会に向かつて、上京委員を出京させるよう促してきた。なお、右決議実行に関する事務は、森田卓爾、高野一歩両弁護士に委嘱した。

(注1) ●民事訴訟用印紙法改正に就き 今回、突然司法省

より提出したる、夫の民事訴訟用印紙法中改正案は、頗る急激なる増徴案にして、全く従来に比すれば倍額なり。若し、此法案の通過するときは、少額の訴訟は費用倒れの為、出訴する能はざるべく、殊に貧乏人には正当なる権利の主張を妨げらるゝに至らん。司法省は、何故に斯る改正案を出せしか、或は云ふ、司法省は今回判検事書記等の増俸を削除せられし為、其復讐として、第一は訴訟口数減少の政略として、第二は此財源を口実にし増給予算の盛返し運動に資せんとの伏線なりと、揣摩するものあり(芸日)明治三四・二・二四)。

(注2) 東京弁護士会では、大阪、仙台、高松、福島の弁護士会より、民事訴訟用印紙法中改正案に反対の決議をしたとして、協力を求めてきたので、明治三四年二月二十六日、臨時総会を開き司法大臣に法案を撤回するように建議することを決議した(録事)第四〇号、明治三四・二・二八)。

(注3) 民事訴訟用印紙法中改正法律案は、権利の伸暢を阻害する不当の法案であると、全国各地の弁護士会の反対を招き、三月一六日、衆議院において否決された(録事)第四一号・第四二号、明治三四・三・二八、明治三四・四・二八)。

3月13日 ○執達吏役場より出火(芸日)・「中国」明治三四・三・一四)

三月一三日午前零時三〇分、広島地方裁判所構内執達吏役場西北隅にある、金穀建物に関する差押調査書類の領置してあつた箆筒の側より出火し、役場および緊要な書類を焼失し、更に隣の刑事訴訟人控所と、その後方にある刑事被告人の護送用馬車繋留場を焼払つた。出火の原因は、放火と思われるといふ。

(注1) 執達吏長山寅次、同三好康親、同奥野吉次郎は、連名で「昨十三日午前零時三十分本職等共同事務所広島地方裁判所構内刑事訴訟人控所ト共ニ火災ニ罹リタル為メ多少書類ノ焼失若クハ紛乱セルモノアルヲ以テ本職共ニ対シ事件委任中ノ方ハ執行ノ目的及相手方ノ氏名ヲ速ニ申出相成タシ」といふ新聞広告を出した(芸日)明治三四・三・一四)。

(注2) 火災原因は、結局不明であつたようである。長山らは、裁判所部内の一部を借入れて、事務を再開していたようであるが(芸日)明治三四・三・一四一五)、執達吏役場は、焼跡に新築され、明治三四年一〇月初旬落成し、一月四日事務を開始した(芸日)明治三四・一〇・八、明治三四・一一・五)。

4月20日 ○三坂弁護士懲戒事件〔中国〕明治三四・四・一六、「官報」明治三四・一〇・三、「芸日」明治三四・一〇・六

四月二〇日、広島控訴院において開かれた懲戒裁判所は、弁護士三坂繁人を、故意に現在の相手方が委任する事件を受任した（広島弁護士会規則第四四条第二号）と認め、譴責処分とした。

4月27日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕「中国」明治三四・四・三

広島弁護士会総会は、四月二七日午後三時から、小町の真孤春和園において開会された。会する者は、一九名で、世古祐次郎検事も立会した。先ず最初に、明治三三（一九〇〇）年度中の会計決算報告をなし、次いで、会長、副会長、および常議員の改選投票（無記名）をしたが、その結果は、次の通りである。

（会長）森田卓爾、（副会長）高田似壠、岡崎仁三郎、（常議員）中尾捨吉、田上諸藏、横山金太郎、松山廣居、植田壽作、脇屋雄六、富島暢夫、高野一歩、岡謙藏、（常議員会議長）松山廣居

終わって、弁護士会規則全部改正の議に移り、逐条審議の末、改正案に確定したので、直ちに司法大臣に向かつて認可申請をなす手続きを了し、全く退散したのは午後五時であった。なお、弁護士会規則改正の認

5月12日

可を得た暁には、更に、総会を開く予定である。○日本弁護士協会臨時総会〔録事〕第四三号、明治三四・五・二八

五月一二日午前一時より、名古屋市市会議事堂において、日本弁護士協会臨時総会が開催された。全国各地から来会した者は、一三〇余名、広島からは、高田似壠、森田卓爾が参加した。太田鐵吉が議長に指名され、先ず書記から事業報告があり、次に議案の討議に入った。第一号議案から第一〇号議案まで審議されたが、その中、第二号議案「刑法改正調査に関する議案」は、委員によって調査することになり、森田卓爾も委員の一人に指名された。また、第五号議案「陪審制採用調査に関する議案」は、調査委員の一人に高田似壠が指名された。午後零時四五分、議事を終わり、午後三時より、前津東陽館において懇親会が開かれ、午後一〇時過ぎ散会した。

6月1日 ○広島控訴院管内弁護士懇親会〔中国〕明治三四・六・四、「芸日」「中国」明治三四・一一・一二

広島弁護士一〇数名は、六月一日午前四時四〇分己斐駅発の汽車で、正午赤間関に到着し、直ちに車を駆り小門の望潮楼に入り、馬関、山口、小倉、松江の弁護士数名と相会し、司法改善に関する三項目の決議

をなし、広島控訴院管内弁護士聯合会を改め、中国九州弁護士協会とする規約の草案を策定した。一同撮影の上、酒宴に移り、余興として「ふかみどり」という新作の手踊りがあり、一同歓を尽くして散会したのは、午後一―二時頃であった。翌日は、春帆楼に催した、同地官民合同の懇親会に臨んだ。

6月16日 ○広島弁護士会総会〔中国〕明治三四・六・一八、「芸日」明治三四・六・一九

広島弁護士会は、六月一六日午前九時より、広島地方裁判所弁護士控席において総会を開き、役員選挙を行った結果、左記の者が当選し、正午閉会した。

(会長) 岡崎仁三郎、(副会長) 高田似嶋、(常議員) 横山金太郎、松山廣居、富島暢夫、田上諸藏、森田卓爾、脇屋雄六、中尾捨吉、三坂繁人、長屋謙二、高野一歩
6月19日 ○広島弁護士会総会〔中国〕明治三四・六・一八、明治三四・六・二二、「芸日」明治三四・六・一九

広島弁護士会総会は、六月一九日午後三時より、真菰春和園において開会された。先ず、今回法務省より諮問された刑法および刑事訴訟法改正案の意見につき討議をなし、種々議論の末、委員七名を設けて調査することに決し、左記の者を選んだ。

高田似嶋、田上諸藏、森田卓爾、横山金太郎、富島

暢夫、植田壽作、木元園次

次に、弁護士会規則改正案に移り、また、弁護士会費の予算案については、自今一ヶ年一人分五円を出費することに決して、総会を結了した。

○奥山判事送別会〔中国〕明治三四・六・二二

春和園においては、広島弁護士会総会の後、六月一九日午後四時三〇分頃より、奥山政敬前広島控訴院長の送別会を開いた。先ず、岡崎広島弁護士会長の挨拶に対する、奥山の答辞の後、酒間数名の紅裙と喜劇俳優の余興があり、宴酣になり、森田、高田、横山らの劍舞、詩吟など、何れも人を送るの意を寓し、河端の和歌即吟などがあり、中々の盛況であった。

8月15日

○広島弁護士会総会〔芸日〕明治三四・八・一七―一八
広島弁護士会は、八月一五日午後二時より、大手町四丁目栄亭において、同会規則改正の件について、総会を開いた。出席会員は一六名、逐条審議の末、草案通り改正することとなり、その筋の認証を経ることに決し、午後五時過ぎ散会した。

9月3日 ○司法大臣の諮問に対する答申〔芸日〕明治三四・九・四―六

広島弁護士会へ向かつて、司法大臣より諮問された、刑事訴訟法案の諮問については、総会の決議を経て、

九月三日、その筋に答申した。

9月10日 ○裁判所構内の弁護士詰所〔芸日〕明治三四・九・一〇

広島地方裁判所構内にある弁護士詰所は、建造の古びた、め、天井などが破壊したので、目下新築中の民事訴訟人の控所が落成した暁には、この弁護士詰所も建替えられるという。

(注) 広島地方裁判所構内の訴訟人控所は、頃日再築に着手しているが、九月一〇日の開庁までには修築する予定であるという〔芸日〕明治三四・八・一七。

9月14日 ○広島控訴院管内弁護士懇親会〔芸日〕明治三四・九・

一一、明治三四・九・一四

広島控訴院管内の弁護士は、夏期休暇中に広島に会して、大懇親会を開催する予定であったが、都合のため今日まで延引していた。しかし、更に延期して、楓樹錦を織りなす候において、行うことになった。

9月21日 ○三坂弁護士懲戒事件〔官報〕明治三四・一〇・三、〔芸

日〕明治三四・一〇・六

広島控訴院における懲戒裁判所は、弁護士三坂繁人に対して、故意に現在の相手方が委任する事件を受任したと認定して、譴責処分したが〔官報〕明治三四・

一〇・三、〔芸日〕明治三四・一〇・六、控訴した三坂に対

し、大審院における懲戒裁判所は、過失により広島弁護士会会則第四四条（現在の相手方からの委任禁止）に違反したと認め、改めて譴責の判決をなした。

9月25日

○広島弁護士会総会〔中国〕明治三四・九・二七、〔芸日〕明治三四・九・二八、〔新聞〕明治三四・一〇・一四

広島弁護士会規則改正申請認可の件について、九月二五日、大手町四丁目栄亭において総会を開く予定であったが、重大事件のため、出席者が少なかったため、一〇月一五日に延期した。

10月15日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明治三四・一〇・一五、明治

三四・一〇・一七

広島弁護士会は、一〇月一五日午後三時より、大手町四丁目栄亭において臨時総会を開いたが、出席者は一三名で、午後五時閉会した。議題は、弁護士会規則修正の件であった。

11月1日 ○広島控訴院管内弁護士大会〔芸日〕〔中国〕明治三

四・一一・一

小倉、馬関、山口、松江、島根、鳥取、松山、広島、尾道の各弁護士は、広島控訴院管内秋季大会を厳島町紅葉谷岩惣において、来る九日、一〇日の両日、開催する予定である。

11月5日 ○法廷における弁護士士の位置〔中国〕明治三四・一一・五、「芸日」明治三四・一一・七、「新聞」明治三四・一一・一八)

法廷における弁護士士の位置は、被告人と同様の場所であるが、法律上の精神より見ると、弁護士士の位置は判検事と同様に上段に設けられるべきは至当のことである。その茲に至らないのは、我国因習の久しい官尊民卑の弊風が全く打破されないことにある。茲に、広島弁護士会長岡崎仁三郎は、その筋に申請して、弁護士士の席を判検事と同様に設備することを交渉した結果、裁判所では、設備上の費途支出について困難であるから、これを弁護士において、負担すれば差支えないとのことであった。

そこで、十一月五日午後四時より、会長の自宅に臨時総会を開催し、このことを協議したところ、満場一致を以て賛成を表し、費用支出その他のも、会長へ一任したので、近日中に広島控訴院ならびに各裁判所訟廷内の構造変更に着手し、判検事と同様に上段に弁護士士の席を設けるといふ。

(注) 日本弁護士協会においても、明治三四年一月二五日、「広島弁護士会では、裁判所に地位を同一にせよと申込ん

である位でありますから、日本弁護士協会の事業として司法大臣に交渉し、大に弁護士士の地位を高め職務の尊敬すべき所以を社会に知らしめねばならぬと信じ」、…「検事席を弁護士席と対等の場所に設置することを司法大臣に交渉するの件」を評議員会第四四例会の第五三議題として取り上げ、「本案は小出五郎君の提議を容れ、委員五名をして調査を為さしむることに決定せり。」と議決した〔録事〕第四九号、明治三四・一一・二八)。

11月7日 ○公判廷の弁護士士座位の改良〔芸日〕明治三四・一一・八)

控訴院ならびに裁判所の法廷における弁護士士の座位を、判検事と同様に上段に設けることに關しては、一月七日午前、岡崎、森田の両弁護士が、大工に裁判所訟廷の構成について実地見積りをさせたので、近日中に着手する予定である。

11月9日 ○広島長崎控訴院管内弁護士大会〔中国〕明治三四・一一・一〇)

一月一〇日の厳島紅葉谷における、広島控訴院管内および小倉等の各弁護士懇親会には、約七〇人の申込みがあり、広島弁護士会でも六、七名を除く大半は出席することとなり、高田、森田、その他二、三の者

は、すでに渡島して、彼是準備中で忙しく、興を助ける芸妓らは多くは広島より俱ない、種々な趣向を凝らし、会場あるいは手踊りの模様などは、川本写真師を連れて行き撮影させ、花々しく島廻りをする予定である。

○広島長崎控訴院管内弁護士大会（芸日）「中国」明治三四・二一・一二、「新聞」明治三四・二一・二五

広島長崎控訴院管内の弁護士大会が、一月九日午後四時より、厳島楓溪の岩惣において開会した。出席した者は、広島、松江、三次、松山、山口、馬関などの弁護士数十名であった。広島弁護士会長岡崎仁三郎が、開会の旨を告げ、次いで、本年春季、馬関において第一回大会を開催した際、草案された弁護士協会の規約改正を決議して、本会を中国九州弁護士協会と命名し、毎年一回必ず開会し、その会務は大会引受地の弁護士会長において処理することとし、明年の開会地を山口と確定した。次いで、弁護士の品位の保持に勤め、各裁判所の見解、例規を互いに通報し、改善策を講じる旨の決議をなした。

終わって、楓溪山上で、出席員列席の上、厳島の片山写真師に撮影させ、それより宴会に移った。広島から連れて行った十数名の芸妓は、座上で手踊りをし、

11月16日

厳島の芸妓十数名は、これに応じて前庭で手踊りをし、時辰の午後一二時に近い頃散会して、それぞれ寝に就いた。翌一〇日は、午前一〇時に神社前より発船して七浦廻りをなし、午後五時に終わり、各自退散した。

○広島弁護士会臨時総会（芸日）「中国」明治三四・一・一七、明治三四・一・一九

広島弁護士会臨時総会が、一月一六日午後一時より、広島区裁判所楼上において開かれた。当日は、一八名出席し、水上長次郎検事長、世古祐次郎検事正らも列席した。会長岡崎仁三郎より、先日厳島において開催した中国九州弁護士大会の決議に基づき、弁護士の品位を保つために、紹介人に頼って訴訟事件を引受けるという、従来の悪弊を一洗する諮問案を発し、これについて討議の末、調査委員五名（岡崎仁三郎、森田卓爾、三坂繁人、田上諸藏、横山金太郎）を選定し、これに囑託して取調をさせた上で、更に開会することになった。臨時総会は、午後六時前に閉会した。

（注）これに対して、モグリ（三百代言）達は、訴訟人より依頼を受けた民事上の事件につき、債権者たる権利を譲受け、以て自己が欲する弁護士に依頼し、これまでのように双方より手数料を受けようと計画しているという（芸

日「明治三四・一一・一二」。

各譴責に付せられた。

11月18日 ○広島弁護士会臨時総会(「芸日」明治三四・一一・一九

「二〇」、「中国」明治三四・一一・二〇)

十一月十七日、岡崎会長から発された、弁護士品の品位を保つための諮問案について、調査委員五名は、委員長岡崎仁三郎宅に会して、種々取調をなし、これを終了した。そこで、十一月十八日午後三時より、広島区裁判所楼上に臨時総会を開いたが、世古検事も列席した。先ず、調査委員会から決議報告があり、改正規則について総会の決議を得て、主務大臣に向かって弁護士会規則の改正を申請することになり、午後六時閉会した。

12月3日

(注) 「中国」の記事に対して、高田、森田、田上は、「昨日の雑報欄内弁護士の懲戒処分と題する記事は、拙者共に於て、拙者共の委任者たることを知りながら、更に被告として訴追したるかの如く見へしも、右は懲戒判決書に明示する如く、該俱樂部事件は数十名の当事者にして、拙者共に於て現に其委任者たるに心付かず、全く過失に因り訴追したるものに有之」云々と申込み、その旨の記事が掲載された(「中国」明治三五・一一・一一)。

○弁護士書生の疑懼(「芸日」明治三四・一二・三)

広島弁護士会では、規則を改正して、紹介人に頼って訴訟事件を引受けることを禁止し、その認可申請の手続き中であが、その実行については、弁護士においても、これまでの書生は、費用節減の点から子供上りの者を使用していたが、将来は法律の何者たるか位を識別できる者を使用せざるを得ないと感じている。

それと同時に、これまで各弁護士が使用した弁護士書生の名簿を編成し、紹介人名簿と共に備えて、相俟って取締を厳重にする予定なので、会長の手許に蒐集中という。このため、子供上りの書生連は、何時解雇

11月28日

○弁護士の懲戒処分(「官報」明治三五・一・八、「中国」明治三五・一・一〇、「芸日」明治三五・一・一一)

広島弁護士会員森田卓爾、田上諸藏、高田似龍は、商工倶楽部土地貸借紛議事件に關し、被告側の中西熊吉外数十名より、原告側である武内慶助に対する訴訟代理の委任を受けながら、一方被告側である数十人の内の一人に係る訴訟事件の依頼を岡山県人土屋競より受けたのは、弁護士会則に違反した所為であるので、十一月二十八日、広島控訴院における懲戒裁判に問われ、

されるか計りがたいと、大いに疑懼を懐いているとい
う。

12月11日

○公判廷の弁護士の座位〔芸日〕明治三四・一二・一一
広島弁護士会は、公判廷の弁護士の席次を、判検事
と同様に上段に設けることを監督官庁に申請しその認
可を得たが、裁判所では訟廷変更設備の費用が無いた
め、弁護士会において出費して、修繕に着手すること
になっていた。その後、裁判所と司法省と交渉の結果、
司法省で故障が起こったので、目下のところ修繕着手
を中止している。

〔注〕この弁護士席を変更する件は、一瀬広島控訴院長が、

「木索の中の囚人と、弁護人とが肩を接して、欄下に佇立
する姿を見て、…弁護人のために、別席を設ける準備に着
手したことに始まる。一瀬院長は、岡崎広島弁護士会長
に説いて、工事に取掛かろうとしたが、清浦司法大臣に詰
問されて、中止となったという〔新聞〕明治四〇・五・
二五。

12月12日

○弁護士書生の大懇親会〔芸日〕・「中国」明治三四・一
二・一〇

広島の弁護士の書生数十名は、一月二二日に榮亭、

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

12月21日

もしくは春和園において、忘年会を兼ねて大懇親会を
催す予定であるが、会費は一円乃至二元という。弁護
士中には、相当の出金をする向きもあるという。
○広島弁護士会通常総会〔芸日〕明治三四・一二・八、明
治三四・一二・二一、明治三四・一二・二七、「中国」明治三
四・一二・二二

広島弁護士会は、一月二一日午後一時より、広島
区裁判所楼上において通常総会を開き、役員改選、明
年度の予算、本年度の事務報告を行い、終わって、真
菰春和園において忘年大会を開催する予定であった。

しかし、役員改選については、紛議を惹起し、同日
は中途で退散することになった。その後、尾道方面に
向かって大いに運動する者があり、遂には三派に分裂
していたが、その間を斡旋して調停に奔走尽力した者
がいたので、各自譲歩して、役員改選は重任というこ
とになり、明年一月早々、更に新年宴会を兼ねて総会
を開いて、正規の手続きを履行することになった。

明治三五（一九〇二）年

1月4日

○御用始めの登庁者〔芸日〕明治三五・一・五
広島地方裁判所の御用始めに当たり、広島弁護士会
の弁護士で、第一に登庁した者は、田上諸藏たゞ一人

一二七（一二七）

であつた。

1月12日

○広島弁護士会総会〔中国〕明治三五・一・五、明治三五・一・二四～一五、「芸日」明治三五・一・五、明治三五・一・八、明治三五・一・一〇～一二、明治三五・一・一四

広島弁護士会役員選挙については、旧臘の総会以来、各派（旧老派、新派、中立派）とも、各々自派勢引の運動に油断はなかつたが、一月二日は再度の選挙会期なので、同日正午頃より、続々会場である広島区裁判所楼上に集合し、その数、広島より二五名、尾道より八名、都合三三名が出席し、世古検事正立会、岡崎仁三郎が仮議長となり、午後一時を以て開会された。先ず第一に、会長の投票を行なつたが、前日来各派の交渉した結果、三〇票を以て岡崎仁三郎（旧老派）が当選した。引続き、副会長の選挙に移つたところ、森田卓爾が、副会長一名を二名とし、評議員一〇名を一二名とする動議を出した。河端守綱、平本希一郎がこれに賛成し、その動議は容れられたが、尾道市の弁護士達は、そうすると第一に規則を修正する必要があると、今日中に結了できないという理由で、この動議に反対するとの異論が出た。また、旧派の高田似壘、新派の横山金太郎は交々起ち、この程来、調停に苦心した状況を縷述した。岡崎会長は、平和主義を取り休憩を命じ、

1月15日

その間、右の動議について交渉がなされたが、到底この日で結了できず、一五日午後一時、更に開会することにして散会した。

○広島弁護士会総会〔芸日〕明治三五・一・一五～一六、「芸日」〔中国〕明治三五・一・一七

広島弁護士会役員選挙会は、一月一五日午後二時一五分より、広島区裁判所楼上において開会した。出席者は総数三三名（三三名は広島、八名は尾道、一名は福山）、裁判所よりは世古検事正が一名の書記を従えて威儀正しく臨席した。岡崎会長席に着き、開会を令すると、三坂弁護士は前会における森田弁護士の副会長を二名、常議員を一二名とするという修正説の不可であることを述べ、今その説のように増員すると、規則中に修正を加えるため、司法大臣に申請する間、数十の日子を費やし、このまゝ役員を欠くという不始末となるので、動議者において撤回されたいと陳べたところ、森田も前説を取消し、直ちに副会長、常議員の選挙を行った。その結果、左記の者が当選した。

副会長 田上諸藏
 常議員 横山金太郎、三坂繁人、植田壽作、木元園次、中尾捨吉、宮原毎太郎、栗原茂之（尾道）、福本則行（尾道）、上野久之助（福山）

ひとまず、役員選挙が終わると、かの中立派中老練正義の聞こえある中尾弁護士は、一声高く陳べて曰く。抑も本会の役員選挙は、昨年末の会において速やかに結了すべきにも拘わらず、些々たることにより、先の一二日においても全然結果するに至らず、引いて今日に至ったのは、全く会長の処置が当を得なかったからであり、無責任の極みである、故に、本会は会長に対する責任を問うべきである云々と。この問題が起こると、横山、堀江の両名も、中尾に同意を表し、火の手は盛んに立ち上がる勢いを見せたが、前副会長の高田が起つて曰く、中尾君の御論鋒、最も然り、こは全く我々の不行き届きによるので、平に寛容されて、田満に了せられることを望むと、流石は円転滑腕の高田が、その本音を露出しての挨拶に満場静まりかえり、こともなく平和に局を告げるに至り、ここに横山、堀江も、中尾に賛成した説を取消し、目出度く午後五時前に散会した。

2月2日

○広島弁護士会臨時総会（芸日）明治三五・一・二八、明治三五・一・五、「中国」明治三五・二・四（五）

二月二日、広島区裁判所楼上において広島弁護士会総会が開かれ、出席者は一六名で、世古検事正が立会した。先ず最初に、常議員三名の補欠選挙を行い、森

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

2月9日

田卓爾、富島暢夫、脇屋雄六が当選し、次いで訴訟紹介人名簿が出来たので、これを是認した。それより、時事問題である刑事訴訟法および裁判所構成法等改正についての修正意見ならびに広島控訴院興廃に関する反対運動について審議した。田上、高野は、修正と反対運動について、貴衆両院に向かって意見を提出すべしと発議した。しかし、森田は、今日の議会の形勢を見ると、本期議会でこれら重要な大問題は、容易に決議するに至ることはない、したがって、広島弁護士会が意見を建議し、または控訴院の廃置について、そこまで過激な運動をする必要はないので、成行に任ずるのが穏当であろうと主張したので、これに一決し、何れも以後の形勢を待つて処理すること、なつた。

○刑法改正案（芸日）明治三五・二・九

過日来、貴族院において特別委員会に附託中であつた刑法改正案については、東京弁護士会が反対することになり、岸本同会長より、広島弁護士会岡崎会長に宛て照会してきたので、近々の中に常議員会を開いて協議する予定である。

●広島弁護士会広告（芸日）「中国」明治三五・二・九

当弁護士会は、弁護士に非ずして、常に訴訟事件の

一一九（一一九）

取扱を為す者の紹介により、事件の委任を受くるは幾多の弊害あることを認め、其筋の認可を得、左の規則を設け、広島弁護士会規則中に挿入せり。

第三十三条 会員ハ紹介人名簿ニ記載シタル者ノ紹介ニ依リ、直接又ハ間接ニ、職務上ノ依頼ヲ受ケ、又ハ其者ヲ職務上ニ使用スル事ヲ得ス。

○注意 就ては、爾後、当弁護士会員は、弁護士に非ずして常に訴訟事件の取扱をなす者の紹介にては、如何なる事情あるも、事件の委任を受けることなく、直に之を拒絶すべし。故に、今後の訴訟依頼人は、可成本人直接に委任せらるべし。

○万一、本人差支の節は、右等紹介人以外の者を代理者として来談あるべし。

○弁護士に対し、事件を委任するには、従前とても故らに紹介を要せしことなし。

明治三十五年二月 広島弁護士会

(注一) ●名簿には弁当屋も上る 訴訟紹介人名簿に登録さ

れた者は、殆ど六百余名に及び、多くは例の三百的モグリ代言、或は代書人等の類なるが、爰に可笑きは絹保嬰として裁判所証人溜所に弁当や菓子店を出し居る婆さんまで、レイ／＼しく名簿中に加はり居るとか。是では、

三途の川を涉り損ねて、未来の地獄、さぞや恐ろしかる可し〔中国〕明治三五・二・七。

(注二) ●訴訟紹介人名簿調製の報復 可笑しきは、広島弁護士会にて訴訟紹介人名簿なるものを調製し、訴訟事件は、所謂モグリ先生の紹介に依るものを受付けず、総て本人から依頼をなさしむること、なしたるより、訴訟紹介人と称せらる、連中に於ても、之れが報復の策を講じ、弁護士名簿なるものを備置くこと、なしたること、是なり。此名簿に依れば、弁護士の種類は、約三種に分たれ、(一) 訴訟紹介人名簿を調製すべしと発議したるもの、(二) 次は、之に賛成したるもの、(三) 次は、反対したるものにして、発議者たる人々には永久に反抗して訴訟事件を受たがず、次に賛成者たる人々にも亦少しく其意嚮を以て之に当り、而して之に反対せし人々には恩惠的報復をなす筈なりとは、亦妙なりと謂ふべし〔芸日〕明治三五・三・一九。

3月1日

○棠陰会堂廃止〔芸日〕明治三五・三・二)

― 広島司法官らが組織していた棠陰会堂は、今の行政裁判所長松岡康毅が広島控訴裁判所長であった時に創設したもので、爾来今日に至るまで一盛一衰し、斯道攻究のためには、多少の便利を供する処があつたが、

最早今日ではこの会堂の必要を認めず、昨日（三月一日）限り廃止すること、なつたという。

（注1）棠陰（とういん）とは、「からなし」の木陰をいう。また、周の召公（召伯ともいう）が南国に巡行した時、甘棠（あまなし）の下に止舎して、訟獄を聴断した故事に基づき、官署をいう（『大漢和辞典』巻六・四〇〇頁、巻七・一〇二頁）。

（注2）松岡康毅は、明治一四年一月二十八日から明治一四年二月一二日の間、広島控訴裁判所長であった。なお、広島控訴裁判所は、明治一十九年五月四日広島控訴院と改称した。

3月15日

○常議員会（「中国」三五・三・九、「芸日」明治三五・三一五、「芸日」・「中国」明治三五・三一八）

広島弁護士会は、三月一五日午後二時より、真菰春和園において常議員会を開いた。先ず、臨時費支出の件を可決し、次いで、紹介人取締に関する会長の諮問案である、左記の議題に移ったが、無論第三三条を適用すべきであるとされた。

訴訟紹介人名簿にある者が、本人の代理として、事件を依頼したる時は、弁護士会規則第三三条を適用す

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

るや否や。

（注）この常議員会は、三月二日、大手町七丁目日本逕寺において、代書人等が訴訟紹介人名簿について對抗策を協議し、本人の代理として事件を依頼することを考えたことに對して、弁護士会としてどう対処するかというものであった（「芸日」明治三五・三一八）。

4月1日

○中国九州弁護士大会（「中国」明治三五・四・二）
本年の中国九州弁護士大会は、山口弁護士会が幹事となり、四月二六日正午より二七日正午にかけ、山口町湯田松田楼において開催する予定で、会費は宴会その他の諸雑費を通して一人一〇円である旨、委細、山口弁護士会長南通雄から、四月一日、広島弁護士会長の許へ通知があつた。

4月14日

○法衙内の建物修繕（「芸日」明治三五・四・一五）
広島地方裁判所内にある、南側の弁護士控所と訴訟人控所は、同裁判所の建築された当時に共に建築されたもので、漸次傾斜し、また内部の破損も多いので、今回、大修繕をして、土間も総て煉瓦石とする工事に着手した。

一三二（一三二）

(注1) 広島地方裁判所は、明治一四年一〇月一五日、向川場町(現、三川町)の広島県師範学校跡地に新築された(「広島新聞」明治一四・一〇・一二)。なお、明治一四年当時は、広島裁判所(明治一〇年六月一日開庁)といったが、明治一五年一月一日広島始審裁判所と改称し、明治三年一月一日広島地方裁判所と改称した。

(注2) 「広島地方裁判所内の南側にある、弁護士控所并に訴訟人控所は、去月(注、明治三五年五月)来、造作工事中なりしが、頃日落成したれば、近日中に同所に弁護士席を設けらるべし。」という(「芸日」明治三五・六・五)。

4月26日

○中国九州弁護士大会(「芸日」明治三五・四・二六、明治三五・四・三〇)

四月二六日午後五時、山口県湯田松田楼において中国九州弁護士大会が開会された。広島から出席した弁護士は、岡崎仁三郎、松山廣居、田上諸藏、横山金太郎、森田卓爾、富島暢夫の六名であった。その日は、六時から酒宴を催し、翌二七日は、山口町菜香亭の玄関で一同撮影した後、同亭で宴会を催し、午後五時退散した。

5月15日

○常議員会(「芸日」明治三五・五・一四)

五月一五日三時より、真孤春和園において、広島弁護士会常議員会が開催される予定である。これは、五月一〇日、田上弁護士宅において催した弁護士懲戒裁判に関して開くものである。

(注) 五月一〇日、広島弁護士会弁護士中の二、三の者は、同会規則に違反した所為がある(三百と提携し利益を占めようとした)ので、田上弁護士宅で、常議員会を開いた(「芸日」明治三五・五・一一)。

6月5日

●公判廷における注意(「芸日」明治三五・六・五)

裁判所の公判廷は、民刑事件を問はず、其神聖にして犯すべからざるは、敢て警言を要せざる事なるが、当地方の裁判所にて公判開廷さるゝや、日毎の如く毎日傍聴に出懸くるもの多数あるが、中に於て多くの傍聴者は単に退屈紛れの面白半分は傍聴する事なれば、長時間に渡れる裁判事件に際しては、腕組し、足組し、若くは欠伸するものあり、且、時季の夏候に至つては腕マクリさへするものありて、是等は訟廷取締の巡査、廷丁に於て見附け次第に嚴重なる注意を受くるあるも、畢竟するに公判廷は神聖にして犯すべからざるを知ら

ざる者の行為を多しとすれども、凡そ態度の厳格ならずして、心の厳正なるものは未だ之れあらざる事なれば、苟も憲法治下に棲息する我邦人は、深く茲に注意せんことこそ望ましかれ。

6月7日

○広島区裁判所内の建物（芸日）明治三五・六・八）

広島区裁判所の受付ならびに一件書類謄写室は、これまで地方裁判所の受付と合併されていたが、総ての取扱上に不便な事が多かったので、受付のみは登記所の一隅に併置してあったのを、今回更に区裁判所検事局室の西方北側に増築することとなり、六月七日より地形に着手した。

（注）●法衙の増築工事 広島区裁判所受付竝に応接室用に

充つる増築工事は、頃日全く終了したれば、九月五日の休暇後よりは、同処に移転し事務を開始するなるべしと云

ふ（芸日）明治三五・八・二三）。

6月26日

○法曹懇話会（芸日）明治三五・六・二六、「芸日」明治三五・六・二九）

広島控訴院、同地方裁判所、同区裁判所の判事、検事および広島在住の弁護士一同は、六月二十八日午後四時より、真菰春和園において法曹懇話会を開催した。

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

9月4日

○常議員会（芸日）明治三五・九・四）

発起人は、高洲速太（控訴院判事）、黒川穰（控訴院検事）、世古祐次郎（地方裁判所検事正）、羽仁祥一（地方裁判所判事）、岡崎仁三郎、森田卓爾、田上諸藏（以上三名、弁護士）である。これに会した者は、五〇余名で盛会であった。

9月10日

○常議員会（芸日）明治三五・九・一〇）

広島弁護士会では、九月五日午後四時より、大手町四丁目栄亭において、常議員会を開会する予定である。

10月20日

○広島弁護士会総会（芸日）明治三五・一〇・一九、明治三五・一〇・二三）

新築工事中であった広島区裁判所の受付および応接所は、頃日落成したので、この程、登記所に合併していた受付係をこゝに移転し事務を開始した。

10月20日

○広島弁護士会総会（芸日）明治三五・一〇・一九、明治三五・一〇・二三）

広島弁護士会においては、予て広島控訴院管轄区域拡張ならびに裁判所構成法改正について、その筋へ意見ならびに希望を開陳するため調査中のところ、一〇月二〇日午後二時、広島区裁判所楼上会議室において、総会を開催したが、更に、一〇月二五日同所において、前記の件につき総会を開く予定である。

（注）広島弁護士会では、協議会を開いて調査しつゝある、

広島控訴院管轄拡張の件、裁判所構成法改正の件については、一月一日、広島区裁判所楼上において第三回協議会を開く予定であるという(「芸日」明治三五・一〇・二八)。

10月23日 ○弁護士規約違反(「芸日」明治三五・一〇・二三)

広島弁護士会では、昨年末、総会の決議を経て司法大臣の認可を受け、紹介人名簿を調製し、該名簿記載の人物より、訴訟上の依頼および紹介を受けるべからずと申合わせ、本年一月よりこれを実施した。これは、所謂三百代言に対して大打撃を加えると同時に、一部弁護士に三百代言と結託し不正を働きつゝある悪弊を一掃する目的に出たものである。

しかし、このため非常な苦しみを感じる弁護士もあるといふことは、その後屢々耳朶に触れるところ、果然組合弁護士中密かに三百代言の紹介で訴訟の依頼を受けるものがあるに至つた。殊に昨今に至り、続々違反者があるのが発見され、前記規約は有名無実のものとなし弊害百出し、今は弁護士会の体面を保つ上において、黙過することが出来ない場合となつた。そこで、弁護士会役員は、人知れず事実の調査に着手した結果、啻に世人の流説に止まらないのを知ると同時に、某々

等少壮有為の者まで違犯の行為が在るのを認め、昨今熱心に証拠蒐集に従事しているが、近々結了の上は、直に会則によつて断然処分を加え、一步も仮借しないという。

11月15日 ○広島弁護士会総会(「中国」明治三五・一一・一八)一
九)

広島弁護士会は、一月一五日午後二時、広島区裁判所楼上において総会を開会し、全国各控訴院管轄区域変更問題および裁判所構成法案について、同会の意見を司法大臣に建議するの件を討議した。しかし、種々取調べるべき事項があり、ひと先ず委員に附託し、来る二二日、更に総会を開いて、調査委員が起草した建議の報告を聞いて決定することにした。次いで、常議員植田壽作の補欠に中尾捨吉を推選し、同四時過ぎ散会した。

12月13日 ○広島弁護士会総会(「芸日」明治三五・一二・二三)

広島弁護士会は、一月一六日午後二時、広島区裁判所楼上において、総会に引続いて常議員会を開き、紹介人に関する規約励行に関する協議をし、会長、副会長以下の役員選挙は、来る二〇日、同所において総会を開いて、これを執行することに決した。

12月20日 ○広島弁護士会総会（「芸日」・「中国」明治三五・二二・一

九）

広島弁護士会は、一月二〇日午後二時より、広島区裁判所楼上において、会長、副会長および常議員の選挙を行い、同四時より、真孤春和園において懇親の宴を開くという。なお、役員選挙について、聞くところによれば、副会長には田上諸藏と横山金太郎が名乗り、互いに鎬を削りつ、あるという。兩名は、親戚の關係にあり、殊に今春新旧軋轢した際には、横山は熱心に田上を援助し、互いに新派中に属する者であるが、今双者相反目して、候補を争うこと頗る奇であるという。

（注一）「芸日」と「中国」には、この総会を開催した記事は、見出せない。しかし、明治三六年の会長が松山廣居、副会長が土居弘毅であることは、その後の「芸日」・「中国」の記事から判明する（「中国」明治三六・三・三一、「芸日」明治三六・七・一一、明治三六・七・一四、明治三六・一一・二二）。

（注二）●弁護士会長の選挙 昨年末の弁護士総会は、役員選挙に於て非常に紛擾を極め、其結果、本年二月末

明治三六（一九〇三）年

1月1日 ○新年宴会（「芸日」明治三六・一・一）

広島組合弁護士連は、一日、真孤春和園において、新年宴会を開くという。

1月20日 ●一瀬広島控訴院長の通牒（「新聞」明治三六・二・一六）

毎々奇行警言を以て有名なる一瀬広島控訴院長は、今回広島弁護士会長に対し、左の通牒を為したりと云ふ。

当広島控訴院民刑事事件の数、比年著しく増加（就中刑事）するは、既に各位の詳知せらるゝ処なるが、試みに昨三十五年度に於る別表（別表略す）を製し、他六控訴院の取扱に比し之を視るに、当院の成績実に第一位を占むるの好結果を奏せり。是れ専ら当該判検事等鋭意奮励の然らしむる所なりと雖とも、弁護士各位の熱

の交代迄会長の選挙を致さざりしは、一般の記憶に存する処に候、然るに本年は何の苦もなく何の煩もなく、無事無異の間に役員選挙を了したるは、意外の事に候。而して、会長に松山廣居氏、副会長に土居弘毅氏を挙げ、常議員に年長者のみを選みたるは、面白き現象に候之れは、何か魂胆の伏するにはあらずやと思はれ候（「吳新報」明治三五・一二・二四）。

心用意亦大に与かりて力あるに由るものと信す。依て別表御差廻し候、為参考同僚諸君に御回示相成度、此段御依頼候也。

明治三十六年一月二十日

2月15日 ○広島弁護士会懇親会〔芸日〕明治三六・二・一四

広島市の組合弁護士達は、二月一五日午後七時より、大手町四丁目栄亭において、丁酉講を兼ねて懇親会を開く予定である。

2月22日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明治三六・二・二二

広島弁護士会は、二月二二日午後一時より、広島区裁判所楼上において総会を催す予定である。これは、主として広島弁護士会会則を改正するため、現今の会則は、昨年一月二六日の総会において改正したものであるが、なお多数の改正削除を要するところがあるので、その協議をするものである。

その中の主なものは、(一)常議員会議長を設くる件、(二)会費滞納処分件、(三)会員違反処分に関する調査の件などで、この外必要な問題も提出されるといふ。

(注) この総会は、会長が病氣のため延期したという〔芸日〕明治三六・二・二五が、その後、三月末には全快したの

で、四月中旬頃開会するであろうという〔中国〕明治三六・三・三二。

4月9日 ○合議法律事務所の創立〔中国〕明治三六・四・九、明治

三六・四・一四

岡崎仁三郎、松井繁太郎、前田米藏、藤本直次郎(山口県弁護士会)が、広島市大手町五丁目合議法律事務所(支部、下関市田中町)を設立し、四月一〇日から一三日まで、合議法律事務所楼上において、朋友知己を始め判検事および同業の人々を招き、事務所開設披露の宴を催した。

4月10日 ○広島区裁判所二階墜落〔芸日〕明治三六・四・一一

一三

四月一〇日、広島区裁判所楼上の二階会議室で、一四名の戸籍吏が参加して広島・呉両区裁判所管内戸籍吏協議会が催されたところ、午前一一時四〇分頃、大音と共に会議室が陥落し、二七名が負傷(内重傷者二名)した。陥落の原因は、尾道区裁判所の古木を利用して建築したので、二階の帯木一〇本の内、中央の一本が折れかゝり、一〇本の帯木が桁に支えた重心を失して墜落したという。この会議室は、旧来の地方裁判所、区裁判所に会議室が設けられていなかったため、

この区裁判所落成後は、弁護士会総会などにも使用されてきた。

(注) 広島区裁判所二階の修繕は、明治三十六年六月一七日の新聞報道では、天井の下張り今明日中に終われば、その上に形紙を貼り、白壁を塗りさえすれば落成するはずであるので、一週間くらい後には悉皆竣工するであろうという。
〔芸日〕明治三六・六・一七。

4月14日 ○常議員会 (芸日) 明治三六・四・一七)

広島弁護士会においては、四月一日日午後五時より常議員会を開き、協議するところがあつたが、それは、近日総会を開くに当たつての緊急事件に関する打合わせであるという。

4月30日 ●合議法律事務所開設広告 (芸日) 明治三六・四・三〇)

世運ノ進歩ハ日ニ益法律制度の煩褥ヲ加ヘ従テ凡百ノ法律事務常ニ紛糾ニ傾キ斯道専門ノ士ト雖丁寧反復其事ヲ審按討議スルニ非ズンバ動モスレバ正鵠ヲ過ル事尠ナカラス生等同志此ニ感アリ合議法律事務所ヲ設立シ聊カ斯道ノ為メニ微力ヲ致サント欲ス

執務ノ特色

○民商刑事行政特許等一切ノ法律事務ハ必ず所員三名

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

以上ノ合議ヲ以テ之ヲ所決ス

○多数ノ所員奮励局ニ当ルヲ以テ事務ノ進捗頗ル敏速ナリ且夜間ニハ所員必ズ宿直ス

○他所出張ヲ要スル事件ニ就テハ隨時其需ニ応ジ咄嗟所員ヲ派シ毫モ違算ナカラシム

○何人ト雖他人ノ紹介ヲ要スルコトナク来所セラル、時ハ直ニ用談ノ需ニ応ズ

明治三十六年四月

合議法律事務所

特許代理業者弁護士 岡崎仁三郎

弁護士 松井繁太郎

同 前田 米藏

同 藤本直次郎 (下関支部誌)

広島市大手町五丁目電話四一六番

支部 下関市田中町電話二五八番

6月26日 ○広島弁護士会臨時総会 (芸日) 明治三六・六・二六)

広島弁護士会では、六月二六日は、会則改正を審議し、次いで目下弁護士間に生じている不正行為について審議する予定で、世古検事正も列席するという。なお、六月二八日午後一時より、広島地方裁判所弁護士控所において、臨時総会を開催する予定である。

一三七 (一三七)

7月9日 ○代書人取締規則〔芸日〕明治三六・七・八、明治三六・七・一〇、一一、明治三六・七・一四、「中国」明治三六・七・九)

一 広島弁護士会は、七月九日午後四時より、広島地方裁判所弁護士控所において総会を開催し、世古検事正も列席した。代書人取締規則制定に関する建議について、委員の一人である岡崎弁護士より、委員の協定した草案の説明がなされ、全員一致を以て司法大臣に建議することに決定し、松山会長に一任した。

(注一) 元來、この代書人取締規則制定を建議することになつたのは、目下の代書人は名称のみで、その実は三百代言を本業とし、あるいは弁護士紹介を以て本業とするものがあり、紹介人名簿を調製して、その取締に努めてきたがその効がないので、今回この建議を提出するに至つたのである。その要旨は、本年五月九日付で、台湾總督府令第三七号を以て發布された、代書人取締規則の正条を内地に実施し、彼らの仲間に行われる悪弊を掃討することを期すというものである。兎に角、内地においてこのような規則を設けようとするのは、広島弁護士会の建議を以て嚆矢とするので、司法省で直ちにこれを許容するかどうかは、疑問であるという〔芸日〕明

治三六・七・一〇、一一、「新聞」明治三六・七・二七。
(注二) 明治三六年七月六日、日本弁護士協会評議員会第五七例会においても、第八五議題「代書人に関する法律制定の件」が討議され、司法大臣に建議することが議決された。それより先、埼玉県庁においては、他に率先して代書人規則を發布したという〔録事〕第六七号、明治三六・七・二八)。

7月18日 ○山内弁護士に対する換刑処分〔芸日〕明治三六・七・一八)

明治三六(一九〇三)年七月、広島組合弁護士山内吉郎兵衛は、名古屋市憲明館の法律顧問として、名古屋市久尾町小木勇方止宿中、先に、東京地方裁判所において出版条例違反事件で罰金五円の言渡しを受けながら完納しないために、同所検事正から名古屋地方裁判所検事正へ換刑の執行方囑託があつた。同検事局では直ちに逮捕状を發して、山内は名古屋署の手により逮捕され、検事局へ送致された。そこで、山内は、やつと右罰金五円を納付し放免された。

7月29日 ○広島弁護士会総会〔芸日〕明三六・七・二六、明治三六・七・二八、明治三六・七・三〇、明治三六・八・一)
七月二十九日午後一時より、広島弁護士会臨時総会が、

広島区裁判所楼上において開催された。議題は、今回主務大臣より諮問のあった民事訴訟法草案に対する意見、某弁護士の見解の弁護士法第一四号(相手方から事件の委任を受けることの禁止)違反事件、正式裁判を申立てた違警罪拘留者との面会不許可事件などである。

(注1) 司法省が発表した民事訴訟法改正案は、訴訟事務進行の手段として、従来の当事者主義に職権主義を加味し、独逸における弁護士所属限定主義を採用しようとするものであった(「芸日」明治三六・七・二四)。

7月30日

○違警罪拘留者との面会(「芸日」明治三六・七・二六、明治三六・八・一、「新聞」明治三六・八・一〇、「中国」明治三六・八・二三)

高田似壠弁護士と広島警察署との間に生じた違警罪拘留者との面会不許可事件は、七月二十九日、広島弁護士会総会において、岡崎、高田、田上の三弁護士を委員として、県知事および警部長へ交渉することになり、三委員は、七月三〇日夜会合して協議の結果、交渉条件を決定し、近日中に交渉を開くことになった。

8月23日

○広島弁護士会臨時総会(「芸日」明治三六・八・一八、明治三六・八・二一、明治三六・八・二五)

広島弁護士会は、八月二三日午前八時より、広島地方裁判所弁護士控所において臨時総会を開き、常議員中尾捨吉辞任につき、その後任者の投票を行ったが、高点で篠原資が当選した。次いで、常議員会議長の互選投票をしたところ、高点で三坂繁人が当選した。

違警罪拘留者との面会不許可事件、および九名の委員で取調中の民事訴訟法草案に対する調査は、未だ決了に至らず、後会に提出すること、して散会した。

9月12日

○林弁護士の選挙法違反(「芸日」・「中国」明治三六・九・一三、明治三六・九・二四、「中国」明治三六・九・二三)

林十之助弁護士は、九月二五行われる広島県会議員選挙に際し、選挙法違反(物品の贈与)に問われ、同年九月一二日、広島地方裁判所において、軽禁錮四ヶ月、選挙権停止八ヶ年の判決を受けた。そこで、広島県参事会は、林の広島県会議員失権失職を決定した。

(注) 林弁護士は控訴したが、明治三六年一〇月一六日、控訴を棄却された(「芸日」明治三六・一〇・一七)。林は、同月二四日、広島地方裁判所検事局において、弁護士名簿の登録を取消した(「官報」明治三七・一・一二)。

10月9日 ○宮原弁護士懲戒裁判判決（「官報」明治三六・一一・七、「芸日」明治三六・九・二〇、明治三六・一〇・三、四、明治三六・一一・七、明治三六・一一・一〇）

宮原毎太郎弁護士は、広島控訴院で開かれた懲戒裁判所において、広島弁護士会則違反（紹介人名簿記載の者から訴訟事件の紹介を受ける）により、過料金一五円の判決を受けた。

10月13日 ○法律経済実地問題研究会（「中国」明治三六・一〇・二、「中国」・「芸日」明治三六・一〇・一五）

広島商業会議所主催の法律経済実地問題研究会は、一〇月一三日午後八時より、広島商業会議所において、その第一回が開かれた。会する者は、同会議所役員ならびに議員、弁護士、銀行家、官公吏、会議所議員選挙有権者など六〇余名であった。先ず、同会議所書記長岡田庄四郎が同会施設の要旨と来会者に対する挨拶をなし、次いで、広島組合弁護士前田米藏の商法中の保険に関する注意、同弁護士松井繁太郎の債権の譲渡、同弁護士三戸有治の破産に関する注意の講話があり、次いで、住友銀行広島支店長吉田眞一の同会に対する将来の希望に付いての演説があつて、散会したのは、午後一時であつた。因みに、同会は今後、毎月一回一三日を定日として開会するという。

（注一）早速整爾は、明治三六年から大正六年まで、広島商業会議所会頭を務めた。

（注二）第二回法律経済実地問題研究会は、十一月三日、開かれたが、このときは、職工学校校長尾形作の「広島工業は何故振るはざるか」と三井銀行広島支店長柳莊太郎の「外国貿易の趨勢」と題する講話があり、前回は少壮弁護士連の気炎のみであつたが、今回は皆有益・適切で「大いに肯綮にあたる」とうなずいた人も多かったという（「芸日」・「中国」明治三六・一一・一五、「芸日」明治三六・一一・一七）。

10月16日

○河端弁護士懲戒裁判判決（「官報」明治三六・一一・一二、「芸日」明治三六・一一・七、明治三六・一一・一四、「中国」明治三六・一〇・一五）

河端守綱弁護士は、広島控訴院で開かれた懲戒裁判所において、広島弁護士会則違反（紹介人名簿記載の者から訴訟事件の紹介を受ける）により、過料金三〇〇円の判決を受けた。

10月28日

○広島裁判所の近状（録事）第六九号、明治三六・一〇・二八、「新聞」明治三六・一一・一五）

「日本弁護士協会録事」の記者が、広島裁判所の模様、特に裁判官の評判を報道した雑録に、左記の様

なことも記録されている。

先ず、第一に目に付いたのは、控訴院及び地、区裁判所の弁護士控所に掲示されてある左の告示である。

当院（地、区裁判所に於ては、当裁判所）取扱の諸件にして、不便若くは不都合と思考せらる、廉あらば、細大に拘らず直ちに申出有之度候也。

各裁判所弁護士控所に、換鐘録と題する冊子があるから、披ひて見ると、其第一葉に左の文句がある。

一 此換鐘録は、訴訟事務取扱上不便の事あれば、細大となく之を記載すること。

一 記事上の責任を負ふ為め、記載者に於て署名捺印すること。

一 記事の外必ず事件番号又は当事者等を記載すること。

ハハと合点して、第二葉、第三葉と披て見たら、曰く刑事被告に接見の不便、曰く開廷時間の不一定に対する不平、曰く廷丁の不都合、曰く書記の不親切、曰く審理上の不行届、曰く判決正本送達の遅緩、曰く何曰く何、色々の苦情、不平及矯正策等が種々の文体で記載されてある。裁判所は、時々この冊子を引上げて閲覧し、事務取扱上の参考の資料に供する仕組なりとの事、下情上達の方法としては、頗る便宜の方法である。

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

る。所が、此冊子の文苑欄とも申すべきか、所々に狂歌や、発句や、狂詩があるから奇体だ、今其の二、三を摘めば

公判の待草臥や高軒。永き日や判事の顔の眠気なる。
：私訴状の委任状が普通半紙の寸法に違ふとて裁判所より空しく下げられたれば用紙にも寸法あらば判官の身の高低も定めをきたし：

要するに、一瀬院長の指導宜しき為か、広島各裁判所は一体に好評である。又、弁護士と法官の間柄も頗る円滑であるとは、結構々々。

12月1日
○広島控訴院非廃止問題（芸日）明治三六・一二・一
三、「中国」明治三六・一二・三、四、「新聞」明治三六・一二・一〇

広島控訴院非廃止問題に関し、広島弁護士会は、二月一日午後一時より、広島地方裁判所弁護士控席において、その運動方針につき総会を開いたが、定時を過ぎても参会する者が少なかった。しかし、急施を要するので、少数会員で、委員を設け非廃止運動を開始すること、した。会長松山廣居、副会長土居弘毅、三坂繁人外九名を委員とし、同月二日、会長よりその旨を通知した。

そして、一二名の委員は、同夜午後七時、三坂弁護

一四一（二四一）

士方において委員会を開き、運動の方針およびその部署を定めた。

12月3日

○南條弁護士懲戒裁判〔芸日〕明治三六・一二・三三

広島市三川町に住む弁護士南條持一は、弁護士籍を長崎控訴院に置き、昨年来広島に出張して訴訟事務を取扱かっている。南條は、広島弁護士会の規約に違反したこと四回に及んだが、広島では単に出張所としていたので、広島地方裁判所より長崎控訴院に向かつて懲戒裁判を要求し、今回長崎控訴院において懲戒裁判が開始されたという。

12月4日

(注) 南條は、明治三七年六月二四日長崎控訴院における懲戒裁判所において、広島弁護士会則違犯(紹介人名簿記載の者から訴訟事件の紹介を受ける)により、過料二〇円の判決を受けた〔官報〕明治三七・八・二五。

○広島控訴院非廃止問題〔芸日〕明治三六・一二・五、六、〔芸日〕「中国」明治三六・一二・八、〔芸日〕明治三六・一二・一〇)

広島控訴院廃止反対運動について、広島弁護士会は、一二月四日委員会を開いて協議した結果、次のような決定をし、それぞれ運動に着手した。

12月20日

○広島弁護士会総会〔芸日〕明治三六・一二・三三)

- 一 委員二名中、岡崎、木元、田上、香川、松井、不破、高野の七名が、廃止反対運動を実行する。
- 一 名古屋、函館における取扱件数統計表蒐集、および反対事項の調査を行う。
- 一 名古屋、函館弁護士会と一致の協同歩調を執るために、両者に通牒を出す。
- 一 広島控訴院管内の弁護士に、一致して反対運動をするため檄文を出す。
- 一 廃止反対運動の費用は、広島弁護士会から二千元拠出する。

(注) 一二月一日、帝国議会が解散されたため、反対運動は中断された〔芸日〕明治三六・一二・三三。

広島弁護士会は、一二月二〇日午後一時より、広島地方裁判所弁護士控席において総会を開き、会長以下の役員改選を行った。今回は、新旧両派が交渉の上、平穩に纏まった。改選役員の姓名は、次の通りである。(会長) 三坂繁人、(副会長) 高野一步、(常議員会議長) 松山廣居、(常議員) 高田似龍、森田卓爾、篠原資、三戸有治、栗原茂之(尾道)、福本則行(尾道)、上野久

之助（福山）、天野鐵輔（福山）、土居弘毅

（注）

●弁護士会役員選挙の裏面 広島組合弁護士会に於ては、去る二十日午後、広島区裁判所楼上に総会を開き、会長、副会長の選挙を行ひ、会長に三坂繁人氏、副会長には高野一歩氏当選したる事なるが、今回の改選に就ては、十数日前より夫々運動するものありて、中には如何はしき風評の種さへあり。元来当組合弁護士会は、新派と旧派との二派ありて、常に意見の衝突を来すを例とし、結局圧制的決議を見る事もあり、会長等役員を選挙するに当りては、新旧ともに互に所謂中立派なるものを引入て、多数を占むるの弊あり。今回の役員選挙に旧派にては、三坂、堀江、篠原等の諸氏主動者となり、新派の側には横山、田上、木元等の諸氏主として専ら運動し、互に多数を占領せんとしたるが、旧派には機先を制して、是迄何事の協議にも多くは出席せざる奥本數奇男とか岡謙藏、宮原毎太郎、河端守綱などいへる一派の諸氏を、早くも味方に拉し去りて、選挙日二、三日前より三坂弁護士の宅に会合せしめ、彼の県会役員選挙に敵味方互に議員を抑制して籠城せしむるの故智に学びたるが如き挙動ありたる趣にて、サテは選挙の結果所謂旧派なるもの、全勝に帰し、其他該選挙については、非難すべき点もありとかにて、事後の

今日猶内部に紛紜の声高しといへり（中国）明治三六・一二・二七）。

12月25日

○代書人取締規則施行（芸日）明治三六・一二・二五）
一二月二五日、広島県令第一〇二号「代書人取締規則」が制定施行された。

明治三七（一九〇四）年

1月1日

○各法衙の新年式（芸日）「中国」明治三七・一・一）
広島控訴院においては、元日午前九時を以て、一瀬院長以下各高等官、判任官一同は、同院楼上に参集し、大広間に御真影を奉掲、新年式を行い、終わつて祝杯を傾け、随時退散した。また、広島地方裁判所においては、永島所長以下、各高等官、判任官一同に、広島区裁判所の服部監督判事以下、各判検事、司補、書記一同加わり、同九時を以て、同楼上会議室において、新年式を行い、これには広島組合各弁護士も互礼として参集する。

1月7日

○廷丁村田隆吉の名譽（芸日）明治三七・一・一七）
広島地方裁判所廷丁村田隆吉は、広島市大手町九丁目に住人であるが、同人は明治一九（一八八六）年広島始審裁判所の小使を拝命し、続いて同所の門候より訟

廷雑使となり、後また廷丁を拜命し、引続き同所に奉職すること、今日すでに一七年間欠勤することなく、終始一日の如くその勤務大いに見るところがあるので、広島組合弁護士会員より、その勤労を賞するため賞状に靴料を添えて同人に贈った。

2月13日 ○法律経済実地問題研究会〔芸日〕「中国」明治三七・二・一六〇

二月一三日午後八時より、広島商業会議所において、法律経済実地問題研究会が開催された。岡田庄三郎が、軍需品買上に関し当局者に希望開申の件についての調査状況を述べ、次いで、弁護士高田似朧は、法律上占有の意義に関し種々判決例を示し、かつ留置権、動産質権、権利質、家族の財産等において、占有の効力を平易に講話し、午後一時頃解散した。

9月2日 ○岡崎弁護士の渡清〔芸日〕明治三七・九・一〇二

岡崎仁三郎弁護士は、九月一日午前一〇時五〇分、己斐駅発列車で、先ず豊後に赴き、それより佐世保に至り、同所より乗船して清国に渡るという。岡崎の渡清資格は、商業会議所を代表し、かつ広島市より商業視察を囑託され、なお中央実業会員の資格をも有するもので、清韓両国の商工業を視察することである。伴広島市長より、陸軍兵站線内を通過の義を参謀総長

へ申請したが、陸軍省副官村山邦彦より、通過許可地について通知があった。

9月6日 ○福本弁護士懲戒裁判判決〔官報〕明治三七・九・二二、

「中国」明治三七・九・二五

福本則行弁護士は、広島弁護士会規則第三四条により調製した紹介人名簿に掲載されている小川岩太郎から、殴打創傷被告事件について被告人の弁護を依頼されて弁護の委任を受けたことに関して、広島控訴院における懲戒裁判で、過料二〇円に処せられ、大審院に控訴したが、九月六日、控訴を棄却された。

10月15日 ○小川弁護士懲戒裁判判決〔官報〕明治三七・一一・九、

「芸日」明治三七・一一・一三〇

弁護士小川雙三に係る懲戒被告事件は、六月二〇日、広島控訴院における懲戒裁判所において、弁護士法第二三条第二項、広島弁護士会規則第三三条(紹介人名簿記載者からの紹介による訴訟事件の受任禁止)に違背したものであるとして、各(第一・第二事実共、過料二五円)に処する旨、言渡された。それを不服として、大審院における懲戒裁判所に控訴したところ、一〇月一日、原判決を相当として、控訴は棄却された。

12月17日

○日本弁護士協会通常総会（「録事」第八二号、明治三七・二二・二八）

一二月一七日午後三時より、上野精養軒において明治三七（一九〇四）年度日本弁護士協会通常総会が開かれた。当日は、弁護士より選出された貴衆両院議員を招待して、予て今期議会に提出される噂のある刑法、刑事訴訟法その他の諸法律案について協議し、傍々同業者間の交情を温める予定であったので、来会者は無量百余名であった。しかし、衆議院で予算審議があったので、議員の来会が後れ、五時半頃に及び、森田卓爾が第一着したのに引続き、富島暢夫など三〇余名が来会した。時すでに六時を過ぎていたので、議事は晚餐後にし、宴席に移り、幹事菊池武夫が開会の辞を述べ、来賓森田卓爾が議員を代表して謝辞を述べた。晚餐が終わり、幹事鳩山和夫が議長席に着き、総会の議事を開いた。

12月25日

○広島弁護士会総会（「芸日」明治三七・二二・二六、「中国」明治三七・二二・二七）

広島弁護士会通常総会は、一二月二五日、広島区裁判所楼上において開会し、会長、副会長の選挙を執行したが、会長に田上諸藏、副会長に井上房之助が当選した。次いで、常議員の選挙を行ったが、辞任者が続

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

出し、結局左記の者が当選した。

松山廣居、高田似壘、篠原資、木元園次、栗原茂之、堀江三正、三坂繁人、庄野雄次、上野久之助、松井繁太郎

なお、最初、副会長には、三戸有治が当選し、同人は一旦受任したが、都合により辞任したので、更に選挙を行い井上房之助が当選した。

明治三八（一九〇五）年

1月20日

○裁判所支部非廃止（「芸日」明治三八・一・二〇）

行政整理の結果、全国二七個所の地方裁判所支部を廃止することとなり、広島地方裁判所管内では、三次、尾道の両支部が廃止の対象となった。それらを廃止されては、人民の不便は少なくないので、一月二〇日、広島弁護士会においては、当局者に対して、非廃止について建議するため、常議員一同は、会長田上諸藏方に会して評議をするという。

1月26日

○広島弁護士会総会（「芸日」明治三八・一・二七〜二八）

一月二八日午後二時より、広島区裁判所楼上において広島弁護士会総会を開いたが、来会者は二〇余名で、尾道の弁護士も来会した。議事は、地方裁判所支部非廃止のこと、および広島控訴院管内拡張のことを司法

一四五（二四五）

大臣に建議する件であるが、討議の結果、満場一致でこれを可決した。その費用は、調査委員会を設けて調査することとし、田上諸藏を委員長、井上房之助を副委員長、他の八名を委員として、同日委員会を開く予定とし、午後五時散会した。

(注) 裁判所管轄区域変更案通過に努めるため、広島弁護士会を代表して上京した田上、高野の両名は、両院において可決され用務を果たしたので、二月二十四日午後九時、帰広した(中国)明治三八・二・五、明治三八・二・二四、
「芸日」明治三八・二・二六)。なお、裁判所構成法を改正し、区裁判所の権限を拡張し経費の節減を図つたので、
三次、尾道両支部は廃止を免れた(「芸日」明治三八・二・二五)。

3月13日
○裁判所管轄区域変更法案(「芸日」明治三八・二・二五)
六、明治三八・三・七)

政府提出の左記の裁判所管轄区域変更法案は、貴衆両院を通過し、明治三八(一九〇五)年三月一三日法律五九号として公布された。

裁判所管轄区域変更二関スル件

明治二十三年法律第六十三号裁判所位置及管轄区域表

中大阪控訴院管轄若狭、越前、加賀、能登ノ国ヲ名古屋控訴院ノ管轄ニ備前、備中、美作、因幡、伯耆ノ国ヲ広島控訴院ノ管轄ニ変更ス
附則 本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ施行ス
明治三十八年三月三十一日以前ニ於テ岡山、鳥取、福井、金沢及富山ノ各地方裁判所ノ為シタル裁判ノ上訴ハ大阪控訴院ノ管轄トス

9月7日

○講和問題有志大会(「芸日」明治三八・九・八、九)
九月七日正午より、豊屋町寿座において、日露講和に反対する市民有志大会が開催され、来会した者は四千名を超えた。長屋謙二が座長となり、講和案件の廃棄を求める宣言書、および桂総理に引責辞職を求める電報を横山金太郎が朗読して可決した。引続き政談演説会に移り、花井卓藏の「嗚呼講和問題」、早速整爾の「嗚呼千古の屈辱」と題する演説、および荒川五郎の演説があつた。

(注1) 日露講和に関しては、広島非講和同盟会が九月二日組織された。創立委員は、横山金太郎、壹岐盛文、武田吉右衛門、大野千三郎、森川脩藏、村尾貞治、山田和美、荒川五郎、金近秀之助、山本三朗、藤田肇吉、長屋謙二、奥田勝太郎、林保登、新聞辰市、不破熊男、

熊見定次郎、有田温三、林十之助、岡田庄四郎、森田卓爾、早速整爾であった。

(注2) 九月一七日午前一時より、饒津公園に万余人が

集まり、非講和県民大会が開かれた。横山金太郎が開会の辞を述べ、森川脩藏が座長となり、森田卓爾が宣言書、決議、上奏案を朗読し、田代直樹が祝詞、祝電を披露し、大会は午前二時二〇分に終わった。午後一時からは、京橋町明神座において非講和政談大演説会が開かれ、入場者三千名を前に、広島商業会議所書記長岡田庄四郎が開会の辞を述べ、弁護士では横山金太郎、富島暢夫、森田卓爾、藤田若水が演説した(「芸日」明治三八・九・一八〜一九)。

11月21日 ○広島控訴院管内弁護士大懇親会(「新聞」明治三八・一

一・三〇)

広島控訴院管内各地方裁判所所属弁護士大懇親会は、十一月二一日、厳島岩惣旅館において挙行した。当日参会した者は、広島控訴院管内の弁護士の外、福岡の弁護士等も臨時参加し、合計三〇名で、一同午前六時己斐発の列車で厳島に至り開宴、各自十二分の歓を尽くして、午後に至り散会し、直ちに帰広した者もあり、また同地に宿泊した者もある。他府県より来た者の多

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

12月末

くは、同夜一〇時発の汽車で帰県した。

○広島弁護士会通常総会(「芸日」明治三九・一・三)

旧臘(注、明治三九年末)開いた広島弁護士会総会において、役員を改選したが、左記の通り当選した。

(会長) 松山廣居、(副会長) 高野一步、(常議員) 高田似龍、田上諸藏、井上房之助、松井繁太郎、香川秀作、糸谷庫一、藤田若水、玉木次郎、篠原資、(常議員会議長) 三坂繁人

明治三九(一九〇六)年

7月21日 ○両検事正の送別会(「芸日」明治三九・七・二一、明治三

九・七・二六〜二七)

広島地方裁判所検事正より京都地方裁判所検事正に栄転した世古祐次郎、および広島控訴院検事より静岡地方裁判所検事正に栄転した黒川稜の送別会のため、広島控訴院および広島地方裁判所ならびに広島弁護士会より、数名の幹事を選定し、七月二一日午後五時より、広島偕行社において惜別の宴が催された。開宴に先立ち、土井広島地方裁判所長は、幹事を代表して送別の辞を述べ、弁護士側からも惜別の辞があり、これに対して、両検事正の答辞があり、終わって宴に移り、散会したのは午後八時過ぎであった。当日の来賓は、

一四七(一四七)

木越師団長、田沢旅団長、山田知事、一瀬控訴院長、川淵検事長、土井地方裁判所長、その他文武高官、弁護士、市内紳士紳商、新聞記者ら数百名で、頗る盛況であった。

8月16日

○広島弁護士青年会〔中国〕明治三九・八・一五―一六、
「芸日」明治三九・八・一六、明治三九・八・二五、「新聞」
明治三九・九・一〇)

広島組合弁護士会の青年者は、同僚間相互の智識を交換し、風儀の矯正を目的として「広島弁護士青年会」を組織したが、休暇を利用して、地方人士の法律思想涵養に資するため、地方を巡遊し法律講演会を開くことにした。巡遊日割りは、八月二日可部町、二二日吉田町・三次町、二三日庄原町、二四日上下町、二五日府中町である。青年会員は、糸谷庫一、米田權之助、玉木次郎、松井繁太郎、藤田若水、不破熊男、秋元儀助、庄野雄次、新開辰市、篠原迪、世良静一である。

10月11日

○湯川弁護士懲戒裁判判決〔官報〕明治三九・一〇・二七、「芸日」明治三九・一〇・三〇)

広島地方裁判所所属弁護士湯川愼三郎は、九月二五日、広島控訴院の懲戒裁判所において、弁護士法第一四条第一号(相手方から事件の委任を受けることの禁止)に違反し、同法第三三条第二号に則り処分すべきものと

10月30日

○平本弁護士懲戒裁判判決〔官報〕明治三九・一一・二八、「芸日」明治三九・一一・三〇)

広島地方裁判所所属弁護士平本希一郎は、広島弁護士会が会則第三四条に基づき調製した訴訟紹介人名簿に登載されている者の紹介により、訴訟代理の委任を受けて訴訟行為をした廉で、広島控訴院の懲戒裁判所において、過料金一〇〇円に処せられ、大審院の懲戒裁判所に控訴したが、一〇月三〇日、同裁判所は、これを棄却した。

11月16日

○呉海軍工廠紛擾事件公判〔芸日〕明治三九・一一・一七―一八、明治三九・一二・六、明治三九・一二・八、明治三九・一二・一二、「中国」明治三九・一一・一八)

呉海軍工廠において、明治三九(一九〇六)年八月、労働賃金の引上げを目的として同盟罷工を企てた職工の中、主謀者一名に係る治安警察法第一七条違反被告事件の公判が、十一月一六日午前九時四〇分より、広島地方裁判所において開廷された。被告人常松政一の弁護人は永野法城、同古武幸太郎および同山崎和助の弁護人は不破熊男、同面谷龜一の弁護人は富島暢夫であった。二月五日の判決は、被告人常松、同山崎、同面谷の三名は、何れも犯罪の証拠不十分で無罪で

あった。その他の被告人のうち、木山大吉は重禁錮三ヶ月・罰金五円、古武および野上新一外二名は重禁錮一ヶ月・罰金三円、その他三名は重禁錮二ヶ月・罰金三円に処せられた。

(注1) 永野弁護士は、常松が「集まれ」と号令を發したというが、被告以上の兄貴株の職工が多い中で、同人が号令を發した者でないことは記録上明らかであると、無罪を請求した。富島弁護士は、面谷の弁護に当たり、檢事は本件の如きストライキは危険であると論告するが、実に皮相な觀察である、本件は賃金の値上げを目的とするのであって、換言すれば権利の發達を主張するものであり、ある意味では大いに喜ばねばならない、被告は騷擾と密接な関係はないと論じ、無罪を請求した。不破弁護士は、被告等が昇給運動をしたのは、第四工場のみが昇給の揭示がないためであり、同盟罷業の様な奇貨を買ったのは、寧ろ当局者の過失であり、被告は騷擾と密接な関係はないと弁じ、それより治安警察法一七条の解釈について論じて、無罪を主張した。なお、木山と野上は控訴し、不破弁護士が野上を、篠原迪弁護士が木山を弁護したが、控訴棄却となった〔芸日〕明治四〇・二・七、明治四〇・二・一五。

(注2) 明治三五年の呉海軍造船廠の大争議、明治三九年・明治四五年の呉海軍工廠の大争議については、山木茂『広島県社会運動史』(労働旬報社・一九七〇年)を参照されたい。

11月24日

○中国弁護士大会〔芸日〕明治三九・一一・七、明治三九・一一・二二、明治三九・一一・二五、「中国」明治三九・一一・七、明治三九・一一・一五、明治三九・一一・二三、明治三九・一一・二六、二七、「新聞」明治三九・一一・一〇、「録事」第一〇三号、明治三九・一一・二八)

広島控訴院管内弁護士の組織した中国弁護士協会は、一月二四日午後二時より、その初会を岡山市後樂園に開会した。来会者は、広島より一八名、松江代表者一名、鳥取米子支部代表者一名、および岡山二九名で、一瀬広島控訴院長、西郷岡山地方裁判所長、關檢事正臨席し、淺田岡山弁護士会長開会の辞を述べ、夫れより議事を開き、中国弁護士協会の則および広島において機関雜誌発行のことを議決した。引続き法令の制度改廃を要する件について協議した。午後四時散会し、延養亭において懇親会を開いた。

12月22日 ○広島弁護士会新役員〔芸日〕明治四〇・一・四、「新報」

第一号、明治四〇・一・二五

広島弁護士会は、旧臘（注、明治三九年末）通常総会を広島区裁判所楼上において開き、会長松山廣居より、一ヶ年間の会費収支決算報告があり、満場異議なくこれを承認し、次に、左記の役員を選挙した。

（会長）高田似壘、（副会長）田上諸藏、（常議員会議長）藤田若水、（常議員）玉木次郎、米田權之助、不破熊男、秋元儀助、庄野雄次、世良静一、新開辰市、篠原迪、松井繁太郎

次いで、明治四〇（一九〇七）年度の予算を議し、夫れより、前任会長松山廣居、副会長高野一步に、在任中の功勞に対し、会長の名で感謝状を贈ることに満場一致可決した。

議事終了の後、中国弁護士協会の機関雑誌発刊の件につき、協議会を開いた。奥田勝太郎の發議により、（一）準備委員七名を設け、雑誌發刊のことを一任すること、（二）広島弁護士会正副会長を右委員に加え、他の五名は会長において指名することを可決した。その決議に基づき、会長は、横山金太郎、藤田若水、香川秀作、高野一步、松井繁太郎の五名を指名推薦した。○刑事被告人との接見〔芸日〕明治四〇・一・四、「新聞」

明治四〇・一・一〇

刑事被告人と弁護士との接見については、これを他の監獄に比し、弁護士に往々不便を感じさせることがあるので、前任正副会長（注、松山会長、高野副会長）より、他地方監獄の現状を調査して、典獄と交渉した結果、前任会長は、昨年暮（注、明治三九年暮）、會員に対して、土曜日午後は接見を許可すること、接見願いは隨意の用紙で差支ないこと、弁護士の接見はなるべく迅速に取扱うことになった、などを通牒した。

明治四〇（一九〇七）年

1月1日 ○新年互例会（「新報」第一号、明治四〇・一・二五）

広島在住の弁護士は、例年の通り一月一日正午より、広島市塩屋町大和楼において賀新の宴を催した。

1月4日 ○広島控訴院弁護士控所小使〔芸日〕明治四〇・一・四

國司周藏と言えば、広島控訴院弁護士控所の小使で、余程古い男である。この男と、広島弁護士会との関係は、明治二〇（一八八七）年四月、広島代言人組合が広島法律学校を創設した時、組合に雇われ同校の小使となり、兼ねて組合費用の取約めやら書類送達の用やらを勤め、明治二九（一八九二）年同校の廃止と同時に、控所の小使となり、従前の如く会費の取約め等種々雑

多な用を弁じ、今日に至つたもので、前後通じて二〇
年余、些かの過失もなく忠実に精勤し、少なからぬ信
頼を得て、世間の同情を得た人であるが、寄る年波も
加わり今は、早や七〇の坂に手も届き、この上の勤続
は如何あるうかと、本人の物語るところである。弁
護士会においても、後任者が定まり次第、解雇するこ
と、なり、その際の慰勞として金百円を贈る協議さえ
すでに纏まつている。兎に角、同人のためには名譽の
こと、いうべきである。前任会長松山老曰く、「僕も、
國司をば法律学校以来今日まで使って能く知つて居る
が、こんな正直な堅い男はない。國司が居なくなると、
会費の取約め杯には随分困るが、どうか善い後任者が
あればよいが……」。老のこの一語、この男の平生を道
破して余蘊ないというべきである。

(注) 広島控訴院弁護士控所における小使であつた國司周藏
の永年の勤勞を賞し、広島高等女学校主山中正雄から、
左の書面に金一封を添えて広島弁護士会長にその伝達方
を依頼してきた〔新報〕第一号、明治四〇・一・二五。
國司周藏は広島法律学校創設の当時、拙老が幹事たり
し時より任用したるに始まり、法律学校閉鎖後弁護士会
に使用せられ其間廿年、誠に殊勝の至りにして、彼が性行

の実貞なる只職責を重んずるに依るなり。然して、今善行
を賞与せらるゝは、是亦美事にして善を勤むるの道なり。
余も亦窃かに之を悦び寸志を致さんと欲し、聊か壺封を贈
る。希くば、附加せられんことを望む。

明治四十年一月

1月5日

○中国弁護士協会録事〔芸日〕明治四〇・一・四、「新報」
第一号、明治四〇・一・二五)

中国弁護士協会において機関雑誌(中国弁護士協会録
事)の発刊が議決されたので、その準備委員に、会長
高田似壠、副会長田上諸藏の外、横山金太郎、藤田若
水、香川秀作、松井繁太郎、高野一步の五名が、その
任に当たることになった。一月五日、準備委員会を開
き、協議の結果は左記の通りである。

(一) 雑誌は、中国法律新報と題し、毎月一回二五
日発行すること、(二) 正副会長を加へ、九名の編集委
員を設けること、(三) 編集委員の任期を六ヶ月とする
こと、(四) 編集委員中の七名は、初期に限り正副会長
において指名推薦すること、(五) 雑誌の維持費は、広
島在住会員において負担し、毎月委員の徴収に依り支
出すること。

(注) 準備委員会において、題名は「中国法律新報」とし、明治四〇年一月二五日、第一号が発行された。同誌は、高田似胤が、明治三五年二月二日第三種郵便物認可を受けて発行していた「広陵彙報」を改題し、発行所を中国法律新報社とし、内容は史料、判例批評、判例紹介、雑録・雑報、文苑、協会記事などを収録して発刊した。「中国法律新報」は、第一号(明治四〇・一・二五)から第三号(明治四三・五・二五)まで、国立国会図書館、早稲田大学中央図書館および東京大学明治新聞雑誌文庫に残存している(第一七号・第二四号・第三四号は欠落)。

1月14日

○森田弁護士招飲(「新報」第一号、明治四〇・一・二五)
数名の校書、盃盤の間に周旋し、余興として幹事の意匠を凝らした福引きの抽選があり、満座俄に春めき、某氏(注、横山金太郎)十八番の滑稽踊りを歓迎し、互いに飲を罄して散会した。

五)

○森田卓爾弁護士は、昨年四月、二豎(注、病氣)の侵す所となり、一時は殆ど危機に瀕したが、幸いに平癒、健康に復したので、一月一四日午後五時より、知友一〇数名を栄亭に招待して饗応した。席上三坂弁護士が祝歌を披露し、次いで紅裾の歌舞があり、賓主は歓暢した。

1月7日

○井上判事送別会(「新報」第一号、明治四〇・一・二五)
広島控訴院より浜田支部予審判事に栄転した井上二郎判事の送別会を兼ねた、中央大学広島支部学会の新年宴会は、一月七日午後五時より、天神町町日軒において開かれた。当日参加した者は、井上判事を始め、吉原謙亮(広島控訴院判事)、高橋榮之助、高橋嘉一郎、横山金太郎、村田淳、香川秀作、糸谷庫一、池田寛作、三坂繁人、古谷伊平、寺川三藏、高田似胤、松井繁太郎、三戸有治らの学員で、外に田上諸藏、藤田若水、新開辰市が特に参加した。そして、配膳が終わると、横山幹事の式辞、井上判事の謝辞があり、宴に移って、

1月17日

●見矢木判事祖道の宴(「新報」第一号、明治四〇・一・二五)
見矢木欽爾判事、任に斯地に在る前後を通じて殆ど甘鷲強并州酋ならず、今茲部長として山口に栄転す。

公共交通の状師別を惜む頗る切、乃ち為めに祖道の宴を設け、其行色を壮んにす。楼は、是れ大和、日は是れ一月十七日夕、会するものは、是れ高野、岡崎、松井、藤田、三坂、三戸、庄野、新開、秋元、田上、高田、篠原(資)等の諸氏、巨髻細腰坐して絃し起て舞ふ。和氣駘蕩春海の如し。三坂翁の謡曲と岡崎兄の戯曲とは、

客をして其妙を感じしめ、横山氏の盆踊と半白生の滑稽劇とは、人をして其奇に驚かしむ。興、闌は（注、たけなは盛りに）に神暢ぶ、更深くして、客去り主散ず。真個の清筵、真個の雅会。

1月20日

五)

○広島弁護士青年会（「新報」第一号、明治四〇・一・二）
広島弁護士青年会は、一月二〇日午後一時より、天神町佐藤五三宅に例会を開いた。会員は、三戸有治、庄野雄次、松井繁太郎、不破熊男、玉木次郎、藤田若水、糸谷庫一、新開辰市、篠原迪、秋元儀助、世良静一、米田權之助、池田寛作、佐藤五三である。

○中国法律新報編集委員会（「新報」第一号、明治四〇・一・二五）

一月二〇日、正副会長は、中国法律新報編集委員会を開き原稿を整理した。

2月17日

五)

○広島弁護士青年会（「新報」第三号、明治四〇・三・二）
広島弁護士青年会は、二月一七日午後三時より、会員松井繁太郎宅に例会を開き、幹事の提議に係る広島および附近の諸地に巡遊講筵をなし、大いに法律思想の普及を図ろうとする議題を可決し、其の準備委員を指名して散会した。この日、会する者は、新開、藤

2月20日

二・二五）

田、秋元、庄野、米田、池田、不破、松井である。
○中国法律新報編集委員会（「新報」第二号、明治四〇・二・二五）
二月二〇日午後五時より、大籠楼に中国法律新報編集委員会を開いた。会する者は、世良静一、篠原迪、藤田若水、米田權之助、横山金太郎、高野一步、高田似龍で、種々編集上の打合わせをなし散会した。田上諸藏は、事故あり不参。

3月11日

五)

○野尻検事との晚餐（「新報」第三号、明治四〇・三・二）
広島市出身の野尻隣太郎は、鳥取地方裁判所より宇和島区裁判所上席検事に栄転し、その赴任の途次、広島に立寄ったので、知友である田上、香川、高橋（榮）、玉木、不破、横山、植田、高田は、三月一日午後六時より、野尻を大籠楼に招き晚餐を共にした。

3月20日

三・二五）

○中国法律新報編集委員会（「新報」第三号、明治四〇・三・二五）
三月二〇日午後五時より、中国法律新報編集委員会を大籠楼に開き、協議した。

3月25日

○記録閲覧の便法（「新報」第三号、明治四〇・三・二五）

広島地方裁判所民事部では、爾今、記録を閲覧するに当たり、願書を差出すを要せず、同庁備付の簿冊に、

番号件名および閲覧請求者の氏名を書いて受付に出せば、これを許可するに当たり、捺印させて、以て従来の板書に換えることとなり、この程、書記課より弁護士会長の許に通知があつた。

○中谷判事の栄転〔新報〕第三号、明治四〇・三・二五)

広島控訴院部長より樺太地方裁判所長に栄転した中谷速水は、久しくこの地に在任し、かつ刑事第二部長として令名があつたので、弁護士達は是非中谷のために送別の宴を張り、その栄転を祝し、併せてその行色を壮んにしようとの計画があつたが、中谷は辞令の達するや、直に赴任の程に上つたので、これを実行するに由なく、遺憾の極みであると言ひあつた。

3月27日
○公判順序札揭示〔芸旦〕明治四〇・三・二八、「新報」第四号、明治四〇・四・三〇)

広島控訴院においては、三月二十七日より、一般の便利を図るため、従来公判廷外に掲示している民刑事公判順序札に、総て事件の受任弁護士姓をも記入することとした。

4月6日
○常議員会〔芸旦〕明治四〇・四・七、明治四〇・四・九)

広島弁護士会は、「自由廢業の魂胆」と題した新聞記事の中で、鑑札を受けて二週間後に姿をくらました芸妓の自由廢業届を代書した背徳弁護士と報道された

件について〔芸旦〕明治四〇・三・二二)、第二回常議員会を開いた。会議の結果、総会に付するような行為ではないので、諭告することにした。

4月25日
○中国法律新報編集委員会〔新報〕第四号、明治四〇・四・二五)

中国法律新報編集委員会は、例月二〇日に開会してきたが、四月は委員中、他行中の者があり、二五日夕、大籠楼において行つた。篠原、世良、横山の外いづれも参会、種々打合せの上、解散したのは午後九時。

4月26日
○広島弁護士青年会〔新報〕第四号、明治四〇・四・二三)

広島における弁護士青年会員は、四月二六日午後六時より、会員新開弁護士の宅において例会を開き、来る五月一二日、呉市に巡遊講演会を開くことを決議し、了つて水月楼に小宴を催した。会する者は、藤田、松井、米田、不破、世良、庄野、新開で、この日、岡崎禮太郎が、新たに入会した。

○弁護士控所の時計〔新報〕第四号、明治四〇・四・三〇)

広島控訴院、広島地方裁判所における弁護士控所には、備付けの時計がなかったが、四月二六日より、両控所とも時計を備付けた。

4月30日 ○呉市に出張所〔芸日〕明治四〇・四・九、「新報」第四号、

明治四〇・四・三〇)

呉区裁判所は、従来登記のみ取扱ってきたが、不日
民刑事務を取扱うことに確定したので、南條弁護士は
移住に決し、井上、奥田、香川の三弁護士は呉市三番
町に、高田、新開の両弁護士は同市蔵本町に出張所を
設置し、藤田、永野、平本の三弁護士も近日日中に出張
所を設ける予定であると聞く。供給は、果たして需要
に超過することは無いであろうか？

5月11日 ○福本弁護士に対する拘引状〔中国〕明治四〇・五・一

一)

福本則行弁護士は、大阪商(株)株券偽造に関し、広
島地方裁判所尾道支部から拘引状が発せられたが、行
衛不明なので捜査中である。

5月17日 ○糸谷弁護士に対する予審終結決定〔芸日〕明治四〇・

四・二二、「芸日」・「中国」明治四〇・五・一九)

糸谷庫一弁護士は、広島地方裁判所における予審で、
仮処分保証金一五〇円の決定に対して、依頼者には現
金なら五〇〇円、公債証書なら額面六〇〇円と欺き、
明治三九(一九〇六)年一〇月一六日、国庫債券六〇〇
円を詐取し、明治四〇(一九〇七)年一月一八日、北米
合衆国へ逃亡したと認定され、詐欺取財事件として軽

罪公判に付されることになった。

5月18日 ○西川長崎控訴院長〔新報〕第五号、明治四〇・五・二

五)

西川鐵次郎長崎控訴院長は、東京より帰任の途次、
寄広したので、旧広島法律学校の縁故があった人々は、
五月一八日夕、大和楼に招待して、晚餐を共にし、追
懷談に余念なかった。

5月20日 ○呉区裁判所開庁式〔芸日〕明治四〇・五・一六、明治四

〇・五・二〇(二一、「新報」第五号、明治四〇・五・二五)

昨年春起工し、明治四〇(一九〇七)年四月落成した
呉区裁判所は、五月二〇日午前十一時を期して、開庁
式を挙行した。一発の号砲を合図に、大宅伊敏監督判
事は、来賓一同を庭内に設けた式場に案内し、君が代
の吹奏が終わると、大宅判事の式辞、荒尾呉市長の工
事報告を兼ねた祝詞の朗読、一瀬広島控訴院長、川淵
検事長、土井広島地方裁判所長、呉市会議長代理人、
呉新聞記者代表等の祝文朗読があつて式を終わり、暫
くして南庭の立食場に入り卓について、一瀬院長の発
声で至尊陛下の万歳を三唱し、次に荒尾市長の発声で
呉区裁判所の万歳、川淵検事長の発声で呉市の万歳を
各三唱し、賓主清飲を罄くして、散会したのは午後一
時。この日、楽隊の奏楽と煙火の打揚とは絶えず、興

を添えた。来賓は、一瀬院長、川淵検事長、長井海兵団長、土井所長、小玉検事正、荒尾市長、齋藤憲兵分隊長、河原吳郵便局長、池田・阿部・寺田・服部・羽仁・丸田等の判検事、河原書記長、阪本吳警察署長、中澤稅務署長、富島代議士（弁護士）、藤波・大島公証人、高田広島弁護士会長、市會議員、市參事會員、新聞記者等、約百名であった。なお、二六日（日曜日）には、一般の縦覧を許すという。

（注）一瀬広島控訴院長の祝詞は、『日本弁護士協会録事』第一〇九号（明治四〇・五・二八）に収録されている。

5月29日 ○糸谷弁護士の詐欺取財事件（芸日）明治四〇・五・二一、二三、明治四〇・五・二九、三〇、「中国」明治四〇・五・二二、明治四〇・五・三〇）
糸谷庫一弁護士に対する詐欺取財被告事件の公判は、五月二九日、広島地方裁判所において、被告人欠席のまま、開廷された。被害者の民事原告人宮下糸吉も出廷し、国庫債券四〇〇〇円の損害賠償請求につき、私訴の訴状に基づき陳述したが、寺田検事は本件私訴の請求は至当と認める旨の陳述をし、次いで、山田裁判長より、民事原告人に対し、私訴は請求通り成立の旨を告

7月15日 ○常議員会（芸日）明治四〇・七・一七、明治四〇・七・一九、「芸日」、「中国」明治四〇・八・一二）
広島弁護士会常議員会は、七月一五日午後五時より、大手町四丁目大本楼において開催された。議題は、不破熊男弁護士の大手町七丁目所在製氷会社取締役就任許否の件であった。会社の内容を取調べたところ、僅々一万余千円の小会社で、強いてその重役となつても、実業界の信用を博すほどの会社ではなかつた。無記名投票の結果、三対四の少数で否決された。そのため、製氷会社の取締役に内定していた不破弁護士は、重役推薦を辞退した。
7月20日 ○中国弁護士大会（芸日）明治四〇・七・二三、二四、「録事」第一一一号、明治四〇・七・二八、「新報」第七号、明治四〇・八・二五、「新聞」明治四〇・九・五）
中国弁護士大会は、七月二〇日午後一時より、松江地方裁判所楼上において、左記の順序で開会された。
主催者総代挨拶、議長選挙、議事、演説、閉会、撮影、終わって城山観光、宍道湖遊漁、臨水亭宴会
広島弁護士会から出席した者は、高田似蠟、田上諸藏、森田卓爾、松井繁太郎、新開辰市であった。

7月23日 ○自制会例会（「芸日」明治四〇・七・二三、明治四〇・七・二五）

広島弁護士事務員を以て組織する自制会では、七月二日夜七時より、堀川町般舟寺において例会を開催した。席上、先ず幹事より会務報告があつた後、会員数名ならびに来賓渡邊白龍（芸備日日新聞社員）の演説があり、次いで討論会に移り、白龍の提出に係る「洋服と和服の利害如何」という問題について討論をした。最後に、近原会長の閉会の辞があり、散会したのは同夜一時であつたが、出席者は三〇余名で非常に盛会であつた。

7月31日 ○常議員会（「芸日」明治四〇・八・二、「新報」第九号、明治四〇・一〇・二五）

七月三一日午後一時より、大手町四丁目大本楼において広島弁護士会常議員会が開かれ、岡崎仁三郎弁護士の日清燐寸（株）取締役就任許可の件を審議した。前会の議決とは矛盾し、二対五の多数を以て承認した。

（注）日清燐寸株式会社は、資本金三〇万円、取締役社長は高坂萬兵衛、早速整爾も取締役の会社である。

8月28日 ○原検事送別会（「新報」第八号、明治四〇・九・二五）

広島地方裁判所判事より東京地方裁判所検事に転任した原夫次郎検事のために、広島在住の弁護士は、八月二八日午後五時より、大原様に送別会を開いた。賓主の挨拶が終わつて、来会者の五分演説があり、頗る盛会であつた。

9月3日 ○広島弁護士会総会（「新報」第九号、明治四〇・一〇・二五）

司法大臣より、商法改正につき意見があれば九月中に具申せよと、弁護士会に通牒があつたので、広島弁護士会は、九月三日、広島地方裁判所弁護士控所において臨時総会を開き、種々検討の末、調査委員を選び、これに調査成案起草等一切のことを一任することに決し、高田似龍を委員長に、森田、高野、田上、三坂、三戸、富島、横山、香川、松井、藤田、新開、植田、奥田、篠原（進）、米田を委員に挙げ、即日散会した。委員は、各自担任を分ち調査の上、九月二六日委員会を開き綜合審査の上、成案を脱稿し、会長に提出したので、会長は九月三〇日、検事正を経て司法大臣に提出した。

9月8日 ○寺田・井前両司法官送別会(「芸日」明治四〇・九・六「新報」第八号、明治四〇・九・二五)

広島地方裁判所検事より、那覇地方裁判所検事正に栄転した寺田恒太郎、および山口地方裁判所検事に栄転した井前正のために、広島在住の司法官、弁護士、その他知友多数は、九月八日午後五時より、溝口水楼において送別会を開会した。送別の式辞、例の如く了つて、立食の宴に移り、浪花節の余興あり、賓主歡を聲して散会した。

9月18日

○三弁護士慰勞会(「芸日」・「中国」明治四〇・九・一九、「新報」第八号、明治四〇・九・二五)

九月一日大審院において行われた、一瀬広島控訴院長に対する懲戒裁判について、弁護のため上京していた広島弁護士会長高田似壠、および森田卓爾、三坂繁人の三弁護士は、この程帰広したので、広島島の弁護士達は、九月一八日、塩屋町大和楼に慰勞の宴を張つた。

(注) 広島控訴院長一瀬勇三郎は、明治四〇年六月、尾道区

裁判所判事岡崎虎次郎を、その承諾を求めず山口区裁判所兼山口地方裁判所判事に転任させた。岡崎判事は、元山口区裁判所に奉職していたとき、自分は生来多病なので、

健康上海岸地方に奉職することを希望して、尾道区裁判所に転勤したので、この転任による俸給の多寡は望むところではなく、今回の転勤は自分の意思に悖ると弁じた。司法省では拗ん所なく、岡崎を名古屋控訴院管内の安濃津地方裁判所に転任を命じ、岡崎もこれを諒として、七月同地に赴任した。そこで、一瀬院長による、岡崎判事の転任は、裁判所構成法第七三条に違反するとして、同院長は懲戒裁判に付せられた(「中国」明治四〇・九・一四―一五、「録事」第一二二号、明治四〇・九・二八)。

これに対して、広島弁護士会では、臨時總會を開き、岡崎判事の転任は栄転させたもので、従来の慣例から本人の意思を確かめる必要はないとして、弁護人として高田似壠、森田卓爾、三坂繁人の三名を派遣した。弁護人には、花井卓藏、鳩山和夫、菊池武夫、磯部四郎の外十数名がなつて、懲戒裁判に出廷した(「芸日」明治四〇・九・一四)。一瀬院長は、年俸六ヶ月分の三分の一、即ち二ヶ月の罰俸に処せられた。(「芸日」明治四〇・九・一七、明治四〇・九・一九)。

10月13日

○自制会演説会(「芸日」明治四〇・一〇・二五)

広島市の弁護士事務員を以て組織する自制会は、一〇月一三日午後七時頃より、広島市堀川町般舟寺におい

て演説会を開いたが、それが終わって詩吟等があり、閉会したのは午後一〇時頃であった。

11月16日

○法曹懇話会〔芸日〕明治四〇・一一・一九、「新報」第一〇号、明治四〇・一一・二八

一月一六日午後三時より、大手町九丁目広島俱樂部において広島控訴院、地方裁判所、区裁判所の各判検事および弁護士らが相会し、第四回法曹懇話会を開いた。同会は、毎年春秋二季に開く例であり、折から出広中の控訴院管内各検事も出席し、また山口地方の弁護士も参会する者があり、一瀬控訴院長、川淵検事長を初めとして、参会者多数に及び、幹事である控訴院部員の報告、および挨拶、ならびに余興の催しもあり、曾て見ない盛会であった。

11月25日

○記録閲覧の訓令〔新報〕第一〇号、明治四〇・一一・二五

訴訟記録閲覧につき、或いは書類を抜き取り、或いは濫りに契印を抹消した疑いがある事跡があったので、監督上一層注意すべき旨、司法大臣より訓令があった。そこで、土井広島地方裁判所長から、この程、高田広島弁護士会長に対して、弁護士において他人を使って閲覧する場合、このような不都合がないように、十分な責任を負って取締まっしてほしい旨、懇談があった。

12月21日

○広島弁護士会総会〔中国〕明治四〇・一二・二二、「新報」第二一号、明治四〇・一二・二五

広島弁護士会定期総会は、一月二二日午後一時より、広島区裁判所楼において開会した。先ず、本年度の決算報告があり、次に会長選挙に移り、森田卓爾が大多数で当選し、副会長、常議員は、新会長の指名となり、次の通り指名された。

副会長は、松井繁太郎、常議員は、高田似壘、高野一歩、玉木次郎、藤田若水、新開辰市、篠原迪、永野法城、世良静一、池田寛作、岡咲禮太郎、常議員会議長は、後に常議員の互選により、高野一歩が当選した。そして、来年度予算を議し、前任会長、副会長に感謝状を贈ることを、満場一致で可決した。閉会の後、大本楼で五時から忘年会が開かれた。

この日、出席した者は、森田、松山、平本、高野、岡崎、栗原（尾道）、高橋、天野（福山）、田上、上野（福山）、三坂、高田、黒澤（福山）、富島、横山、篠原資、松井、不破、藤田、新開、湊（竹原）、奥田、南條、篠原迪、永野、秋元（下関）、米田、池田、岡咲である。

（注一）「芸備日日新聞」によると、この年の役員選挙も、陰に暗闘が行われ、一八日夜以来、競争激甚を加えた

いう。ある一派は現副会長田上諸藏を会長に、香川秀作を副会長に推そうとし、他の一派は森田卓爾を会長に推薦することに決しているが、副会長は誰を推薦するか決めていないようである、尤も、富島暢夫らは、中立派の某々を推薦するようである、と報道されていた〔芸日〕明治四〇・一二・二一〇）。

〔注2〕 一方、「中国」によると、表面にこそ現れないが、役員選挙の競争は暗々裡に演ぜられつ、あるという。その候補者の顔ぶれは、森田卓爾を会長に、田上諸藏を副会長にするという、折衷案もあった。しかし、森田を会長に、富島暢夫を副会長にしようとする老成派、田上を会長に、香川秀作を副会長に挙げる少壮派、この二派の競争になったという。もつとも、この外、横山金太郎が、一度は会長になりたい希望があることは今に始まらないが、今回も少々当たって見たが、政治の方面では買ってくれる者の多いのに反し、肝心な本職である弁護士連中には頓と声望がならず、不破熊男が横山を担うと試みたが、顧みる者もない模様なので手を引くことにし、結局競争は、前記のように分かれたが、あるいは場合によっては折衷派が勝ちを占めるに至るかも知れない、と報道されていた〔中国〕明治四〇・一二・二二一）。

〔注3〕 ●弁護士会役員選挙の真相 広島弁護士会が、役員

選挙に際しては、何時も老成派と少壮派との競争を為し、其結果往々忍ぶべからざる状態を演ずるは、今更珍しからぬことなるが、両派の有力者間には夙に此の弊を看取し、前期役員改選に際しては妥協的な老成少壮両派より、会長、副会長を出だせしが、今期の改選にも前期と同様の方針に出でんと改選前日深更まで交渉せしも、終に円満の解決を欠き、広島弁護士会ありて以来の激烈なる競争を為し、其結果は老成派の勝利に帰したるが、此に至るまでには両派交渉委員の会合となり、若くは中立派の取合となり、両派とも夜の目も合はず、苦戦悪闘を重ねたる由なるが、元来広島市内に在住する弁護士は三十一名ありて、其所属の判明せしものを記すれば、左の如く、

老成派は、森田、高田、松井、高野、藤田、岡崎、新開、岡咲、篠原、篠原。少壮派は、田上、横山、香川、井上、米田、奥田、松山、三戸、佐藤、高橋。

残余十名の内、世良氏は不在にて、富島氏は稍超然の態度を持し、老成派の参謀には藤田、高田、其他諸氏之に当り、少壮派の参謀には香川、不破其他諸氏之に当り鑄を削りしも、市内在住の分にては少壮派多少の優勢と見て取りたる老成派は、所属弁護士にして下関出張所に在る秋元弁護士を選挙場に出席せしめんと

め、松井弁護士を派し、同じく湊弁護士の出席を勧誘せしめん為め、新開弁護士を派する等に力め、結局互角の勢となりしも、選挙の結果は福山より来たりし弁護士三名の内、従来少壮派たりし天野鐵輔、黒澤太郎二氏が、何故にか突然老成派に投じたるため、頓に少壮派は危機一髪の間にも一大打撃を蒙りて、此に劔折れ馬蹶れ一切の役員を老成派に占めらるゝに至りし次第なりと〔中国〕明治四〇・二二・二四。

○忘年会〔新報〕第一一号、明治四〇・二二・二五)

毎年、総会閉場の後、忘年の宴を開く例なので、大本楼において、一二月二一日午後五時より開宴した。

出席したのは、森田、岡崎、平本、高野、高田、湊、井、藤田、新開、南條、篠原(迪)、秋元、池田、湊、岡咲、栗原、天野、上野で、総会出席者の数に比して稍や少数なのは、同夜他に同種の宴会があり、これに出席した者が五、六名あったのに因る。

12月25日
○中国法律新報編集委員〔新報〕第一一号、明治四〇・二二・二五)

中国法律新報編集委員は、この一二月限りで任期満了につき、来年一月より六月に至る半年間の委員を、例によつて、会長より森田、松井(以上、正副会長は規約

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

上当然委員に加わるもの)、高田、田上、井上、藤田、新開、奥田、池田を指名した。

(注) 七月から一二月までの間の編集委員は、森田、三坂、香川、松井、井上、藤田、植田、田上、高田であった〔新報〕第九号、明治四〇・一〇・二五)。

明治四一 (一九〇八) 年

1月1日 ○広島弁護士会〔芸日〕明治四一・一・一八)

一月一日現在によつて調製された名簿によれば、広島弁護士会員は、総て四六名であり、内(広島)三三名、(尾道)五名、(三次)二名、(福山)三名、(竹原)一名で、役員は次の通りである。

(会長) 森田卓爾、(副会長) 松井繁太郎、(常議員会議長) 高野一歩、(常議員) 高田似壠、玉木次郎、藤田若水、新開辰市、篠原迪、永野法城、世良静一、池田寛作、岡咲禮太郎

右四六名中、法学士は四名あり、富島暢夫、篠原迪、世良静一、生駒武彦であるが、生駒は席を広島に置いているが、今は広島には居住していない。

○法曹界の新年祝賀〔芸日〕明治四一・一・一、〔新報〕第二二号、明治四一・一・二五)

一六一 (二六一)

広島控訴院在職の判検事および書記一同は、一月一日午前九時、同院樓上に参集し、御真影を拝して後、大広間において年賀の清宴を張るが、広島地方・区両裁判所判検事、書記も例年のように、地方裁判所に会合し、御真影を拝した後、控訴院における清宴に列席する。なお、広島在住の弁護士一同も、これに参加するが、弁護士一同は別に塩屋町大和楼において、新年宴会を催す。

(注) 法曹界の新年祝賀会については、前年二月二十八日、河原広島控訴院書記長より、弁護士も参加するように松井広島弁護士会長に通知があった(芸日)明治四〇・一一二(二九)。

○新年互礼会(「新報」第二号、明治四一・一一二五)
広島在住の弁護士は、年々の慣例に従い、元旦午前一時より、大和楼において新年互礼会を開き、互いに打ち寛ぎ、屠蘇を酌み交わし、歓声怡語の間に、芽出たく面白く、新玉の年を祝い、趨駕執門の虚礼に換えた。この日は、例により、広島在住の執達吏達がその班に加わったのは勿論、他に二、三熟面法曹の偶然飛び入りがあったので、一層の興趣を増し、紅袖の初

1月10日

弾き勇ましく、自然に廻る屠蘇機嫌顔は、ほんのり猿面のあからさまに祝い納めとなった。

○広島控訴院の時間勵行(「新報」第二号、明治四一・一二五、「録事」第一一七号、明治四一・二二二八)

今般、広島控訴院民事部でも、時間勵行を遣る積もりで弁護士会に対し、その旨通知し、一月一日、森田広島弁護士会長は、各会員へ左の通り通牒を發した。広島控訴院民事部に於ては、此度時間勵行の方針を採られ候に付き、定刻までに必ず出頭可相成様各位へ注意すべき旨、膳部長より通知有之候

但他の法廷に出頭中其他不得已場合は、可成便宜は可相計も、正当の理由なく遅刻するもの間々有之様認められ、事務の進行を妨ぐる事不尠、特に注意を促すとの事に候

右御承知相成度候也

(注) 『日本弁護士協会録事』第一一七号(明治四一・二二二八)の時評欄は、この通牒を評して、次のようにいう。

此通牒に依ると、定刻までに必ず出頭すべしとある。そこで、五件なり十件なりの弁護士が、裁判所の呼出通り悉く呼出時間に出頭したらば、裁判所は如何にするか。始めの一件だけ時間通り開廷して、他は幾ら待たしてもよしと

の考へではあるまい。こゝ、膳部長の遣り方は見物である。又「但他の法廷に出頭中其他不得已場合は可成便宜は可相計も云々」とあり、此文意に依れば他の法廷で弁論中であるか、其他正当の理由があれば可成便宜を計るが、又此の如き場合でも便宜を諮らぬ場合もあるらしい。故に此可成なる場合の認定如何に依りては、随分酷なる扱ひ振りも起るであらう、危険々々。又、右通牒の末文には「正当の理由無く遅刻するもの間々有之様認められ云々」とあるが、之れにより推考すれば、広島には弁護士中、随分無責任の人もある様である。正当の理由無く遅刻すると云へば、朝寝坊先生もあり、茶でも呑んで無駄話でもやって居る人も有るとの意ならん。随分思ひ切た皮肉な通牒であるが、同地の濟々たる弁護士諸氏、別に怒りもせずおとなしく黙て受けて居る所を見れば、間々左様の弁護士もあると見へる。然らば、膳部長が時間勵行の通牒を發したのも穴勝無理でもあるまい。吾人は、刮目して此通牒の成果を見んと思ふのである。(泪水生)

1月12日 ○中国法律新報編集委員会(「新報」第一二五号、明治四一・

一・二五)

中国法律新報編集委員会は、一月二二日午後四時より、大籠楼に会合した。

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

この日、出席したのは、高田、井上、新開、田上、奥田、森田、松井、藤田で、池田は事故があり欠席した。席上、種々の打合わせをなし、高田を主筆に推薦し、午後九時過ぎ頃、散会した。

1月15日 ○広島弁護士会臨時総会(「新報」第一二五号、明治四一・

一・二五)

昨年末の定期総会において、上任した常議員永野法城、玉木次郎の両名が辞任したので、その補欠選挙のため、一月一五日午後一時より、広島地方裁判所弁護士控所において臨時弁護士会総会を開き、定規の出席員があり、投票の結果、三戸有治、奥田勝太郎の両名が当選し、二時過ぎ閉会した。

2月25日 ○広島地方裁判所の時間勵行(「新報」第一三三号、明治四

一・二二五)

広島地方裁判所民事部より、左記の通牒があつた旨、広島弁護士会長より会員に伝達した。

自今民事部開廷時刻勵行すべきに付必ず定刻迄に出頭すべき事

但し他の法廷に出頭の為め差支ふる等の場合は予め申出る時は便利を計るべき事は従前の如し

2月29日
○一瀬院長送別会〔表日〕・「中国」明治四一・三・二、〔新報〕第一四号、明治四一・三・二五

広島控訴院長より函館控訴院長に転任した一瀬勇三郎の送別会は、二月二十九日午後五時より、広島公会堂において挙行された。出席者は、第五師団各部隊將校、在広官衙公署吏員、市内有志者、新聞社員等、一八〇有余名、園内の池塘には、仕掛火花があり、楽隊の吹奏に連れ、一道の伝火に依つて、「祈一瀬君健康」という大文字が空中に現れ出るなど、意匠が巧妙で、さぶる喝采を博した。やがて、楼上の大広間において宴は開かれた。席が定まると、發起人膳鉦次郎控訴院部長判事が、裁判所部内を代表して、一瀬院長在職一〇年間における功績を説いて、感謝の意を表し、次に、森田卓爾弁護士会長は、弁護士会を代表して送別の辞を述べ、それより高東康一広島市長は有志者総代として、一瀬氏の健康を祝し、次に、稲田千萬人公証人の送辞があつた後、一瀬院長が登壇し、在職の長いにも拘わらず何等の功績もないのは、慚愧に堪えない所であると、謙讓な答辞があつた。宴酣になり、暫間の俄舞妓の手踊などがあつて、近来にない盛会で、一同退散したのは、午後九時過ぎであつた。

3月1日
○一瀬控訴院長の赴任〔表日〕・「中国」明治四一・三・二

一瀬控訴院長は、三月一日午前一〇時一五分、広島駅発の列車で赴任した。それに先立ち、広島停車場には友安中将、宗像知事、柴主計監、渡邊軍医監、北条校長、川淵検事長、桑原、白坂両事務官、高東市長、佐藤警視、師団代表者濫谷副官、其他文武高等官、判任官、弁護士、県市會議長、県市會議員、各学校長、地方紳士紳商、各種の婦人団体などは、何れも発車時限三〇分前位より出場し、長沼支店に設けられた受付に至り、院長に対し別辞を陳べ、一瀬院長は、また、一々これらの見送者に対し、謝意を陳べる所があつたが、何れも惜別の情に堪えないようであつた。殊に、院長が、一声の汽笛で列車に乗込み、その入口に佇立して別れを告げた時には、同情深い婦人団体においては、はや両眼に露を宿し、中には嗚咽する者さえ見受けるに至つた。蓋し、個人の送迎としては、実に、従來曾て見ない偉観で、以て一瀬院長が如何に重望があつたかを知るに足るものであつた。

3月6日
○阿部・田中両検事送別会〔新報〕第一四号、明治四〇・三・二五

広島控訴院検事より高知地方裁判所検事正に栄転し

た阿部義彰、同院判事より東京地方裁判所検事に転任した田中昌太郎の行色を壮んにするため、広島在住の弁護士は、三月六日夕、大和楼において祖道の宴を張った。田中は八日、阿部は二四日、何れも赴任の程に上った。

5月24日 ○自制会例会（芸日）明治四一・五・二五）

広島弁護士事務員を以て組織した自制会例会は、五月二四日夜、堀川町般若舟寺において開会され、例によつて会務報告、ならびに会員の演説等があつた。

5月30日 ○法曹懇親会（芸日）明治四一・五・三〇）

在広司法官一同は、五月三〇日午後五時より、広島公会堂において、懇親会を催す予定である。在広弁護士一同も、これに加わる由である。

6月7日 ○広島弁護士会臨時総会（「新報」第一八号、明治四一・八・五）

広島弁護士会は、六月七日午前一〇時、広島地方裁判所弁護士控所において、常議員奥田勝太郎が退会したので、常議員一名補欠選挙のため、臨時総会を開いた。満場異議なく、会長の指名に一任し、会長は植田壽作を指名し、終つて某の催眠術に関する講話を聴き、実地の応用を目撃し、正午前退散した。

●弁護士風紀問題（「芸日」明治四一・六・七）

今や生活難は益々甚だしきを加へ来れると同時に、一方にては奢侈の風は弥々盛んなるより、個人の活計に於て収支相償はざるもの多く、是が為に諸種の誘惑に陥り、又墮落を誘ふこと尠からず。夫かあらぬか、弁護士中にも往々其素行上に付、議せらるゝの人名にあらず。而して、弁護士某甲は、某地の代書人モグリ等と提携し、種々の不正を行へる由にて、現に保証金に代用すべき公債証書金六百元を訴訟依頼者より預りながら、之を他へ抵当に差入れ費消して返還せざるより、本人が甚く憤り告訴すると敦圀き（注、いきまき）立ちしに、漸く請戻して支払ひしかど、残り九十五円は未だ支払はざるより、代書人某、其家に到り泥坊云々と罵りたりと云ふ。然るに、此某甲は某地に事務所開設の際モグリ連中に五百円とかの頼母子講を組立て貰ひし縁故もあるより、平生是が為に役使せらるゝ、こと多しとは、不見識も亦甚だし。此外乙某は、頃日モグリ某と脅喝取財をなさんとせしを、某巡查部長の発見する所となり、這は已に其筋へ告訴せられたりと伝へられ、折角関係者の取調進行し居れりとの投書ありき。吾人は、いまだ事の真相を極むるに由なけれど、實際かゝる事の有り得可き世なれば、早晩忌はしき事

件の世上に暴露することなしとも限らず、戒慎す可き事共なり。

より、大本楼に会合し協議をした。
7月14日 ○中国法律新報編集会議〔新報〕第一八号、明治四一・八・五

(注) 民事訴訟と三百 全国各階級裁判所における民事訴訟事件数減退の結果、都鄙を通じて弁護士の開散甚だしく、所謂一流の人でさえ年収が半額以下に減少した者も珍しくない。これと反対に、俗に三百代言の事務繁忙、収入激増の事実がある。これは、裁判沙汰の結果、費用倒れとなる辛い幾多の実験を経た一般社会は、自然公所に訴えるのを避け、三百連に仲裁示談を依頼して、これに満足するが、却って損失が少くないのを感じた結果であると言うが、決して喜ばしい現象ではない〔芸日〕明治四一・六・二九。

中国法律新報編集委員は、半年ごとに改選の例であるが、前委員の任期は、前月限りで満了したので、會長は前例に基づき、松井、田上、三坂、高田、香川、不破、井上、森田を後任委員に指名し、七月一日午後四時より大本楼に招集し、委員長を互選し、編集上の分担を定め、諸般の事項を評議した。
7月26日 ○中国弁護士協会大会〔芸日〕明治四一・七・二六、「中国」明治四一・七・二六、二七、「新報」第一八号、明治四一・八・五

7月6日 ○中国弁護士協会大会準備〔新報〕第一八号、明治四一・八・五

広島控訴院管内弁護士より成る中国弁護士協会の大

会は、毎年一回開会の例であるが、本年は松山弁護士会の主催で、七月下旬開会の旨、予め通知があったので、広島在住の弁護士は、同会に提出すべき議題調査のため、森田、松井、高野、高田、田上、香川、藤田の七名を委員に選んだ。右委員は、七月六日午後四時

中国弁護士協会大会は、七月二六日午後一時より、松山市の愛媛県会議事堂に開き、各地より議案を集め、同日会議に付し、午後五時散会した。その後、松山随一の割烹店梅の家において懇親会を催し、一〇時退散した。

8月29日 ○株券偽造の弁護士〔読売〕明治四一・八・二七、「芸日」〔中国〕明治四一・八・二九
福本則行弁護士の連座した株券偽造行使事件は、同人を合わせ共謀者二名が偽造したのは、日本郵船、宝田石油、日本麦酒、京釜鉄道、阪神電気、関西鉄道、

日本セメントの諸株券で、これを行使して金八千円を詐取したという。福本は、明治四一（一九〇八）年二月郵船株偽造行使で東京へ逃走し、山内鐵三、松波靜雄と偽名していたが、遂に逮捕された。

9月4日 ○池田弁護士の暴行（芸日）明治四一・九・六

予備陸軍歩兵中尉の池田寛作弁護士は、九月四日、東遊郭に遊んで酒興に乗じて仲居を殴り、巡査に唾を吐き掛けて引致され、偽名を名乗り浮浪罪として拘留一〇日に処せられたので、本名で保証金を納めて帰宅を許されたが、紳士の風上にも置けぬ男であると報道された。

10月1日 ●定刻出廷の懇談（「新報」第二号、明治四一・一〇・二五）

定刻出廷の懇談に付、会長の回章、左の如し。
今般、地方裁判所民事部より、左の通り懇談有之候条、弁論順位第一若くは第二に当る諸君は、特に御注意の上、精々定刻に出廷相成候様致度候

明治四十一年十月一日

会長 森田 卓爾

弁護士各位

近來、弁護士各位の中、定刻に後れて出頭せらるる向
尠からず。殊に、午前の弁論第一若くは第二順位に在

る者の遅刻頗る多く、裁判所に於て其の出頭を待ち、開廷を始むるに於ては、順次相後るゝに至り、後順者の迷惑は勿論、裁判所亦開廷の期を後るゝに立至るべく、已むを得ず遅刻の分は後廻しとなし、出揃ひの分に付、開廷するの挙に出づることあるも、左すれば後廻しの分は、当日最終の順位に措かざるを得ず、是亦、全日を空費する者を生じ、其迷惑思遣らるゝものあり。凡そ、是等の不便迷惑は、畢竟午前弁論の第一若くは第二順位に在る者の遅刻に職由すると云はざるを得ず。就ては、自今其の順位第一若くは第二に置くべきものは、呼出状に其の旨付記すべきを以て、其順位に在る者は特に注意し、指定の時刻に出頭し、遅延なき様相成度候。

●新旧刑法送迎会（「新報」第二号、明治四一・一〇・二五）

当地在住弁護士諸氏は、十月一日夕、大手町四丁目大麓楼に会して、饌飲せり。個は、明治十五年一月一日より殆ど廿七年間我が国民を刑治したる、旧刑法は前日限り廃止せられ、新刑法は此日より之に代り、我
国刑法界に於ける革新時期なるを以て、之を記念せんが為めに於て、席上既往の実歴を追懐して、頤を解かしむる話柄、今日初舞台に上り、皮切りに新法の適用

論に遭遇せし談料交々出で、一座の清興湧くが如く、酌杯に待する雪児(注、歌姫)をして孤城落日重囀の中、茫乎として応接するに由なからしめたり。偶来広中なりし、花井卓藏(東京)、黒田莊次郎(大阪)、野本半三郎(松山)、諸氏の班に加はるあり、談界為めに転た一層の異彩を放つ。

11月3日

○広島弁護士会臨時総会(「新報」第三三号、明治四一・一一・二五、「録事」第二五号、明治四一・一一・二八)

広島弁護士会においては、広島監獄署における刑事被告人接見手続に時間が掛かり過ぎること、民事々件において広島地方裁判所検事局保管の刑事記録取寄が極めて限定されていることなどの諸問題につき、一月三日、八日の両日、広島地方裁判所弁護士控所において臨時総会を開いて協議した結果、会長より当局者に交渉して、善後策を講究すること、した。

12月27日

○芸備法学会集会(「中国」明治四一・一一・二一)

広島県出身在京法曹が設立した芸備法学会は、曩に会員水田謙一(高田郡出身)、藤井定市(深安郡出身)の兩名が判検事第一回登用試験に登第し、兩名とも司法官試補に任ぜられ、水田は静岡地方裁判所へ、藤井は広島地方裁判所へ各赴任することになったので、その送別会を、一二月二七日、東京神田区今小路玉川亭

12月28日

○広島弁護士会総会(「芸日」明治四一・一二・二七)二八)

広島弁護士会は、一二月二六日午後、会長以下副会長、常議員の改選を行ったが、昨年の様な波瀾はなく、次のように当選した。

(会長) 高田似蠅、(副会長) 植田壽作、(常議員会議長) 森田卓爾、(常議員) 高野一步、田上諸藏、香川秀作、松井繁太郎、不破熊男、井上房之助、藤田若水、米田權之助、池田寛作

明治四一(一九〇九)年

1月1日

○法曹界の拝賀式(「中国」明治四一・一二・二七、「芸日」明治四一・一一・二一)

広島控訴院における新年拝賀式は、午前九時より舉行され、式後、同院および地方裁判所、区裁判所職員、執達吏、弁護士、公証人らが、同院に会合し、新年互礼会を開き、各自の回礼を廢した。

1月25日

○中国法律新報編集委員（「新報」第二五号、明治四二・一・二五）

本年一月より六月に至る半年間における、中国法律新報編集委員は、正副会長ならびに常議員に囑託することになり、高田、植田、森田、高野、田上、香川、松井、不破、井上、藤田、米田、池田がその任に上がった。

○広島弁護士会員相談会（「新報」第二五号、明治四二・一・二五）

広島控訴院管内の典獄会議は、一月二五日より数日間、広島監獄署内において開き、諸般の協議ある由、五十嵐典獄より広島弁護士会長に内示があったので、同会においては同月二五日、在広会員の相談会を開いたので、その結果により会長より、同典獄に交渉する予定である。

○広島弁護士会の回章（「新報」第二五号、明治四二・一・二五）

弁護士から、刑事被告人に関し、広島監獄に問合わせた場合に、電話を以て応答を得たいという件（七項目の申入）に対して、回答が届いたので、会長はそれを会員に回章した。しかし、広島監獄からの回答は、「一著監及退監の有無及時期」についての問合わせには、

広島弁護士会沿革誌（1）明治編

「著監退監の有無は応答す、時期に至りては必要なしと認む」、「七 当日接見差支有無」についての問合わせには、「病監入接見禁止、重罪下調の出廷の有無は応答す」というように満足な回答ではなかつた。しかも、開庁日の午前中に限り応答するが、電話度数が頻繁に至るときは謝絶することがある、というものであった。

（注）「申入」・「回答」の全文は、「四 広島弁護士会の活動」中の明治四二（一九〇九）年「⑧刑事被告人との接見問題」を参照されたい。

3月9日

○松室検事総長（「新報」第二七号、明治四二・三・二五）
松室致検事総長は、司法事務巡視のため来広につき、三月九日午後五時より、広島公会堂において招飲した。折柄、統監府法務院評定官三宅長策、韓国法務職員課長山邊勇輔が滞広中なので、併せて招待した。会する者は、右の三賓客の外、控訴院、地裁、区裁の判検事、宗像知事、萩原警務長、佐藤警視、五十嵐典獄、弁護士（森田、松山、平本、高野、高橋、三坂、香川、不破、永野、米田、岡咲、中本、井上、藤田、田上、松井、植田、高田）で、賓主の鄭重な挨拶謝辞があり、紅袖盃盤の間

一六九（一六九）

に興を助け、すこぶる盛会であった。

4月14日 ○広島弁護士会と共同苗代問題（芸日）明治四二・四・

一一、明治四二・四・二六、一七、「中国」明治四二・四・一六、明治四二・四・二〇）

広島弁護士会は、四月一四日夜、大手町四丁目大本において総会を開き、共同苗代問題に対する不法検挙に関し、議案「司法警察官が犯罪検挙に際し、不法或は不当の行為なるや否やに就き、調査を要するかの特」を凝議したが、「司法官にして、犯罪検挙に際し、不法又は不当なりとするも、此際之れを調査するが如きは、共同苗代問題の渦中に投ぜらるゝの憂あるのみならず、公平至直を以て生命とすべき我広島弁護士会の名譽と信用を傷つくものなり。故に、仮令之を調査するの必要ありとするも、今は其の時期にあらず。」と、大多数を以て否決したという。出席者は、会長高田似隴の外横山金太郎、不破熊男、藤田若水、森田卓爾、松井繁太郎、岡崎仁三郎、田上諸藏、植田壽作、香川秀作、米田權之助、松山廣居、新開辰市、岡咲禮太郎、井上房之助、永野法城の一五名であった。

〔注〕宗像県知事は、明治四一年八月七日、「共同苗代設置規則」（広島県令第七〇号）を制定し、許可なく共同苗代の

規定に違反した者は、拘留または科料に処する旨規定した。これに対して、共同苗代強制廃止期成同盟が結成され、県議会でも丁未革新倶楽部（藤田、不破はその会員）が主導して、共同苗代反対の決議がなされ、共同苗代反対運動が行われた。その結果、知事は明治四二年一月二一日「共同苗代奨励費交付規定」を制定して（県令第六三号）、「共同苗代設置規則」を廃止した（県令第六四号）。

その過程で、明治四二年には反対運動は高揚し、警察による干渉も激しくなった。同年二月二十八日には、加茂郡共同苗代反対同盟会会長藏田儀四郎が、建物侵入罪の名目で拘引されたが、広島区裁判所の公判において、不破熊男、植田壽作の両弁護士が無罪を主張し、検事も無罪を請求する始末で、藏田は無罪となった（芸日）明治四二・三・一〇。次に、同年三月二〇日には、高田郡会議員倉田諒之助外二名が、文書偽造の嫌疑で吉田警察の取調を受け、広島地方裁判所三次支部において、森田卓爾、不破熊男、藤田若水が弁護し、倉田外一名は無罪、他の一名も無罪同然の判決があった（芸日）明治四二・三・二八、明治四二・四・一五。更に、共同苗代反対運動の指導者であった、安佐郡伴村の郡参事会員、郡会議員ら三名に対する私書偽造行使事件では、井上、田上、森田、藤田、不破、横山の各弁護士が弁護し、判決は各懲役四

月、執行猶予三年であった〔中国〕明治四二・四・一六、明治四二・四・二一、明治四二・六・二三、「芸旦」明治四二・四・二〇、二二、明治四二・六・二三〕。

5月24日

○河原書記長送別会〔新報〕第二九号・三〇号、明治四二・五・二五、明治四二・六・二五)

広島控訴院書記長より東京控訴院書記長に栄転した河原友亮の送別会は、五月二四日午後六時より、溝口水楼において開かれた。会する者は、馬場控訴院長、川淵検事長、乾裁判所長を始め、控訴院、地方、区裁判所判検事、弁護士、執達吏、公証人および市内紳商等七〇余名で、藤田重守控訴院部長の鄭重な挨拶、河原書記長の懇懃な謝辞があり、賓主卓を囲み歓を尽くして散会した。

5月25日

○民事訴訟延滞〔新報〕第二九号・三〇号、明治四二・五・二五、明治四二・六・二五)

民事訴訟の遅滞については、何れの裁判所も、その進捗を計るのに鋭意な様子であるが、広島地方裁判所においても、過日、乾裁判所長より高田弁護士会長、植田同副会長に対し、協議があったので、五月二五日午後一時より、広島区裁判所楼上において總會を開き、その方法を審議した。結局、協議案に大体において賛

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

5月29日

同し、なお、従来弁護士間において、深く差支事故の内容を糺さず延期申請に同意する弊害を救正するため、爾来延期に同意するのは正当の事故ありと認める場合、一事件につき一回限りと制限し、会員一同堅く遵守することを決議し、同四時前解散した。

○判検事送別会〔新報〕第三〇号、明治四二・六・二五)

広島控訴院検事小川正治は長崎控訴院に、同院判事川村邦茂は赤間関区裁判所に、広島地方裁判所判事帆高壽一は尾道区裁判所に、同裁判所判事桐山誠一は和歌山地方裁判所に、広島区裁判所判事小林茂は安濃津地方裁判所に、各々栄転につき、その行色を壮んにしようと、五月二九日午後六時より、広島公会堂において祖道の宴を張った。会する者は、右四名(桐山は帰省のため欠席)を始め、各裁判所判検事、弁護士、執達吏など約八〇名、賓主留送別辞の交換があり、宴に移り、校書盃盤の間に周旋して、清興を助け、歎談怡語、陶然として帰途につく。

7月18日

○松山廣居送別会〔新報〕第三一号、明治四二・七・二五)

広島弁護士会員松山廣居は、今回職を公証人に転じ東都に移住するので、同業および故旧相会し、七月一八日午後六時より、広島公会堂において祖道の宴を張

一七一(一七一)

り、同行の色を壮んにした。賓主座方に定まると、高田が起つて別辞をなし、松山は恭しく起つて謙抑鄭重な謝辞を述べ席に復すると、森田肅然として惜別の辞を述べ、賓主こもゝ猷酬して、往くを談じ来たるを語り、興の尽きるを知らず、暑さが侵すを忘れた。

席に侍する校書は、皆賓主の熟面であり、周旋おさくゝ怠りなく、情味津々として、掬すべきを覺えた。

稲田雪堂が、松山を送る序を誦し詩を吟じ、長山竹涯また詩を朗誦して惜別の哀を攄べ、三坂翁の謡曲は満座の拍手を以て迎えられて余韻嫋々、守天（高田似瓏の号）老の七絶は横山の代吟音吐劉亮で一綫の光彩を帯び一場の喝采を博した。この夕会する者は、森田、平本、高野、岡崎、田上、三坂、高田、富島、横山、香川、松井、井上、藤田、新開、植田、米田、池田、佐藤、岡咲、中本、長山、稲田、長屋外数名であつた。

（注一）高田似瓏の別辞は、次の通りであつた。吾々の最も

尊敬すべき、我広島弁護士会の先輩松山君は、元琵琶

湖畔彦根の出身で、明治九年大阪に於て免許を受け代

言人の職に従ひ、同十五年三月即ち広島控訴裁判所が

開序になりましてから三月目に斯地に移り、爾来今日に

至るまで二十八年間代言人として弁護士として斯地に

於て法律上の生活をされたのであります。即ち、斯の広島は君に取りて并州であります。吾々は今回転職の事を聞く迄は、君はこゝを終焉の地と定めて、樂しき生涯を斯地に送らるゝ事と思つて居りましたが、因らずも君と袂を分たねばならぬこと、なりまして、尊敬すべき会の元老ニ昵懇なる私の良友を失ふと申す事は、洵に惋惜の情に堪えませぬ。更めて申す迄もなく、君は実に温厚篤敬の君子にして、法律家としても一人として吾々の模範とすべき立派なる紳士であります。広島代人組合が三たび、広島弁護士会が三たび薦めて会長に頂いた事跡、一層適切に云へば吾々が六たび会長として其間少しも不平の声なく、其在職中の功績を感謝して六たび感謝状を呈したる一事に徴して、如何に君が同人全体より徳望を荷ひつゝ、あつたか、推想せらるゝのであります。君は訴訟の上では精透なる觀察と周密なる注意とを以て極力相争ふ人でありますが、其外の事では決して人と争はぬ君子人であります。それ故、君には一人の敵もありません。今や去つて東都に移り、公証人の職に就かるゝのであります。公証人として三十四年間些の過失もなく、令名を保たれたる君が、公証人として申分なきこと、否な一層適任にして、日に月に隆昌の運を占めらるゝ事は、君の平生を知る吾々の信じ

て疑はざる所であります。時方に梅暑に際す長亭短駅の苦熱は申すも愚か、東都紅塵万丈と察します。希くは国家の爲め一家の爲め、加餐自愛せられて永く清福の裏に天年を全ふせられんことを祈ります云々。

(注2)

森田卓爾の惜別の辞は、次の通りであった。送別会にも度々出逢ひますが、今夕の如く私の身に取りて惜別の情甚だ切なることはないであります。私が、東京より帰って斯地に開業したのは、明治二十一年であります。世間又は同業等の評判を聞き又親しく接して、松山君の人と為りに敬服し、且つ其訴訟事務の取扱振り：に付て好模範と信じ、常に君の執務に注意を払って居りました。：曾て、広島控訴院に在りて民事の好部長として評判のあつた清水(二郎)判事の話であつたと記憶します、君の事件は書類が能く整頓して居るから、審理が捗取るとの事でありました。又、大芝榮廣と云ふ弁護士が斯地へ開業するとて来広したときの控訴院長(堤正吉)に相談しました処、ソレは松山君に頼むがよい、アノ人なれば青年弁護士が師事して事務を修習するに最も適當だと教えたと云ふ事を聞きました。ツマリ君は、民間で評判の宜しいのみならず、裁判所内に於ても多大に信用されていたのであります。：東西相隔つ三百里と申しますが、鉄車一軌一日にして相見ることが出

来るのであります。どうか、是迄の如くお見棄てなき様願ひます。終りに臨んで君の健康を祈ります。

10月7日

○中国弁護士協会協議会(「新報」第三号、明治四二・一〇・二五)

中国弁護士協会幹事長(高田似龜広島弁護士会長)は、一〇月七日午後三時、広島在住の中国弁護士協会員を招集し、大会に関する協議会を開いた。協議の結果、広島において開くことを決定し、その他は、幹事長において若干の大会準備委員を指名推挙して、その協議に一任することとした。そこで、幹事長は、準備委員として、森田、高野、田上、高田、香川、松井、不破、井上、藤田、植田、米田、池田の一二名を指名推薦した。

10月13日

○中国弁護士協会大会通知(「新報」第三号、明治四二・一〇・二五)

広島弁護士会は、一〇月七日、中国弁護士協会大会を広島において開くことに決定し、翌八日午後四時より準備委員会を開き、藤田、池田の二委員の外一同会合し、大会の日時、場所、議事、会費、余興、その他のことを協議した。そして、同月一三日、会員一同に對し、大会開催を通知し、同時に岡山、山口、松江、

松山、鳥取、各弁護士会長に対し、出席勧誘等に関する依頼状を発送した。

10月10日

○広島弁護士会臨時総会〔芸日〕明治四二・一〇・一〇、
「新聞」明治四二・一〇・一五

広島弁護士会は、近々臨時総会を開催する予定であるが、主な議題は広島地方裁判所における民事々件の渋滞を進捗するように申入れる件である。

また、広島監獄においては、弁護士が囚徒に面接するのにも、少なくとも一時間半以上、長いときは二時間を要する有様で、職務上差支えを生ずること甚だしい。そこで、典獄に対して、今少し便利の方法を講じられることを要求するという。

○中国弁護士大会〔芸日〕明治四二・一〇・一〇、「新聞」明治四二・一〇・一五、「新報」第三三号、明治四二・一〇・二五

広島控訴院管内の中国弁護士協会は、十一月六日、広島弁護士会が主催者となり、真孤の広島公会堂において総会を開く予定である。当日は、大会前に旧大本営、御便殿、泉邸などを拝観し、翌七日は、出席者中の有志者は厳島に観楓会を催す予定であるという。そして、大会には、各地組合より提出の議案も夥しく、目下広島弁護士会で取纏め中である。

10月21日

○招待会と懇親会〔芸日〕明治四二・一〇・二〇、二、明治四二・一〇・二三

一〇月一九日より三日間、広島控訴院において開会の管内各地方裁判所長、検事正の会同は、一〇月二一日を以て終了するので、馬場控訴院長、川淵検事長は二〇日一同を塩屋町大和楼に招待し、盛大な慰労の宴を張ったが、更に、二二日も引き続き執務上の打合せをした。

そして、広島司法官および弁護士中の有志は申合せて、二一日午後五時より偕行社において、来広中の広島控訴院管内の各地方裁判所長、検事正と懇親会を催したが、来会者は七〇余名で、すこぶる盛会を極め、午後一〇頃散会した。

11月6日

○中国弁護士大会〔芸日〕「中国」明治四二・一一・七八、「新聞」明治四二・一一・一〇、「録事」第一三六号、明治四二・一一・二八

中国弁護士協会大会は、十一月六日午後一時より、真孤広島公会堂において開かれた。当局側の出席者は、馬場恩治広島控訴院長、川淵龍起検事長、乾字志広島地方裁判所長、吉良辰次郎、岡上春重両検事であった。高田似龍が、議長席に着いて議事を開き、議案中、第一、第二は可決。第三号は宿題。第四、五、六、七、

一一、一二、一七は合併して、森田卓爾、石黒瀧一郎

(岡山)、松田武一郎(岡山)、山谷元三郎(岡山)、信吉

五朗(山口)、千々松安太郎(山口)、湯淺龍輔(山口)、

香川秀作、横山金太郎の九名を、修正委員として議長

より指名し、夫々修正をなして成立した。第八につい

ては、川淵検事長の演説の結果、撤回した。第九は、

語句を一部修正して可決。第一〇は可決。第一三は宿

題。第一四は撤回。第一五は廃棄となった。第一六は、

川淵検事長より、馬場控訴院長と打合せのうえ、要求

を容れるとの答えにより撤回。第一八は修正可決。終

わつて後、記念撮影をし、次いで宴会に移り、種々の

余興もあり、非常な盛況を呈した。

12月5日 ○山中正雄藍綬褒章拝受祝賀会〔芸旦〕明治四二・一

二・六、「中国」明治四二・二二・七)

広島市国泰寺村山中等女学校校主山中正雄ならび

に同校長松岡ミチ子刀自両名は、女子教育に顕著な功

績を挙げ、十一月二日藍綬褒章を拝受したので、その

祝賀会が、一二月五日午前九時より、同校講堂におい

て開催された。

(注) 山中等女学校は、明治二〇年一月、広島組合代言

人山中正雄が、広島高等女学校の名称で設立した、広島

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

における最初の女学校である。

12月11日

○日本弁護士会聯合大会〔録事〕第二三七号、明治四二・

二二・二八)

日本弁護士協会は、人權擁護の本領に照らし、司法

部の時弊を矯正するために、檄を全国弁護士会に飛ば

し、一二月一日午後一時より、上野精養軒において、

臨時大会を開いた。弁護士会を代表して来会した在野

法曹は、無量二五〇有余名であった。広島からは、高

田似壠、森田卓爾が参加した。幹事岡村輝彦が開会の

辞を述べ、次に、鳩山和夫を議長として議案の討議に

入った。その中には、「我国情に適すべき陪審制度を設

くる事」があり、特別委員を選定し調査することに

なった。決議案の調査・実行委員には、広島からは、

高田似壠、植田壽作、森田卓爾が指名された。更に、

明治四二(一九〇九)年度通常総会が開かれ、終わつて、

記念撮影をした後、宴会に入った。

大会の翌一二日午後一時より神田錦輝館において、

人權問題に関する政談演説会を開き、午後五時から湖

月楼で懇親会が行われ、散会したのは午後一〇時過ぎ

であった。

一七五(一七五)

(注) 大会および演説会における、高田似壘、森田卓爾の演説は、『日本弁護士協会録事』第一三七号(明治四二・一二二八日)および『中国法律新報』第三六号(明治四三・一二五)に収録されている。

12月18日

○日本弁護士大会出席慰労宴(「新報」第三五号、明治四三・一二、「芸旦」明治四二・一二・一三)

一二月二日に広島在住の弁護士の協議により、一二月一日東京において開催された日本弁護士大会に出席した、高田似壘、森田卓爾の両名は、同月九日上京の程に上り、一日上野精養軒で開かれた大会、および翌二日神田錦輝館における演説会に出席し、同夜湖月楼の宴会に臨み、一四日朝広島到着の列車で帰広した。

そこで、広島在住弁護士は、一二月一八日夕、高田、森田を榮亭に招き宴を張り、両名の労を慰した。賓主一同座につくと、田上弁護士が主人側を代表して、深厚な謝意を表し、森田弁護士が招飲の芳情を感謝し、併せて大会出席の顛末を叙して、司法界革新の将来を祝福した。

12月25日

○広島弁護士会総会(「中国」明治四二・一二・二九、「新報」第三五号、明治四三・一一・一、「録事」第一四四号、明治四三・七・二八)

広島弁護士会は、例年の通り、一二月二五日午後二時より、定期総会を広島区裁判所樓上に開き、会長高田似壘、席に就き、明治四二(一九〇九)年度の経費決算報告をなし、満場異議なくこれを承認し、次に会長選挙に移り、投票多数で会長に森田卓爾が当選した。そして、森田新会長が、高田に代わり議長席に就き、副会長以下順次に投票を命じ、左記の通り当選した。(副会長)香川秀作、(常議員会議長)高田似壘、(常議員)高野一歩、松井繁太郎、藤田若水、新開辰市、植田壽作、篠原迪、米田權之助、池田寛作、岡咲禮太郎
次いで、来年度の収支予算を議し、前任高田会長、植田副会長に感謝状を贈ることを、満場一致で議決し、午後六時より大原樓に忘年の宴を張り、和氣藹々の中に歡を尽くして散会した。

明治四三(一九一〇)年
1月1日

○新年互礼会(「新報」第三六号、明治四三・一二・二五)
広島在住の弁護士は、毎年一月一日、控訴院における法曹の拝賀式および市内官民互礼会を了わり、同業

の互礼会を開くのが恒例であるが、本年も元旦正午より、栄亭に会合し賀始の清燕を張り、淑気霽々の裡に芽出度屠蘇を了わり、陶然欲晤、あるいは謡い、あるいは吟じ、詩を賦す者があり、毫を揮う者があり、聖世を謳歌し、酔脚蹙跚として帰途に上る。

2月10日

○人權問題調査委員来広〔芸日〕明治四三・二・一一、明治四三・二・一五)

広島弁護士会は、二月一〇日午後三時より大手町四丁目大本楼において、日本弁護士協会から派遣された広島控訴院管内人權問題調査委員一行(横山勝太郎、宮島次郎)の招待を兼ねて、総会を開き人權問題の調査をした。

(注) この人權問題調査については、横山勝太郎の「報告書」が『日本弁護士協会録事』第一三八号(明治四三・一・二八)に収録されている。

3月13日

五)

○岡崎弁護士寅饞会〔新報〕第三七号、明治四三・三・二五)
広島弁護士会員であった岡崎仁三郎は、一月三十一日、弁護士登録を取消し実業界に転じたので、広島弁護士会中の同志が相謀り、三月一三日午後六時、栄亭の水

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

楼において岡崎のために一賢の宴を張って、その前途を祝福した。先ず、發起人の一人である高田似胤が起つて挨拶し、岡崎はこれに対して莊重敦厚な謝辞を述べ、森田卓爾も祝福の辞をのべた。

(注一) 高田は、送別会ではあるが、依然斯地に居るのであるから、この会に適當な名はないかと、二、三人と相談の上、案出したのが寅饞の二字で、これは書経堯典「寅饞納日」註に、寅は敬なりとあるに取つたのであり、矢張り行者を礼饞するの意は離れないが、送別と申す程露骨ではないだけであるという。

(注二) 岡崎は、四月九日夕、広島在住の弁護士、執達吏その他知友を、大手町四丁目の栄亭に招き饗応した。岡崎は、過去の交誼を謝し、将来永く渝ることのない眷顧を希望する旨を懇慫に挨拶し、高野一步が来賓総代として既往の感懐を叙し、岡崎の将来を筮祝し、高田似胤が岡崎の将来を祝福する序詞を朗読した(『新報』第三三八号、明治四三・四・二五)。

4月10日

○羽仁判事・吉良検事送別会〔芸日〕明治四三・四・一〇、〔新報〕第三八号、明治四三・四・二五)

那覇地方裁判所長に転補された羽仁詳一、山形地方

一七七 (一七七)

裁判所検事正に転補された吉良辰次郎の栄転につき、その行色を壮にする祖道の宴を、四月一〇日夕、広島偕行社において張った。会する者は、右二賓を始め、広島控訴院、地方区裁判所、判検事、弁護士、その他兩名に縁故のある紳董無慮百名、記念のため庭苑で撮影し、了わって席に就き、乾地裁所長、鄭重に送別の辞をなし、兩名の情熱溢れる謝辞があつて、宴に移り、滑稽突梯、頤を解く落語、変幻百態、眼を眩す曲芸があり、高笑緩談賓主清歡を尽くして散じた。

4月23日
○日本弁護士協会臨時大会〔録事〕第一四一号、明治四三・四二(一八)

日本弁護士協会臨時大会は、四月二三日午後一時より、名古屋市愛知県議事堂において開催された。出席会員は、約二百名、広島からは高田似壠が参加した。幹事菊池武夫が開会の辞を述べ、名古屋弁護士会長大喜多寅之助を議長に議案の討議に入り、第一号議案(刑事訴訟法を直接審理を主とする公判に改正する)、第二号議案(行政訴訟法を改正し、権限の拡張と覆審の道を開く)、第三号議案(人権問題について、司法警察制度の運用を改善する)を、満場一致で可決した。議事を終わると、議事堂前で記念撮影し、大観亭において、午後六時より朝野法曹の懇親会を催し、散会したのは夜一〇時過ぎで

あつた。

翌三四日午後一時より、県會議事堂において演説会を開会した。聴衆約二千人。名古屋の不破清警弁護士が開会の辞を述べ、それより卜部喜太郎、花井卓藏、鶴澤聡明が順次登壇し、得意の雄弁を揮つた。午後五時から、名古屋開府三百年紀年会及愛知県協賛会より、商品陳列館に招待され、立食の饗応があり、午後六時三〇分散会した。

4月30日
○常議員会〔新報〕第三九号、明治四三・五二(二五)

広島弁護士会は、四月三〇日午後三時より、常議員会を森田会長宅に開き、高田議長を始め高野、池田、新開、篠原(迪)、藤田、松井、岡咲、米田、植田が出席し、議題に対する森田会長、香川副会長の説明を聴き、会費不納会員除名の件、臨時費支出承認の件を満場一致で可決し、その他会長の諮問に係る会則二八条一部改正の件、弁護士と被告人との間における通信の件につき、意見を纏めて、これに答え了わつて、大本楼において晚餐を共にし、九時過ぎ散会した。

○福本、谷岡弁護士除名〔新報〕第三三号、明治四二・一〇(二五)

広島弁護士会員福本則行(目下東京監獄在監)、谷音助(三次町在住)の兩名は、会費不納の廉により、会則

第二四条末項に従い常議員会の議決を以て広島弁護士会より除名された。これは、弁護士名簿より除名するものではないので、弁護士としての資格は依然あるが、何れかの弁護士会に加入しなければ、職務を執ることが出来ないことは、弁護士法の規定する所である。また、再び広島弁護士会に加入する場合は、弁護士の懿徳を傷つけるものとして、懲戒訴追は免れることは出来ない（会則第二七条）。

5月5日

○平沼民刑局長（「新報」第三九号、明治四三・五・二五）平沼騏一郎民刑局長の招待会は、五月五日午後五時より、広島公会堂において開かれた。主人側は、馬場控訴院長、宗像県知事、北條校長、川淵検事長、乾所長を始め、判検事、弁護士等無慮百名、乾所長の挨拶、局長の謝辞、了わって宴に移り、校書杯盤の間に周旋して、清興を暫け、歎談高語、賓主酣暢、夜に入り散会した。

7月21日

○広島弁護士会総会（「芸日」明治四三・七・二二）広島弁護士会は、先日、広島区裁判所楼上において臨時総会を開き、定期総会は毎年一二月に開会していたのを、今後は一二月、四月の二回に改め、四月の総会には、専ら役員改選その他を附議し、一二月の総会には、翌年度の予算等を附議することに改正するこ

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

10月17日

とを決議した。目下、司法大臣に向かって該改正会則の認可を申請中である。

○中国弁護士大会（「芸日」中国）明治四三・一〇・一九）

広島控訴院管内の各地方裁判所所属弁護士からなる中国弁護士協会は、予て毎年大会を開催してきたが、本年は広島で来月開会する順番なので、一〇月一七日夜、広島弁護士会長森田卓爾宅において、その準備委員会が開かれた。大会に提出する議案ならびに会場、その他接待上について協議の結果、大会会場は広島公会堂を以てこれに充て、各地弁護士会より提出の議案を議し終わって、馬場控訴院長、川淵検事長、乾地方裁判所長、同田中検事正ら各関係官衙の諸員および新聞記者らを招待して、一大懇親会を催す予定である。

○中国弁護士大会（「芸日」明治四三・一一・一七）一八）

広島弁護士会は、一二月二〇日広島公会堂において開会する中国弁護士大会の準備について、一二月一八日午後四時より大手町四丁目栄亭で総会を開く予定である。

11月18日

11月20日 ○中国弁護士大会（芸旦）「中国」明治四三・一一・二二
（二二）、「録事」第一四七号、明治四三・一一・二八、「新聞」
明治四三・一一・二五

中国弁護士協会は、一月二〇日午後一時三〇分より、
広島公会堂において、議事・撮影・余興・開宴の
順序で、大会を開催した。

12月25日 ○広島弁護士会総会（芸旦）明治四三・一二・二二、明治
四三・二二・二七

広島弁護士会は、一月二五日午後一時より、広島
区裁判所楼上において定期総会を開き、本年度の会計
報告および来年度の経費予算を議したが、会長以下
の役員選挙は、明年四月に行うという。

明治四四（一九一二年）

1月1日 ○司法官の拝賀式（芸旦）明治四四・一・一

広島控訴院ならびに同地方裁判所および区裁判所所
属、判任官以上の者ならびに公証人、在広弁護士は、
本日午前九時、広島控訴院に集合し拝賀式を挙行の後、
新年互礼会を開催する。

3月10日 ○広島雄弁会会長（芸旦）明治四四・三・一〇

広島雄弁会では、この程、常議員会を開き、森保助
三郎弁護士を会長に推薦依頼したところ、森保はこれ

を快諾した。因みに、同会は来る四月、大会を開き会
員の大演説会を行うと同時に名士の来講をも仰ぐとい
う。

4月29日 ○広島弁護士会役員選挙（芸旦）明治四四・五・一、「録
事」第一五三号、明治四四・五・二八

広島弁護士会では、四月二九日午後二時より、広島
区裁判所において会長以下の役員選挙を行ったが、そ
の結果は左記の通りである。

5月14日 ○法曹界の岡部法相招待会（芸旦）明治四四・五・一六
（会長）富島暢夫、（副会長）藤田若水、（常議員会議
長）高野一歩、（常議員）田上諸藏、植田壽作、井上房
之助、香川秀作、篠原迪、松井繁太郎、新開辰市、岡
咲禮太郎、池田寛作

広島控訴院管内ならびに大阪控訴院管内の四国地方
巡視のため、来広した岡部長職司法大臣一行を招待し
て、五月一四日夜、広島公会堂において、在広の法官、
弁護士、警務長らは懇親会を催した。

6月7日 ○不破弁護士に対する懲戒裁判申告（中国）明治四四・
六・七

広島弁護士会は、先日、弁護士不破熊男に対する懲
戒裁判を、広島控訴院に申告し、検事局では嚴重に審
査中であるという。

6月17日

○民事訴訟法等調査委員会〔芸日〕明治四四・六・二〇）六月一七日午後九時より、広島商業会議所においては、民事訴訟法および競売法の改正に関する調査委員会が開会されたが、委員長は互選の上、松井繁太郎弁護士が当選し、終わって、種々調査方法等につき協議し散会した。

〔注〕「芸日」〔明治四四・一一・七〕および「録事」第二五

九号（明治四四・一一・二八）には、尾道商業会議所の「民事訴訟法改正に対する意見答申」が、全文掲載されている。広島商業会議所では、明治四四年一月二七日、総会を開き、「民事訴訟法、競売法、及び附属法規に関する答申書」などを附議するという〔芸日〕明治四四・一一・二五）。

7月10日

○弁護士と訴訟〔芸日〕明治四四・七・一〇）

広島地方裁判所および尾道、三次の両支部において、最近三ヶ年間に取扱った民事事件の中、弁護士に依つたものと依らないものとの区別を聞いた。広島地方裁判所における、明治四一（一九〇八）年の弁護士訴訟二七七件、弁護士に依らないもの六九件、明治四二（一九〇九）年の弁護士訴訟二四一件、弁護士に依らないもの

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

の八一件、明治四三（一九一〇）年の弁護士訴訟二四一件、弁護士に依らないもの七一件である。尾道支部における、明治四一（一九〇八）年の弁護士訴訟七七件、弁護士に依らないもの三五件、明治四二（一九〇九）年の弁護士訴訟七六件、弁護士に依らないもの四七件、明治四三（一九一〇）年の弁護士訴訟五五件、弁護士に依らないもの四一件である。三次支部における、明治四一（一九〇八）年の弁護士訴訟三一件、弁護士に依らないもの一六件、明治四二（一九〇九）年の弁護士訴訟二〇件、弁護士に依らないもの一七件、明治四三（一九一〇）年の弁護士訴訟二四件、弁護士に依らないもの七件であるという。勿論、弁護士訴訟の中には、当事者の一方のみ弁護士の干与した事件も含有するが、前記件数に依れば、事件は年々減少の傾きがあるにも拘わらず、弁護士の干与する事件は、益々増加の傾向にあるようだ（注、事実は減少傾向）。

〔注〕広島区裁判所における、明治四三年から同四四年六月にかけての裁判事件の種類と件数については、「不景氣が生む裁判沙汰」と題して、「芸日」〔明治四四・八・二七〕に紹介されている。

一八一（一八一）

10月6日 ○不正競争法と商業会議所〔芸日〕明治四四・一〇・八

広島商業会議所では、一〇月六日午後八時一〇分より、総会を開き、出席議員一四名で、高坂副会頭議長席に着き開会を宣し、先に農商務省より諮問された、不正競争法案に対する答申案を附議し、調査委員長松井繁太郎(弁護士)より、報告があり、審議討究の結果、大体において委員会の報告書を是認し、九時五分閉会した。

(注)「芸日」(明治四四・一〇・八)には、広島商業会議所の答申案の全文が報道されているほか、福山商工会の「不正競争法案に対する答申」も掲載されている。

11月5日 ○中国弁護士大会〔芸日〕明治四四・一一・二六、明治四四・一一・八、「録事」第一五九号、明治四四・一一・二八)

中国弁護士協会は、本年度の大会を、十一月五日午後三時より、山口県山口町祇園菜香亭において開いた。五時二〇分閉会し、余興に次いで、宴会を開いた。

明治四五・大正元(一九二二)年

1月9日 ○田中検事正送別会〔芸日〕明治四五・一・一九)

広島地方裁判所検事正より千葉地方裁判所検事正に

転補された田中秀夫検事は、一月一日広島を出発し、赴任の途に上る予定であるが、在広司法官および弁護士は、一月九日午後四時より広島公会堂において、田中検事正を招待して、送別会を開く予定である。

1月11日 ○田中検事正赴任〔芸日〕明治四五・一・二二)

田中検事は、一月一日午前一〇時、広島発列車で出発赴任の途についた。馬場控訴院長、乾地方裁判所長以下、在広司法官、弁護士は勿論、宗像知事、榎原衛戌司令官、長屋市長など百余名が、同停車場において盛んな見送りをした。

1月16日 ○不破弁護士に対する懲戒〔官報〕明治四五・二・一九)

広島地方裁判所所属弁護士不破熊男の弁護士会会則違背事件について、一月一六日、広島控訴院における懲戒裁判所において、弁護士法第二三条第二項(弁護士会規則違反)に該当するとして、過料八〇円の判決があり、二月一日確定した。

1月30日 ○司法官・弁護士の囲碁会〔芸日〕明治四五・一・二七)

在広司法官、弁護士の有志は、一月三〇日午前九時より、大手町木地屋小路八千代料亭において連合囲碁会を開催するという。

2月24日 ○岡上検事送別会〔芸日〕明治四五・二・二四(二二)

在広司法官、弁護士、執達吏、公証人らの発起に係

る、徳島地方裁判所へ転任した岡上春重検事の送別会は、二月二四日午後六時半より、広島公会堂において催された。来会者は七〇余名で非常な盛会を極め、一同散会したのは午後八時頃であつた。

(注) 二月二三日には、大手町四丁目の栄亭において、明治大学出身者の発起で、岡上検事の送別会が催された。岡上検事は、中国新聞社長山本三朗が市会議長として犯した汚職事件を担当するなど敏辣な手腕を持っていたといふ
(「芸日」明治四四・二・二五)。

3月20日 ○控訴院廃止問題 (「芸日」明治四五・三・二五) 二八、

「中国」明治四五・三・二六)

広島弁護士会は、先般、協議会を開き、控訴院廃止問題に対しては、広島控訴院管内各地弁護士会は同一の歩調を執り、飽くまでも現状維持を図るとの決議をなし、正副会長を加え合計一名の委員を設けた。

三月二〇日夜、委員は、それぞれ部署を定めて、島根、鳥取、岡山、山口、愛媛へ出発して、各地弁護士会との間に連絡を取り、松井繁太郎委員は名古屋および東京へ向け出発し、在東京の代議士横山金太郎、富島暢夫の両名と打合わせをなし、着々その運動の歩を

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

進めつゝある。

3月23日 ○控訴院廃止反対 (「芸日」明治四五・三・二五)

広島弁護士会は、三月二三日午後二時半より、広島地方裁判所弁護士控室において総会を開き、控訴院廃止反対の建議書を司法大臣に提出することを、満場一致で決議すると同時に、同建議書起草委員一名を選定し、午後四時頃散会した。

4月6日 ○広島弁護士会総会 (「芸日」明治四五・四・七) 八、「中国」明治四五・四・九)

広島弁護士会は、四月六日午後二時半より、広島地方裁判所弁護士控室において臨時総会を開いた。先づ、広島控訴院廃止問題に関し、控訴院廃止反対のため遊説した委員の報告があり、協議した結果、控訴院廃止につき反対意見書を主務省に提出すること、ならびに広島控訴院管内六県弁護士大会を広島において開会することを決議した。そして、その準備委員として、正副会長を合わせて一一名を選挙すること、および本問題に関する運動費支出についても決議した。

4月19日 ○広島控訴院管内弁護士協会の総会 (「芸日」明治四五・四・一九)

広島控訴院管内弁護士協会は、通常大会を、四月二七日午後一時より広島公会堂において開き、議事終了

一八三(一八三)

後宴会を開く予定で、富島幹事長より、それぞれ案内状を發した。

4月27日

○広島控訴院管内弁護士協大会〔芸日〕明治四五・四・二八―二九、「中国」明治四五・四・二八

広島控訴院管内弁護士協大会は、四月二七日午後三時一五分より、広島公会堂において開会され、広島、山口、岡山各弁護士会の提出した問議を議了し、なお、広島弁護士会提出の司法大臣に対する、広島控訴院廃合反対の「建議書」案を、満場一致で可決した。

出席者は、主催地広島を初め、山口、岡山、松山、松江の各弁護士約四〇名で、來賓の主なる者は、馬場広島控訴院長代理山香部長判事、川淵検事長代理福田主任検事、執行検事正、乾広島地方裁判所長代理江藤部長判事、原田広島区裁判所監督判事、黒正広島区裁判所上席検事、在広三新聞記者らで、五時二〇分議事終了後、余興に移り、盛宴を張った。

4月29日

○広島弁護士会役員選挙〔芸日〕明治四五・五・一

広島弁護士会は、四月二九日午後三時半より、広島地方裁判所弁護士控室において定時総会を開いた。出席者は二三名で、何等の紛擾もなく、会長に高野一步、副会長に玉木次郎を選挙し、常議員一〇名は会長において指名推薦することに決し、六時閉会した。それよ

7月24日

り、慈仙寺鼻にある水月において、懇親会を開いた。

○弁護士会の天機奉伺〔芸日〕明治四五・七・二六

広島弁護士会長高野一步は、在広弁護士を代表して、七月二四日午後、渡邊宮内大臣に宛て、左記のような電報を發して、天機を奉伺した。

聖上陛下御不例に亘らせらるゝ趣、恐懼の至りに堪へず、謹んで御快癒の速かにあらせられんことを祈り奉る。

7月30日

○弁護士会の奉弔〔芸日〕大正元・八・二

聖上崩御につき、広島弁護士会は、七月三〇日午前一時、臨時常議員会を開き、左記の通り天機を奉伺した。

虔

奉弔 恭惟

大行天皇陛下至仁至武

聖徳光被于六合

恩威照耀于八紘忽拜

崩御之哀音慟哭痛悼不知所

出草奔之微臣齋戒薰沐誠惶

誠恐頓首再拜虔以

奉弔

大正元年七月三十日

広島弁護士会長 高野一歩

(別紙) 御執奏奉願上候

大正元年七月三十日

広島弁護士会長 高野一歩

宮内大臣伯爵渡邊千秋殿

9月13日 ○裁判所の遙拝式〔芸日〕大正元・九・一五)

広島控訴院では、九月一三日夜二時より、明治天皇御大葬日につき、同院楼上において遙拝式を行ったが、広島地方裁判所でも楼上検事正室において、御真影に向かって遙拝式を行い、判検事、弁護士、公証人、執達吏、判任官、雇員の順序で参拝し、総代一人より玉串を捧げ順次退場し、全く式が終わったのは二時三〇分であった。

9月21日 ○弁護士の御陵参拝〔芸日〕大正元・九・二三)

広島の弁護士田上諸藏、藤田若水、不破熊男、松井繁太郎、吉田眞策、森田恪藏は、明治天皇御陵参拝のため、九月二日夜、伏見桃山に向かって出発したが、同月二四日には帰広する予定である。

9月30日 ○呉海軍工廠大争議公判〔芸日〕大正元・一〇・二)

呉職工共済会の処置問題に端を發し、明治四五(一九一二年三月二九日から八日間)にわたってストライキをし、賃金引上げ、待遇改善、横暴な上官排斥を求め

た大争議は、職工の敗北に終わり、首魁者として二五

名が起訴された、治安警察法違反被告事件は、九月三

〇日午後二時より、広島地方裁判所において開廷され

た。弁護人は、植田、富島、藤田、池田、田上、横山、

不破、森保の八弁護士であった。岩倉惣藏檢察官は、

「刑法第十七条第一項第一号及び同第三十二に相当す

るも勅令第四号の大赦令により無罪」を請求した。江

藤直作裁判長は、「被告等は何れも犯罪事実を否認す

るも、裁判所は犯罪を認定す。併しながら、先帝崩御

せられたる為め、被告等は一同罪を免ぜらるゝ事とな

りたり、是全く陛下の御恵みに因るものなれば、自今

長く忠良の民となりて洪恩の万分の一をも報い奉らん

事を心掛け再び斯る行為あるべからず。」と厳かに宣言

した。

10月14日 ○広島弁護士会副会長辞任〔芸日〕大正元・一〇・一六)

広島弁護士会副会長玉木次郎は、一〇月四日辞任したので、同月一九日広島区裁判所において総会を開き、補欠選挙を行う予定である。

10月18日 ○山内弁護士に対する懲戒裁判〔芸日〕大正元・一一・

一六、「官報」大正二・一・二七)

一〇月一八日、東京控訴院の懲戒裁判所において、東京地方裁判所所属弁護士山内吉郎兵衛の弁護士会会

則違背事件に対し、広島地方裁判所所属弁護士として名古屋に出張所を設けて業務に従事中に、巡査に紹介料を給付して刑事々件の紹介を受けたとして、停職一年の判決があり、大正二(一九一三)年一月二〇日確定した。

三 広島弁護士会の運営

こゝでは、広島弁護士会の活動中、司法大臣からの諮問に対する答申、広島控訴院統廃合問題への対応、広島弁護士会規則改正、役員人事の紛擾、代書人取締規則制定の建議、刑事被告人との接見問題、民事訴訟遅延対策などに関する資料を収録した。

明治	会長	副会長	常議員会議長	
26	松山 廣居	岡崎仁三郎・安倍萬太郎・安部 改造	松山 廣居	
27	天野 確郎	安部 改造・安倍萬太郎	天野 確郎	
28	安倍萬太郎	森田 卓爾・藤井 公道	安倍萬太郎	
29	高田 似龍	森田 卓爾・藤井 公道	高田 似龍	
30	高野 一步	森田 卓爾・藤井 公道	高野 一步	
31	森田 卓爾	高田 似龍・藤井 公道	森田 卓爾	①刑法改正案に対する答申 ②広島控訴院廃合反対
32	高田 似龍	森田 卓爾・藤井 公道	高田 似龍	
33	森田 卓爾	高野 一步・藤井 公道	森田 卓爾	
34	森田 卓爾	高田 似龍・岡崎仁三郎	森田 卓爾	③印紙法改正反対 ④弁護士会規則改正 ⑤刑事訴訟法案に対する答申
35	岡崎仁三郎	高田 似龍	岡崎仁三郎	⑥弁護士会規則改正
36	松山 廣居	土居 弘毅	松山 廣居	⑦役員改選の大紛議 ⑧控訴院管轄区域変更・裁判所構成法改正に対する建議
37	三坂 繁人	高野 一步	三坂 繁人	⑨代書人取締規則制定 ⑩拘留者との面会不許可事件 ⑪広島控訴院廃合反対
38	田上 諸藏	井上房之助	不明	⑫広島地方裁判所三次支部・尾道支部非廃止建議
39	松山 廣居	高野 一步	三坂 繁人	⑬刑事被告人との接見問題

資料を収録した項目一覧

40	高田 似壘	田上 諸藏	藤田 若水	⑭ 会社取締役への就任許否 ⑮ 法曹懇話会
41	森田 卓爾	松井繁太郎	高野 一步	⑯ 刑事被告人との接見問題・民事訴訟における刑事記録取寄
42	高田 似壘	植田 壽作	森田 卓爾	⑰ 民事事件遅滞対策 ⑱ 刑事被告人との接見問題
43	森田 卓爾	香川 秀作	高田 似壘	⑲ 日本弁護士協会による人権問題調査
44	富島 暢夫	藤田 若水	高野 一步	⑳ 司法大臣岡部長職の招待会
45	高野 一步	玉木 次郎	不明	㉑ 広島控訴院廃合反対

(注1) 会長などの役員改選期は、明治二六年〜明治二七年は五月(五月選挙)、明治二八年〜明治三四年は四月(四月選挙)、明治三五年〜明治四二年は一月(前年二月選挙)、明治四四年からは四月(四月選挙)である。

なお、明治三四年は、四月の役員改選で紛糾したので、六月に再度役員改選をし、明治三五年から役員改選を一月から二月に改め、選挙の時期を前年二月とした。しかし、凝りは残り、明治三五年二月には役員選挙はできず、三六年一月漸く改選選挙を行った。

(注2) 弁護士会規則で、常議員会議長を置いたのは、明治三六年からである。しかし、それ以前にも、常議員会議長が事実上存在したことは、明治二九年(山内吉郎兵衛・長屋謙二)、明治三〇年(松山廣居、明治三三年(高田似壘)、明治三四年(松山廣居)に見える。

明治三一(一八九八)年

① 刑法改正案に対する答申

1 広島弁護士会は、司法省から刑法改正草案につき意見を徴せられたので、明治三一(一八九八)年一月一五日午後一時より、新川場町戒善寺において常議員会を開き、改正刑法の取調委員の選定、その他費用の件を協定した。

引続き、同日午後二時より戒善寺において、刑法改正草案に対する意見を本月中に答申するため総会を開いたが、出席者は一七名であった。高野一步会長、席につき議事に取掛ったが、岡謙藏

の發議で、取調委員一〇名を選定して改正刑法の調査を委託することになり、直ちに委員を選挙し、左記の者が当選した。

高田似壘、高野一步、廣瀬又次郎、森田卓爾、高橋榮之助、三坂繁人、小島孫三郎、土居弘毅、松元辰之助、脇屋雄六

それより、高田似壘の發議により、調査費金三〇〇円を弁護士会より支出することに決して散会した(芸旦「明治三一・一・一一」芸日・「中国」明治三一・一・一六)。

2 広島弁護士会は、同年一月二八日午後三時より総会を開き、司法省より諮問のあった刑法改正法案につき、調査委員の答申案

を衆議に付して二、三の修正を加え、左記の答申を、同年一月三十一日、会長高野一步の名を以て司法大臣に呈致した(「芸日」明治三一・二・三〇、「中国」明治三一・二・二四)。

(注) この刑法改正法案は、現行刑法の原型をなすものであるが、司法省編『刑法草案』(東京通信社・一九八七年二月)として公刊され、『日本弁護士協会録事』第六号・七号・一一号―一三三号(明治三十一年一月・二月・六月・七月・九月)に「附録」として掲載された。また、内田文昭・山火正則・吉井蒼生夫編『日本立法資料全集』21(刑法②)・明治40年(信山社・一九九三年)にも収録され、同書には司法省から弁護士会に意見を求めた経緯についても解説がなされている。

明治一三年七月一七日公布され、明治一五年一月一日から施行された「刑法」は、我国最初の近代的刑法であった。しかし、公布直後から、新しい刑法理論の立場からの批判などがあり、改正の必要があった。現行刑法は、この旧刑法に代わって、明治四〇年四月二十四日公布され、翌四一年一〇月一日から施行された。その制定に至る過程で、明治三〇年一二月、日本弁護士協会が、司法大臣に刑法ほかの改正案を開示するよう求めたのに応じて、司法大臣から弁護士会に対し、刑法改正案に対する意見を問うという諮問がなされたのである。

旧刑法の改正過程(現行刑法の制定過程)については、内田文昭・

山火正則・吉井蒼生夫編『日本立法資料全集』20～27(刑法)・明治40年(信山社・一九九三年)を参照されたい。

○改正刑法草案に対する意見書

第六条 一項に左の但を追加す可し。

但其国の法律に於て罰す可きときに限る。

(理由) 犯地の法律に於て罪視せざる行為は、仮令本法に於て罪視する行為なりと雖も、之を罰するは却て弊害を生ずるの恐れあるのみならず、若し改正案の主義を貫徹せんと欲せば、敢て之を特種の犯罪に限るべきものにあらず。故に本稿の如く修正するを至当なりと信す。

(注) 第六条 法律ハ帝国人帝国外ニ於テ放火、溢水、強姦其他生命、

身体、自由及ヒ財産ニ対シ犯シタル重罪ニ付テモ之ヲ適用ス

帝国ノ官吏、公吏帝国外ニ於テ犯シタル職務ニ関スル罪ニ付テ

モ亦同シ

監視制度は、総て之を廃止す可し。

(理由) 監視は、犯罪改正の一制度として設けられたりと雖も、其結果は予期に反し犯人自活の途に幾多の妨害を与え、却て犯罪の原因たるは多年経験の明示する所にして、今や監視全廃の声は学者、實際家の間に高し。改正案は、監視の効果を変更し

たりと雖も、犯罪の地及被害者所在地に入るを制限するが如きは、其結果終に犯人の郷里と相関係すること多く、殆ど昔日追放の刑に等しく、被監視人の生活上に至大の妨害を与へ、却て犯罪の原因たるに至るの恐れあり。殊に、改正案は、一警察官に与るに被監視人の住居及交通権に対する制限並に被監視人の家宅搜索及物件差押を為すの専権を以てしたれば、其危険は言ふに堪へざるものあらん。且つや、警察の周到なる注意は、以て再犯を予防するに足る可きに、法律の力に頼りて警察の微力を補はんとするは、適々以て警察の無能力を自白するものに外ならざらん。是れ監視全廢論を提出する所以なり。

(注) 第十七条 監視ハ左ノ效果ヲ生ス

- 一 犯罪ノ地及ヒ被害者所在地ノ警察官庁ハ被監視人ニ対シ其管轄地ノ全部又ハ一部ニ立入ルヲ禁スルヲ得ルコト
- 二 警察官ハ必要ト思料スル場合ニ於テハ何時ニテモ被監視人ノ家宅ニ就キ搜索及物件差押ヲ為スヲ得ルコト

第二十一条 第一項但書を左の如く修正す可し。

但本人の請求あるときは、定役に服せしむることを得。

(理由) 罰金不完納の場合に於ける留置は、已むを得ざるに出たる便宜処分外ならざれば、本来服役せしむべきものに非らず。故に、服役せしむると否とは、執行官随意に一任せずして、拘

留の場合(第二十二條)に於けるが如く、本人の選択に一任するを至当と為すること。

(注) 第二十一条 罰金ヲ完納スルコト能ハサルトキハ一年以上二年以

下ノ期間獄舎ニ留置ス但服役セシムルコトヲ得

裁判所ハ罰金ノ言渡ト共ニ其不完納ノ場合ニ於ケル留置ノ期間

ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

罰金ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納メタルトキハ言渡サレタル

罰金ノ額ト留置日数トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相当スル日数ヲ控

除シテ留置ス

留置期間内罰金ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ残日数ヲ充ツ

第二十二條 拘留ハ一日以上一月以下トシ拘留場ニ拘置ス但本人

ノ請求アルトキハ定役ニ服セシムルコトヲ得

第二十四条 第一項但書を左の如く修正す可し。

但本人の請求あるときは、定役に服せしむる事を得。

(理由) 第二十一条に同じ。

(注) 第二十四条 科料ヲ完納スルコト能ハサルトキハ一日以上二月以

下ノ期間拘留場ニ留置ス但服役セシムルコトヲ得

裁判所ハ科料ノ言渡ト共ニ其不完納ノ場合ニ於ケル留置ノ期間

ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

第二十二條第三項第四項ノ規定ハ科料ニ付テモ亦之ヲ準用ス

第二十九條 本條第一号の「六日」を「三日」に、第二号の「三日」を「二日」に、又第三号の「二日」を「一日」に改む可し。

(理由) 未決勾留日数を刑期に算入する以上は、懲役一日に匹敵すべき勾留日数を六日、禁錮勾留一日に匹敵すべき勾留日数を三日、又罰金科料一円に匹敵すべき勾留日数を二日としたるは、長きに失する嫌あるに由る。

(注) 第二十九條 未決勾留ノ日数ハ左ノ區別ニ從ヒ本刑ニ算入ス但本

刑ノ一日又ハ一円ニ当ラサル勾留日数ハ之ヲ除去ス

一 懲役一日ニ付キ勾留六日

二 禁錮、勾留一日ニ付キ勾留三日

三 罰金、科料一円ニ付キ勾留二日但一円以下ト雖モ亦同シ

第三十條 「六月」を「一年」と改む可し。

(理由) 犯人をして遷善改悔せしむるの目的をなすに、懲役禁錮は頗る其予期に反し、却て犯人をして再犯三犯底止する所なからしむるは、多年経験の教ゆる所にして、遂に監獄は犯罪人の養成所なりとの極端俚諺を生ずるに至れり。本條の新規定ある實に是れが為めなり。今本條の「六月」を改め「一年」と為さんとするは、本條の新規定に拠り、改む可き好果の範圍を一層

擴張せんと欲するに外ならざるなり。蓋し本條の許否は、事實裁判所の決定に任ずものなれば、今之を一年と改むことは、利ありて害なければなり。

(注) 第三十條 初犯ニシテ懲役又ハ禁錮六月以下ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ情狀ニ因リ裁判言渡ノ日ヨリ時效ノ期間内執行ヲ猶予スルコトヲ得

第三十三條 「刑の執行前」の下に、「裁判所の職権又は」の八字を加ふ可し。

(理由) 公益の保護者たる検事にして、私情に駆られ偏頗の処置あるが如きことなかる可きは、理論上賭易き所なりと雖も、既に原告官となり被告人と対峙する以上は、可成的嚴刑に処せしめんとするの傾あるは、亦人情の免れざる弱点にして、實際に感ずる所なり。然るに、裁判言渡後に於ける執行猶予の原動力を、挙げて検事に一任せんか、執行猶予に因りて収むべき良果の一半を減殺するの恐あらん。是れ此の改正意見を提出する所以なり。

(注) 第三十三條 刑ノ執行猶予ハ刑ノ執行前檢事ノ申立ニ因リ裁判所ニ於テ決定ス此場合ニ於テハ其決定アルマテ刑ノ執行ヲ停止ス

第四十三條 本條一項及第二項の「裁判確定の日」を「裁判確定の翌日」と改む可し。

(理由) 刑の時効は、刑の執行を遁れたるに因りて生ず(第四十四條)るものなれば、其起算点も、亦刑の執行を遁れたる日よりす可きこと理の当然なり。然るに、改正案の旨趣に依れば、刑期の起算点は裁判確定の翌日なれば、此日以後に於て始めて刑の執行を通る、ことを得可く、裁判確定の日に於ては未だ刑の執行を通る、こと能はざればなり。

(注) 第四十三條 時効ノ期間ハ刑ノ執行ニ付テノ拘禁ヲ通レタル日ヨリ起算ス若シ拘禁ヲ受ケサルトキハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス
罰金、科料及ヒ没収ハ裁判確定ノ日ヨリ起算ス

第二百十條 本條に左の一項を追加す。

仮処分ノ命令違反したるもの亦同し。

(理由) 係争物の仮処分は、裁判所の意見に依り、申立の目的を達するに必要な処分を定むるものなるに付き、其命令は或は行為を命じ或は之を禁ずる(民訴七百五十八條)、尋常に差押の手続を為すものにあらず。現行の刑法は、差押に関する刑罰の規定あるも、仮処分ノ命令に違反したるものを罰するの法案なきが故に、差押に依らざる仮処分は、乱暴なる相手方の為に屢々犯さるゝ所となり、其目的を失ふ事あるは、今日の通患な

り。今回の改正案も亦之等に対する規定あるを見ず。依て、本項を追加する所以なり。

(注) 第二百十條 官吏、公吏ノ施シタル封印又ハ差押ノ標示ヲ毀損又ハ汚損シテ無効ヲラシメタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第二百二十二條 第一項「其他財産上の利益」の下に、「又は公私の職務」の七字を挿入す可し。

(理由) 本條に「其他財産上の利益」と云ふときは、公私の職務を授与したる場合(選挙法第九十條九十一條)を脱漏すればなり。

全條 第二項「五十円」とあるを「二百円」と改む可し。

(理由) 罰金五十円以下にては、輕きに失すと認むるに由る。

(注) 第二百十一條 議員又ハ吏員ノ選挙ノ際投票ヲ得又ハ他人ニ投票ヲ得セシメ若クハ投票ヲ得サラシムル目的ヲ以テ暴行、脅迫又ハ詐欺ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第二百二十二條 前條ノ目的ヲ以テ金錢、物品其他財産上ノ利益ヲ授与シ又ハ授与スル約束ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百円以下ノ罰金ニ処ス

其授与ヲ受ケ又ハ之ヲ受クル約束ヲ為シタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス

第二百二十三条 「二年」を「六月」と改む可し。

(理由) 改正案に依れば一年未満の懲役又は禁錮に処する場合に於ては、剥奪公権を科せざるの精神なること全編を通読して明なりと雖も、本節の罪は其性質上没徳の甚しき者なるのみならず、区々の懲役又は罰金に処せんよりは、寧ろ公権を剥奪せんこと懲治の効力一層著しきを信ずるに由る。

(注) 第二百二十三条 本節ノ罪(注、選挙ニ関スル罪・第二百一一条ノ第二百二十三条)ヲ犯シ一年以上ノ懲役ニ処ス可キ者ニハ剥奪公権ヲ科ス

第三百三十七条 「七年」を「三年」と改む可し。

(注) 百三十七条 火ヲ放テ現二人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、船舶又ハ鉦抗ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以下ノ懲役ニ処ス

第三百三十八条 第一項及第二項は「五年」を「二年」と改む可し。(理由) 改正案は、現行法に異なり大ひに刑罰の範圍を拡張した

るが故に、現行法に於ける遺憾の大半を消滅せしめたりと雖も、放火するに至りたる原因の情状若くは放火せらるゝ、建造物其他の物件の如何に因りては、七年若くは五年の懲役に処するも尚且重きに失する恐れある場合の存する事は、實際上知得したる処なるに因る。

(注) 第三百三十八条 火ヲ放テ現二人ノ居住ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物、汽車、電車、船舶又ハ鉦抗ヲ燒燬シタル者ハ無期又ハ五年以下ノ懲役ニ処ス
自己ノ所有ニ係ル前項ノ物ヲ燒燬シタル者ハ無期又ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第四百四十六条 「七年」を「二年」と改む可し。

(注) 第四百四十六条 溢水セシメテ現二人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、船舶又ハ鉦抗ニ損害ヲ生セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以下ノ懲役ニ処ス

第四百四十七条 「五年」を「一年」と改む可し。

(理由) 第三百三十七条及第三百三十八条に同じ。尚ほ、溢水罪の最下刑期を放火罪の最下刑期より一層軽減せんとするは、溢水罪の最軽なるものは、放火罪の最軽なるものよりも、其危険の度

に於て、一層軽かる可き場合あるを信ずるに由る。

(注) 第四十七条 溢水セシメテ現二人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物、汽車、電車、船舶又ハ鉋抗ニ損害ヲ生セシメタル者ハ無期又ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第五十条 「水防」は、「防水」の誤植ならんと信ず。

(理由) 全一の文法を以て規定したる第四十二条に於ては「鎮火」と云ひ「火鎮」と云はず。故に本条に於ても「水防」と云はずして、「防水」と云ふこそ、尙當と為すに由る。

(注) 第五十条 水害ノ際防水用ノ物件ヲ隠匿又ハ毀壞シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ処ス

第八十五条 の次へ一節を設け「下水に関する罪」を規定す可し。

(理由) 下水を公道に流出せしめ又は水道を損壞若くは壅塞したる場合の如きは、其衛生に害あること、浄水汚穢の場合に譲らざるものあるに由る。

(注) 第二編罪名・第七章衛生ニ関スル罪・第二節飲料水及ヒ飲食物ニ関スル罪(第七十九条、第八十五条)

第八十六条 「物件の陸揚」の下へ「若くは転載」の五字を加ふ可し。

(理由) 「物件の陸揚」なる文詞は、艦船より陸地へ移送する場合に限り、艦船より更に他の艦船へ移送する場合を包含せざるに由る。

(注) 第八十六条 伝染病予防ノ為メ設ケタル一般ノ規則ニ違背シテ艦船ヨリ上陸シ又ハ陸地若クハ他ノ艦船ト交通シ又ハ物件ノ陸揚ヲ為シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス
艦船ノ長又ハ其職務ヲ行フ者自ラ前項ノ罪ヲ犯シ又ハ人ヲシテ之ヲ犯サシメ若クハ人ノ之ヲ犯スコトヲ知りテ制セサル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第八十七条 「進航」を「航行」と改む可し。

(理由) 進航なる文詞は、単に前進のみを意味し、退航若くは横行の場合を包含せざるの嫌あるに由る。

(注) 第八十七条 艦船ノ長又ハ其職務ヲ行フ者伝染病予防ノ為メ設ケタル一般ノ規則ニ違背シテ艦船ヲ進航又ハ碇泊セシメタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第九十一条 「百円」を「二年以下の懲役又は二百円」と改め

「因て人を死傷に致したるものは、三年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処す」の三十四文字を加ふ可し。

(理由) 私立の業たる、人智未開の僻地に於て行はるゝを常とするが故に、危険の度一層甚しきを以て、百円以下の罰金は軽きに失するの嫌あるのみならず、因て以て人を死傷に致したる場合に於ては、犯罪の結果此悪果を生じたるものなれば、普通の過失致死傷を以て論ず可きにあらざるに由る。

(注) 第九十一条 允許ヲ得シテ医業ヲ為シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

第九十二条 「五十円」を「百円」と改む可し。

(理由) 第九十一条修正意見の権衡に出ず。

(注) 第九十二条 允許ヲ得シテ獣医ノ業ヲ為シタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス

第九十四条、第九十五条、第九十六条及び第九十八条の「金銀貨」を「貨幣」に改む可し。

(理由) 現今内国に流通する外国の本位貨幣は、金銀の両貨に限ること事実なりと雖も、将来外国に於て金銀以外の本位貨幣を鑄造し、内国に於て流通するに至る場合なきを保し難きに由る。

(注) 第九十四条 行使ノ目的ヲ以テ内国ニ流通スル外国ノ金銀貨幣偽造シ又ハ変造シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

第二百三十四条 本条中「一年」を「二年」と改む可し。

(理由) 改正案の長期を一年としたるは、軽きに失するの嫌あるに依る。

(注) 第二百三十四条 有夫ノ婦姦通シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ処ス 其相姦シタル者亦同シ 前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ從容シタル者ハ告訴ノ効ナシ

第二百三十七条 本条財物を以ての下に「公然」の二字を挿入し、「百円」を「五百円」と改む可し。

(理由) 本会は賭博を罰するに公然の行為又は常習となすもの、二種に限り、其他は之を罰せざるを以て、實際適当と認めたるによる。又本条の刑は、体刑に非らざれば百円以下とするは、大ひに軽きに失するの感あるに由る。

(注) 第二百三十七条 偶然ノ輸贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス但一時ノ娛樂ニ供スル物品ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第二百四十九条 本条中「又は」の下「囚人」の上に「刑事被告人」の五字を挿入す可し。

(理由) 本条後段には、刑事被告人の文字ありて、前段には之なし。蓋し、囚人、監置人、懲治人を看守若くは護送す可き職にある者は、刑事被告人を看守若くは護送すべき者なりと雖も、前段に囚人、監置人、懲治人を列記して独り刑事被告人を除きたるは、前後の字句相照応せざるに因る。

(注) 第二百四十九条 裁判官、檢察官、警察官又ハ此等ノ職務ヲ行ヒ若クハ補助スル者又ハ囚人、監置人、懲治人ノ看守若クハ護送ノ職ニ在ル者刑事被告人、囚人、監置人又ハ懲治人ニ対シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二百五十一条 「囚人」の上に「刑事被告人」の五字を挿入す可し。

(理由) 刑事被告人は、囚人、監置人、懲治人にあらざる事は明なり(二百四十九条)。然るに、本条の場合に、刑事被告人を加へざりしは、脱漏の嫌ありて、本会は之を加ふるの必要を認めたるに由る。

(注) 第二百五十一条 水火、風震其他非常ノ事變ニ際シ囚人、監置人又ハ懲治人ノ看守若クハ護送ノ職ニ在ル者避難ノ為メ必要ノ処

分ヲ為サス又ハ為サシメス因テ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ照シテ処斷ス

第二百五十五条 本条中「他人をして利益を得せし」の下に「め若くは害を受けし」の九字を挿入す可し。

(理由) 改正案は、自己若くは他人の利益の為に秘事を漏泄したる場合を規定すと雖も、其反対をも規定せざるは、適用の狹隘なるを認めたるに由る。

(注) 第二百五十五条 官吏、公吏、議員又ハ仲裁人自己ニ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ利益ヲ得セシムル為メ其職務ニ関スル秘事ヲ漏泄シタル者ハ三年以下ノ懲役及ヒ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二編第十章中に弁護士瀆職の刑を規定せられん事を望む。

(理由) 弁護士の瀆職は、多くは弁護士法其他賊盜罪等其行為の結果によりては、諸種の刑に該当するものある可しと雖も、極端に或る場合を想像するときは、財産上の利益なきに、相手方なる被告と通牒し故意に依頼者たる原告を敗訴せしめたるが如きは、原告たる委任者は損失即ち消極的利益を失ふと雖も、弁護士は有形なる財を得たるものにあざれば、別に瀆職の刑を規定せざれば、罰することを得ざるの恐れあり。依て第十章中相当の場所に本項の刑を規定せられん事を希望す。

(注) 第二編罪名・第十章官吏、公吏及ヒ議員ノ職務ニ関スル罪（第二百四十七條）第二百五十六條）

傷害罪中の重罪に親告罪の規定を設けられん事を望む。

(理由) 傷害罪中重罪に依る可きものと雖も、其害極めて輕微にして殆ど輕罪と相拵はざるものあり。且、其所犯の原因を見るに、多くは一時の情勢に驅られ、知友相打ち夫婦兄弟傷くるものあり。其傷害輕微にして、其原因淺く、一時の憤恨は既に散し、又何人も意に介せざるの後に至り、酷吏之れを採言し、強て之れを法に擬せしめんとするが如きは、寧ろ社会の秩序を乱り、徒らに犯人を増すの結果を生ずるに過ぎず。如斯は、社会の輕視する処にして、法却て嚴なるの感あり。故に、重罪の場合と雖も、或程度に於て被害者の告訴を待つて其罪を論ずるの規定を設けられん事を希望す。

殊に、改正案第二百六十三條第二項婦女の頭髮を毀損切断せる場合の如きは、最も此規定の必要あるを認め。

(注) 第二百六十三條 人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ

禁錮若クハ八百円以下ノ罰金ニ処ス

婦女ノ頭髮ヲ切断又ハ毀損シタル者亦同シ

第二百八十六條 本條第三項中「第二項」とあるを「前項」と改め、「被害者」の下「若くは父母又は其他の監督者」の十三字を加へ、「又は親族」の四文字を刪る。

(理由) 改正案は、告訴の權利を被害者又は親族に限り、監督者を除きたれども、親族の文字は狭くして監督者を包含せざる場合あり。依て、第二百八十五條の字句に依ひ本項の通り改む。

(注) 第二百八十五條 父母又ハ其他ノ監督者ノ承諾ナクシテ二十歳未満ノ幼者ヲ略取シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

偽計又ハ威力ヲ用ヒ父母又ハ其他ノ監督者ノ承諾ヲ得テ略取シタル者亦同シ

第二百八十六條 營利ノ目的ヲ以テ偽計又ハ威力ヲ用ヒ人ヲ略取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ偽計又ハ威力ヲ用ヒ人ヲ略取シタル者亦同シ

第二項ノ罪ハ被害者又ハ親族ノ告訴ヲ待テ論ズ但略取セラレタル者婚姻ヲ為シタルトキハ婚姻不成立又ハ無效ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

第三百十二條 本條の冒頭に「公務又は」の四文字を加ふ。

(理由) 改正案は、現行法に於ける監守盜を特別に重く罰するの規定を見ず。本会は、監守盜は普通の盜財より重く罰す可き必

要を認めるによる。

(注) 第三百十二条 業務上他人ノ為メ占有スル動産又ハ不動産ヲ横領シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯シ六月以上ノ懲役ニ処ス可キ者ニハ剥奪公權ヲ科シ之ヲ監視ニ付ス

第三百十三条 本条中「第三百十一条の例による」の十一字を刪り、二年以下の懲役又は二百円以下の罰金に処す」と改む可し。
(理由) 改正案の刑期は、重きに失するの嫌あるに依る。

(注) 第三百十一条 他人ノ為メ占有スル動産又ハ不動産ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

自己ノ動産ト雖モ官署又ハ公署ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

第三百十三条 遺失物、漂流物其他他人ノ占有ヲ離レタル動産ヲ得テ之ヲ横領シタル者ハ第三百十一条ノ例ニ依ル

② 広島控訴院廃合反対

1 明治三一(一八九八)年八月、政務調査会において、七個の控訴院中三個を廃止・統合する決議がなされ、広島控訴院は廃合の対象となった。そこで、広島弁護士会員中の有志は、広島控訴院

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

非廃止材料調査委員会(森田卓爾、高田似龍、田上諸蔵、高野一歩)を設け、廃合反対運動を行なう準備をした(「芸日」明治三一・八・七、明治三一・九・二、明治三一・九・四、明治三一・九・六、明治三一・九・一四、明治三一・九・二一、明治三一・九・二七、「中国」明治三一・八・七、明治三一・九・四、明治三一・九・一〇、明治三一・九・二〇(二))。

そして、同委員会は、明治三一(一八九八)年九月二十九日、憲政党広島支部で会合を開き、同年一〇月一六日に広島控訴院管内弁護士大会を開催し、今後の運動方針を議定することに決し、広島に参集するよう各弁護士に通牒した(「芸日」明治三一・九・二九、「芸日」「中国」明治三一・一〇・一、「芸日」明治三一・一〇・四)。

明治三一(一八九八)年一〇月一六日午後一時より、小町憲政党広島支部において、広島控訴院廃合反対協議会が開催された。森田広島弁護士会長が座長となり、控訴院廃合反対趣意書の認定を求めたが、満場異議なくこれを認定した。委員の選定は、これまで通り、森田、高田、田上、高野の四名とすることに決した。上京委員は、右四名中で互選することとし、午後四時散会した(「芸日」明治三一・一〇・一九、「中国」明治三一・一〇・一九(二))。

○ 控訴院統廃合反対趣意書

頃者道路説をなすものあり。政府は、現在七箇控訴院の中、広島、名古屋、宮城の三院を廃止、其事務を附近の各控訴院に移すの議を立て、追日帝国議會に附せんとす。此説果して真なりとせば、実に容易ならざる問題にして、寧ろ無謀の挙なりと謂はざ

一九七(一九七)

るべからず。我輩は飽まで其拳に反対し、以て其事実とならざる事に勉めんとす。今、其理由の主要を開陳して、大方の賛同を乞はんとす。

一 政府、今回の拳は、主として政費節減の目的に出たるものなりと聞く。果して然らば、司法経費の性質を無視したるものなり。凡そ、民事上の争議、刑事上の犯罪は、永久的の性質を有し、教育其他の方法を以て、之を防止せんとするも、容易に其効を奏せず。何れの社会、何れの時代にも、必ず相当の分量を以て起るものなり。之が曲直を裁判するは、国家の責任にして、之が費用も亦国民の負担たる可く、決して拒むことを得ざるものなり。控訴院は、司法裁判の機関中、尤も枢要の位置を占むるものにして、之を置くが為、必要な費用は其幾許なるを問はず、国家に於て負担せざる可からず。争議犯罪を減殺する方法立てば即ち可なり。苟くも、其方法を立つる能はずと決する以上は、之を裁判するの機関を減ぜんとするは、抑も不通の論と謂はざる可からず。況んや、経費節減の為に、此に出づるに於ておや。英国の如きは、如何なる不信任の政府より提出したる案なりと雖も、苟くも裁判費用は議會に於て削減せざるを慣例とすと云へり。良に由縁ある事と謂ふ可し。仮に、一步を譲りて、刻下の財政計画として、裁判費用の如きも之を節減して他に流用し、以て一時を救済するの必要ありとするも、三箇控訴院を廢して、何程の得る所がある。試に明治二十九年以来の庁費を調査するに、三院一箇年所費平均

十万円許なり。今、之を廢するも、訴訟事件は消滅せざるべし。必ずや附近控訴院に其部局を新設して、其事務を執らしめざるべからず。其費用として、少なくとも既往の半額は、之を認めざる可らず。果して然らば、廢合に依り得る所は、僅に五万円許なり。二億五千万円の財政計画に対し、僅に五万円の出所を發見せんと欲して、斯る慘憺たる経営をなす所も、亦甚しと謂ふべし。

一 縦し、五万円余の節減を得るとするも、為に他の一方に於て、意外の政費を増加するを奈何せん。従来、刑事にありて、囚徒を押送する費用は、実に莫大なり。国庫の痛痒を感じざりしは、偶々其費用を地方に於て負担し來りたるが為なり。然れども、這は只一時の權宜のみ、監獄費其他囚徒取扱の費用は到底国庫の支弁たるべきものにして、現に政府は監獄費の国庫支弁たるべきを認めて、実行の途にあるに非ずや。控訴院廢合の為、地方裁判所本支部より囚徒を押送する費用は皆負担となるに於ては、果して如何。五万円の節減も、之を押送に充て、尚足らざるが如き結果を生ぜんも、未だ知る可らず。豈亦迂ならずや。若し、依然囚徒取扱の費用を地方の負担となすと云はば、其害更に甚だしきものなり。何となれば、現在の少額已に不当の負担なるに、尚ほ一層多額の負担を命ずるは、地方の迷惑、更に甚しければなり。現在、七箇控訴院を置きて、其事務を分掌するも、尚波滯するを免れざるは、吾人の目撃する所なり。現に、大阪控訴院の如きは、裁判の破毀せらるゝの多きは、職として取扱の事件分配多きに過

るに由ると云へり。若し廢合の後も、尚職員は之を減ぜずして、其儘之を使用すべしと云はゞ、經費節減の目的は、之を達することを得ず。廢止の趣意何れにあるやを知ることが得ざるに至るべし。豈亦奇ならずや。

一 政費の点より觀察するも、已に斯の如し。更に、之を人民の利害に問はゞ、廢合は無利有害なる事實を發見すべし。地方裁判所と控訴院の距離非常に隔絶し、上訴の為要する所の時日費用は、幾許の増加ぞ。是れ殆ど多弁を要せざるなり。或は謂はん、現今の裁判区画は交通不便の時代に規定したるものなり、今日は、鉄道電信の便あり、世界の縮少せる、前代の比にあらずと。然り、交通の便は稍や開けたりと雖も、費用を要するの点は同一なり。今日、鉄道電信の料は、前日徒歩帆走の費より、尚廉なるか。況んや、交通機關の完備せる、國中僅に一縦一横の數線に過ぎざるや。

一 更に、人權の方面より觀察せんに、聽訟斷獄の事は、公明と慎重とを要すると同時に迅速を要す。審判一日を後るれば、一時の害あり。刑事審判の如き、特に然りとす。益々司法の機關を擴張し、弥々法官の俸給を豊かにし、訴ふれば必ず理し、理すれば必ず、正を得るに至らしむるは、実に文明政治の精華なりとす。然るを何ぞや、之を擴張拡充することは、之をなさずして、却つて之を縮小節略せんとは。而かも、区々たる經費を標準として、此に出ず。歳入一億内外の時代に於て、能く之を設置し、能

く之を維持したる司法機關に対し、歳入漸く二億の上に出ずる今日に於て、一大打撃を加へんと欲す。人權擁護の上に於て、転た痛歎に堪へざるなり。

以上は、廢合問題に反対する理由の主要なり。若し、夫れ過去兩三年間の民刑訴訟の件数、裁判庁費の如きは、別に明細なる統計を掲ぐ。庶幾くは、我輩所説の由来を証するに足らん。

明治三十一年十月

広島控訴院管内有志弁護士

(注) 「広島控訴院廢合反対趣意書」には、(一) 各控訴院民刑事件数増減比較、(二) 各控訴院検事局件数増減比較、(三) 各控訴院經常歳出比較、(四) 広島控訴院民刑訴訟、について明治二十九年から同三一年の統計表が添付されている(「芸日」明治三二・一〇・一九)。

2 控訴院統廢合に対する、当時の各地弁護士会の意向は、次の様なものであるという(「芸日」・「中国」明治三二・一〇・一九)。

赤間関は、人情風俗等は、寧ろ九州に類似する所が多いので、今の長崎控訴院を熊本に移し、同院の管轄に属するを望み、また、大阪でもさして不便ではないので、大阪控訴院の管轄に属してもよい、という様である。

松山弁護士会は、広島控訴院廢止に反対であるが、今その運動をして、政府において反対の意見であれば詮ないので、寧ろ試

験的に廃合を実行するも可である、という様である。

島根に至つては、大阪控訴院管内に属するも可であるというのみならず、寧ろそれを欲するやの意向であるとか。

もつとも、右は確乎たる所を突止めた訳ではないが、これによつて観れば、広島以外の地方は、先ずこの問題に冷淡と謂うことが出来よう。然し、これは、僅かに弁護士の意向のみで、訴訟当事者にとつては、その廃合の影響するところは、少なしといふ。

(注一) 広島弁護士会の発起で、控訴院廃合問題反対の運動を始めた際、松山弁護士会はこの運動に賛成せず、政府の処置の成行に任せるという態度であったが、先日、松山弁護士協議会を開催したとき、更に問題となり、結局、非廃合を主張することに可決し、この旨を広島弁護士会に通牒してきた〔中国〕明治三二・一〇・三〇。

(注二) 政務調査会において決議した三控訴院廃止案は、司法省により裁判所管轄区域変更法案として議会へ提出する予定であるが、司法省の意見はこれに同意しないことに略決定した由で、多分廃止案の提出を見るには至らないであろうといふ〔芸日〕明治三二・一〇・一九。

明治三四(一九〇二)年

③印紙法改正反対

広島弁護士会員は、政府が民事訴訟用印紙法改正案を帝国議院に提出したので、大いに反対運動をする目的で、明治三四(一九〇二)年二月二十五日、大手町四丁目栄亭において有志会を開き、総員一致で左記の決議をし、この決議実行に関する事務は、森田卓爾、高野一步の両弁護士に委嘱した。

そして、全国一致の運動をするため、直ちにその旨を東京弁護士会および広島控訴院管内弁護士会員へ、通牒の電報を發し、同時に広島県の貴衆両院議員にも賛助を求めるとの電報を發した。

また、仙台弁護士会よりは、この目的の遂行を期するため、広島弁護士会に向かつて、上京委員を出京させるよう促してきた〔芸日〕「中国」明治三四・二・二七。

○決議

一 政府提出の民事訴訟用印紙法改正案は、人權の伸張の妨害を爲す非理不当の甚しきものと認む。依て、之れに反対の運動を爲すべし。

一 現行の民事訴訟用印紙法は、十余年前の制定に係り、方今の事情に適應せざるを以て、之れを廃止すべきものと認む。依て、本期議院に之れが廃止法案を提出せしむること。

一 民事上告予納金の制は、前項の理由と同じく、之れを廃止すべきものと認む。依て、前項同様の挙に出づること。

などである。

(注) 民事訴訟用印紙法中改正法律案は、権利の伸暢を阻害する不当の法案であると、全国各地における弁護士会の反対を招き、大阪、京都、仙台、函館、岡山、福島その他の弁護士会は、孰れも委員を上京させ、東京弁護士会および有志会においても、夫々委員を選定して運動に従事しつゝ、あつたが、それらの各地委員は、明治三十四年三月一日午後四時より富士見町富士見軒に集會して協議し、満場一致を以て意見書を發表することとなり、起草委員七名を選定して散會した。そして、起草委員の起草した意見書印刷中の一六日に、同法案は衆議院で否決されたので、遂にその印刷を中止した(「録事」第一四一号、明治三四・三・二八)。

④ 弁護士会規則改正

広島弁護士会は、明治三四(一九〇一)年四月二七日、總會において、同会規則改正を議決し、司法大臣に承認を求めた(「芸日」明治三四・四・三〇)。しかし、司法大臣は、左記の条項中の「但書」に対して、承認を与えなかつた(「芸日」明治三四・八・一八)。

第三十一条 左に掲げたる事件は、之を受任することを得ず。

但し、過失に出づるものは此限りにあらず。

- 一 現在の委任者を相手とする事件
- 二 現在の相手方が委任する事件

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

この「但書」は、今回の規約改正決議の結果として、添加したものであるが、司法大臣が承認しなかつたのである。

そこで、広島弁護士会は、同年六月一九日、再び會同して、この「但書」を添加しないこととし、同時に第三十一条は削除し、第二十七条 會員は、弁護士たる体面を汚し、名譽懿徳を傷くる行為あるべからず。

とある、「第五章 取締」中の一条項により、その取締をすることを決議し、更に、司法大臣の承認を求めた(「芸日」明治三四・六一九、「中国」明治三四・六・二二)。

しかし、司法大臣は、第三十一条を削除することを不可とし、これに対する承認を与えなかつた。

これに対して、広島弁護士会は、同年八月十五日、第三回目の會同を開き、司法大臣に、(一)第三十一条の但書を添加することを承認させるか、(二)あるいは、第三十一条を削除することとを承認させるか、その二者中一を承認することを司法大臣に求める決議をした。その理由は、弁護士会は素より規約を組立てる権能を与えられているのであるから、司法大臣と雖も、濫りにこの権能を蹂躪することは出来ない、というものである(「芸日」明治三四・八・一七―一八)。

このような局面を円満に解決するため、同年八月一七日、広島地方裁判所世古祐次郎検事は、広島弁護士会長岡崎仁三郎と面談したが、良考案はなく双方とも立別れた(「芸日」明治三四・八・一

八)。そして、世古検事正は、同月三〇日、再度、岡崎会長を呼出して質問するところがあった。それは、全部を司法大臣が認可している、第三十一条の一条だけが問題とすれば、今回の申請書では、第三十一条について、同じものを二条設けるかのような紛らわしいことになるので、その一条を取除いてはどうかということであった〔芸日〕明治三四・八・三一)。

その後、広島弁護士会は、同年一〇月一五日午後三時より、大手町四丁目栄亭において、臨時総会を開き、弁護士会規則修正の件について審議し、規則中三十一条を削除し以下順次繰上げること、司法大臣へ申請した〔芸日〕明治三四・一〇・一七)。

(注) 司法省が規則第三十一条に但書を添加することを認めなかった点については、結局、広島弁護士会は、それを受け入れたようである。

⑤ 刑事訴訟法案に対する答申

広島弁護士会総会は、明治三四(一九〇一)年六月一九日午後三時より、真孤春和園において開会された。先ず、今回司法省より諮問された刑法および刑事訴訟法改正案の意見につき討議をし、種々議論の末、委員七名を設けて調査することに決し、高田似龍、田上諸藏、森田卓爾、横山金太郎、富島暢夫、植田壽作、木元園次の七名を調査委員に選んだ〔中国〕明治三四・六・二二)。

そして、同年九月三日、広島弁護士会は、司法大臣に対して、

刑事訴訟法案に対する意見を答申したが、その意見書は左記の通りである〔芸日〕明治三四・九・四一六)。

(注) 法典調査会は、明治三四年四月、全四七四条よりなる「刑事訴訟法案」を作成し、『刑事訴訟法案(自治館一九〇一年)』を公刊した。そして、同年五月一日、「刑事訴訟法案」を「刑法改正案」(第一五回帝國議會提出)と共に裁判所、検事局、弁護士会に配布して、八月三十一日までに答申することを求めた。各方面からの答申は、『刑法及刑事訴訟法意見書』および『刑法及刑事訴訟法意見書追加』に各条毎に編纂してまとめられている(ただし、広島弁護士会の答申は見えない)。そのうち京都、横浜、名古屋、大阪、新潟、神戸の各弁護士会の答申全文が、『法律新聞』第五一号(明治三四・九・九)、第五二号(明治三四・九・一六)、第五三号(明治三四・九・二三)にも掲載されている。また、日本弁護士協会の答申全文は、『日本弁護士協会録事』第四九号(明治三四・一二・二八)、東京弁護士会の意見書原案および審査経過については『法律新聞』第五四号(明治三四・九・三〇)、第五五号(明治三四・一〇・七)、『日本弁護士協会録事』第四八号(明治三四・一一・二八)、第四九号(明治三四・一二・二八)に詳しい(小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』、日本評論社・一九七六年)。

広島弁護士会は、刑事訴訟法に対する答申は出したが、刑法に対する答申を提出したかどうかは不明である。日本弁護士協会は、「…

現行刑法ヲ基礎トセサル改正法案ノ諮問ニ対シスル改正ノ必要ナキモノナリトノ意見ヲ答申シ併セテ其改正案ニ準拠シテ立案シタル刑事訴訟法ニ対シテモ亦同一ノ答申ヲ為スノ止ヲ得サルニ至リタルヲ遺憾トス」といふ答申書を提出した(『日本弁護士協会録事』第四九号、明治三四・一二・二八)。

なお、司法省が弁護士会に対して「刑法改正案」・「刑事訴訟法草案」への意見を諮問した経緯は、内田文昭・山火正則・吉井蒼生夫編『日本立法資料全集』23〔刑法(3)Ⅱ・明治40年(信山社・一九九三年)〕に解説がある。また、「刑法改正案」および「刑事訴訟法草案」、ならびに「刑法及刑事訴訟法意見書」および『刑法及刑事訴訟法意見書追加』は、同書に収録されている。

○意見書

第二十八条第二項を削除すること。

(理由) 判事忌避の理由及び第二十七条但書の事実を或期間内に疎明せしむるの要を見ず。

(注) 第二十七条 本案ニ付キ請求又ハ陳述ヲ為シタル後ハ偏頗ノ恐アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得ス但忌避ノ原由其後ニ發生シタルトキ又ハ当事者其原由アルコトヲ知ラサリシトキハ此限ニ在ラス

第二十八条 忌避ノ申立ハ判事所属ノ裁判所ニ書面又ハ口頭ヲ以

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

テ之ヲ為スコシ

忌避ノ原由及ヒ前条但書ノ事実ハ申立ヲ為シタル日ヨリ二日以内ニ書面ヲ以テ之ヲ疎明スコシ

忌避セラレタル判事ハ忌避ノ申立ニ対シ意見書ヲ差出スコトヲ得

第四十条第三項監獄に在る被告人と雖も書面を發して、之を呼出すことに改むること。

(理由) 書面を以てするは、伝達上の過失怠慢を防制せんが為めなり。

(注) 第四十条 被告人ヲ呼出スニハ呼出状ヲ発スヘシ

被告人ヨリ期日ニ出頭ス可キ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出廷シタル被告人ニ対シ口頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ呼出状ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス但口頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其旨ヲ調書ニ記載スコシ

監獄ニ在ル被告人ニ対シテハ監獄ノ官吏ニ通知シテ之ヲ呼出スコトヲ得此場合ニ於テハ監獄ノ官吏ヨリ被告人ニ通知シタル時ヲ以テ呼出状ノ送達アリタルモノト看做ス

第四十五条を削除すること。

(理由) 特に除外例を設くるの要を見ず。

11011 (11011)

(注) 第四十三条 裁判所ハ呼出ヲ受ケタル被告人其日時ニ出頭セサルトキハ更ニ呼出ヲ為シ又ハ勾引ヲ命スルコトヲ得

第四十四条 裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ノ勾引ヲ命スルコトヲ得

一 被告人定マリタル住居ヲ有セサルトキ

二 被告人罪証ヲ湮滅スル虞アルトキ

三 被告人逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

第四十五条 罰金又ハ輕罪ノ刑ニ該ル可キ被告人ハ前条第一号ニ記載シタル事由アルニ非サレハ之ヲ勾引スルコトヲ得ヌ但第四十三条及ヒ第六十三条ノ場合ハ此限ニ在ラス

第七十五条中に上訴の場合に保釈を請求すべき裁判所を定め置くこと。

(理由) 上告又は抗告中に限らず、一般上訴の場合に保釈を許さすべき裁判所を定めざる時は、上訴人をして保釈を請求するの方便に彷徨せしむること尠からず。

(注) 第七十五条 被告事件上告中又ハ抗告中ナルトキハ勾留ノ取消又ハ保釈若クハ其取消ノ決定ハ原裁判所ニ於テ之ヲ為ス可シ

第七十六条中に予審判事にも亦、裁判所と同じく保釈を許すの権を与ふるの文字を加ふること。

(理由) 現行法の至便なるを認む。

(注) 第七十六条 予審判事及ヒ受命判事ハ被告人ノ呼出、勾引及ヒ勾留ニ関シ裁判所同一ノ權ヲ有ス

第八十四条第二項中「又は誰何せられて逃走し」の文字を削除すること。

(理由) 警察官吏等をして、口を現行犯に藉り、猥りに無辜の徒又は非現行犯を逮捕せしむるの危険あり。

(注) 第八十四条 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス

凶器、贓物其他ノ物件ヲ所持シ又ハ誰何セラレテ逃走シ若クハ身体、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料ス可キ場合ハ現行犯ニ準ス

第八十六条を削除すること。

(理由) 第四十五条の理由に同じ。

(注) 第七十七条 左ノ場合ニ於テ被告事件急速ノ処分ヲ要シ裁判所又ハ判事ノ勾引狀ヲ求ムル暇ナキトキハ檢事又ハ司法警察官ハ勾引狀ヲ發シ被告人ノ勾引ヲ命スルコトヲ得

一 現行犯ノ被告人其場所ニ在ラサルトキ

二 被告人定マリタル住居ヲ有セサルトキ(注、三、五は省略)

第八十六条 罰金又ハ軽罪ノ刑ニ該ル可キ罪ノ現行犯ニ付テハ被告人ノ住居又ハ氏名分明ナラス若クハ逃亡ノ虞アル場合ヲ除ク外第七十七条以下ノ規定ヲ適用セス

第八十九条第二項中「成る可く」の文字を削除し、第六十六条第一

項の但書を挿入すること。

(理由) 被告人訊問の公平を確保するに在り。

(注) 第八十九条 被告人ノ訊問ヲ為ストキハ裁判所書記ヲシテ立会ハ

シム可シ

書記ノ立会ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テハ成ル可ク他ノ者ヲ

シテ立会ハシム可シ

第六十六条第一項但書 但未成年者及ヒ精神障礙アル者ハ之ヲ立会

人ト為スコトヲ得ス

第一百零二条乃至第一百零二条を削除すること。

(理由) 今日ノ司法警察官吏をして差押又は搜索の任に膺らしむるの危険なるを認む。

(注) 第一百零二条 裁判所ハ差押フ可キ物件又ハ搜索ス可キ場所、身体若ク

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

ハ物件ヲ指示シ命令状ヲ發シ司法警察官ヲシテ差押又ハ搜索ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ命令状ニハ差押又ハ搜索ヲ為ス可キ事由ヲ記載シ裁判長

裁判所書記ト共ニ之ニ署名、捺印ス可シ

第一百零一条 前条ノ命令状ハ処分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ

示ス可シ

第一百零二条 司法警察官裁判所ノ命令ニ因リ差押又ハ搜索ヲ為スニ

當リ其被告事件ニ関スル他ノ証拠物件ヲ發見シタルトキハ差押

又ハ領置ヲ為シ之ヲ裁判所ニ差出スヘシ

第一百四十四条差押又は領置を為したる物件を還付する場合并に犯罪

行為に因り得たる物件にして被害者に還付する場合には検事及

び弁護人の意見を聴くことに改むること。

(理由) 弁護人ある場合に於ては、其意見を徴すること酷だ至要

なるを認む。

(注) 第一百四十四条 差押又ハ領置ヲ為シタル物件ニシテ之ヲ留置スル必

要ナキモノハ検事ノ意見ヲ聴キ被告事件ノ処分終結ヲ待タス決

定ヲ以テ之ヲ還付ス可シ但犯罪行為ニ因リ得タル物件ニシテ被

害者ニ還付ス可キ理由明瞭ナルモノハ仮ニ之ヲ被害者ニ還付ス

ルコトヲ得

二〇五(二〇五)

第二百二十二条を削除すること。

(理由) 特に本法に之が規定を設くるの要を見ず。

(注) 第二百二十二条 変死人又ハ変死人ト思料ス可キ者ノ死体アルトキ

ハ其所在地ヲ管轄スル区裁判所ノ検事其檢視ヲ為スコトヲ得

前項ノ処分ニ因リ犯罪アルコトヲ発見シタル場合ニ於テ急速ノ

処分ヲ要スルトキハ引続キ検証ヲ為スコトヲ得

検事ハ必要ナル場合ニ於テハ司法警察官ヲシテ前二項ノ処分ヲ

為サシムルコトヲ得

第五百五十条中「職業に因り」の文字を削除すること。

(理由) 職業に因らずして経験ある者と雖も、時々或は鑑定を命ぜざるべからざるの要あり。之を狭隘に局限せざるを可なりと認む。

(注) 第五百五十条 鑑定ハ學術、技芸アル者又ハ職業ニ因リ経験アル者

ニ裁判所之ヲ命ス

第六百六十四条中又は次条に左の規定を設くること。

第三百三十二条の場合に於て、弁護士又は弁護士は判決後と雖も拘留せられたる被告人に接見するの要あるを以て、之を許可すること。

(理由) 説明の要を見ず。

(注) 第六百六十四条 勾留セラレタル被告人ハ其取締ニ関スル法令ノ範

囲内ニ於テ弁護士ニ接見シ且之ト書類ノ授受ヲ為スコトヲ得

被告事件ヲ公判ニ付スル前ニ於テハ前項ノ接見ニ官吏ノ立会ヲ

命シ又ハ書類ヲ檢閲シ若クハ其授受ヲ禁スルコトヲ得

第六百六十五条 弁護士ハ其立会ヲ許サレタル場合ニ於テハ被告人

ノ為スコトヲ得ヘキ訴訟行為ヲ為スコトヲ得但事實及ヒ法律ニ

付キ弁論ヲ為ス場合ヲ除ク外被告人又ハ其法定代理人ノ意ニ反

スルコトヲ得ス

第三百三十二条 上告ヲ為スニハ其申立書ヲ第二審裁判所ニ差出

シ且其申立ヲ為シタル日ヨリ十日以内ニ趣意書ヲ差出スコトヲ得

上告趣意書ニハ原判決ニ対スル不服ノ事項及ヒ其理由ヲ表示ス

可シ

被告人ノ上告趣意書ハ弁護士又ハ被告人ノ委任ヲ受ケタル弁護

士ノ署名シタルモノニ非サレハ之ヲ差出スコトヲ得ス

第七百七十一条第三号訴訟の要旨の下に、「及び弁護士補佐人弁論の要旨」の文字を加ふること。

(理由) 弁護士等弁論の要旨を記載すること、経験上最も至要なるを認む。事件が上級審又は他の裁判所に移りたる場合殊に然りとす。

(注) 第六十八條 被告人、証人、鑑定人又ハ鑑定、通訳ニ付テハ調書ヲ作り左ノ事項ヲ記載ス可シ

一 被告人、証人、鑑定人又ハ通事ノ陳述(注、以下省略)

第七十一條 公判ニ付テハ調書ヲ作り第六十八條第一項二掲ケタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載ス可シ

一 公判ヲ為シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、検事、

裁判所書記ノ官氏名及ヒ被告人、弁護人、補佐人、通事ノ氏名

二 弁論ノ公開ヲ禁シタルトキハ其決定ヒ理由

三 訴訟ノ要旨(注、四〜九ハ省略)

第九十一條第三項要領の文字あり、他の条下に要旨の文字あり。

是等を一定して、惑ひなからしむべし。

(理由) 説明の要を見ず。

(注) 第九十一條 裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ為ス可シ

裁判ノ宣告ハ主文ノ朗読ヲ以テ之ヲ為ス可シ

裁判ニ理由ヲ附シタル場合ニ於テハ主文ノ朗読ト同時ニ理由ノ

全部又ハ其要領ヲ告知ス可シ

第九十八條第二項を削除すること。

(理由) 現行法の至理なるを認む。

(注) 第九十八條 公訴提起権ハ左ノ事由ニ因テ消滅ス

一 被告人ノ死亡

二 告訴又ハ請求ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付テハ告訴又ハ請求ノ取消

三 確定裁判

四 犯罪ノ後施行シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止

五 大赦

六 時効

告訴又ハ請求ノ取消アリト雖モ第一審ノ弁論開始前ニ非サレハ公訴提起権消滅ノ效力ヲ生セス

第二百三十九條第一項檢事の下に「及び弁護人」の文字を加ふること。

(理由) 予審に弁護人を附することを許したる上は、弁護人にも亦檢事と同じく必要なる処分を請求するの権を与ふるの至理なるを認む。

(注) 第二百三十九條 檢事ハ予審中何時ニテモ必要トスル処分ヲ予審

判事ニ請求スルコトヲ得

又何時ニテモ予審書類ヲ閲覧スルコトヲ得但予審手續ノ進行ヲ妨クルコトヲ得ス

第二百五十七条に左の但書を加ふること。

但公訴の取消あたりたるときは此限にあらざ。

(理由) 説明の要を見ず。

第二百六十三条中「又は司法官試補」の文字を削除すること。

(理由) 裁判に干与することを許さざるものをして、弁護人に干与せしむるの無理なるを認む。

(注) 第二百四十二条 左ニ記載シタル場合ニ於テ予審判事書類及ヒ証

拠物件ヲ檢事ニ交付スルトキハ其意見書ヲ添付ス可シ

二 被告事件罪ト為ラサルトキ

七 告訴又ハ請求ヲ待テ受理ス可キ事件ニ付キ告訴又ハ請求ナキトキ又ハ其取消アリタルトキ

八 公訴ノ提起ナク又ハ公訴ノ提起其規定ニ違ヒタルトキ(注、

一、三、六、九、十三は省略)

第二百五十七条 第二百四十二条第七号又ハ第八号ニ記載シタル

事由ニ因リ公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル被告人ニ対シテハ檢事ハ

何時ニテモ更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得

第二百六十九条第二項中檢事の下「辩护人」の文字を加ふること。

(理由) 一方に許して、他の一方に許さざるの理由を認むる能はず。

第二百五十八条第二項を削除すること。

(理由) 判決の神聖を確保する所以なり。

(注) 第二百五十八条 公判ヲ為スニハ定數ノ判事引統キ出廷スル外檢

事及ヒ裁判所書記ノ出廷ヲ要ス

判決ノ宣告ヲ為ス場合ニ於テハ同一ノ判事出廷スルコトヲ要セス

(注) 第二百六十一条 被告事件無期又ハ死刑ニ該ル可キモノナルトキ

ハ辩护人ナクシテ公判ヲ開クコトヲ得ス但判決ノ宣告ヲ為ス場

合ハ此限ニ非ス(注、第二項は省略)

第二百六十三条 前二条ノ辩护人ハ裁判所所在地ニ在ル弁護士又

ハ司法官試補中ヨリ裁判長之ヲ選任ス可シ

被告人ノ利害相反セサルトキハ一人ノ辩护人ヲシテ被告人數人

ノ弁護ヲ為サシムルコトヲ得

(注) 第二百六十九条 被告人ノ訊問及ヒ証拠調ハ裁判長之ヲ為ス可シ

陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ被告人、証人及ヒ鑑定人ヲ訊

問スルコトヲ得

被告人ハ必要ナリトスル事項ニ付キ証人、鑑定人及ヒ共同被告

人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

第二百七十二條第一項中三日を五日と改むること。

(理由) 三日の猶予は、短きに失せるを認む。

(注) 第二百七十二條 地方裁判所ニ於テハ第一回ノ公判期日ニ限り被告
人ニ対スル呼出状ノ送達ト其期日トノ間少クトモ三日ノ猶与
ヲ存ス可シ

被告人異議ナキトキハ前項ノ猶与期間内ト雖モ公判ヲ開始スル
コトヲ得

第二百八十六條第二号犯罪の証明なきときの下「人違ひなる時」

の文字を加ふること。

(理由) 人違ひなるとき、何れの法条により処分すべきかは、
現行法の下、既に疑義の存する所、故に之を明示するの要あり。

(注) 第二百八十六條 裁判所ハ左ノ區別ニ從ヒ判決ヲ以テ言渡ヲ為ス
可シ

一 犯罪ノ証明アリタルトキハ刑ノ言渡

二 犯罪ノ証明ナキトキ及ヒ第二百四十二條第二号ノ場合ニ於
テハ無罪ノ言渡(注、三〇五は省略)

第二百二十三條中差戻すことを得とあるを、差戻すべしと改むる
こと。

(理由) 必ず差戻すべきものとせざれば、被告人は第一審裁判所
に於て本案の審判を受くべき権利を失ふに至りたるを以てなり。

(注) 第二百二十三條 控訴裁判所控訴ヲ理由アリトスルトキハ原判決
ニ付控訴アリタル部分ヲ取消シ更ニ判決ヲ為ス可シ但第一審裁
判所不当ニ管轄違ヲ認メ又ハ公訴ヲ棄却シタルニ因リ判決ヲ取
消シタル場合ニ於テハ其事件ヲ原裁判所ニ差戻スコトヲ得

第三百二十九條第二号第三号中判事の下「裁判所書記」の文字を
加ふること。

(理由) 職務の執行より除斥せらるべきものは、判事に限らずし
て、裁判所書記にも及ぶこと第三十五條によりて明かなり。故
に、裁判所書記を加ふるの要あるを認む。

(注) 第三百二十九條 判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ違法ナリトス

一 判事、検事、裁判所書記ノ出廷ナクシテ審判ヲ為シタルト
キ

二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事審判ニ干与
シタルトキ

三 判事偏頗ノ恐アリトシテ忌避セラレ其忌避ノ申立理由アリ
ト認メラレタルニ拘ハラズ審判ニ干与シタルトキ(注、四〇十
は省略)

第三百三十九条を、公判開始の前日まで、上告の趣旨を拡張すべき書面を差出すことを得るの規定に改むること。

(理由) 現行法の経験に徴して、改正の要あるを認む。

(注) 第三百三十九条 上告申立人ハ上告裁判所ニ於テ最初ニ定メタル

公判期日ノ五日前マテハ上告ノ趣旨ヲ拡張ス可キ書面ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

上告人ノ対手人ハ前項ノ期限前ニ限り附帶上告ヲ為スコトヲ得

私訴手続中私訴の当事者は、裁判所に於て私訴に関する公訴の記録を閲覧又は謄写することを得べき規定を設くること。

(理由) 草案は、勿論之を許すの法意なるべしと思惟するも、従来此規定なき為め、私訴当事者にして幾多の不便を蒙りたる実例尠からず。故に、之を明定するの要ありと認む。

(注) 第七編私訴(第四百三十五条―第四百七十四条)

⑥ 弁護士会規則改正

広島弁護士会臨時総会が、明治三四(一九〇二)年一月一六日午後一時より、広島区裁判所楼上において開かれた。先ず、岡崎会長から、先日厳島において開催した中国九州弁護士大会の決議に基づき、弁護士の品位を保つために、紹介人に頼って訴訟事件

を引受けるという、従来が悪弊を一掃するための諮問案が提出された。これを討議した結果、調査委員五名(岡崎仁三郎、森田卓爾、三坂繁八、田上諸藏、横山金太郎)を選定し、これに囑託して取調をさせた上で、更に開会することになった(「芸日」中国明治三四・一・一七、明治三四・一・一九)。

明治三四(一九〇二)年一月一七日、諮問案について、調査委員五名は、委員長岡崎仁三郎宅に会して種々取調をなし、これを終了した。そして、同年一月一八日午後三時より、広島区裁判所楼上において臨時総会を開き、調査委員会から調査報告があり、左記の四ヶ条の改正規則について総会の決議を得て、主務大臣に向かって弁護士会規則の改正を申請した(「芸日」明治三四・一・一九―二〇、「中国」明治三四・一・二〇)。

第三十一条 会員は、職務上の依頼を受くるに方り、紹介者に対し、直接又は間接に金銭物品其他の利益若くは便宜を授与し、又は授与することを約束するを得ず。

第三十二条 会員は、紹介人名簿に記載したる者より、紹介に依り、直接又は間接に職務上の依頼を請け、又は其者を職務上に使用することを得ず。

第三十三条 会長は、弁護士にあらざして、訴訟取扱を營業する者の名簿を調製し、紹介人名簿として原簿を備へ、其謄本を会員に配布すべし。

第三十四条 紹介人名簿に記載すべき人名は、総会の決議、又

は会員三名以上の申告に依り、之を定む。人名の削除は、総会の決議に依る。

(注1) 規則改正案の第三条(紹介人名簿記載者からの紹介により職務上の依頼を受けることの禁止)が、明治三五年二月の「広島弁護士会広告」では第三条に繰り下がっている(「芸日」・「中国」明治三五・二・九)。したがって、第三条(紹介者に対する利益供与の禁止)も第三条と繰り下がり、旧第一条は元のまゝ、残っていることを示唆している。

これは、明治三四年四月二十七日、総会で広島弁護士会規則第三条上に「但書」を添加して、司法大臣に承認を求めたが、司法大臣は、左記第三条中の「但書」に対して承認を与えなかったので(「芸日」明治三四・八・一八)、広島弁護士会はそれに反発して、同年一〇月一五日、第三条を削除し以下順次繰り上げることを、司法大臣へ申請したが(「芸日」明治三四・一〇・一七)、第三条の削除は結局は認められなかったからである(注、第一条は、但書がない状態に戻った)。

第三十一条 左に掲げたる事件は、之を受任することを得ず。但し、過失に出づるものは此限りにあらず。

一 現在の委任者を相手とする事件、二 現在の相手方が委任する事件

(注2) この規則改正は、一例を挙げていえば、弁護士が訴訟事件を引

受けるに当たり、ある代書人の手によって、その嘱託者が多くなることを頼み、事件に相当する手数料を出し、また、代書人は口入屋然とした態度で、嘱託者より手数料を取り、なお弁護士からも手数料を取り、そのために訴訟事件に紛議を重ねるようなことは、珍しくないからである。これらは、弁護士として、その体面を保つ上において、最も重要なことであるから、爾後は、弁護士として、代書人(モグリのな者)から訴訟事件を嘱託され、これを取扱うようなことがあった時は、嚴重な処分をする方針で、その取締法を講じるため相当の規則を設けたのである(「中国」明治三〇・九・八、「芸日」明治三四・一一・一七)。

また、この規則改正によって、代書人、三百代言(モグリ)からは、唯一の儲け口を杜絶されるので、それに対する策略を講じようとしているが、その手段として、訴訟人より依頼を受けた民事案件の債権者たる権利を譲受けて、自己の欲する弁護士に依頼して、これまでのように双方から手数料を受ける計画をしているという(「芸日」明治三四・一一・二〇)。

明治三五年(一九〇二)年

⑦役員改選の大紛擾

明治三四(一九〇一)年二月二日開催された広島弁護士会通常総会においては、明治三五(一九〇二)年度の役員を選出する予定であったが、岡崎仁三郎派と田上諸藏派が対立して、会内は四

分五裂の状態となり、翌明治三五（一九〇二）年一月一五日まで混乱が続いた（「新聞」明治三五・一・二〇）。その状況は次の通りである。

● 弁護士会の大紛議（「芸日」明治三五・一・五）

広島弁護士会にては、旧臘来、会長以下役員選挙の事より大葛藤を生じ、其余四分五裂の状態を呈せり。尤も、一派の調停を試むるものありて、一旦円満の局を結ばんとせしが、改暦と共に再び紛議持上り、殊に一月一日真孤春和園に於ける新年宴会の席上に於ては、弁護士の会合に似気なく、持前の弁論のみに飽足らずして、果ては暴力に訴へ血を流さんとせしなど、殺気満々殆んど無法律無制裁の活劇を現出したりき。而も、此紛議帰するところ、岡崎派對田上派の争ひたるに過ぎず、其中岡崎氏の如きは当地弁護士中古老に属する人、又田上氏の如きは新進の士、之に依てまた、旧派、新派の争議と名付くることをも得るなり。

元来、当地弁護士会長撰挙に関する紛議は、必らずしも今日に始まりたるにあらず。遠く十四、五年前を顧みるも紛議は往々にして起りつゝ、ありたるなり。松山廣居、安倍萬太郎、岡崎仁三郎等の諸氏（何れも他県人なり）が、正副会長の任に当りたるに際しては、広島出身者の一団と他府県出身者の一団とが、互ひに分立して軋轢せし事もあり。而かも、近年に至るまでは、兎角他府県出身者の勢力強かりしが、其後、当地出身者中高田似龍、森田卓爾両氏等の勢力加はるに従ひ、所謂広島派の勢力増大し、高野

一歩氏を始め高田、森田両氏等相續いて、会長の地位を占むることとなりたりき。

斯くて、一昨三十三年迄は、右の形勢にて打過ぎたりしが、同年末に至りては、更に別種の競争を生ずること、はなれり。即ち当地出身者中田上諸藏氏の如き、若くは横山金太郎氏の如き、新進家現れ出て、爰に始めて古老、新進の勢力争ひを見るに至りたるなり。然れども、当時同業者間の円滑を企図し、只管弁護士会に事なきを希望せるものありしが為に、是等の人々の調停に依て、事なきを得たり。

乃ち是と同時に、森田氏の如きは会長の職を去り、新たに岡崎仁三郎氏を会長に推し、副会長には高田氏、以下常議員には新進の有力家を加へ、従來の各団体、即ち広島派及び他府県派、古老、新進等の各結合を解き、今三十五年度よりは、会長、副会長には、古老、新進両派中より各一名宛を挙ぐる筈にて、岡崎氏亦此意を諒とし、会長に選挙せられし次第なるに、旧臘役員改選の事あるや、古老派は会長に岡崎氏、副会長に松山廣居氏を推さんこと、せり。

爰に於て、新進派は大いに激昂し、新たに長屋謙二氏を会長に、田上諸藏氏を副会長に推し、以て古老派に当らんとせり。而して、新進派の之を長屋氏に諮るや、同氏は組合の為に将来を憂慮し、一方古老派を説くと共に、新進派をなだめ、会長には古老派の岡崎氏、副会長には新進派の田上氏を挙げんとし、双派亦これを諾

して、一旦紛議落着せしが、翌日選挙の間際に至り、又々異議は起りて、全く調停破裂し、長屋氏亦已むを得ず自ら進んで会長の候補者たるを諾したり。

其余、新年宴会に於ける大活劇となり、改選の時期を過るも、猶改選の結果を見る能はざる次第なり。扱は、林十之助氏等の如き、両派以外の中立派の人々は、昨今頻りに調停に尽力しつゝ、あれど、これ又覚束なからんと云へり。知らず、今後の成行果して如何、何事にも競争といふ事の免れざる世なるかな。

● 広島弁護士組合の紛紜（「中国」明治三四・一・五）

同組合（注、広島弁護士会）会長以下役員任期は、規定により昨年尽日を以て終了するに付き、過般来屢々選挙会を開きたるが、同組合中には会長派（乃ち岡崎派）と刷新派と云ふ如き者あり。

一は飽迄も岡崎仁三郎氏を戴だき、一は従来の情弊を打破し、岡崎氏以下を覆へさんとし、隠密の間に種々の運動を凝らし、為に円満なる選挙を為す能はず。依て、別に中立派なる者生じ、双方の間に立ちて妥協を試みたるも、是亦徒勞に属し、紛紜愈紛紜を重ねて、遂に前役員任期中選挙を為す能はざるに了りたれば、異例なれども本月（注、一月）十二日を以て、更に選挙会を開く旨、岡崎前会長より夫々回章を交附したりと云ふ。

● 弁護士会の紛議（「芸日」明治三五・一・一〇）

其後も中立派の人々が、熱心に古老派及び新進派の間に立ち、調停を試みつゝ、あれど、未だ其功を奏するに至らず、依然双方睨

合の姿なるが、一昨日（注、一月八日）午後中立派の人々、本市国泰寺村弁護士篠原資氏の宅に会合し、善後策に就て協議を凝せり。これより先、現弁護士会長岡崎仁三郎氏よりは、来る十二日総会開会、会長及び副会長以下の役員選挙を行ふべき旨、一般へ通知を發せり。同夜（注、八日）、中立派の会合も、この通知に接し、自派の処すべき方針を決せんとての事なれば、此決議の如何に依りては、古、新両派の利害に影響を及ぼす事大なれば、双方亦油断なく、形勢を知るに余念なしといふ。

而して、同夜会合決議の次第は知るに由なきも、聞くところに依れば、同派は、最初に調停を試み、飽迄も弁護士会の円満を期せんとせしことなれば、多分同夜も最初の主張の如く、会長に岡崎氏（古老派）、副会長に田上氏（新進派）を推さんことに決せしなるべく。而して、昨朝（注、一月九日）其決議を齎して、両派に交渉せし筈なれば、容れらるればそれまで、万一或る一派に容れられざるやのことあれば其派を敵とし、以て大に総会の席上に於て勝敗を決する手筈なりと云へり。

● 弁護士会の紛議（「芸日」明治三五・一・一一）

一再記載せし当地弁護士間の紛擾事件、会長以下役員選挙は、愈よ明十二日（注、一月十二日）広島区裁判所樓上に於て総会を開きて決行する趣は、これ又既記したるが、当日は特に広島地方裁判所検事正世古祐次郎氏列席し、若し検事正に於て差支ある時は首席検事代りて出席するという。以て、其形勢の如何に切迫せるか

を察知すべきなり。

さて、会長以下の候補者に就ては、前日(注、一月一〇日)来、古老、新進及び中立派の意嚮を探りて詳細報道せしが、中に中立派の意嚮に就て少しく事実相違の点もあるやに付き、更に記載せんに、同派にありては、今回の改選を機とし会長、副会長は新古両派より各一人を挙げ、従来会内に蟠れる情弊を一掃せんとし、土居弘毅、篠原資、脇屋雄六、高野一步の四氏を委員に挙げ、協議を尽したる結果、副会長に新進派の三坂繁人氏を推さんとし、同氏に交渉をなしたるに、同氏は直ちに承諾し、同時に会長には古老派の松山廣居氏を推さんとし、前記委員の四氏は、之を松山氏に交渉したるに、同氏は岡崎氏を再選せしめんとして堅く辞退せり。されど、こは新進派の到底応ぜざるところ、且つ又、古老派は岡崎氏を会長に推すと共に、新進派の田上氏を厭ひ、松山氏を副会長に推さんとし居りて、紛議もこれより發生し、為に新進派は長屋謙二氏を会長に推したる次第故、議容易に決すべくもあらず。

依て、中立派は、再昨日(注、一月八日)篠原氏方に会合を催はすこと、なりしも、折柄古老派との行違ひより紛擾を重ねて、同夜は何の決するところもなくして散会し、一昨日(注、一月九日)も引続き会合協議を催し、更に会長に岡崎氏を推し、副会長に三坂氏を推すこと、し、再び三坂氏へ交渉せしが、昨日(注、一月十日)迄のところにては、同氏承諾の返答をなさざりしが、若し同

氏にして承諾しなば、新進派を説き、これにて折合ふこと、なるべく、若し三坂氏の諾せざるか、又は新進派の容れざるところとならば、茲に三派鼎立の姿となり、各自思ひくゝに、混戦乱軍四分五裂の状態に陥り、帰着するなきに到るべしと。

果して然らば、明日(注、一月十二日)の選挙会の有様こそ、思ひやらる。本日夜(一月十一日)より明朝にかけて新進、古老両派の運動目醒ましきものあるべし。

●弁護士会の紛議(芸日)明治三五・一・一二

昨紙記載の如く、当地弁護士間に於ける、会長以下役員選挙の紛議は、中立派に於て、会長は岡崎仁三郎氏(古老派)、副会長に三坂繁人氏(新進派)を推すこと、なりしにつき、夫々交渉を試みたるに古新両派も承認を与へ、三坂氏亦副会長の候補たるを諾したるにつき、茲に円満の結果を見、久しく結んで解けざりし大葛藤も結末を告げ、愈々今十二日、広島区裁判所樓上に於ける総会は、無事平穩に役員選挙を執行するを得るならんと云ふ。

●広島弁護士会総会(芸日)明治三五・一・一四、「中国」明治三五・一・一四

久しく紛議を重ねし当地弁護士会会長以下役員選挙の件は、一昨十二日(注、一月二日)午後一時、広島区裁判所樓上に於て總會を開き、既記の如く広島地方裁判所検事正世古祐次郎氏臨席の上挙行したるが、

是より先、同会内の紛議に就ては、前号(注、「芸日」明治三五・

一・二に中立派の交渉に対し、古新両派折合ひたる旨記載せしも、其後聞くところに依れば、未だ折合ひたるにあらず、内部の競争は弥益劇甚となり、全く予報の如く四分五裂の状態を現出したれば、中に重複の嫌ひなきにしもあらねど、更に前々よりの關係を一括し、順序を追ふて報道せんに、

去月二十七日の事なりき、古老派は会長に岡崎氏、副会長に松山廣居氏を推し、新進派は会長に長屋謙二氏、副会長に田上諸藏氏を推し、両派確執して相譲らざるより、斯ては弁護士会の将来の爲にも悪し、と、其円満を計らんと目的より生じたる中立派の申込みにより、新古両派共無条件にて役員候補者推挙の件を一任し、就中新派は、弁護士会の爲に公平の処置あらんことを望むとの旨を以てしたり。

而して、中立派の意嚮は会長に松山廣居（旧派）氏、副会長に三坂繁人（新派）氏を推さんとするにて、依て第一に三坂氏へ交渉を開きしに、同氏は一旦固辞せしも、弁護士間の平和を保つ爲にと斯ての申込に、漸く同氏は承諾を与へたり。夫より、中立派は、更に松山氏へ交渉せしに、同氏は岡崎氏を推して自己の会長候補者たるを固辞せり。蓋し、同氏の承諾せざるは、従来他県派、広島派の關係上よりして、已に明瞭の事なるに、今中立派の強て同氏を推せしもの、其旧派との間に何らかの黙約成り居りしもの、如し。

斯て本月十日（注、一月一〇日）の事なりき、中立派より山中正

雄、宮原毎太郎、林十之助三氏委員として、新派の交渉し来るやうは、松山氏の承諾せざる故を以て止むなく岡崎氏を推すこと、せり、依て同氏を会長とし、三坂氏を副会長とせんとす、此議承諾あらんことを望むと共に三坂氏の承諾するやう御尽力を煩はしたし云々と言ふにありき。

新派は、斯と聞きて、甚だしく不快を感じり。そは、今回の紛議は、云ふまでもなく、岡崎対田上の争ひにして、岡崎氏を会長に推すならば、田上氏を副会長に推すは、これ至当の事たり。然るに、斯くては会の円満を欠くとて、兩人以外に松山、三坂を推したる次第にあらずや、而も松山氏は前記の如く就任承諾をなさずと知りつ、も強て之を推し、其果して固辞するや旧派よりは岡崎氏を挙げながら、新派よりは三坂氏を挙げんとは、片手落の処置ならずや。故に、是非田上氏を挙げべしと主張せしも、尚中立派は再考熟議を望むとて、其場は物別れとなり、其夜大手町榮亭に新派会合を催ほし協議をなし、三坂氏も列したるが、旧派よりは矢張り岡崎氏を会長に推すならば、如何様のことあるとも三坂氏を副会長となさざるに決し、翌十一日朝、其旨新派より中立派の山中正雄氏に向つて通知せり。而して、新派は返答の結果、中立派の同情を失はん事を覚悟の上、自派の敗亡を期し倒れて後止むの決心をなせり。

此日、尾道市より弁護士栗原茂之氏、出広せり。氏は、尾道、福山両地弁護士を代表したるものなり。蓋し、両地の弁護士諸氏

は、客臘来の状況により、新旧両派孰れにも偏せず、飽迄も厳正中立を固守するの結果として、会長に岡崎氏、副会長に田上氏を推さんと決議し居たるなり。さて、同氏出広、中立派に就て前日〔注、一月一〇日〕来の事を聞き、さらば今一応両派へ交渉し、元々通り松山、三坂両氏を推すこと、せんとて、更に栗原、高野両氏、第一に旧派に交渉したるに、新派に於て承諾しなば、松山氏を會長とするに折合はんとの返答なりしかば、更に新派の会合所榮亭に就て同派に交渉し、三坂氏へも諮りたるに、新派は事ここ、に及びては詮方なしと云ひしも、栗原氏の熱心なる詞に、兎も角もとて、新派は堀江三正氏をして三坂氏（同氏は此夜列席し居らず）へ協議せしめたるに、最早今となりてはとの言を以て応ぜざりし。依て、中立派の両氏も空しく引取りし。是れ、十二日午前二時の事なりき。同日は、選挙の当日なりしが、其総会開会前中立派は、これまで種々調停に力を尽したるも其効なく、此上は到底我々の力に及ばざるを以て、中立派は解散せりと、両派へ通知せり。

斯の如くにして、三派鼎立の姿となり、午後一時、総会は開会せられしなり。出席者三十三名、此中、尾道、福山両地よりは、弁護士総員九名の中一名病氣不参にて八名出席せり。これより先、中立派解散となるや、右両地の諸氏は、最初の決議の如く、会長に岡崎氏、副会長に田上氏を推すこと、し、之を栗原氏より新派の長屋氏に諮りしに、同氏は之を多とし、更に旧派の森田（卓爾）氏に諮り、尚告ぐるに会の円満を計らん為め、これにて折合はん

ことを以てし、森田氏快諾せり。但し、こは単に自己のみの意見なりと云ふ。斯くして、現会長岡崎氏は、会則に依り、これより会長の選挙を行ふ旨を告げ、投票の結果、総数三十三票の中

当選 三十票 岡崎仁三郎（旧派再選）

にて、殆んど全会一致の有様にて、岡崎氏首尾よく当選せり。蓋し、前記栗原対長屋対森田の交渉によりて、新派も旧派も中立派も、皆挙つて岡崎氏に投票したるなり。同氏、就任承諾の挨拶をなす。

次で、副会長の選挙を行ふべきは、至当の順序にして、何人も此選挙を行ふべき旨、会長より宣告あるものと思惟せり。然るに、事實はこれに出ずして、以外又以外、俄然旧派の森田卓爾氏より、緊急動議は提出せられぬ。曰く、会則を改正し、従来一名の副会長を二名に増加し、一名は広島、一名は尾道より選出し、且、常議員十名を十二名に増加し、尾道、福山、三次三地よりも選出せしめん云々と。こは正しく、新派、中立派にありては、不意に爆裂弾を投ぜられたる如きの事なれば、両派の激昂甚だしく、全く旧派の為に計られ、マンマと其術中に陥りしなりとして、紛擾一方ならず。

為に、会長は、休憩を命ず。蓋し、旧派の意や、前記協議に應ずると見せて、会長のみを自派より出し、而して、副会長以下の子選挙は動議に託して延期し、選挙を執行せしめざらんとするにありたるもの、如し。休憩後、会長は新派、中立派、尾道福山派の

会則改正動議に反対するならば、職権を以て散会を命じ、副会長の選挙を延期せんとする覚悟を以て席に就けり。紛々擾々、休憩前に譲らず、高田、横山両氏を始め、新旧両派、中立、尾道諸派の今回紛議に関する演説あり。何の決するところなくして、大混雑の中に午後五時散会とはなりにき。

● 弁護士会再度の総会（芸日）明治三五・一・一四

前項記載の如く、一昨夜（注、一月二日）の総会は、紛議の爲め会長の選挙を了せしみにて、散会せしを以て、明十五日再び区裁判所楼上に開会し、森田氏提出の会則改正の件及び副会長以下の役員選挙を行ふ筈なるが、同日は休日にもあらず、尾道派は出席する能はず、同派も一昨日旧派の処置に対し、激怒非常のものにて、新派、中立派共に激昂一方ならざれば、大紛擾を来すことなるべし。

● 弁護士懇親会（芸日）明治三五・一・一四

一昨夜（注、一月二日）総会閉会后、真孤春和園にて、（注、懇親会を）開会せしも、総会の模様、彼の如くなれば、出席者は旧派に属する一部人士のみにして、僅かに七、八名に過ぎざりしと。又、中立派、新派及尾道、福山の弁護士は、挙つて塩屋町大和に会し、別種の懇親会を催はせしとぞ。

● 弁護士会総会（芸日）明治三五・一・一五

去る十二日、紛擾を極めて散会したる広島弁護士会総会は、今十五日午後一時より、広島区裁判所楼上に於て、再度の開会をな

すこと、既記の如し。さて、紛議の原因たる会長、副会長及び常議員の選挙競争に就ては、前号にも詳細を報道したる如く、会長には旧派の岡崎仁三郎氏殆んど全会一致の如き有様を以て当選し、夫れより副会長の選挙を行はんとするや、同派の森田卓爾氏、会則改正の緊急動議を提出し、以て新派の空虚を衝き、同日は副会長の選挙を行ふ能はざらしめ、全然旧派の大勝利に帰し、同派は凱歌を奏して退散せり。

夫に引替へ新派は、旧派の爲に謀られ、今は策の出づる所を知らざるの窮境に陥れり。若し、之をして他の政党政派若くは他の団体ならば、脱会してなりとも、旧派の不法には服従せずといふこともある可けれど、弁護士にてはそれもかなはず。尤も、弁護士とて組合を脱し得られざるにあらず、当地の組合を脱し、大阪若しくは他地方の組合に加入したりとて、当地にて訴訟事務を執り得ざる謂れなけれど、斯ては当地組合員たらずとも、当地組合員同様の取扱を受け、会費の徴収を受くれば、又会則にも服せざるべからず。而も、総会に際しては、議決権なく、即ち却て旧派の爲に、却て致さる、ばかりにて、策の得たるものにあらず。されば、新派が一敗地に塗れし上は、本日の総会には挙つて出席せざるか、仮し出席するとも、投票に際して白紙の儘を投ずるか、挙つて退場棄権するか、二途其一に出でんとし居るもの、如かりし。

然るに、中立派及び尾道派にては、旧派が前日の行為に対し、

非常に憤慨するところあると同時に、大いに新派の窮状に同情を寄せ、本日の総会には挙つて新派に加担し、開会劈頭、森田氏の動議を否決し(又これを否決せずして可決する時は、其結果会則改正の件を司法大臣に對し、其認可を申請せざるべからず。而る後にあらざれば、副会長の選挙を行ふ能はざれば)、副会長には、最初よりの行懸上、新派の田上諸藏氏を推し、一挙に勝を制せんとするもの頻りなるより、斯と形勢を見て取つたる旧派は、狼狽一方ならず。

素より、会長選挙は愚か、去る十二日の総会にては一も二もなく無造作に全勝を占め彼の会則改正の如きは、其以前尾道市に副会長一名を置きたる例もありとは云へ、これ素より同派の本意にあらず、底意は一時新派を苦しめんとの策略に過ぎざれば、本日の総会に於ては速かに該動議を撤回し、田上諸藏氏を副会長に推し、以て紛議の結末を告げんものと、岡崎、松山両氏専ら調停の衝に当り、昨朝先ず、松山氏新派の重立たる人々に対して交渉を開けり。されど、新派は今となりては、副会長の候補を争ふを欲せず、敗軍の將は兵を論ぜず、此上は旧派の為すが儘に任せ、我々は傍觀者の地位に立つべければ、交渉を見合はされたしと、只管謝絶せしも、松山氏は唯弁護士会のため将来の円満を計る為め、之に應ぜられたしとの事に、新派も強てとは云はず、さらば今一応協議すべしとて立別れ、同夜会合協議を凝らせし筈なるが、其結果は素より本紙編集締切迄には知るに由なかりき。而して、

若し交渉に應ずる事とならば、本日田上氏副会長に當選して落着を告ぐべく、若し応ぜざる時は、其成行は如何の点に帰着するや予測の限りにあらず。何にせよ、今回の交渉首尾よく纏り、従來の紛議はサラリと水に流すとするも、そは只表面の事のみ、内実は互に悪感情を抱き、何彼につけて軋轢することあるべしとて、弁護士会の将来の為に憂慮するもの多しと云ふ。知らず、本日総会の景況果して如何あるべき。

(注) 「中国」は、明治三十五年一月一日の社説で、広島弁護士会の役員選挙について、「局外者より見れば實に馬鹿げ切つたることなるに氣付かないか。各派とも、冀くは頭を靜めて熟慮せよ。熟慮して、其職責体面を顧みよ。其固陋醜扮が、如何程自己の名譽品位を損ずるかと思へ。」と、説教している(「中国」明治三五・一・一五)。

●弁護士会総会(「芸日」明治三五・一・一六)

既記の如く、昨日(注、一月一日)午後一時、広島区裁判所樓上に開会せり。さて、新派に対する旧派よりの交渉に就ては、新派の重立たる人々の中には、客月二十一日及び本月十二日と再度まで総会の席上に於て、旧派の為に致され居ることなれば、此上に役員候補に関する争議をなさず、一同退讓して旧派の為すが儘に放任し、須く同派の行動を監視するの地位に立たんと主張するものあれど、多数の意嚮は行懸上、役員を全く旧派の手に委ぬる

を欲せず。多分、交渉に応じ、森田氏提出の会則改正の動議を撤回せしめたる上、田上諸藏氏副会長に当選するに至るべき模様なり。

尤も、新派は昨日午前中、総会開会に先立ち、三坂、田上、横山の三氏より、同志者へ回章を回付し、某所に会合し協議を凝らし居たれば、其結果次第にては、形勢の如何に變ぜしや計り難けれど、多分前記の如くなりしなるべし。尚、同日総会の景況は、本紙欄外（注、次号の記事が、「前号欄外」を補記しているので省略）及び次号の紙上に於て、詳細報道するところあるべし。

●弁護士会総会（芸日）明治三五・一・一七、「中国」明治三五・一・一七）

予定の如く、広島地方裁判所検事正世古祐次郎氏臨席の上、午後二時十五分開会、出席者三十名（内尾道及び福山両地区所在の弁護士総員九名挙つて出席せり）、会長岡崎仁三郎氏開会を報ず。

次で、新派の三坂繁人氏起立して、前任副会長は昨年末にて任期満了せしに、其後欠員の儘本日及び、未だ本会の機関の備はらざるは、甚だ遺憾とするところ、これに就ては、過日森田卓爾氏会則改正の動議を提出せられしも、右は先ず現会則に基き速かに役員を選挙を了し、而して後、副会長及常議員の数を増加すべき必要ありとすれば之を行ふ、敢へて遅しとせず云々と述べ了るや、

旧派の森田卓爾氏ヤオラ身を起して曰く、拙者が過日提出した

る動議に対し、会則改正といへば大層に聞ゆるも、其実会則副会長一名とある一を二と改め、常議員十名の十と名の字の間へ二の一字を加ふるに過ぎず。斯の如き拙者の動議は簡單なるものなるに、諸君はその動議に対して紛々擾々を生じ、即ち去る十二日の総会及び本日の総会に於ても、只今三坂氏などが云々し、大切なる時日をこのツマラなき議論にて消費せらる、所以、到底解し能はざるところ也。思ふに、諸君は頃日来、役員選挙の爲め逆上せられしならん。依て、前述の如き深く熟考を要せざるべき事柄までに喋々せらる、ならん、拙者は提出者として甚だ本意千万なり。故を以て、一応該動議は撤回せんとす。而して、他日諸君の頭脳が冷静に帰する頃を待て再び會せんと、新派諸氏を罵倒し去れり。

これに依て、岡崎会長は直に、副会長一名の選挙を命じ、投票の結果投票総数三十票の内、

当選 三十票 田上諸藏（新派新選）

にて、田上氏当選す。同氏、就任承諾の挨拶をなす。次で、常議員十名の選挙を命ず。其結果、左の如し。

横山金太郎、三坂繁人、堀江三正、中尾捨吉、植田壽作、木元園次、宮原每太郎（以上広島）、栗原茂之、福本則行（以上尾道、上野久之助（福山）、

孰れも就任承諾をなし、これにて久しかりし紛議も一段落を告げたりと思ひきや、

新派の老將中尾捨吉氏、突然身を起して、岡崎会長処分問題を提出す。蓋し、終日森田氏に受けたる不意討の返報ぞと思はる。曰く、岡崎会長は専横なり、弁護士会の体面を汚辱せり、会長の職を瀆せり、諸君は今回の紛擾に關し、広島弁護士会に新旧二派の發生せしことを知らん。而して、岡崎氏は旧派に属するの人、而して本会の役員選挙は客月二十一日の総会に於て挙行すべかりしものなり。然るを、同日選挙を行ふては、自派に不利なりと見るや、故なく散会を命じ、選挙を行ふ能はざらしめたり。而も、選挙の事たる、只今執行せしところに徴するも、僅か時針五、六分の以上を要せず。斯く手数面倒ならざる選挙を何故に決行せしめずして、本日迄も延引せしめたるや。これ、会長の職權濫用にあらずして何ぞ。尚、客月二十七日司法大臣より認可となりたる弁護士会則改正の件(弁護士紹介人に関する)は、其認可の翌日より執行すべき筈の者を、翌年一月六日に及び回章として拙者に通知し来れり。而も、實際の回章には、拙者の以前に通知を受けたるは、漸く六人に過ぎず。されば、拙者と同様、同日迄認可の通知に接せざりしは、猶多数なりしならん。これ、明かに職務上の怠慢なり、瀆職なり。而して、今回の紛擾は、客月二十一日選挙を故なく延引せしが為にて、即ち岡崎氏の専横より出でたるなり。為に、弁護士会の体面を汚せしものと認む、依て、相当の処分ありたしと述べ、旧派は更なり、尾道派及び中立派あまりの意外に一驚を喫し、議場色めき立つ(この間のシツペイ返しだ、ヤ

ラして置けばよいのさと叫ぶものあり)。

次で、堀江三正氏、中尾氏に賛成の旨を告げ、且つ同氏の動議は会則二十七条の規定に依り、会長を処分せんとするものなる事を弁補し、横山金太郎氏亦賛成演説をなし、岡崎氏の会長として職務に忠実ならざりし事、且其德義を重んぜざりし事等を列挙す。次で、中立派の林十之助氏、本会の円満を企図すればこそ、我々は種々調停をも試み、即ち本日の選挙にて稍や円満に結末を告げんとするに際し、新派諸氏のこの動議をなす。蓋し同派は徒に事を好まららし、これ我々の素志に反するを以て賛成する能はずとて、不賛成演説をなし、会長休憩を命ず。

此間、中立派及尾道福山派は、新派に就て調停に孜め、再開の上、横山氏拙者は先刻の森田氏の撤回演説の轍を踏むものなりとて、本件は休憩中勘考するところ少し、事情の行違ひもあり、且つ必ずしも本日議せずとて、他日総会を開き、若しくは常議員の會議に附してなりとも、会長専横の行動を調査し得るを以て、拙者は賛成を取消すと述べ、堀江氏亦同様の事を述べ、中尾氏の動議消滅するや、正直一徹の同氏は憤然として去れり。

次で、旧派の高田似龍氏は、岡崎会長の為に弁じて曰く、客月二十一日の総会を故なく散会したるは、明かに職權を濫用したるもの也、而も同氏一人に責任を帰するは酷なり。当時、拙者も副会長なりしかば、亦責あり。同志者とも會議の上なれば、同志亦責あり。而して、こは党争の結果、往々免がれ能はざるところ。

岡崎氏とて、党争以前は決して専横の処置を施せし事なし。依て、本日新旧両派調停成り、役員選挙を了したる以上は、これまでの紛議はサラリと水に流し、思ひを後に残さず、只今横山氏の述べられたる、会長の行動を後日、再び調査せんなどの詞を残さず、我々旧派は本日刀折れ矢尽きて、新派に降参の意を表し、同派の人を役員に推したる次第なれば、此上は互ひの感情を去り、打解けられんことを。然らずして、又派いつまでも睨み合ひ、会長にして失策あれば、其隙に乗ぜんものとされては、何人と雖も神にあらざる限りは、会長の職を保つ能はず。依て、此段新派諸氏へ、哀訴嘆願に及ぶものなりと述べ、会長は中尾氏の動議消滅せし旨を宣言し、森田氏起立して、ソレでは最後に臨み拙者がと、何か述べんとしたるが、岡崎会長におよしなさいと制せられて、夫れではよろしく頼むの一言を以て止み、中立派尾道福山の人々の万歳々々声裡に、兎に角総会を結了せり。夫より、秘密会議となし、会則改正に就て議するところあり、午後五時近く散会せり（前号欄外補記）。

⑧控訴院管轄区域変更・裁判所構成法改正に関する建議

広島弁護士会は、広島控訴院管轄区域拡張ならびに裁判所構成法改正について、その筋へ、意見と希望を開陳しようとして調査中のところ、明治三五（一九〇二）年一月二〇日、広島区裁判所樓上会議室において総会を開いたが、更に、一〇月二五日も同所にお

いて、前記の件について総会を開き、一月一日には第三回協議会を開くという（「芸日」明治三五・一〇・二三、明治三五・一〇・二八）。

そして、広島弁護士会は、控訴院管轄区域変更ならびに裁判所構成法改正に関し、司法大臣へ建議するため委員に附託して調査中であつたが、明治三五（一九〇二）年一月二二日、総会を開催し、議題として提出した草案は、次の通りである（「芸日」明治三五・一一・一八、「中国」明治三五・一一・一八・一九）。

○控訴院管轄区域変更の件建議

現行の裁判所位置及管轄区域表は、明治三年の改訂に係り、当時の事情を斟酌して、之を定めたるものなり。爾来十有余年を経過したる今日より之を觀れば、社会の狀態、人民の便宜と相副はざる点、尠しとせず。蓋し、裁判所の管轄区域を劃定するの要は、何れの場所に居住する人民は、何れの裁判所の管轄に属せしむるを以て、最も便なりとするやを考察するより起るものにして、交通の便否、距離の遠近に變動を生ずるに於ては、勢ひ其区画に變動を來さざる可からざればなり。而して、十有余年以前と今日を比較して、交通の便否、距離の遠近（交通機關の整備は、距離を緊縮す）に一大變動あるは多弁を要せず。此際、管轄区域表に一大改正を施し、適當の配置を行ふは、司法制度改革上の一大急務なり。然れども地方裁判所、区裁判所の管轄区域に変更を試むるが如きは、事頗る煩雜にして、慎重なる調査を為すにあらざれば適當の配置を得ること難ければ、漸を追ふて其歩を進むるの外

なかるべし。独り控訴院の管轄区域に至りては、事頗る重大なるに關せず、之が變更を試むること、甚だ簡單の事に屬するを以て、此際直ちに之が改正に着手するを要す。

現行の管轄区域を通覽するに、東京控訴院は十一地方裁判所を、大阪控訴院は十四地方裁判所を管轄するに拘はらず、名古屋控訴院は三地方裁判所を、広島控訴院は四地方裁判所を管轄するが如き、其外觀に於ては、不權衡の甚しきは論なきのみならず、其内容に於ても亦不便不秩序たるを免れず。

現に、本会の親しく聞睹する九州の一面、大分地方裁判所及山陰の一隅の鳥取地方裁判所、山陽の一端、岡山地方裁判所、四國の一面、高松地方裁判所、管下の人民の如き、前者は海陸路何れよりするも不便少からざる長崎控訴院の管轄に屬し、後者も均しく不便なる大阪控訴院の管轄に屬し、其距離に於て交通に於て、最も便利なる広島控訴院の管轄に屬する事を得ざるは、一種の奇觀と云はざる可からず。其海陸路の遠近、汽車汽船通航の遲速を比較すれば、概ね左表(注、省略)の如し、以て前述の事情を証すべし。

右四地方裁判所は、宜しく大阪、長崎控訴院の管轄より分離して、広島控訴院の管轄に屬せしむる事の最も要を得たるものなり。

其他、東京、大阪両控訴院の管轄を割きて、名古屋控訴院の管轄下に移すが如き、宮城、長崎控訴院の管轄の如きも上の理由により、一大變更を試むるの要あるべし。這は、当路の有司に於て

既に事情を調査し、其配置の上に於て詳細なる考案あるべきを信ず。本会の如き事に當りて、調査するに由なきもの、妄りに容喙を試むるは不遜なるを信ず。

要は、唯現今の事情を洞觀して、控訴院の管轄区域を適當に變更せられ、殊に大分、鳥取、岡山、高松四地域を広島控訴院の管轄に屬せしむるの英斷あらん事を希望するものなり。

(注) 司法省は、明治三五年一月二日、第一七議會に提出する議案として下記の通り、内閣に廻附したという(芸日)明治三五・一〇・

四)。一 刑法改正案、一 刑法施行法案、一 刑事訴訟法改正法案、一 刑事訴訟法施行法案、一 破産法案、一 裁判所構成法案中改正案、一 執達費用法案、一 裁判所管轄区域変更法律案

その中で、裁判所管轄区域変更法律案は、大阪控訴院管轄地はすこぶる廣大であるので、富山、石川、福井の三県を名古屋控訴院の管轄に移し、これと同時に広島控訴院の区域にも多少の変更があるという(芸日)明治三五・一〇・一、明治三五・一〇・一)。広島弁護士会の「控訴院管轄区域変更の件建議」は、これに呼応して行われたのである。

○裁判所構成法改正の件建議

頃日刊行の新聞紙上、裁判所構成法改正案の要領なるものを見らる。是れ果して、政府が將に發案せられんとする所の真相なりや

否やを知悉するに由なきも、其伝説の一樣に出ずるを見れば、敢て補風捉雲の譚柄に非ざるを信ぜずんばあらず。而して、該法改正の如き国民利害休戚の繫る所、洵に重大なるを以て、吾儕法律の職務に従事するもの袖手傍觀するに忍びず、聊か左に思索検討する所を直據し、聊か以て猷序の微衷を致し、高慮の万一を裨補せん事を希ふ。幸ひに採択を賜はゞ本懐の至りなり。

第一 区裁判所の権限拡張の事

現行法を可とす。

理由

一、弊政の改革、通貨の増加、物価の騰貴、国民生活の程度の昂進等は、未だ以て民事訴訟物の額百円を三百円に劇増するの理由となすに足らず。多少昂進したりとするも、今日国民生活の程度未だ以て、従前の百円を今日の三百円と同視するの程度に達せざること。

二、国民が区裁判所を信ずること、地方裁判所を信ずるに比して、未だ酷だ深からざるものあるは、民事訴訟法第二十九条に合意管轄の規定あるに拘はらず、之を利用する事酷だ寡少なるを看て、洵に炳如たり。国民の信の酷だ深からざるは、竟に上訴の濫起を誘発す。

三、非訟事件を一齊に区裁判所の管轄に移すに至りては、危険之に過ぐるなし。現行法の下、地方裁判所に於て審理するすら、時々幾多の批難あるに非ずや。

四、区裁判所権限の増大は、忽ち事務官吏、当事者等の増加を来し、従つて庁舎の狭隘と不便とを感ずる為め、之を改築すべき経費の増加を顧みざる可からず。

五、窃盜犯人中、一年以下の禁錮に該るものは、其数洵に少からずして、逃走及び罪証の湮滅の虞あるもの最も多し。而して、之を収禁す可き獄舎の設備を要するを以て、是れ亦忽ち経費の増加を来す。

六、現今区裁判所検事の威信に比し、刑事裁判権過大の拡張は、人權擁護上、最も其弊害の多大なるを信ず。

七、合議制度の拡張は、国民の要望する所故に、単独判事の裁判権は可成制限して過大に失せざるを要す。

第二 合議人員減少の事

現行法を可とす。

理由

一、合議人員の多数は、裁判権の独立を確保する故に、減少の結果、裁判権の独立を害し、他の請託、容喙、干渉を遮断し難からしむるの虞あり。

二、人員の減少は、必ずしも経費減少、事務渋滞防遏の結果を生ぜず。

第三 執達吏を有給官吏となす事

現行法を可とす。

理由

一、現行の制度は、勞力報酬相伴ふを以て、事務渋滞の弊罕なりと雖も、有給官吏となすときは、必ずしも勞力報酬相伴はざるを以て、事務渋滞し易く、殊に焦眉の急を要すべき機敏の執行処分を為すべき場合に於て、処理緩慢に流れ、其機を逸するの憾みある可し。

二、一利一弊は、事物の常にして、現在の執達吏制度に於て、敢て其弊なしと謂ふ可らざるも、任用を当初に慎んで人物を精選し、薫督を嚴肅にすれば、其弊を矯正すること、決して難事に非ず。

三、有給官吏と為すの不可なることは、曾て執行事務を区町村吏員に兼掌せしめたりし昔日に稽へて明なり。

第四 休暇制度全廢の事

現行法を可とす。

理由

一、現行法に於ては、休暇部の設けあるのみならず、第二百二十八条第八号の規定ざるを以て、特に暑中休暇を全廢するの要を認めず。

二、平素煩褥なる事務に執掌せる官吏をして、一年中の或る時期を限り休暇を与へ、所勞を慰せしむるは、最も世の必要に応じたる好制度なり。

第五 検事補新設の事

新設せざるを可とす。

理由

一、司法制度の完成を期せんには、可成司法官吏の地位を上進せしめ、其採用制度を完全せざる可からず。検事補なるものを新設し、特別任用の路を開くが如きは、司法の威信を傷つけ、決して司法制度の完成を期する所以に非ず。

二、検事補新設の不可なるは、警部をして檢察事務を兼掌せしむるの弊害あるに鑑みて、洵に瞭瞭たり。

(注一) 裁判所構成法改正案は、その内容が、詳細に報道された(芸

日) 明治三五・一一・六、明治三五・一一・八)

(注二) 裁判所構成法改正案に就いて、広島弁護士会が反対運動をする

理由については、次のような指摘がある(「中国」明治三五・一一・一九)。

該改正案に就て、最も苦痛を感じる者は、控訴院所在地の弁護士であらう。同案中には区裁判所の権限を拡張して、係争額三百円以下の事件を管轄せしむると云ふこと、控訴院の上告審を廢すると云ふことがあるので、若其通りになると、訴訟事件数の過半を区裁判所に於て取扱ふ様になる。さうして、区裁判所の為したる裁判に対する控訴審は、地方裁判所であるから、控訴院の事件は自然其数を少なくして来る。其上控訴院の上告審を廢することになると、愈々控訴院の事件数は現在の約三分の一位ひしかなく

なる訳だ。夫れであるから、控訴院所在地の弁護士連中は、同改正案の中に賛成するを得ざるヶ所があると云ふて、其筋に向つて大運動を試むる手筈だそうだ。別項の建議案の如き、即ちそれである。

明治三六（一九〇三）年

⑨代書人取締規則制定の建議

1 広島弁護士会では、先に紹介人名簿制定の建議をなし、三百の代書人に対する取締を一洗しようとする方法を講じたが、なお巧みにこれを潜つて、種々の奸策を巡らす者が少なくないので、今回その筋に向かつて代書人取締規則の制定方を建議する予定で、委員を設けて協定中であつた（「芸日」明治三六・七・八）。

（注） 明治三五年、台湾高等法院では代書人取締規則を設けて実施しつゝあり、その主要な条項には、軽罪以上の刑を受けた者、または真正に代書を業とすること能はざる資格なき者には、監督官庁において代書を許さない方針となつてゐるので、それに準拠したものを検討してゐたという（「芸日」明治三六・七・一〇）。

明治三六（一九〇三）年七月九日午後四時より、広島弁護士会は、広島地方裁判所内弁護士控所において総会を開催し、世古検事正も列席した。代書人取締規則制定に関する建議について、委員の

一人である岡崎弁護士より、委員の協定した草案の説明がなされ、全員一致を以て、司法大臣に建議することに決定し、建議については松山廣居会長に一任し、会長において充分に攻究の上、建議することになつた（「芸日」明治三六・七・一〇～一一）。

元來、この代書人取締規則制定を建議することになつたのは、目下の代書人は名称のみで、その実は三百代言を本業とし、あるいは弁護士紹介を以て本業とするものがあり、紹介人名簿を調整して取締に努めてきたが、その効がないので、今回この建議を提出するに至つたのである。兎に角、内地においてこのような規則を設けようとするのは、広島弁護士会の建議を以て嚆矢とするので、司法省で直ちにこれを許容するかどうかは、疑問であるという。

松山会長は、同年七月一二日、代書人取締規則を司法大臣に建議したが、その要旨は、本年五月九日付で台湾総督府令第三七号を以て発布された、代書人取締規則の正条を内地に実施し、彼らの仲間に行われる悪弊を掃討することを期すというものである（「芸日」明治三六・七・一四）。

（注） 明治三六年五月九日台湾総督府令第三七号「代書人取締規則」
（「官報」明治三六・五・一六）

第一条 代書人トハ他人ノ委託ヲ受ケ文書ノ代書ヲ業トスル者ヲ謂フ

第二条 代書人トナラントスル者ハ管轄庁ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
第三条 左ノ各号ニ該当スル者ハ代書人トナルコトヲ得ス

一 文書偽造罪、偽証罪、誣告罪、賄賂罪、窃盜罪、詐欺罪、費
消罪ヲ犯シタル者

二 公権ヲ剥奪セラレ若ハ停止中ノ者

第四条 代書人ハ訴訟ノ教唆及鑑定ヲ為シ又ハ他人ノ訴訟行為ニ干
渉シ若ハ訴訟事件ヲ弁護士ニ紹介スルコトヲ得ス

代書人ハ他人ヲシテ其ノ業務ヲ取扱ハシムルコトヲ得ス

第五条 代書人ハ同一事件ニ付当事者ノ一方ヨリ委託ヲ受ケタルト

キハ他ノ一方ノ委託ヲ受ケ代書ヲ為スコトヲ得ス

第六条 代書人ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ代書料ノ外報酬ヲ受ケル
コトヲ得ス

第七条 代書人ハ代書シタル文書ノ末尾ニ署名捺印スヘシ

第八条 代書人ハ代書事件簿ヲ調製シ事件ノ名称書類ノ枚数依頼者

ノ住所氏名委託ヲ受ケタル年月日代書料額ヲ記載スヘシ

第九条 代書人ハ組合ヲ設ケ代書料ノ額ヲ定メ規約書ヲ添ヘ管轄庁

ニ願出テ認可ヲ受クヘシ

一庁管轄内ニ於テ代書人三名ニ滿タサルトキハ組合ヲ設ケサルコ
トヲ得但シ代書料額ハ前項ニ準シ管轄庁ノ認可ヲ受クヘシ

第十条 警察官ハ何時ニテモ代書事件簿ノ檢閲ヲ為スコトヲ得

第十一条 代書人此ノ規則ニ違背シタルトキハ庁長ハ其ノ事務ヲ停
止シ又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

第十二条 第二条第四条第五条第六条及第九条ニ違背シ又ハ第十条
ノ檢閲ヲ拒ミタル者ハ五十円以下ノ罰金ニ処ス

第十三条 第七条及第八条ニ違背シタル者ハ科料ニ処ス

第十四条 此ノ規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪及減輕再犯加重
數罪俱發ノ例ヲ用キス但シ刑法第七十五条第一項ノ場合ハ此ノ限

ニアラス

附 則

本令ハ明治三十六年六月一日ヨリ施行ス

2 代書人取締規則制定については、司法省による法令としてで
はなく、各地の県令として制定された。広島においては、明治三
六（一九〇三）年二月二十五日、広島県知事徳久恒範が、広島県令
一〇二号「代書人取締規則」を制定施行した。

（注）明治三十六年二月二十五日広島県令第一〇二号「代書人取締規則」
は、次の通りである。

代書人取締規則

第一条 代書人トハ他人ノ委託ヲ受ケ文書ノ代書ヲ業トスル者ヲ謂
フ

第二条 代書人タラントスル者ハ属籍、住所、氏名、年齢ヲ具シ所
轄警察署ニ願出許可証ヲ受クヘシ

第三条 素行善良ト認ムル者ニ非サレハ代書營業ヲ免許セス免許後

ト雖モ本則ニ違背シ又ハ素行不良ト認ムルトキハ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第四条 代書人ハ左ノ事項ニ該当スル行為アルヘカラス

一 代書委託者ニ訴訟ヲ勸メ又ハ訴訟ノ鑑定若ハ紹介ヲ為シ其他他人ノ訴訟行為ニ干渉スルコト

二 代書人ニ非サル者ヲシテ自己に代り代書ノ業ヲ取扱ハシムルコト

三 同一事件ニ付利害を異ニスル双方ノ代書ヲ為スコト

四 名義ノ如何ヲ問ハス代書料以外ノ外報酬ヲ請求シ若ハ請求セシメ又ハ之ヲ受ケ若ハ受ケシムルコト

五 代書人ノ自宅代書事務所又ハ出張所ニ於テ他人ヲシテ前各号ノ行為ヲ為サシムルコト

第五条 代書人ハ免許ノ日ヨリ十日以内ニ代書事務所又ハ出張所ノ位置ヲ免許ヲ受ケタル警察官署へ届出ヘシ但代書事務所又ハ出張所ヲ定置シ難キ事情アルトキハ本文ノ期間内ニ警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第六条 代書人ハ代書事務所又ハ出張所其他代書スルケ所ノ賭易キ場所ニ代書料額ヲ掲出スヘシ

第七条 代書人ハ代書事件簿ヲ調製シ委託ヲ受ケタル事件ノ名称年月日書類ノ枚数、代書料及委託者ノ住所氏名等ヲ明確ニ記載シ置クヘシ

警察官吏ハ代書事件簿ノ検閲ヲ為スコトアルヘシ

第八条 代書人ハ代書シタル文書ノ末尾又ハ欄外ニ署名捺印スヘシ

第九条 免許証ハ就業中常ニ携帯シ警察官吏ノ求メアルトキハ何時ニテモ之ヲ示スヘシ

第十条 代書人ハ警察官署ノ管轄区域内毎ニ組合ヲ設ケ其規約及代書料ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但代書人三名ニ滿タサルトキハ組合ヲ設ケサルコトヲ得此場合ニ於テハ各自代書料ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

第十一条 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出免許証ノ書換再渡又ハ返納ノ手續ヲ為スヘシ但死亡ノ場合ハ家族ニ於テ本項ノ手續ヲ為スヘシ

一 免許証ノ毀損又ハ遺失

二 転住廃業又ハ死亡

他署部内ニ転任シタルトキハ五日以内ニ新住所地ノ所轄警察官署

ニ届出免許証ノ書換ヲ請フヘシ

第十二条 左ノ一ニ該当スル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

一 第二条第四条乃至第六条第八条第九条及第十二条ニ違背シタル者

二 代書事件簿ヲ調製セス又ハ代書事件簿ノ検閲ヲ拒ミ又ハ代書事件簿ノ記載ヲ怠リ若ハ虚偽ノ記載ヲ為シタルモノ

三 認可ヲ經スシテ代書料額ヲ変更シ又ハ認可外ノ代書料ヲ受取リタル者

附則

第十三条 本則施行前ニ於ケル代書人ハ明治三十七年一月三十一日迄ニ本則ノ規定ニ従ヒ免許証ヲ受ケベシ

⑩ 違警罪拘留者との面会不許可事件

高田似胤弁護士と広島警察署との間に生じた、違警罪拘留者との面会不許可の件は、明治三六（一九〇三）年七月二十九日、広島弁護士会総会において、岡崎、高田、田上の三弁護士を委員として、県知事および警部長へ交渉することになった。三委員は、同年七月三〇日夜会合して協議の結果、交渉条件を決定し、近日中に交渉を開くことになった。

本件は、同年七月二二日、広島警察署において、広島市舟入村の偽称鍛冶為事石井為次郎が、浮浪罪として一〇日の拘留処分を受けた際、同人はこれに服せず、正式裁判を受けるため、実母トメから証拠金として金一〇円の差入れを受けようとしたが、広島警察署ではこれを許さないの、やむなくトメから高田弁護士に依頼して、正式裁判の申立をしようとした。そこで、高田弁護士は、事務員を広島警察署に行かせ、拘留者に面会を申し入れたが、同署は証拠金の差入れを許さないだけでなく、面会も許さないの、本人へ取次方を申し入れた。しかし、これも容易にことが運ばないので、事務員はやむなく帰宅し、この由を高田弁護士に報じた。高田弁護士は、七月二三日午後七時から同一二時までの間、

広島警察署に待って、主任官に面会し、前記の取扱について、その理由を糺したが、不得要領に終わった。そこで、弁護士会に出で、知事、警部長に交渉することになった。この交渉では、行政上の処分を受けて警察署に拘留された者に対しては、弁護士が面会を申請するときは、一定の方法により容易に許可されたいというものであり、一種の人権問題である（「芸日」明治三六・七・二六、明治三六・八・一、「新聞」明治三六・八・一〇）。

（注）この事件は、広島警察署詰警部三宅某が、石井為次郎に対し怨みを持っていたためであるという。それは、車夫労働者らの喧嘩に際し、三宅警部の為すところが、依估不法であったので、石井がその理非曲直を匡し、三宅の処置を排斥して、その無法を指斥したので、これを遺恨に浮浪罪により拘留一〇日に処したという（「中国」明治三六・八・二三）。

⑪ 広島控訴院廃合反対

1 桂内閣の行政整理においては、明治三七（一九〇四）年度司法省予算の節減額は、前年比七〇萬三千円余となり、裁判所統廃合は、控訴院三個所（広島控訴院を含む）、地方裁判所二〇個所、区裁判所一〇六個所に及び、その法律案も閣議決定された（「芸日」明治三六・九・三〇、明治三六・一一・二二、明治三六・一一・二九）。

広島弁護士会は、明治三六（一九〇三）年二月一日午後一時よ

り、広島地方裁判所弁護士控席において、広島控訴院非廃止運動方針につき総会を開いた。定時を過ぎても参会する者が少なかったが、急施を要するので、委員を設け非廃止運動を開始することとした。その委員は、会長松山廣居、副会長土居弘毅、三坂繁人、高野一歩、横山金太郎、岡崎仁三郎、長屋謙二、田上諸藏、三戸有治、木元園次、篠原資、香川秀作の一二名とし、同月二日、会長よりその旨を通知した。そして、一二名の委員は、同夜午後七時、三坂弁護士方において、委員会を開き、運動の方針、およびその部署などについて検討したが、纏まらなかつた（「芸日」明治三六・一二・一三、「芸日」中国「中国」明治三六・一二・三、「新聞」明治三六・一二・一〇）。

委員会は、同月三日午後七時から、引続き委員会を開催したが、運動方針を定めるための基本となる、既往の統計を作成する調査方針や運動費の支出方について、協議が纏まらず（「芸日」明治三六・一二・四、五、「中国」明治三六・一二・四）、同四日も委員会を開いて協議した結果、次のような決定をし、それぞれ運動に着手した（「芸日」明治三六・一二・六）。

一、委員十二名中、更に左記委員七名を選定し、之をして廃止反対運動をなさしむること。

岡崎仁三郎、木元園次、田上諸藏、香川秀作、松井繁太郎、不破熊男、高野一歩

一、前記七名の委員は、名古屋、函館等に於ける取扱件数統計

表蒐集并に両院に於ける廃止問題反対に就ての事項調査の件を依頼すること。

一、前記両院に於ける廃止問題反対に就き、共に一致の歩調を執らんとす。夫々通牒を為すこと。

一、控訴院廃止問題反対に付、広島控訴院管内の各弁護士に向つて、之が反対運動を共にするため、一致の歩調を執ることとして、夫々檄文を發すること。而して、其檄文の趣旨とする所は、「控訴院を廃止する時は、院長、検事長、其他少数なる俸給額の減少にして、其総高一ヶ年三万円に過ぎず。之に反して、控訴院廃合の結果として、囚人押送費其他雜費等の増加するを以て、減額せられたる三万円以上の増額となるは瞭然たることにして、結局廃止の爲め、何の効果もなければ、絶対的に控訴院廃止には反対せざるべからず」と云ふにあり。

一、廃止反対運動に就て要する費用は、広島組合弁護士会より金二千円を拠出すること。

通牒文および檄文は、一二月四日夜、夫々起草の上、同五日印刷に附し、同六日中に發送の手続きをした。広島控訴院管内の弁護士に対して發した檄文は、次の通りである（「芸日」明治三六・一二・八）。

○檄文

謹啓益々御清適奉賀候、陳ば広島控訴院廃止問題は、殆んど其

筋に於て確定相成候て、不日帝國議會の議に上り候儀と確信致候。然るに、這は全く行財政の整理に基因し、經費を節減せんとする旨意に由来致候故、或は実行の場合に立至るやも予期難致、現に名古屋函館而控訴院内弁護士に於ては、銳意熱心に反対運動に従事致候は、夙に御了知の通り有之候。然るに、独り当控訴院管内に於て冷眼視候は、洵に遺憾千万に存候。当地弁護士會員挙て協議を凝らし十分調査を遂げ、飽迄廃止反対の運動致候事に一決致、特に委員を撰定して専ら其衝に当らしめ候事に取極め申候。就ては、此際貴下初め各位の御賛成を得、一致協同して大に反対運動に着手し、飽迄其目的を貫徹致度候。現に当地市会及び県会并に商業會議所も吾人と共に、反対運動に従事中に有之候間、現下の情勢に稽へ貴下に於ても御賛成の上、御奮起御運動之程熱望の至りに不堪候。

草々拝具

明治三十六年十二月五日

広島控訴院非廃止同盟会

(事務所 広島市下中町二十番地田上方)

委員岡崎仁三郎、同香川秀作、同田上諸藏、同不破熊男、同

木元園次

追て、本文運動に御賛成被下候節は、廃止反対理由並に其材料共至急調査之上、御送付被下度。尚貴管内各位運動上の御高案併せ御漏らし被下度奉願候也。

2 広島弁護士会は、明治三六(一九〇三)年二月六日午後一時より、広島地方裁判所弁護士控所において臨時總會を開き、広島控訴院廃止反対運動実行に關して協議したが、その結果を見るに至らなかつた。そこで、同月一三日午後一時より、再度、広島地方裁判所弁護士控所において臨時總會を開くことになつたが、その運動方針は、先日、委員会において決定したものと、甚だしい相違はないという。因みに、名古屋控訴院廃止問題につき、同地の市會議員、有志者、県會議員、弁護士会では、二月一日および一七日の両日を以て、反対運動のため上京する予定であるので、一致の歩調を執りたいと照会してきた。広島弁護士会でも多分、これと同時に委員を上京させることにならう(「芸日」明治三六・一一・一〇)。

(注1) 広島県議會では、明治三十六年二月二日、広島控訴院廃止の件、山口県を広島県に合併する件、および石見県を広島県へ合併の件について、開会中の通常県会において協議会が開かれ、次の委員に附託して調査させることになつた(「芸日」明治三六・一一・三、「新聞」明治三六・一一・一〇)。控訴院廃止調査委員(横山金太郎、高野一歩、早速整爾、金田実、横山次郎、県分合調査委員(略)。

(注2) 広島市議會では、明治三十六年二月二日、広島控訴院廃止反対決議が満場一致で可決され、広島市会と同市參事会が原動力と

なつて反対運動を行うことになつた〔芸日〕、「中国」明治三六・一二・四、「中国」明治三六・一二・八、「新聞」明治三七・一・一。広島控訴院非廃止運動委員は、議長の名により、大野千三郎、早速整爾、鍋島秩、三好為吉、森脇喜兵衛、瀬川岩造、森川脩藏、山本三朗、その外に、尾形武三郎議長、岡崎仁三郎議長代理者も参加した。

(注3) 広島控訴院非廃止運動委員会は、明治三六年二月九日、市会八名の委員の外に、尾形議長、岡崎議長代理者、市参事会より伴市長、林・山本両助役、長屋謙二、小島範一郎の五名が加わり協議の結果、一三名が発起人となり、同月一二日午後一時、材木町誓願寺において、控訴院廃止反対有志大会を開くことになつた〔芸日〕明治三六・一二・九〜一〇、明治三六・一二・一二、「中国」明治三六・一二・九〜一〇、「中国」明治三六・一二・一一。しかし、同月一日に衆議院が解散されたので中止された〔中国〕明治三六・一二・一二、「芸日」明治三六・一二・一三)。

(注4) 広島商業会議所では、明治三六年二月六日の総会において、広島控訴院廃止に反対することに決定し、反対運動については役員に一任した〔芸日〕明治三六・一二・一八。

(注5) 芸備日日新聞の主筆早速整爾は、経国学人の筆名で「控訴院廃す可からず」という論説を連載した〔芸日〕明治三六・一二・三〜四、明治三六・一二・六、明治三六・一二・九〜一〇。また、同紙は、一瀬広島控訴院長の「控訴院廃止の不可」という談話を

二回にわたり掲載した〔芸日〕明治三六・一二・六、明治三六・一二・八〜九。

(注6) 明治三六年二月一日、衆議院が解散されたので、控訴院廃止反対運動は中止された〔中国〕明治三六・一二・一二、「芸日」明治三六・一二・一三。当時は、裁判所廃合法案は、必ず次の臨時議會に提出するという状況にあつた〔芸日〕明治三六・一二・二三。しかし、廃合案反対の声が強く、再提出されることはなかつた。

(注7) 日本弁護士協会においては、「裁判所廃合を非とするの件」は、明治三七年二月八日評議員会第五九回例会、同年三月一二日評議員会第六〇回例会、同年七月五日評議員会第七八回例会を経て、「本案は採決の結果大多数にて原案を可決す」と決議された〔録事〕第七三三号・第七四号・第七八号、明治三七・二・二八、明治三七・三・二八、明治三七・七・二八)。

明治三八(一九〇五)年

⑫広島地方裁判所三次支部・尾道支部非廃止建議

行政整理の結果、全国二七個所の地方裁判所支部を廃止することとなり、広島地方裁判所管内では、三次、尾道の両支部が廃止の対象となつた〔芸日〕明治三八・一・一七)。

それでは、人民の不便は少なくないので、明治三八(一九〇五)年一月二〇日、広島弁護士会においては、当局者に対して非廃止

について建議するため、常議員一同は、会長田上諸藏方に会して評議をし〔芸日〕明治三八・一・二〇）、同月二八日午後二時より、広島区裁判所楼上において、広島弁護士会総会を開いた。来会者は二〇余名で、尾道の弁護士も来会した。地方裁判所支部非廃止の事、および広島控訴院管内拡張の事を司法大臣に建議する件につき討議の結果、満場一致でこれを可決した。その費用については、調査委員会を設けて調査すること、し、田上諸藏を委員長、井上房之助を副委員長、他の八名を委員として、同日委員会を開く予定とし、午後五時散会した〔芸日〕明治三八・一・二七―二八）。裁判所支部廃止については、明治三八（一九〇五）年一月三十一日、それに反対する代議士が、波多野法相と懇談した際、法相は、「裁判所構成法の一部改正が成立すれば、その結果として、自然地方裁判所の事務を緊縮して、第一審より控訴上告に至るまでの間に、多少の経費を軽減できるので、これにより生じる金員を以て、地方裁判所支部の大多数は存置出来る」と明言した〔芸日〕明治三八・二・一五）。その結果、広島地方裁判所尾道支部・三次支部は廃止を免れた〔芸日〕明治三八・三・二）。

（注1） 政府は、行政整理の結果、地方裁判所支部二〇余ヶ所を廃止する旨、議員に内示したところ、当該支部廃止に関係がある地方の代議士等は大いに狼狽を始め、旧臘（注、明治三七年末）相率いて波多野法相を訪問し、支部廃止反対の意見を述べたので、法相は

行政整理の結果、今更中止されるべきものではないが、裁判所構成法の一部を改正して、区裁判所の権限を拡張して、支部廃止より生ずる欠点を補つてはどうかと、一種の改正案を内示した〔芸日〕明治三八・一・二〇）。その改正の要点は、
一 区裁判所取扱の民事事件は従来百円以下に限っていたのを、拡張して二百円以下にする。
二 区裁判所の上告は、従来控訴院に限られていたのを改正して、大審院にも及ぼす。

しかし、右改正は、地方裁判所の権限を縮小するので、地方裁判所所属弁護士中には反対が多いという。

（注2） 日本弁護士協会でも、明治三八年一月一四日開催の評議員会第六八回例会において、「地方裁判所支部廃止を非とするの件」が、第九七議題として取上げられて、満場一致で可決され、委員五人により司法大臣と交渉し、同時に帝国議會に対しても相当の運動をした〔録事〕第八三号、明治三八・一・二八）。その結果は、同年二月の評議員会第六九例会で報告された〔録事〕第八四号、明治三八・二・二八）。

（注3） 尾道支部の廃止については、御調郡宇津戸村の有志が、これを非として、陳情書を司法大臣に差出した〔芸日〕明治三八・二・三）。三次支部廃止については、有志者が醸金して一〇〇円の運動費を作り、長岡町長を上京させ、農商務次官和田彦次郎、衆議院議員米田武八郎に謀り、奔走尽力した〔芸日〕明治三八・三・

(11)。

明治三九(一九〇六)年

⑬ 刑事被告人との接見問題

刑事被告人と弁護士との接見については、これを他の監獄に比し、弁護士に往々不便を感じさせることがあるので、前任正副会長(注、松山会長、高野副会長)は、他地方監獄の現状を調査して、典獄と交渉中であつたが、前任会長は、昨年暮(注、明治三九年暮、会員に対して、左記のような通牒を發した(芸日)明治四〇・一・四、
「新聞」明治四〇・一・一〇)。

○通牒

刑事被告人へ接見手続に関し、典獄へ交渉の結果、左の通相成候に付、御通知致し候。

- 一 土曜日の午後は、接見を許可する事。
- 一 接見願は、一定の用紙を要せず、随意の用紙に弁護人の住所氏名及被告人の氏名、外に接見の要領を記載し、差出し相成るべき事。
- 但、監獄署は従来の用紙御所持のお方は、可成的其用紙を使用相成るべき事を希望致し候。
- 一 事務員より接見を求むる場合、単純なる事項に付ては、取次の方針を執り、被告人と交渉を要する事項に付ては、可成的時間を要せざる様接見を許可する事。

一 弁護士に於て、被告人に対し単に弁護を受任したる事を告知する為めのみ接見は、取次に止められ度事。

一 弁護士の接見は、従来と雖も可成的迅速に取扱ふ方針なるも、尚爾来は一層迅速に取扱ふべきに付、若し不都合ある時は、其都度申出を受け度事。

右之通、通知致し候也。

記者(注、「法律新聞」の記者)云ふ、東京監獄に於ては、藤澤典獄は勿論、田中課長の勤勉に依り第一、第二の事項は数年来実践せり。広島監獄の如き事務閑散の場所にして、何故斯る措置をなせしか。

明治四〇(一九〇七)年

⑭ 会社取締役への就任許否

広島弁護士会常議員会は、明治四〇(一九〇七)年七月一五日午後五時より、大手町四丁目大本楼において開催された。議題は、不破熊男弁護士が大手町七丁目の製氷会社の取締役就任許否の件であつた(芸日)明治四〇・七・一七)。

元来弁護士は、官吏のように法令に規定はないが、性質上他の営利事業に関係すべき者ではないので、営利会社の重役に就任するのは、理論として穩当ではないとの説があり、職業柄として、種々の賛否の議論が現れた。これに関しては、最も熱心に許可説を主張して弁論に勉めたのは篠原弁護士であつた。

まず、製水会社の内容を取調べたところ、僅々一万余千円の小会社で、強いてその重役となつたからといって、実業界の信用を博すほどのものではなかつた。また、先に松山、富島兩名が会社の重役となつた先例があるが、これは訴訟上余儀ない事情によつたもので、今回とは性質を異にするので、不破に辞退を勧告すべきであるという説も起つた。

そこで、無記名投票の結果、三対四の少数で否決された。そのため、製水会社の取締役に内定していた不破弁護士は、重役推薦を辞退することになつた。

この件については、篠原弁護士は製水会社の株主で、不破弁護士を同社の重役に推薦した一人であることが発覚し、常議員会の多数は非常に篠原弁護士の行動を憎んでいと報道された。そこで、篠原弁護士は、常議員会議長藤田若水、製水株式会社武田武右衛門の保証により、自分は製水会社の株主ではなく、よつて、不破を取締役に推薦した事実はないと釈明した〔芸旦〕明治四〇・七・一九。

このような事態に対して、常議員の一人が、常議員会における審議について、次のように、その経緯を明らかにした〔芸旦〕「中国」明治四〇・八・二。

頃者広島弁護士会常議員会が、会員不破弁護士の製水株式会社取締役就任の件に対し、不許可の決議を為したるに就き、道路或ひは異説を挟み、常議員会の決議を云為するものあり。議論は自

由なり、評議は随意なり、何ぞ意とするに足らん。然れども、故らに事態を虚構し、真相を誣惻し、世を誤り人を欺くものあるに及んでは、吾人は広島弁護士会の神聖を擁護すべく、江湖に告白する所なかるべからず。

時は、本年七月一日、不破氏は弁護士会長高田似壠氏に、許可請求書を提出して曰く、自分は広島製水株式会社の取締役に撰定されたるに依り、其許可を請求すと。依て、会長は制規に準じ、常議員会を招集し其議に附せり。月の一五日、常議員会は開かれ、其討議に移りたるに、論派二となり、甲説は曰く、弁護士は弁護士法第一条に定むる如く、「通常裁判所又は特別裁判所に於て職務を執行する者」、換言すれば其地位は公法上の一機関なり、故に同法第六条第二項は、「弁護士は商業を営むことを得ず。但し弁護士会の許可を得たるものは此限りにあらず。」と規定し、本則としては商業禁止を明かにせり。法文は柄乎として日月の如し、弁護士の商業を許可するは例外なり、特種の必要より、而かも商業を営むに於て、地位名望を汚濁せざる場合ならざるべからずと。第二論は、今日の社会上の必要は、爾く法規は厳正に解釈するを要せず、差支なき限り許可すべしと云ふにあり。然り而して、兩説孰れを探るも、事実調査の必要ありとて、調査委員を設くるの説出で、松井、篠原両弁護士委員となり取調の結果は、同会社の資本は僅かに一万二千元なる事、岡本某の所有工場を買収して製水する事、不破氏は實際上の業務に従事するにあらずして、監査役

の如き地位にありて、財務を監視するにあることを報告せり。更に、不破氏に就き、就任の已むべからざる理由を糺したるに、自分敢て就任の必要を認めざれ共、自分欠席に拘はらず、創立総会に於て選任可決したるに過ぎずとの答を得たり。其他審査の資料たりし事実少からざれど、开は他人に累を及ぼすべきが故に、茲に言明を避けん。要するに、審査の資料を何処に求むるべきかは、常議員会の専権に属す。斯くて、常議員会は、無記名投票を以て許否を決したるに、許可すべしとなすもの三、不許可とするもの四、即ち一票の差に依りて、不破氏の請求は排斥されたり。如斯事実を委員の調査に託し、決議を無記名投票に取り、理義を明晰なる法理の上に定む。然るに、之を依怙失当の決議となし、理由なき漫然の否認と認むるが如きものあらば、宜しく猛然三省、若し事実の誤謬あらば、吾人の説明に依りて其非を正せ、若し理義の混同に基くならば、堂々論議を公にして、吾人の説を叩け。

若し夫れ、弁護士は取締役となるに許可を要せずとの論の如きは、吾人の前記決議後、不破氏より屢次聞く所、尚又同一口吻を以て広島評論子より承りたる所なれ共、开は本問題とは自から別題にして、答弁の限にあらざらず。若し、不破氏に於て、爾く確信するあらば、何故に断然不許可の儘に取締役の就任発起を断行せざりしか。聊か事実の真相を陳べて、妄を弁ずる事爾り。

⑮法曹懇話会

第四回法曹懇話会は、明治四〇（一九〇七）年一月一日午後三時より、大手町九丁目広島俱樂部において開会した。この日は、土曜日で予定の時刻に集まった人々は、基または将棋の局に向かい、輸贏を争うに余念ないものもあり、種々の滑稽談に一座の頤を解かすものがあつたが、やがて松林若円の豊太閣の壮時における長短槍仕合の壮快な講談に移り、了つて五時頃より一同抽籤の順に席に就き、配膳隈なく行き渡つた頃、当日の幹事である膳、丸太、富島、高野（外に中谷速水、廣瀬又次郎兩名が幹事に推されていたが、中谷は転任、廣瀬は病気のため欠席）は、席の一隅に斉立し、膳が幹事一同を代表して、莊重簡潔な一場の挨拶があり、次いで關義幹が起つて他の検事正を代表して鄭重な謝辞と希望とを述べ座に復すると、一同宴に移り、山田紫絃、席の中央に現れ出て、筑前琵琶の秘曲を面白く、那須与一、廣瀬中佐の二曲を奏し、棄児行の朗吟さえ加えたので、紅袖の糸響肉声なき清楚な会筵も、興味自ずから四隅に湧き、酒杯の猷酬転た頻りである。折しも若円再び現れ出て、円転滑脱の口調を以て、「ほこりた、き」面白可笑しく喋舌るのに、一座覚えずとよめき合った。こうして、九時を過ぎる頃、漸く散会した。当日の出席者は、左記の如くであり、次会の幹事は、例によつて幹事より、池田覺三、吉良辰次郎、岡上晴重、天津彌太郎、井上房之助、松井繁太郎の六名を指名推薦した（芸日「明治四〇・一一・二九」新報「第一〇号、明

治四〇・一一・二五)。

一瀬勇三郎、膳鉦次郎、池田覺三、山香二郎吉、藤岡常之丞、多羅尾篤吉、西原義任、石井清美、川村邦茂、高橋嘉一郎、原田一、吉原謙亮、田中昌太郎、江藤直作(以上、控訴院判事)、河原知亮(書記長)、川淵龍起、阿部義彰、小川正治、吉良辰次郎(以上、控訴院檢事)、入交好雄(山口檢事正)、彦坂秀(松江檢事正)、河島正藏(松山檢事正)、關義幹(岡山檢事正)、狭間親(鳥取檢事正)、土井庸太郎、羽仁詳一、服部純吉、勝沼保一郎、勝井喜藏、桐山誠一、寺川三藏、水野忠行、末正榮藏、山田俊平、神谷敏行(以上、地区裁判事)、小玉羊五郎、守津忠郎、岡上晴重、黒正太助、村田愛熊(以上、地区裁檢事)、荒地清介、小西雄太郎(以上、試補)、井上房之助、香川秀作、横山金太郎、高田似壠、高橋榮之助、田上諸藏、植田壽作、松山廣居、松井繁太郎、藤田若水、不破熊男、三坂繁人、三戸有治、平本希一郎、森田卓爾、新開辰市、永野法城、篠原迪、岡咲禮太郎、米田權之助、池田寛作、佐藤五三、南條持一、玉木次郎、奥田勝太郎、富島暢夫、高野一步(以上、在広弁護士)、中野治介(山口弁護士)

明治四一(一九〇八)年

⑬刑事被告人との接見手続・民事訴訟における刑事記録取寄

広島弁護士会においては、広島監獄署における刑事被告人接見手続、刑事記録取寄に関する諸問題につき、明治四一(一九〇八)

年一月三日、八日の両日を以て、広島地方裁判所弁護士控所に臨時總會を開いた。

刑事被告人との接見問題については、会員各自より各々遭遇した実例を述べ、結局広島監獄署の接見取扱は兎角緩慢に流れ、接見請求の時より早くても一時間、甚だしいときは二時間、若しくは三時間以上も空しく控所…控所といってもホンの名のみで、その実僅か二坪にも足らない陋室で、一台のテーブルと一、二脚の椅子があるのみ、嚴冬と雖も火鉢の備えもなければ、喫煙さえ嚴禁して、屋宇殊に低く、悪臭紛々として鼻を衝き、若し夏季炎威の候などに至っては、真にその身を燬かる、が如く、殆んど獄中に在ると異ならない。そして、受附までは、約一丁というに至っては、愈々驚かざるを得ない。このような場所に窮屈を忍び、そのうえ正午にでも至れば午後に廻され、午後四時に垂んとすれば、忽ち翌日に延ばされる。日曜と土曜の午後は、緊急已むを得ない事件の外は、殆ど絶対に接見を許さずというに帰着し、このような取扱は弁護士に対する一大痛棒で、会員の齊しく忍び難しとする所であるのみならず、延いては裁判所に対する延期の請求となり、鉄窓に呻吟する被告人の苦痛ともなるので、会長より典獄に交渉して円滑な解決を得て報告することに決した。

夫れより、刑事記録取寄問題に入り、民事訴訟において刑事記録の取寄を申請するに当り、その内容を具体的に記載することになつてから、当事者の迷惑は一方ならず、若し一括してこれを求

めれば、裁判所においてこれを許さないことがある。また、知り得た一、二の部分について取寄を求めると、他の部分はこれを解綴して送付せず、時には全部送附することがあるが、他の部分はこれを厳緘して披閲することができないようにする。これは、畢竟検事局が秘密厳守の方針より出た結果であろう。苟も公判に付し、公行審理の上確定した案件につき、民事探証の路までも杜絶する程に秘密を頑守する必要はあるまい。そして、以上の類例は他の方面に見ず、広島地方裁判所検事局の保管に属するものに、常に遭遇する所であるので、これまた、会長より当局者に交渉してその意見を聴き、前後策を講究することに決し、一旦閉会を告げ、更に次日の議場において、会長より交渉の結果顛末を報告した。

その要旨は、接見問題については、典獄は法規の許す範囲において、なるべく接見の便宜を計り、相互の牴牾支障がないことを期すとの所思を明言された、記録取寄の件については、決答の猶子を望む旨、当局者より希望されたとのことで、満場異議なくこれを承認し閉会した〔「新報」第三号、明治四一・一一・二五「録事」第二二五号、明治四一・一一・二八〕。

明治四二（一九〇九）年

⑰ 民事事件遅滞対策

明治四二（一九〇九）年一〇月一〇日の新聞報道によると、広島

弁護士会は、近々臨時総会を開催する予定であるが、その主な議題は広島地方裁判所における民事案件の渋滞を進捗するように申入れる件であるという〔「芸日」明治四二・一〇・一〇〕。

それは、近來、広島地方裁判所の民事案件の渋滞が甚だしく、何らかの都合により一回公判が延期されたときは、一ヶ月乃至二ヶ月の後でなければ、開廷されない実況にあり、仮に三回の公判によって結審を得るとしても、半年を要する次第である。

そこで、弁護士会においては、すでにその規約中に、弁護士が差支を生じて二回以上期日を延期した場合は、嚴重な罰金を徴するという、過酷な規定をさえ設けて、事務の進捗を図っている程である。

このような次第で、臨時総会の決議により、裁判所においても、今少し民事案件の事務進捗を図られるように、所長と協議することを審議するという。

〔注〕 広島地方裁判所民事部は、訴訟手続の進行を速かならしめるため、

- 明治四二年五月上旬、左記の事項を實行するよう掲示した〔「芸日」
「中国」明治四二・五・二九、「新報」第三〇号、明治四二・五・二
五〕。弁護士会としては、それらの事項については、裁判所の要求に
応えて実行したと思われるが、それでも裁判の遅滞が改善されなかつ
たのであろう。そこで、裁判所側の事務の改善を求めたものと思われ
る。

自今、訴訟手続の進行を速ならしむる為め、左記事項実行致し各訴訟人に心得の爲め、此段掲示候也。

明治四十二年五月

- 一 訴状には、請求原因を明瞭に且立証方法を詳細に記載し、書証ある時は其写を添付する事
- 一 答弁書には、抗弁の理由を記載し、並に証拠書類ある時は其写を添付し、催告期間内に必らず差出すべき事
- 一 続行期日に於て、提出すべき証拠書類ある時は、前以て写を提出すべき事
- 一 証拠調の申立書を提出するときは、必らず即時に提出すべき事
- 一 証拠調の予納金は、事件主任官より納付命令書を受けたる当日納付すべき事
- 一 予納金並に予納したる郵便切手の剰余は、通知を受けたる当日中に請求の手続を為すべき事
- 一 期日変更の申立は、可成其期日より三日前に為すべき事
- 一 訴状及答弁書其他準備書面を認むるに複写紙を用ひ、文字判明せざるものありて、之が為に書換を為さしむること往々有之、如此は相互の不便に付、可成字画を明瞭に記載すべき事
- 一 訴訟費用中郵便切手を以て納付する場合は、必らず納記を添付する事
- 一 被告より時機に後れて提出したる防禦の方法は、民事訴訟法の規定に因り却下せらる、ことあるべければ、時機に後れざる様提出

する事(民事訴訟法第二百九条第二百十条)

一 無益なる攻撃防禦方法(証拠方法を包含す)の主張、期日若くは期間の懈怠又は自己の過失に因り、期日の変更、弁論の延期、弁論続行の爲にする期日の指定、期間の延長、其他訴訟の遅滞を生ぜしめたる原告若くは被告は、本案の勝訴者となりたるに拘はらず、此が爲に生じたる費用を負担せしめらる、ことあるべし(民事訴訟法第七十五条第七十六条)

一 公正証書の偽造若くは変造なることを、真実に反きて主張したる原告若くは被告に、悪意若くは重過失の責あるときは、五十円以下の過料を、又私書証書の真正なることを、真実に反きて争ふときは、前同一なる条件を以て、二十円以下の過料を言渡さる、ことあるべし(民事訴訟法第三百五十五条)

⑧刑事被告人との接見問題

広島監獄においては、弁護士が囚徒に面接するのに、少なくとも一時間半以上、長いときは二時間を要する有様で、職務上差支えを生ずること甚だしい。そこで、明治四二(一九〇九)年一〇月一〇日の新聞報道によると、広島弁護士会は、典獄に対して、今少し便利の方法を講じられることを要求するという。もつとも、典獄に対する要求は、毎年しているので、その都度、典獄においても、或いは立会看守を増し、或いは弁護士面会専属を置くなど、種々便利を図っているが、暫くするとまた同じ状態になるので、

再度、要求するという（芸旦「明治四二・一〇・一〇」）。

なお、広島弁護士会は、広島監獄に対し、明治四一（一九〇八）年一二月には、電話照会に関する応答についても、同監獄に申入れをしていた。それに対して、明治四二（一九〇九）年一月、広島監獄より回答があったので、高田似壠会長は、左記の回章を会員に発している（「新報」第二五号、明治四二・一・二五）。

○回 章

刑事被告人に関し、弁護士より問合せたる場合に於て、電話を以て応答を得度件に付、前任会長より広島監獄に交渉の顛末は、昨年十二月総会に於て報告の通に有之候処、右に関し当会より提出したる覚書は、甲号の通にして、広島監獄より回附の覚書は乙号の通に有之候間、此談及御通知候也

明治四十二年一月

広島弁護士会 会長 高田似壠

会員各位御中

（甲号）

刑事被告人に関し、弁護士より問合せたる場合に於て、電話を以て応答を得度件、左に

- 一 著監及退監の有無及時期
- 二 通信に依る弁護依頼者の氏名住所、繫属裁判所、原裁判所事件名称、事件の程度、公判期日等
- 三 金銭及書類所持の有無及其差下差問の有無

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

- 四 上訴申立の有無及時期
- 五 保釈の許否及保証金額
- 五 上告公判期日
- 六 当日接見差問の有無

（乙号）

口 述

一 著監退監の有無は応答す 但時期を除く
（理由）時期に至りては必要なしと認む

二 弁護依頼は信書を發送せしむる見込なり
（理由）委託検閲の協議調へたればなり

三 金銭及書類の受取は郵便を以て請求せらるゝときは電話其他便宜の方法を以て交付期日を通知すへし
（理由）本人の承諾を要し又裁判所へ照会を要することあればなり

四 応答す 但時期を除く

（理由）上訴したるや否やを問までなりとの口述あるに因る

五 許否の令違ありたるときは弁護士へ通知すへきことを監獄に於て注意を与ふ

六 期日通知ありたるときは被告人より直に通知すへきことを監獄に於て注意を与ふ

七 病監人接見禁止、重罪下調の出廷の有無は応答す
右は御協議に依り当分間開庁日午前限り応答すると雖も電話度数煩煩に至るときは謝絶することあるへし

明治四三（一九一〇）年

⑬ 日本弁護士協会による人権問題調査

日本弁護士協会は、明治四三（一九一〇）年一月二二日午後、桜田俱樂部において、臨時大会を開き、全国各控訴院管内所在地に委員を特派し、その管内の人権蹂躪に関する事実、ならびに不法の検挙および失当の判例等を、具体的に調査することになり、各控訴院管内における主査委員を指定した。広島控訴院管内は、花井卓藏、宮島次郎、長島鷲太郎、卜部喜太郎、横山勝太郎、高野金重、中島松太郎、上原鹿藏を選定した（芸日「明治四三・一・二四」）。

その中の、宮島次郎、横山勝太郎が調査委員として派遣され（芸日「明治四三・二・六」）、同年二月九日来広し、横山勝太郎は、従兄の横山金太郎方に入った（芸日「明治四三・二・一一」）。

広島弁護士会は、同年二月一〇日午後三時より、大手町四丁目大本楼において、右調査委員の招待を兼ねて、総会を開き、人権問題の調査をなした（芸日「明治四三・二・一五」）。

横山調査委員は、翌一日、広島弁護士会長森田卓爾と共に、山口、岡山の両地方裁判所管内出張して調査をなした。横山調査委員らは、同月一三日岡山を出発して帰東し、森田卓爾は一四日帰広した。

（注）この調査は、明治四二年一月二一日午後一時より、東京上野精

養軒で開催された、日本弁護士協会臨時大会において、第一号決議案が満場一致で可決されたことによる。この大会には、広島からは、高田似織、森田卓爾が参加した（録事「第一三七号、明治四二・一・二二・二八」）。

第一号議案は、「近時司法部の措置は、過酷峻烈に流れ、刑政の本義を誤れるものと認む。本会は茲に、時弊の最も甚だしきものを列挙し、当局者をして翻然反省せしめんことを期す。一 刑の量定甚だ酷に過ぐるの弊あり。二 執行猶予の規定を無視して、之を適用せざるの弊あり。三 未決勾留の日数を刑期に通算すべき規定の適用を無視するの弊あり。四 警察官の作成に係る聴取書及素行調書を過信し、事案の真相を誤断するの弊あり。五 捜査の方法及検挙の処置、峻厳に失するの弊あり。六 保釈責付の規定を無視し、徒らに自由を拘束するの弊あり。七 検事に於て、附帯控訴を濫起するの弊あり。」という内容である。

なお、第一号議案と同趣旨の決議は、明治四二年一月の中国弁護士協会大会においても、決議がなされている。

日本弁護士協会は、全国控訴院所在地に調査委員を派遣することに決定し、同会幹事磯部、岡村、鳩山、江木、増島、菊池、鈴木連名で、各弁護士会長宛に通牒を發し、広島には宮島次郎、横山勝太郎を派遣した（新報「第三六号、明治四三・一・二五」）。その調査結果は、横山勝太郎「報告書」（録事「第一三八号、特別号「人権問題特別号」、明治四三・一・二八」）に詳細に報告されている。

明治四四（一九二二）年

⑳ 司法大臣岡部長職の招待会（芸日）明治四四・五・一六

司法大臣正三位勲三等子爵貴族院議員、まっただ旧泉州岸和田の城主てふ山鳥の尾の長々しき肩書は暫く抜として、岡部氏（注、司法大臣岡部長職）の旅情を慰むべく、在広の法官、弁護士、警務長等の懇親会を、十四日（注、明治四四年五月一四日）の夜、公会堂で催した。御客側は、岡部法相、正親町秘書官、小山局長（注、小山温監獄局長）、高橋職員課長、其他随行員等の面々一同、和服の寛かなる扮装にて設けの座に着くと、川淵検事長の挨拶よろしくあつて、法相はやおら身を起し「拙者は由来長尻の男にて、人の御馳走とあるからは、鱈腹平らげ申すべし。御遠慮は更に御無用われと思はん方々は。イザ近寄つて酒戦の御用意！」と、頗る振つた一言に、一座俄かに景気づき、五十余名の美妓入乱れて酒杯を幹旋ち、阿君、たていちの滑稽なる手踊りは、先ず客の頤を解き、それより川淵検事長、富島弁護士会長の謡曲に、時子起つて優柔に舞へば、法相御感斜ならず。然らば、我輩もとて高砂の一曲を唸らせ給ふ。声調高雅、流石は大殿様よと一座頗ぶる感嘆。纏て、松井弁護士は、法相に対つて、「閣下の狂歌は、津々浦々までも知れ渡りたるもの、一度名古屋の宴席に侍りて、即妙の御手際を拝見したる事あり。いざ一つ物し給へ」と勸むれば、「いかにも合点。早々題を出し候へ。見事答へて見せ申さん」との催促に、斯界の豪傑高田弁護士が、即座に、四ほう（司法）ぶの五巡

視六（む）りは七（な）かるらん。岡部八目、九目、十日、とやつてのける。即ち、法相は公平無私の人、其視る所に無理はなからうとの風刺である。法相早速受流し、四方から五六（ごむ）り七（な）事を八（や）かまし九、十（とう）と豆腐は逃げ出しにけり。京阪地方では豆腐の事を、をかべと言ふ、又、法相の雅号である。どちらも旨い。一座は哄と動揺いて、暫しは鳴も止まなかつた。宴は愈々酣になつた頃、来客中から隠し芸を出せと、幹事からの催促。横山弁護士の出雲節の盆踊りと松井弁護士の義太夫は已に定評ありとあつて、横山君先ず踊る、身体も小いが軽いもの。次に、松井君は愛妓愛助の三味で「小春治兵衛」を語る、男も好いが声もよい。横山君と松井君は、弁護士と芸人と兼業するよと誰かゝ叫ぶ。彼是と時は移るけれど、人は中々去らぬ。平生衣冠束帯して、訟を聴き獄を断ずる人とは受取れぬ程に打ち寛ろいだ宴会で、十一時頃漸と法相の尻も重たさうに上つたのである。記者も早速ながら取敢へず一首（千里眼子）。

をかべとて四角見えても和かい

長しよくならで長飲のきみ

明治四五（一九二二）年

㉑ 広島控訴院廢合反対

明治四五（一九二二）年二月一七日、鳥根県米子地方の弁護士有志ら数十名が連署して、同地方の裁判管轄は目下広島控訴院に属

しているが、鉄道開通後は大阪との交通が便利となったので、大阪控訴院の管轄内に変更してほしい旨、司法大臣、貴衆両院に請願書を提出したという〔芸日〕明治四五・二・一八〕。

そして、広島控訴院管内の一部管轄替の問題が一方に起これば、一方では、また広島控訴院廃止の取沙汰さえあり、このようなことは、法曹社会は勿論、広島市および管内一般の利害より観るも、事は頗る重大で軽視できないものがある。すなわち、予め与論を起こして、政府当局者の注意を喚起させる必要があるという状況となった〔芸日〕明治四五・三・二四〕。

そこで、広島弁護士会は、先般、協議会を開いて、控訴院廃止問題に対しては、同院管内各地弁護士会は同一の歩調を執り、飽くまでも現状維持を図ることを決議し、正副会長を加えて合計一名の委員を設け、同年三月二〇日夜、それぞれ部署を定めて、高田似壘、森田卓爾は鳥取へ、田上諸藏、高野一步は岡山へ、香川秀作、米田權之助は山口へ、岡咲禮太郎、藤田若水は愛媛へ出發して、各地弁護士会との間に連絡を執り、また一方、松井繁太郎は名古屋および東京へ向け出發し、在東京の代議士横山金太郎、同富島暢夫と打合わせを行い、着々その運動の歩を進めることになった〔芸日〕明治四五・三・二四〕。

松江市では、高田と森田は、同地の各弁護士を勧誘し、三月二四日夜、同市臨水亭において協議を遂げたという〔芸日〕明治四五・三・二六〕。松井は、同月二三日、名古屋弁護士会に控訴院廃

止問題について、広島島の状況を説いたところ、名古屋弁護士会においても、広島と同一の地位にあり、名古屋控訴院も廃止の運命に接し、名古屋市の盛衰に関する一問題であるので、近々弁護士会において反対の決議をなし、広島と相提携して運動するべきであるという。また、松山地方裁判所管内弁護士会は、同月二六日総会を開き、広島控訴院廃止反対の意見を發表した〔芸日〕明治四五・三・二八〕。

広島弁護士会では、更に協議をするため、三月二三日午後二時半より、広島地方裁判所弁護士控室において総会を開き、広島控訴院廃止反対の建議書を司法大臣に提出することを、満場一致で決議すると同時に、同建議書起草委員一名を選定し、午後四時頃散会した〔芸日〕明治四五・三・二五〕。

明治四五(一九一〇)年三月二七日付「芸備日日新聞」は、控訴院廃止問題について、次のような論説を掲載している。

広島控訴院廃止説は、薄き影の如く朦朧として現はれ来れり。時の経過は、幾許か此影を鮮明に現はし来る可き疑惧なきに非ず。而して、其説の由て来れる所を聞くに、行政整理の為なりと云ふに在り。想ふに鋭意行政整理を行はんと欲せば、廃合す可き者一にして足らず。然れども、広島控訴院の如きは、何れの点より觀るも、之を廃止す可き理由の存在を認むる克はず。之が反証として挙示す可きものは、寧ろ多きに勝へざるが、中にも殊に重要なものとしては、其事件の夥多なると、成績の優良なるとに在り、

必らずしも一々数字を掲げて計上するを須むざるなり。殊に、此高級法衛ある為、広島市をして其威厳と信望とを重からしめ、関係各県との利害の聯繫せること尠からざる者あり。豈に瑣々たる理由を以て之を廃止す可けんや。事もとより重大にして、軽視す可きに非ず。而も、唯徒らに拱手して、当路者の思ひに任せ為すに任せて、敢て為す所なくんば、廃止の運命はやがて襲ひ来りて、市民を驚かすことある可し。広島弁護士会、既に起ちて廃止反対の運動を始め、関係各県に遊説して、与論を喚起するに努めつ、あるも、市民たる者、法衛の事は、唯法曹の之を与り知るのみなりとして、冷然看過す可きに非ず。宜しく起ちて、弁護士会に声援し、断じて廃止の事あらしめざる様、大いに其力を尽し来るべきなり。

こうして、広島弁護士会は、同年四月六日午後二時半より、広島地方裁判所弁護士控室において、臨時総会を開き、広島控訴院廃止問題の続議をした。結局、反対意見書を主務省に提出すること、ならびに広島控訴院管内六県弁護士大会を広島において開会することを決議し、その準備委員として正副会長を合わせて一人名を選挙すること、および本問題に関する運動費支出についても決議した（芸日」明治四五・四・七七八）。

（注）明治四五年四月二五日午後三時より、山口弁護士会は、山口地方裁判所楼上において会議を開き、信吉弁護士を除く同地弁護士七名

および防府町より美郷弁護士が出席し、先ず、河済会長が任期満了につき改選を行い、岡村邦彦弁護士が当選した。それより、広島控訴院廃止ならびに管轄区域変更とも、反対することを決議した。そして、同年四月二七日、広島において開始される中国弁護士大会の出席委員に、岡村、千々松の両名を推挙し、終わって、更に、湯田松田屋において懇親会を開き、渡邊検事正、中島、野崎両検事を招待した（芸日」明治四五・四・二八）。

四 広島控訴院管内弁護士大会

広島控訴院管内の代言人らは、明治二〇（一八八七）年九月、中国状師会と称する組合代言人連合会を設立し、ほゞ毎年大会を開催していた。中国状師会においては、民刑事の訴訟手続などに関して職務遂行上問題となる点について討議し、広島控訴院に建議した。

明治二六（一八九三）年五月一日、代言人組合から弁護士会に移行した後も、中国状師会は継続された。中国状師会は、明治三〇（一八九七）年八月には広島控訴院管内弁護士聯合会、明治三四（一九〇一）年一月には中国九州弁護士協会、明治三九（一九〇六）年一月には中国弁護士協会、明治四四（一九一〇）年一月には広島控訴院管内弁護士協会と改称しながら、継続されていた。

明治	月日	大会名	開催地	開催場所	懇親会	組織名・規則制定
26	8・11 13	中国状師会	広島市	広島法律学校	春和園・厳島	
30	8・22	中国状師会	広島市	松山廣居宅	栄亭	広島控訴院管内弁護士聯合会規則
34	6・1	中国九州弁護士大会	赤間関	望湖楼	春帆楼	
35	11・9 10	中国九州弁護士大会	厳島	岩惣	岩惣	中国九州弁護士協定会約
39	4・26 27	中国九州弁護士大会	山口町	湯田温泉松田楼	菜香亭	
40	11・24	中国弁護士協会大会	岡山市	後楽園	延養亭	中国弁護士協会規則
41	7・20	中国弁護士協会大会	松江市	松江地方裁判所	臨水亭	
42	7・26	中国弁護士協会大会	松山市	愛媛県会議事堂	梅の家	
43	11・6	中国弁護士協会大会	広島市	広島公会堂	広島公会堂	
44	11・20	中国弁護士協会大会	広島市	広島公会堂	広島公会堂	
44	11・5	中国弁護士協会大会	山口町	菜香亭	菜香亭	広島控訴院管内弁護士協会
45	4・27	広島控訴院管内弁護士大会	広島市	広島公会堂	広島公会堂	

(注1) 明治二八年四月以前は、広島控訴院の管轄は、広島県、山口県、島根県、鳥取県であった。明治二八年四月からは、愛媛県が大阪控訴院の管轄から広島控訴院管の管轄に入り、鳥取県が広島控訴院の管轄から大阪控訴院の管轄となった。更に、明治三九年四月からは、岡山県と鳥取県が大阪控訴院の管轄から広島控訴院の管轄に入った。

(注2) なお、明治三八年一月二日には、厳島の岩惣旅館において、広島控訴院管内弁護士大懇親会を挙行している。当日参会した者は、広島控訴院管内の弁護士の外、福岡の弁護士等も臨時参加し、合計三〇名であった(「新聞」明治三八・一一・三〇)。

明治二六(一八九三)年

広島控訴院管内の代言人達が結成した中国状師会は、代言人が弁護士となった明治二六(一八九三)年は、八月一日から同月一

三日までの間、広島市大手町七丁目広島法律学校において開催された(芸日「明治二六・八・一一」二三)。先ず、中国状師会を将来も継続するや否やにつき討議したが継続することに決し、次に同

会規則につき審議し、それが終わって、議長および常務委員を選挙した。議長に松山廣居、常務委員には岡崎仁三郎、天野確郎、安倍萬太郎が当選した。同月一三日、会議が決了した後、春和園において宴会を開き、翌日一同は厳島へ向かった。

中国状師会の議題は、次の通りである。これに対しては、各地の弁護士がそれぞれ、その実情を報告したが、別に決議はしていない〔芸日〕明治二六・八・一五―一七。

○中国状師会の議案(第一号問題)

- 一 弁護士の名稱を付せられし以來、裁判所又は監獄署に於ける取扱振、従前との異同如何。
- 二 会社又は組合長より起訴を為すに当り、民事裁判所は特別の委任なく受理するあり、又否らざるあり。何れが正当を得たるものなりや。又、各地の取扱如何。
- 三 未成年者の家族が訴訟を提起するには、法律上代理者權の証明書、即後見証明書を要す。然るに、広島県の如きは、行政上家族に後見の必要なしとて、後見証明書をなさざるのみならず、家族の後見届は之を受理せず。為めに訴訟を提起すること能はざるもの往々あり。各地の取扱如何。(参考)本文の如くせば、地所売買書入等の登記を受くるに際し、屢々差問を生ずるを以て、広島市役所より県庁へ尋ね合せしに、県庁は又之を広島地方裁判所へ照会せし由にて、同裁判所の意見は親族戸主等が連署せば登記をすべしとの事なり。又、明治八、九年頃の太政官

の指令に、家族の後見は届出づるに及ばずとのこと、有之由なり。

四 惣代人を許す当否。

五 民事口頭弁論の方法を見るに、裁判所に由り、審く事実と所論とを分離せしむる所あり。又、包括して記述せしむる所あり、何れを適法とするや。又、各地の実況如何。

六 裁判所書記課が判決正本を下附するに当り、今尚ほ遲滞の感なきや。

七 大阪の区裁判所は、支払命令の旅費日当を取るを許さずと云ふ。其当否并に各地の取扱如何。

八 訴訟代理人を出廷せしめたるときは、旅費を請求することを得るや。若し、得るとせば、出廷の度数に応じて、之れを請求することを得るや。

九 訴訟費用を物費額何分の一を一方に於て負担すべし、と決せられたるときは、一方に於て自己のみの費額確定を申請するを得るや。

十 各裁判所が、仮差押を許否するの寛嚴如何。

十一 後見人解除の事件に於て、後見人が幼者の財産を移轉することを、仮に差止むるの裁判上、好方便ありや。

十二 物を指定して仮差押を申請するときは、保証金、請求額に依りて定むべきか、又は差押物の価格に依て定むべきか。又、請求額全額を供託せざれば執行停止、若くは取消を許さざる。

との当否。

十三 仮差押保証金に付き、各地の標準如何。

十四 或る裁判所に於ては、仮差押の理由を疎明せざれば、一切之を受理せずと揭示せる裁判所あり。右は、民事訴訟法第七百四十七条に抵触するものには、あらざるか。

十五 仮差押は、財産隠匿其他執行を全ふし得ざる事実を疎明せず、単に其事実ありとの債権者の申請のみにては、之を許さざるか。

十六 財産仮差押の費用は、訴訟と為すを得るや、并に各地の取扱如何。

十七 訴訟が、上級審の判決に依て確定したるとき、其執行文は何れの判決に附記して、之が執行を為す可きか。

十八 右の場合に於て、各審級の判決に執行文を付与すべき者とせば、其申請書は、各通を要する乎。

十九 強制執行処分により、義務の完済を為し得ざる債務者には、職権に依り、若くは申立に依り、家資分散の宣告を為さざるべからざることは、家資分散法の規定する所なり。然るに、或裁判所に於ては、申立ある時の外、裁判所が職権に依り其宣告を為すことなきを、通常とする所あり。各地の取扱は如何。又、無資力者には、必ず分散の宣告を為す与否に付ての利害如何。

二十 広島控訴院に於て、利息制限法に超過したる利息は、既に弁済を了へたる後と雖も、不当の利得なりとし、取戻を得るの

判例あり。右は、利息制限法の正当の解釈なりや。

二十一 合名会社の社員が退職後、尚ほ以前の社名(其退職社員の氏名社名にありし場合)の続用を承諾したるとき、其退職社員責任如何。

二十二 商法第三千九条の場合に於て、協賛惣会を承諾するには、出席債権者の過半数と及び議決権ある総債権額の四分の三以上に当ることを要すあり。而して、同第二千二十八条二項には、其債権者の優先権のみが異議を受けたときは、其債権者は通常の債権者として右集会に加はることを得るとあり、右の場合に於て、該債権者の優先権は正当にして確定したり。此場合に於て、右集会決議の効力如何。

二十三 刑事被告人、欠席判決を受け、其送達又は判決執行に依り刑の言渡ありたることを知りたる日より以前に、故障の申立なしたるときは、其故障は有効なりや(刑事訴訟法第二百二十九条参照)。

二十四 刑事控訴の申立書に、其申立人に於て控訴の申立のみ記載し、私訴の申立を脱するもの往々之れあり。為めに控訴期限を失するものあり。此救正方法の事。

二十五 裁判所に於て、刑事被告人に接見方に付き、各地の取扱如何。

二十六 証拠捏造の恐れ又は逃走の恐れなき刑事被告人は、可成保釈を許可せられんことを、裁判所へ上伸すること。

二十七 不勾留の刑事被告人に対し、禁錮以上の刑の言渡を為す時は、其言渡後其席に於て直に勾留す可き旨を告げ、先づ、被告を巡查に引渡し、後より令状を発することあり。此取扱は違法に非ずや。若し、違法なれば勿論、違法に非らずとするも、可成被告を勾束せざる取扱に出らる、様、其筋に請求すること。

二十八 各地警察官、治罪手続上に付ての状況、并に之に対し改良匡正を要すべき事項なきや。

二十九 裁判所毎に民刑事訴訟手続に差異ありや。若しあらば、其主なる事項。

三十 人民より提出する文書に一定の書式を設くるの便否。

三十一 状師会第四通常会決議後、其決議の各条項と各裁判所の取扱振との差異如何。

三十二 広島控訴院へ、郵便送達執行を請求すること。

三十三 広島地方裁判所へ、民事調書の記載を詳密にせられんことを、協議すること。

三十四 同裁判所へ、出頭其他の事故に付き、受書を以て送達代用にせらる、様、協議すること。

三十五 多人数の共同訴訟を受任する時は、本人は勿論、相手方の氏名、能力、員数、在否、本人の委任状の印影等を精査したる上に於て、準備書面を差出し、可成、後日弁論に至りて、訂正等の為めに手続を混雑ならしむる等のことなき様、弁護士に注告すること。

三十六 広島控訴院管内各裁判所民事部に於て、民事上採用したる証書に、往々証券印税規則に違反するものあり。個は我輩の往々遭遇又は目撃する所にして、理由上無瑕の第一審又は第二審判決も、之が為め瑕疵を生じ、上級審に於て、廃棄を蒙るの不幸を見る。是れ畢竟裁判官の調査に失すると、之を提出する弁護士の失誤に職由するものとせざるを得ず。各裁判官及弁護士に対し、本会は之が注意を希望するの意見を述べること。

三十七 判決を受くべき事項及重なる申立の事項は、書面を以て其申立を為すべきことは、法律の規定する所、然るに方今、広島控訴院管内の諸裁判所に於ける、右申立に付、書面を要せず判決を与ふること往々之れあり。故に、上訴に付、往々差戻となること、我々の常に目撃する所なり。依て、各裁判所の判事及弁護士会の弁護士に於て、充分注意せられんことを求むること。

三十八 証人喚問を求むる書面、其他渾て書面申立を要するものに付ても、前同断の事。

明治三〇（一八九七）年

明治三〇（一八九七）年八月二二日午前八時より、大手町四丁目の松山廣居宅において、中国状師会を開会した。出席者は、三坂繁人、安倍萬太郎、松山廣居、土居弘毅、脇屋雄六、田上諸藏、廣瀬又次郎、高野一步、小島孫三郎、植田壽作、松元辰之助、湯

淺豐太郎(松江)である。出席しなかつた宇和島、松山、山口、馬関の四ヶ所からは、出席會員に委任してきた。そして、中国狀師會に代わる「広島控訴院管内弁護士聯合會規則」等の議題が、安倍萬太郎が議長となつて討議され、可決された。そして、田上、廣瀬、高野の三名が事務委員に選挙された。午後五時閉會し、同夜大手町四丁目栄亭に懇親會を開き、各自胸襟を披き、談笑したという。「中国」明治三〇・八・二二、明治三〇・八・二四、「芸旦」明治三〇・八・二五。

第一章 ○広島控訴院管内弁護士聯合會規則

第一章

第一条 本會は、広島控訴院管内弁護士聯合會と稱し、広島控訴院管内各弁護士會員を以て組織するものとす。

第二章

第二条 本會の目的左の如し。

- (一) 法律制度の進歩を図ること
- (二) 弁護士の名譽懿徳を保障すること
- (三) 通信會合の便に依り、識見を交換し懇親を結ぶこと

第三章 役員及び職務

第三条 本會は、議長を選挙し、議事を整理せしむ。

第四条 本會は、広島に事務委員三名を置き、通信其他の常務を担当せしむ。其任期は、二ヶ年とし、議長之を指名す。

第五条 広島を除き、會員二名以上の所在地にて、地方委員一

名を置き、事務委員に届け置べし。

第六条 各地方委員は、左の場合に於て、速に事務委員に報告すべし。

- (一) 弁護士の行職に關係ある事項にして、新に發生し又は規則慣例に変更ありたるとき
- (二) 各弁護士會に於て議定せし、重要な事項
- (三) 會員の文芸其他に關する行跡ありたるとき
- (四) 弁護士會に加入又は退會したる者ありたるとき
- (五) 會員族籍を變じ又は氏姓を改め若くは死亡したる者あるとき
- (六) 會員名譽懿徳を毀損したる行為ありたる時、又は法律規則に違反し懲戒又は刑の言渡を受けたるとき
- (七) 以上の外、弁護士行職上に関し、重要と認めたる事項

第四章 會議

第七条 本會は、毎年夏期広島に於て之を開く。其期日は、事務委員に於て、之を報告するものとす。

第八条 緊急事件あるときは、事務委員に於て臨時會を開くことを得。

第九条 各會員正当の事故あるにあらざれば、欠席することを得ず。但、山口、松江、松山の各弁護士會員に限り、其地方會員中より代表者を參會せしむることを得。

第十条 本會議は、普通議事法に依る。

第五章 費用

第十一条 本会に関し、事務委員に於て要する経費并に会議費は、広島弁護士会員に於て負担し、其他の費用は、地方会員に於て便宜の方法を以て負担するものとす。

第六章 附則

第十二条 本則は、其履行を確実にせしむるが為め、各地方弁護士会長に囑託して適宜の方法を設くべし。

明治三四（一九〇二）年

① 広島弁護士会の弁護士十数名は、明治三四（一九〇二）年六月一日、午前四時四〇分己斐駅発汽車で、正午一二時赤間関に到着し、直ちに車を駆り小門の望潮楼に入り、馬関、山口、小倉、松江の弁護士十数名と相会し、一同撮影の上、酒宴に移り、司法改善に関する三項の決議をなし、余興として「ふかみどり」という新作の手踊りがあり、一同歓を尽くして散会したのは、午後一時頃であった。翌二日には、春帆楼に催した馬関官民合同の懇親会に臨んだ（「中国」明治三四・六・四）。

② 明治三四（一九〇二）年一月九日、広島・長崎控訴院管内の弁護士大会が、午後四時より厳島楓溪の岩惣において開会した。出席した者は、広島、松江、三次、松山、山口、馬関などの弁護士十名であった。広島弁護士会会長岡崎仁三郎が、開会の旨を告げ、次いで、本年春季、馬関において第一回大会を開催した際、

草案された弁護士会の規約改正を決議して、本会を中国九州弁護士協会と命名し、毎年一回必ず開会し、その会務は大会引受地の弁護士会長において処理し、明年の開会地を山口と確定した。次いで、左記の決議案を確定し実行することに決した。

その後、楓溪山上において、出席員列席の上、片山写真師をして撮影させ、夫れより宴会に移り、広島より連れて行つた十数名の芸妓に座上で手踊りをさせ、厳島の芸妓は、これに相応じて、前庭で手踊りをなし、時辰午後一二時に近い頃、散会した。翌一日は、船で七浦廻りをし、午後五時に各自退散した（「中国」明治三四・一一・一〇、明治三四・一一・二二、「芸日」明治三四・一一・二二）、「新聞」明治三四・一一・二五）。

○中国九州弁護士協会会約

第一条 本会は、中国九州弁護士協会と称す。

第二条 本会は、弁護士の公職上に関し、司法上の利害を討究し、其改善を図るを以て目的とす。

第三条 毎年一回会合す。但し、臨時に会合することあるべし。

第四条 事務は、開催地の弁護士会長に囑託す。

附 規 此会規は、次の会合の承諾を得て、其効を生ずるものとす。

○決議案

一 法令の規定は、弁護士の公職たるを認め、着々優遇の意

を明にせり。就ては、各自戒飾して、品位の保持に努むるの要あるを認む。

一 新法典の実施と法令類革の弊とは、法律の解釈界に攪乱の傾向を呈せり。依て、各裁判所に於ける見解、若しくは例規は得失共に互に通報して、改善の策を講ずるの要あるを認む。

明治三五(一九〇二)年

明治三五(一九〇二)年四月二六日午後五時より、山口県湯田温泉松田楼において、中国九州弁護士協会大会が開催され、左記の各案について、協議がなされた。その中、一号乃至三号は可決し、四号は宿題とした。広島から出席した弁護士は、岡崎仁三郎、田上諸藏、横山金太郎、森田卓爾、富島暢夫であった。当日は、午後六時から酒宴を開き、翌一七日は山口町葉香亭の玄関で一同写真撮影し、同亭で宴会を催し、午後五時散会した(「芸日」明治三五・四・二六、明治三五・四・三〇)。

(一) 前会の大会に於て起草したる規約を承認する事

(二) 全国各弁護士会及検事正に対し、弁護士に非ずして訴訟取扱を営業とする者の紹介を受くる事を禁ずる取締規約を設けしむる交渉をなす事

(三) 次期の大会は、九州に於て開かしむることを交渉する事

(四) 本協会を拡張し、中国九州の法曹協会とす。

明治三九(一九〇六)年

広島控訴院管内弁護士組織した中国弁護士協会は、明治三九(一九〇六)年一月二四日午後二時より、その初会を岡山市後楽園において開会した(「芸日」明治三九・一一・七、明治三九・一一・二二、三三、明治三九・一一・二五、中国 明治三九・一一・七、明治三九・一一・一五、明治三九・一一・二三、明治三九・一一・二六、二七、「新聞」明治三九・一二・一〇、「録事」第一〇三号、明治三九・一一・二八、「新報」第一号・第二号・第三号・第四号、明治四〇・一一・二五、明治四〇・一一・二五、明治四〇・三・二五、明治四〇・四・三〇)。

来会者は、広島より松山廣居外一七名、松江より代表者佐野正雄一名、鳥取より代表者雑賀啓二郎一名、岡山より二九名、合計四九名で、一瀬広島控訴院長は書記黒河房五郎を従えて臨席し、西郷岡山地方裁判所長、關検事正も臨席した。

先ず、浅田岡山弁護士会長が、開会に至るまでの経過および司法事務改善に関する各地方裁判所長の希望を一括した移牒、ならびに広島弁護士会および岡山弁護士会より提出した議案につき、開会前予め委員会に付した旨を述べ、一瀬控訴院長の臨席を謝した。

それより、浅田岡山弁護士会長が推されて座長となり、議事に入り、中国弁護士協会々則および機関雜誌発行のことを決議し、引続き、法令の制定改廃を要する件および司法事務取扱に関する件について協議し、左記の通り可決した。

○中国弁護士協会規則（広島弁護士会提出）

- 一、本会は、中国弁護士協会と称す。
- 二、本会は、広島控訴院管内弁護士を以て組織す。
- 三、会員相互の親睦を敦ふし、司法上の利害を研究し、其改善を図るを目的とす。

四、毎年一回地方裁判所又は支部所在地に会同す。

臨時適宜の地に会同する事あるべし。

五、会同の準備其他の事務を会同地の会員に囑託す。

○機関雑誌発行計画要領（広島弁護士会提出）

名称 中国弁護士協会録事

内容 広島控訴院及管内地方裁判所の判決の重要なもの、会員の消息、其他一般司法の改善、殊に人權擁護に属する件を掲ぐ。

回数 毎月一回発刊す。

頒布 無料にて会員に配布す。

経費 会員は雑誌発行の費用として一ヶ年金二円を支出し、其他は広島在住会員の義捐とす。

体裁 官報大のもの二十頁内外とす。

発行所 広島市に置く。

出 ○第一 法令の制定又は改廢を要する件（広島弁護士会提出）

一、営利の目的を以て弁護士業務に類似の所業あるものを取締る

の件

二、弁護士法改正の件（各地弁護士会聯絡の自由、弁護士会開閉の自由、会則改廢の自由及弁護士会の監督権を司法大臣に移すにあり）

三、訴訟印紙を減額するの件

四、公正証書執行文は区裁判所に於て之を付与するの件

五、競売法を改正するの件（競売停止の途を開く等）

六、民事訴訟上告予納金廢止の件

○第二 司法事務取扱に關する件（広島弁護士会提出）

一、刑の執行猶予を可成付与するの件

二、予審中被告事件に付、監獄に於て刑事被告人と弁護人と接見するの件

三、保釈は、可成許可の方針を採るの件

四、刑事訴訟法第一百七十九条ノ二の場合に、可成弁護人を付するの件

五、私訴代理人（弁護士に限り）刑事記録閲覧を許すの件

六、弁護人をして檢証に立会せしむるの件

七、仮差押へ仮処分命令の場合に、可成保証金を徴せざるの件

○法令改廢案（岡山弁護士会有志提出）

一、弁護士法第一条所定の弁護士の職務範圍を擴張する事

二、地方裁判所以上の訴訟は、弁護士訴訟と為す事

○司法事務改善案（岡山弁護士会有志提出）

一、刑事被告人の信書及び書類物品の授受は、監獄官吏をして其

許否を決せしめ、形跡の疑ふべきものに限り、当該裁判官の
検閲を経べきものとする事

二、法令に於て制限したる場合を除く外、凡て第三者の供託を許
す事

三、民事訴訟法に關し、同一事件に付ては、可成裁判官を更迭せ
ざる方針を執る事

○司法事務改善追加案(岡山弁護士会有志提出)

一、民刑事証人の訊問は当事者の申立あれば、可成受訴裁判所に
於て訊問する方針を執る事

二、民事事件に付、偽証の疑ひある場合は、嚴重の処置を執ら
る、事

三、民事事件に付、争点及重要な攻撃防禦の論点は、調書に明
確にする事

四、判決正本に限り、謄写紙等を用ひざる事

五、刑事事件の証拠物件及証拠書類は、公判前弁護士に閲覧せし
むる事

続いて、一瀬広島控訴院長より移牒された、広島地方裁判所長、
松山地方裁判所長、宇和島区裁判所よりの希望案を附議し、広島
地方裁判所長、松山地方裁判所長、宇和島区裁判所より提出した
希望案は一、二を除く外悉くこれを容れ、鳥取地方裁判所長より
提出の分は、弁護士士の行為に關する事項であるので可否を表せず、
寧ろ議事をしなかつたことに決し、午後四時散会した。それより、

直ちに一同は、記念撮影をした後、吉備楽を聴き、延養亭におい
て、懇親会を開いた。その間、福引き、芸妓の手踊りなどあり、
十二分の歓を極めて夜に入り散会した〔芸日明治三九・一一・二五、
「中国」明治三九・一一・二七〕。

○一瀬広島控訴院長より、松山広島弁護士会長に移牒し
た、広島地方裁判所外三ヶ所の提出案は左記の通りである。

凡そ裁判上に関する取扱諸件に就き、可成的便宜の方法を執り、
併て敏活の処置を施さんとするは、本職の従来諸君と共に専心講
じつ、ある所、未だ全然彼岸に達したりと云ふ可からざるも、比
較的優良の結果を奏しつ、あるは、帝国司法事務の為、諸君と共
に大に慶賀せざるを得ず。諸君に對する希望事項の如きも、已に
幾回となく協議相談を遂げたるもの居多なるに因り、今回の大会
に際し改めて御注意を乞度廉幸に多大ならざるも、別紙の諸項は、
二、三当該所長より提出したるものに候条可然協定の上、御実行
を得度希望候。右曩に御申越之次第も有之候に付、得貴意度傍如
此候也。

明治三十九年十一月二十日

広島控訴院長 一瀬勇三郎

広島弁護士会長 松山廣居 殿

○広島地方裁判所長提出案

一 証拠調の申立を為す場合には、可成其申立を為す前に、其申
立書を準備する様致度、尚口頭弁論期日に至り臨機申立を為

す場合と雖も、必ず其当日に申立書を提出する様致度こと。

- 一 証拠調に付、費用を要する場合には、証拠決定を受くると同時に、之を予納する様致度こと。

- 一 郵便切手又は収入印紙等を予納する場合には、必ず之を袋に収め且納記を添付して差出す様致度こと。

- 一 証拠物は、口頭弁論期日に於て臨機提出するものに付ても、其写は必ず当日に之を提出する様致度こと。

- 一 証拠物の写を作るときは、文字の挿入削除並に押印契印掛印掛紙付箋等総て原書のまゝを可成写真的に謄写する様致度こと。

- 一 証拠物の写中帳簿又は書面の類は、其表紙封皮等の文字は勿論、若し郵便に付したる書面に付ては、局印及び局印面の文字をも謄写する様致度こと。

- 一 証拠物として提出したる書類が、長文なるときは、其写には必ず当事者の援用すべき部分に朱圈点を施す様致度こと。

- 一 休止事件に付、事実当事者間に於て示談に因り完結したるときは、速に取下書を提出し、又中止事件に付、其原因の消滅したるときは、速に期日指定の申立書を提出し、又中断事件に付、訴訟手続の受継ありたるときは、速に受継の手続を為す様致度こと。

●「決議」第四項「必ず」とあるを「可成」と修正し、第五項は争点に關係あるものに限る其希望に應ずる事と爲し、其他は全部可決実行す

る事。

○松山地方裁判所長提出案

- 一 準備書面の作製交換に関する民事訴訟法の規定を遵守せられんことを望む。

(理由) 準備書面整頓せず、且予め其交換を爲し置かざるが爲め、

訴訟の進行を妨ぐることは、日常目撃する所にして、当裁判所の常に遺憾とする所なり。是本項の希望を述ぶる所以なり。

- 一 口頭弁論期日の変更は、可成該期日の切迫せざる前、予め申請せられんことを望む。

(理由) 従来口頭弁論期日変更申請は、概ね該期日に切迫して提出するを常とす。然れども、若し期日の切迫せざるに先立ち、

其申請あるときは、裁判所は右変更せられたる日時を他事件の期日に充つることを得るのみならず、

判事は訴訟記録の調査に付、幾多の便宜を得べく、従て一般訴訟事件の進捗上、

- 一 訴訟記録の閲覧(殊に其謄写)は、可成口頭弁論期日の切迫せざる前に結了せられんことを望む。

(理由) 判事は、其裁判所に繫属する総事件の訴訟記録を調査せざるべからざるを以て、

各事件の進行に従ひ順次口頭弁論期日の切迫せる事件の訴訟記録を査閲するを最も便利とし、且適當の方法とす。然るに、弁護士も亦期日に切迫して記録の閲覧を爲すに於ては、

判事弁護士は孰れも十分に該記録を調査

するの時間なきに至るを免れざるべければなり。

- 一 証拠申請を為すと同時に提出せざりし証拠調申請書は、当日口頭弁論を終りたる後、直に提出せられんことを望む。

(理由) 証拠調申請書の提出を待ちて、証拠調決定をなすべきは、本則なるべきも、斯くては反て訴訟の進行を遅延せしむる虞あるを以て、従来申請書の提出なきも、其提出ありたるものとして、証拠決定を為し来れり。然るに、往々当日は勿論翌日に至るも尚申請書の提出なく、為めに証拠調の施行を遅延せしむることあるを以てなり。

- 一 証拠調に關し予納したる費用の剰余額は、書記課より通知あり次第遅滞なく受領の手續きを尽されんことを望む。

(理由) 是等費用の剰余額は概ね僅少の額に過ぎざるを以て、往々其受領手續を遅滞し、之が保管上幾多の煩累を生じ、延て一般事務の進捗を害すること尠少なざればなり。

- 一 弁護士に於て当事者に代り、当事者所有の金員有価証券等を供託する場合には、供託書に当事者の代人たる旨を、又弁護士が自己の金員有価証券等を供託する場合、即ち第三者として供託する場合には、供託書に其旨を明記せられんことを望む。

(理由) 弁護士に於て当事者の代人として、当事者所有の金員有価証券等を供託したる場合に於て、代人たる旨の記載なきが為、供託を要したる事件落着を告げ、供託者に供託物を返還せん

とするに際し、裁判所は直に之を当事者に還付すべき旨の裁判を為すこと能はず。此の場合に於て、該弁護士が引続裁判所々在地に居住せるときは、当事者は該弁護士の手を経て之を受領し得るが故に、格別の不便を感じざるべしと雖も、其弁護士死亡若くは転居せる場合に在りては、当事者は死亡者の相続人又は遠隔の地に在る弁護士の代理人となりて、供託物の返還を求めざるべからずに至り、其不便尠からざるべし。而して、如此事例は実際に於て往々現出するを以て、本項の希望を提出する次第なりとす。

● 「決議」 全部可決し、可成実行の事。

○ 宇和島区裁判所提出案

- 一 可成期日の変更又は弁論の延期を為さざることに注意のこと。

(理由) 従来当庁弁護士の干与せる民事事件は、概して延期の度数多く、試に本年自一月至十月弁護士干与事件を取調ぶるに、支部は総数八十四件にして、内弁護士の差支による期日の変更又は弁論の延期を為したるもの三十九件、此度数七十一度。区裁判所は総数百九十二件にして、内弁護士の差支による期日の変更又は弁論の延期四十八件、此度数八十六度あり、就中休止事件にして一ヶ年の期間將に満了せんとするや、期日指定の申請を為して期間を中断し、其弁論期日には当事者双方出頭せず、斯くすること一再に止まらず、数年間休止せる事件も有之、審理期間の延長を免れず。

一 期日の変更又は弁論の延期は、相手方の合意ある場合と雖ども、申請の理由を疎明すること。

(理由) 期日の変更又は弁論の延期申請に付ては、正当の理由なきときは、仮令双方の合意ある場合と雖も、延期せざることとし、差支の理由は必ず之を疎明すること、せば、幾分か審理期間の延長を防止する手段と為るを得べしと考ふ。

一 弁論期日の延期又は証拠調申請書は、申請当日又は遅くとも其翌日中に提出すること。

(理由) 訟廷に於て弁論期日の延期又は証拠申請を為しながら、其申請書を速に提出せざる為め、之れが督促を為す手数容易ならず、為めに日子を費やし訴訟進行上妨害あり。尤も、申請書の提出を待ちて決定するときは、如上の弊を防ぐ途なきにあらざるも、斯くするときは、弁護士の信用に關するのみならず、裁判所に於ても不便多く、再度開廷の煩累を免れず。一 準備書面中、証拠方法を完全に記載すること。

(理由) 準備書面中、証拠方法を明確に記載せず、単に立証方法は口頭弁論の際申立べき旨の記載に止むるものありて、相手方又は裁判所は、口頭弁論の時に至る迄、如何なる立証を為すや、之を知るに由なく、審理進行上妨害尠ならず。

●「決議」第二項は否決、其他は承認、可成実行の事。

(注1) この中国弁護士大会では、淺田岡山弁護士会会長から促されて、

一 瀬広島控訴院長が演説をしている(「芸日」明治三九・一二・二二)二、三、明治三九・一二・二五)二九、「新聞」明治三九・一二・二〇、「録事」第一〇四号・第一〇五号、明治三九・一二・二八、明治四〇・一・二八)。一瀬院長は、その中で、弁護士自治について、次のような見解を披露しているのが注目される。

「先刻の会場にても、弁護士の監督を檢事正より脱して、司法大臣の直轄に移さんとの御決議もありたる様でありましたが、私は尚一步を進めて、彼国の如く弁護士は寧ろ自治体と為し、以て其評議員若くは監督員と申すものに充分の勢力威力を与へる方得策ならんかと信ずるのであります。自ら責任を持てば、却て万事の改良が出来るのであります。」

(注2) 弁護士会を自治体とする件は、明治三三年四月二九日、大阪で開催された日本弁護士協会臨時總會、および明治三六年七月二二日、名古屋で開催された同臨時總會において、委員に附託してその方法を調査させることが議決されている(「録事」第三号・第六七号、明治三三・五・二八、明治三六・七・二八)。

(注3) 鳥取地方裁判所長提出案は、左記の通りである(「新報」第四号、明治四〇・四・三〇)。
訴訟の進行に付ては、吾々の常に注意して怠らざる所なるに拘はらず、今尚ほ成績佳良ならざるは、実に遺憾に堪へざる処なり。試に当管内明治三十八年度に於ける民刑延期件数及度数を計上するに、民事は地方及区裁判所を併せ、既済件数二千七百九十四件

に対する期日の変更、弁論の延期及弁論続行の度数千五百六十一度にして、此内弁護士の差支、弁護士間及弁護士と相手方間の合意に因るもの千七百七十九度の多数を占め、刑事は地方及区裁判所を併せ、既済件数千二百二十件に対する延期の度数百八度にして、此内弁護士の差支に因るもの四十六度なり。右民刑事事件に於ける延期度数中には、事実止むへからざる事由に出でたるもの之あるべしと雖も、弁護士諸氏に於て少しく訴訟の進行に意を注きたらんには、避け得られたるもの多数存することは、亦掩ふへからざるの事実なり。

訴訟の延滞は、独り裁判所の手数を増加するのみならず、刑事に在ては拘留日数と監獄費とを増加し、民事に在ては訴訟人をして無益に時間と費用とを空費せしめ、国家及国民の利害に係属するところ重大なれば、爾來弁護士諸氏に於ても一層此点に着目し、以て訴訟の進行を速にし、延期の度数を減することに留意あらんこと、希望に堪へざる処なり。以下、記述する処の注意及希望事項は、即ち此目的を達せんと欲する微衷に外ならず。

○民事

第一 地方裁判所に於ける訴訟に於て、準備行届かざるため、弁論の続行を申請するもの往々有之、殊に準備書面の記載不完全にして、証拠方法の如きは多くは弁論の際臨時提出すへしとのみ記載し置き、弁論に至り突然証拠方法を申出、或は準備書面に記載せざる新なる攻撃防禦の方法を提出し、又受任当時事件の内容調

査不十分なりしと見へ、弁論期日に至り相手方の事実上の主張及裁判所の訊問に対し、往々本人に就き取調へたる後に非されは即時答弁を為す能はずと申立、為めに当日続行するの止むを得ざるに至ることあり。

控訴状には、新に主張せんとする事実及証拠方法あるときは、其新なる事実及証拠方法を揚げ置くべきものなるに、多くは之を掲載せず。

区裁判所に於ては、準備書面の交換は必要とせざるも、現に訴状を提出しなから、前述地方裁判所に提出する訴状と同じく、証拠方法は弁論の際臨機提出すへしとの漠然たる記載をなし、又主張せんとする事項を予め通知することも為さず、即日結了すへき弁論を続行せざるを得ざるに至ることあり。

要するに、訴訟の準備、概して不完全なるか故に爾來は一層注意せられ、之か為め期日の変更、弁論の延期続行等を為すに至らざる様、留意あらんことを望む。

第二 弁論上採用したる証書の謄本提出を命せられたるに拘はらず、再三督促の未漸く之を差出し、裁判所に手数を掛くるものあり。爾來は、裁判所より命せられたる日時に提出せられんことを望む。

第三 証拠調の申請をなし、其申請は書面を以て提出すへしと云ひながら、其提出を怠るものあり。此場合は、可成申請と同時に申請書の提出あらんことを望む。

第四 弁論期日変更の必要か、開廷日前に生じたる時は、開廷日に至るを俟たず速に申請あらんことを望む。
第五 訟廷に於て調書に記載して為す申立に貼付すべき印紙は、裁判所の督促を俟たず即時納付あらんことを望む。

○刑 事

第一 弁護の依頼を受けたるときは、速に受任の届出あらんことを望む。

第二 米子在住の弁護士にして、弁護受任の届出のみをなし、仮住所の届出を為さざるものあり。裁判所々在地の弁護士は、受任の届出と同時に仮住所の届出あらんことを望む。

第三 記録の謄写は、可成開廷日の前日迄に写し取り、開廷当日に至り延期を乞はざる様、注意あらんことを望む。

第四 差押に係る証拠書類等多数あるときは、可成開廷前書記課に於て綿密に閲覽し、法廷に於て閲覽の時間を減することに注意あらんことを望む。

第五 延期の必要か開廷、日前に生じたる時は、開廷日の至るを俟たず速に申請あらんことを望む。

第六 弁論は、綿密周到なるを要するは勿論なれども、多岐に亘らず、又同一の事項を再度繰返し無用に時間を費さざる様、注意あらんことを望む。

以上

●決議 民事第二項第三項及第五項、刑事第二項第六項の如き希

望を包含する本案に対しては、本会は可否の決議を為さざる事を決議す。

明治四〇年（一九〇七）年

中国弁護士大会は、明治四〇（一九〇七）年七月二〇日午後一時より、島根県松江地方裁判所楼上において、主催者総代挨拶、議長選挙、議事、演説、閉会、撮影、右終わり城山観光、宍道湖遊漁、臨水亭宴会の順序で開会された（芸日「明治四〇・七・三」二四、「録事」第一一〇号、明治四〇・七・二八、「新報」第七号、明治四〇・八・二五、「新聞」明治四〇・九・五）。

当日の出席者は、高田似壠、田上諸藏、森田卓爾、松井繁太郎、新開辰市（以上広島）、川上鶴太郎、山谷元三郎、浅田静夫、室直養（以上岡山）、信吉五朗（山口）、高松久次郎（鳥取）、門脇孝一、三谷水哉（米子）、三島謙之助（今屯）、小川善淵、杉江彦三郎、景山百太郎、津村一郎、向坂弘、高橋千代司、草光萬平、佐野正雄、山本豊一郎、坂本昌訓、永田好峯、遠藤静衛、竹内貫義の二十七名であった。

先ず、小川松江弁護士会長は、主催者総代として、今回当地に中国大会開催については、諸氏が予て職務繁忙にも拘わらず、遠路殊に交通不便なのを顧みず来会されたのは、我々主催者の大に感謝するところである云々と陳べて、次いで、仮議長席に着き、議長選挙を宣告したが、高田似壠は、これまでの例により主催地

の会長を以て議長に推薦したいと發議し、満場異議なく直ちにこれに決し、小川会長はそのまゝ、議長就任の挨拶をした。

次いで、議長は、本会より広島控訴院長および検事長に案内したが、やむを得ない事故のため欠席の回答があり、なお、検事長よりは、成る可く諸氏の希望を容れる旨を申し越した、また、松山弁護士会より、「聯合大会祝す、諸氏の健康を祈る」、広島弁護士会員不破熊男、同高野一步両名より、各々「大会を祝す」との來電があつたことを披露し、終わつて議事に移つた。

○第一号 保釈責任の応用を擴張すること (山口)

森田卓爾は、「今回提出の問題中、法律の解釈に関するもの、裁判所に注意的のもの、その他建議の性質を帯びたるもの等殆ど一様ならざるが故、大体の意味を決し置き、更に委員を設けて之が実行方法を一任せん」と、山谷元三郎は、「一通り議案全部に就き、提出者より理由を聞かん」と、高田似蠅は、「議案全体に就て、一次会を開き判り切つたものは、説明におよばず」と主張し、佐野正雄、淺田静夫は、何れも議事の進行方法に就いて陳べるうち、三谷水哉は米子より提出した「第十二号 検事局は、告訴事件記録を民事事件において、一般にその取寄せに応ずるの件」は、裁判所と交渉の結果に依り撤回すると陳べたので、信吉五朗は憤然として起ち、手前(提案者)に都合が付いたからと云つて、一般に関係のある問題を撤回するのはその意を得ないと怒鳴り、山谷元三郎もまた、信吉の説に賛成し、「然らば、第十二号を本員の意

見として提出せん」と主張し、すこぶる議論があつた。

小川議長は、先ず、森田卓爾の動議について採決し、多数でこれに決し、即ち大体の意味に就いて決議をしておくことになつた。夫れより、改めて、第一号議案の議事に移り、信吉五朗の説明があり、森田卓爾は保釈責任はその名があつて実がない、勿論実行を望むところであると、本案を賛成し、採決の結果、原案を可決した。

○第二号 司法事務統一釐革の爲め司法監督官設置の件 (広島)

高田似蠅の説明があり、草光萬平はその趣旨は賛成であるが、行政事務とは異なり実際に行うことは出来ない、本案に反対し、信吉五朗、竹内貫義らが交々起つて反対演説をなし、門脇孝一は「裁判事務を除き他の司法事務統一釐革のため云々」と修正して議決しようとして發議し、田上諸藏、松井繁太郎は、本案に對し反対者が多いのは遺憾である、願わくば司法事務の大体における事務の統一を計るため、弁護士会の希望として本案を決議したいと望み、採決の結果草光らの反対意見は少数で消滅し、多数を以て原案(ただし、提出者より監督官を巡視官と修正)を可決した。

○第三号 立竹木登記に関する法律制定の件

○第四号 自治主義に基き弁護士法改正の件

○第五号 昨年岡山大会に於て可決したる広島弁護士会提出第三号議案の事項(中国法律新報第二号記事欄所載)中、

未だ其目的を達するに至らざるものを調査し、可成其實行を期するの件（以上広島）

これらの議案については、一名の異議を挟むものなく、満場一致を以て可決。

○第六号 司法警察官の聴取書は、警部以上の官吏にあらざれば作成すべからざる件（松江）

杉江直三郎が提出の理由を陳べると、警部以上に限るとも、実際に於いて行われ難いので、「可成」の二字を挿入する修正説統出し、これに決した。

○第七号 民事強制執行は、執達吏代理をして為さしめざるの方針を取るべきこと（松江）

永田好峯の説明があり、田上諸藏の質問があつた。これまた、「可成」の二字を挿入する修正説統出し、これに決した。

○第八号 順位を異にする抵当権者ある場合に、或る債権者より競売法に則り抵当権を實行し、得たる競売代金は、各債務の弁済期未到来と雖も、其順位に依り配当を実施するの件（米子）

門脇孝一の説明があり、田上諸藏らの質問があつた。松井繁太郎は、本案は法律の解釈に関するものであるから、本会において決議すべきものではないと反対し、竹内貫義も廃案説を主張した。結局「本案の必要を見る個所に限り本会に於て本案の趣意を認む」の条件付で、廃案に決した。

○第九号 競売法に因る競売開始決定に対し、民事訴訟法の仮処

分の規定を適用するの途を開く件

○第十号 仮差押、仮処分申請を許容するに際し、疎明方法とし

て第三者名義の文書の提出を条件とする慣例を廃するの件

○第十一号 執行保全、執行停止保証金は、提供者の勝訴判決、

対手方の執行取消の場合に於ては、其合意なく又は催告を要せず直に還付するの件（以上米子）

何れも、門脇孝一、三谷水哉の説明があつたが、森田卓爾の意見に依り、第八号案と同様、善意を以て廃案とした。

○第十二号 検事局は、告訴事件記録を民事事件において、一般にその取寄せに應ずるの件

信吉五朗は、三谷水哉に向かつて、本案の撤回を取消すべしと勧告し、田上諸藏もまた、既に中国会の問題であるから、米子の一弁護士より撤回することは出来ないと主張した。しかし、三谷水哉は、提出者に於いて不必要と認めれば撤回しても差支ないと言へ、かつ、

○第十三号 裁判所に於て刑事被告人に面会を許すの件

○第十四号 区裁判所は、期日指定に付、尚ほ一層弁護士の都合を容るゝの件

○第十五号 第一審口頭弁論調書、証人訊問調書は綿密周到を期するの件（以上米子）

の三件も、悉く撤回すると陳べた。

高田似壘、信吉五朗、山谷元三郎から、種々の意見が続出し、この撤回の権能に就き大紛議となり、殆ど一時間に渉り、遂に撤回と決した。直ちに、高田似壘より、一旦撤回された第十三号議案と同意味の案を、また山谷元三郎より、第十二号と同意味の案を共に提出し、森田卓爾、信吉五朗らの賛成があり、裁決の結果、何れも多数を以て可決決定し、ここに議案全部を議了した。そこで、森田卓爾は、松江、米子の弁護士に於いて、本会決議事項の成文を依頼したい旨を陳べ、松江、米子の両弁護士はこれを快諾した。

ここで、小川議長は、閉会を宣告し、午後四時三〇分散会した。次いで、五時より臨水亭において、懇親会を開いた。来会者は、中国各弁護士、玉置松江地方裁判所長、彦坂検事正、増成部長判事、中島松江区裁判所監督判事、その他新聞記者で、六、七隻の屋根船を同亭の後ろに繋し、別に料理船を加えて、何れも嫁島を指して発向した。

風穏かに、波静かに、流石の暑熱も、此天地ばかりには、その威を逞くすること能はず、涼風徐ろに來りて、時に輕衫に堪へざるが如し。纏て、嫁島に着するや、七、八隻の投網船は、攻め打をして、鯉、鰯、大黒鯛等多々網に上り、澁刺たる鮮魚は俎上に躍りて、見るさへ已に好下物なり。況んや各船とも正宗あり、ビールあり、果物あるにおいてをや。

七時頃、網打ちを觀望しながら、元の出船した臨水亭灘に帰り、樓上更に盛宴を張った。流石の理屈家も理屈已に解けて、主客意思疎通し、席が定まると、小川松江弁護士会長が起ち、丁寧挨拶し、次いで高田、淺田らが各地方を代表して演説し、やおら彦坂検事正の懇篤な演説、最後に、雜賀啓次郎の簡単な演説を終わりに、宴に移った。弦歌湧き、放談四筵を驚かし、げに近來の盛況で、退散したのは一一時頃であつた。

明治四一(一九〇八)年

広島控訴院管内各地方裁判所(広島、岡山、鳥取、松江、山口、松山)所属弁護士が相聯合して、相互間の親睦を敦くし、司法上の利害を研究し、兼ねて人權擁護を図ることを目的として、中国弁護士協会を組織し、毎年一回地方裁判所所在地に大会を開くことになつてゐる。今年(注、明治四一年)は、七月二六日、松山市に開き、各地より議案を集め、同日會議に付す。広島弁護士会より提出の議案は、後記の通りである(「芸日」明治四一・七・二六、「中国」明治四一・七・二六、「録事」第二二二号、明治四一・七・二八、「新報」第一八号、明治四一・八・五)。

開会順序は左記の通りである。

一 午前九時參着、二 勝山城參觀、三 午後一時會議、四 撮影、五 午後五時宴会、六 余興、七 散會
期に及んで會する者は、左記の通りである。

(松山) 富田嘉吉、藤野正高、高須峯造、辻進、夏井保四郎、野

本半三、天野義一、仙波良太郎、宇和川濱藏、野間恒

太、大關信一郎、清家俊三

(山口) 南通雄、藤本直次郎

(岡山) 岡本佐市、山谷元三郎、松田武一郎

(広島) 香川秀作、田上諸藏、永野法城、松井繁太郎、不破熊男、

森田卓爾

午後一時、會議は愛媛県會會議事堂に開かれ、席定まると、藤野正高、議長席に着き開會を宣した。

○議案甲 (広島弁護士会提出)

●法令の制定及改廃に関する件

第一 判檢事登用試験と弁護士試験とを同一にすること

(理由) 判檢事たるもの及び弁護士たるもの、為め、一定同一の試験制度を置き、此試験を経たる以上は均しく判檢事たるを得べく、弁護士たるを得べき資格を与ふるを得策とす。現行制度は、試験の制を設け、同一科目同一程度を科するに拘わらず、各々別に之を行ひ、一方には第二の試験を、一方には之を行なはず、其不均衡にして、繁褥なる。宜しく、之を改むべきなり。

本案は、原案に決す。

第二 執務不能又は懲戒処分のため免官となりたるものは、弁護士たることを許さざること

(理由) 老朽其他身体又は精神の耗弱に因り執務に堪へざるものと

して、又は職務上の義務に違背したるに因り懲戒処分として、免官せられたる者は、弁護士として其任を全ふるに堪ふべき理なきのみならず、今や正に其弊に耐へざらんとす。現行法が是等の弁護士たるを禁ぜざるは、制度の不備なり。

本案に付ては、種々議論出て、結局案の前提、即ち老朽其他身神の耗弱に因り免官せられたる者と雖も、弁護士として必ずしも其任に堪へざる理なし。若し、之を否認するとせば、弁護士亦或程度に至れば老朽として其資格を奪はざる可からず。弁護士は、永久に其資格を保ち、判檢事其他の官吏は、老朽すれば弁護士たる資格なしとは、撞着の甚しきものなりとの議論多数にて、此部分は否決せられ、其後段、即ち懲戒処分として免官せられたる者は、職務上の義務に違背したるものとして懲戒罰の極刑に処せられたるものなれば、弁護士の資格を与ふるを得ざるは勿論なりとて、本案を可決せり。

第三 弁護士の監督は、司法大臣の直轄となすこと

(理由) 判檢事弁護士は、之を司法の三職と称し、其統一及監督は宜しく同一起源に出でざるべからず。現に、其試験、其懲戒の如き三者同様なるに看るも、制度の精神自ら明かなり。然るに、現行法が弁護士の監督を、地方裁判所檢事正に委するは、其当を得ざるのみならず、其統一を欠き均衡を失し、監督の実を挙る所以にあらず。

本案は、多年の宿題にして、何ら異論なく大多数にて原案可決。

第四 裁判官の俸給を増加すること

(理由) 待遇の厚薄は、常に必ずしも官職の威信と相伴ふべきにあらずと雖も、位置身分に相当したる俸給を与ふるは、官吏其人をして安じて其職に居り、忠実に其任を全ふせしむる所以にして、廉耻を生命とすべき裁判官に対して、特に然りとす。現行の俸給金は、裁判官を待つこと頗る薄し。是れ裁判の威信を保維し、国民をして悦服せしむる所以にあらず。

本案亦多年の宿題にして、天下具眼の士の夙に是認する処なり。然るに、其俸給を増加すべきは、単に裁判官に限らず、檢察官も亦然りとす。宜しく之を広く司法官と改むべしとの議論出て、今日の処は先ず裁判官の増俸に止むべし、余り範圍を拡むるに於ては、却て実行を遅くするの虞れありとの原案維持論もありたれども、結局修正可決説多数にて、司法官の俸給を増加すること、修正して可決せり。

第五 刑事訴訟上予審制度を廢すること

(理由) 裁判所自ら犯人を捕へ、証拠を探りて、之を処罰することをして、刑事裁判の本義となさば、即ち已む。苟くも原告官を置き、起訴求刑の衝に当らしめ、被告人に挙証弁駁の権を与ふる以上は、全然訴訟主義を採用したるものにして、裁判所は起訴者と被告人との立証を採否して判決するを本義とし、現行予審の如き裁判所自ら証拠を蒐集するの機関を置くの必要なきなり。況や、予審の制度は、公判をして無用の長物たらしめ、密行の爲め被告

人の利益を害する等、寧ろ其弊に堪へざるをや。主義の上、實際の上に於て此制度の廢止は、時代の要求なりとす。若し夫れ廢止の結果、一面には檢事の搜查権を擴張し、一面には緊急事件又は煩雜の事件に付、専任判事を置くの制を創むるの必要あるは論を俟たず。

本案は、一応理由ある案には相違なきも、予審存廢の問題は、現代の大問題の一に位ひし、其影響する処、決して尠少ならず、軽々可否を決するは穩當を欠くものなり。宜しく、之を宿題として研究を積み、而して後、断案を下すに如かずとの議多数にて、宿題として決議を延期することに決す。

第六 官選弁護人に報酬を給すること

(理由) 法律は、無資力又は無能力の如き憐むべき民事訴訟人に対しては、国庫の支弁、又は立替を以て、弁護士に報酬を与へて、之が訴訟代理の衝に当らしむるは、民事訴訟法、若くは人事訴訟手続法の示す処の如し。然るに、無資力なる重罪の被告人、又は不具若くは婦女の犯罪人に対しては、官選を以て弁護人を添付するの制を取るも、其弁護人に対して報酬を給せざる爲め、斯る可憐なる被告人は僅かに弁護士の義侠に因りて、雪冤を図るの外なきなり。然れども、義侠は之を各人に望むべからず。弁護士添付の制は、今や將に有名無実に了らんとす。是密に民刑事其制度の平衡を得ざるのみにあらず。弁護士をして故なき勞務に服せしむるのみにあらず。被告人の爲めに悲しまざるべからず。

本案は、何ら記すべき議論なく可決。

●事務取扱に関する件

第七 司法警察官の聞取書を廃止すること

(理由) 某々事件に付、被告人某々は、本職の面前に出頭し、任意左の陳述をなしたり云々とは、犯罪捜査に關し司法警察官の作りたる所謂聞取書の常套なり。然れども、犯罪人たる者進んで警察官署に出頭し、問を俟たずして、自己の罪状を吐白するが如きは、普通有り得べからざる事態なれば、聞取書とは其名に過ぎずして、実は被告人に対する警察官の訊問調書に外ならず。即ち、越権の処分に基づく書類にして、証拠の効力を有せざるものなり。然るに、其名の聞取書にして、訊問調書と題しあらざるが為め、裁判上屢々証拠として断罪の証拠に供せらるる、豈に危険ならずや。況んや其内容往々怪訝に堪へざる記事あるをや。司法警察官をして聞取書を作らしむるの制度は、宜しく之を廃止すべきなり。若し夫れ關係人より聞取りたる事実を裁判所へ知らしむるの必要ある場合に於ては、某々の事項は某々より聴取りたりと、自己の見聞したる事実として、又は推測したる意見として、之を報告せしむる事とすれば足る。要は、聞取書と称する訊問調書が訴訟記録中に存在するを危険とする而已。

本案は、非常の同情を以て議場に迎へられ、大多数を以て可決せり。

第八 被告人の素行調査は、市町村長よりも、之を徴すること。

又弁護士より提出したる素行に關する調書は、訴訟記録に添付すべきこと

(理由) 刑事訴訟事件に付、検事又は予審判事に於て、被告人の素行調査を徴するは、悉く之を所在の巡查又は警部よりす。然るに、素行の善悪は、此等の官吏よりも、寧ろ市町村長に於て熟知するを常とす。故に素行調査を要する場合に於ては、市町村長よりも之を徴し、両々相対比して、之を考査するの要あり。又、弁護人の提出する此等の書類は、従来承審官に於て一覽の上、之を還付するを例とし、事件一朝他の裁判所へ移りたる時は、毫も其効力なきに至る。宜しく、之を記録に添付すること、他の素行調書の如くすべきなり。而して、被告人の素行如何は、犯罪の証拠となるべきものにあらずと雖も、犯罪の情状に關すること、頗る至大にして、特に新法の如く、情状に依り刑を減免すること多き法律の下には、往々看過すべからざる書類なりとす。

本案も、亦目下の事情に適切なるものとして、可決せり。

第九 婦女、未成年者又は不具者の被告人には、可成弁護士を添付する方針を執ること

(理由) 刑事訴訟法第一百七十九条ノ二に依れば、被告人婦女未成年者又は不具者なるとき、自ら弁護士を用ゆること能はざる場合に於ては、官選を以て弁護士を添付することを得とありて、必然添付せざる可からざる規程にあらざるが為め、裁判所は之を添付せざるの傾向あり。元來、此規定は從來存在せざりしを遺憾とし、

明治三十二年に至り、特に刑事訴訟法を改正し、法律第七十三号を以て新たに之を設けたるものに係り、事此に至りたるは、決して偶然にあらず。宜しく、立法の精神に鑑み、可成弁護士を添付するの方針に出づべきなり。

此案は、当然の希望として、満場異議なく直ちに可決す。

第十 保釈責任に関する法律の適用に遺憾なきを期すること

(理由) 刑の言渡確定するにあらざる以上は、拘禁せられざるを原則とす。但、証拠湮滅所在韜晦其他事実発見に妨げある場合に限り、之を拘留することを得べきのみ、故に苟くも事実発見に妨げなきに至らば、已に拘留したる後と雖も、之を釈放すべきは当然なり。然るに、従来裁判所取扱の趨勢は、事全く之に反し、保釈責任は容易に行はれず、就中保釈の如きは、被告人より再三之を出願するも尚之を許さず、甚しきは、事件上告審に在りて、事実発見の上に何等の關係なく、被告人の性行等より所在韜晦の虞万々之なきが如き観ある場合にすら、之を許さざる傾向あり、人をして被告人は、之を拘留するを原則とす、但し、病氣其他特別の事情ある場合に限り、釈放することを得べき而已、との見解にはあらざるかを疑はしむ。保釈責任の法律は、之を適用して遺憾なきを期し、規定の精神を發揮するは、急務中の急務なりとす。

本案の趣意は、各地弁護士会に於て、夙に同感なりし由にて、山口弁護士会よりの出席者は、同地方に行はる、事例を挙げて此案を修正し、其趣意を一層拡充したしと提議せり。曰く、山口地

方裁判所管内に於ては、不拘留の被告人より、公判廷に於て証人喚問の申請をなす場合に於て、公判裁判所が其申請を採用するときは、被告人を拘留するを例とす、恰かも証人申請と被告人拘留とは、必ず併行両立すべきものと思惟せるが如し、其結果被告人は、事実を証明せんと欲せば拘留せらる、虞あり、拘留を避けんと欲せば、自己の利益なる事実証明の途は杜絶せらる底の境遇に沈むる往々之れあり、嘆息すべき傾向なり云々。本案は、保釈責任に関する法律の適用に遺憾なきを期すること、あるは可なり、尚一層進んで拘留に関する法律の適用に遺憾なきを期せざるべからずとの趣意に於て、修正案を提出し、本案保釈の上に拘留及の三字を加ふること、せんことを望みたり。議場は、之を容れて本案は修正可決されたり。

○議案乙(松山弁護士会)

第一 暑中休暇中と雖も、一切の民事事件の弁論を開廷すること
 本案は、實際必要を感じる場合もあるべしと雖も、之を実行するは至難の事に属すべしとの議論出て、提案者より撤回せり。

第二 予審公判を問はず、可成保釈を許可する方針を取ること
 本案は、前記甲第十号案と同様の趣意に帰すべしとて、提案者より撤回せり。

第三 重要な捜査は、可成検事自ら其任に当ること
 此案、至極適當なる希望を表白せるものなりとて、満場の歓迎を受け、直ちに可決。

第四 刑事事件に付、即時に公判を開廷する場合には、一応被告人の意見を聴き、被告人の希望あるときは、弁護人選定の余裕を与ふる事

本案に付きては、会員より各地方の情況の報告的論述続出し、予審を経ざる事件に付きては、裁判所が兎角公判開廷を急ぐの傾向あり、之を急ぐは多くの場合に於て不可なしと雖も、其際に於ける被告人の弁護権を軽視するは、往々之ある例にして、人權擁護の上に於て、痛歎すべきことなりとは、殆んど満場の声なりし。要するに、若し此場合に於て、裁判所が被告人に向ひ、汝は是より公判に付すべし、汝若し弁護人を用ひんと欲せば之を用ふることを得べしと、一言の注意を惹くか、或は是より直ちに公判に付せんとす、汝に於て意見なきやと問ふが如きことありとせば、中には利益の証拠を取寄するの要あり、願くは借すに暫時の時日を以てせられたしと答ふるものもあらん。然らざるも、我今にして始めて弁護人を用ひ得べきを知れり、幸に些かの余地を存せられんには、是より其手續を為すを得んと云ふものもあるなるべし。又、多きが中には、折角も御言葉謝するに辞なし、事此に至りて何の弁解することかあらん、懸案一日を寛すれば、国家の厄介一日を益さんのみ、法衙都合の許す限り一刻も速かに開廷せられんことを願ふと訴ふるものも、之なきを保せず。一片の下問、或は弁護権の尊重ともなり、事務の進捗ともなりぬべし。此大切な一片の下問を吝むが、現下裁判所の傾向なりとせば、一種の時弊

なりと云はざるべからずとは、各席より起る結論にて、原案は可決されたり。

第五 弁護士の監督を司法大臣の直轄となす事

本案は、前記甲第三号と重複するの故を以て撤回せられたり。

第六 予審に弁護人を付する事

此案は、刑事訴訟法上の大問題たる予審存廃の問題に関連する重大の意義を有すものに属し、曩きに甲第五号案の宿題になりし理由を以て、本案亦同一の運命に帰するを適當とすとの論より、宿題となすことに決す。

第七 令状なくして人を拘禁するを、廃止する事

本案の趣意は、従来警察官吏が令状なくして人を勾引又は、勾留するに当り、法律に背きたることことを掩はんが為め、本人の承諾を得たるものなりと詐称し、往々非違を遂ぐることを嘆き、之を矯正せんとするに在り。満堂は、其趣意の適切なるを認め、之を是認したり。然るに題辭の趣意に副はざるものありとて、修正說出て各説を打つて一丸とする為め一時休憩し、更に會議を続け警察官が承諾名義の下に人を拘引又は拘禁するを廢すること、修正して可決せり。

是にて、予定の議案は、悉く議了し、当日參列せられた高橋松山地方裁判所長（上川検事正と共に）は、徐ろに席を立ち一場の演説をなして曰く、

中国弁護士協会の諸君が、年々各地に会同し、司法上の利害を

研究し、其改善の爲め尽瘁せらるゝは、誠に機宜を得たるものにして、将来益々發展せられんことを祈る。特に今日は、法令の制定改廢に関する件を始めとし、司法事務取扱に関し種々なる決議を了せられたり。而して、其議論其決議ともに頗る穩健にして、時務に適切なるもの多かりしは、感佩に堪へざる所なり。幸に参列の光榮を得たるを機とし、一言諸君の参考に資したきことあり。他にあらず、保釈責任に関する件なり。被告人の拘禁日数は、可成之を短かく、出来得べくんば拘留せざることは、裁判所に於ても望む処にして、本職は従来其方針を以て進み来たりし考なり。只奈何せん多数被告人の中には、一旦保釈せらるゝに於ては、自己の勝手のみを考え、甚しきは入獄の時期を撰み、或は炎暑の候を避けんとし、或は酷寒の節を過ぎて服従せんと欲し、爲めに公判を故らに延期する等のことありて、裁判事務の渋滞を醸すこと往々之あるが如し。是れ総ての場合に起るべきにあらずと雖も、若し斯る事情屢々起るべきことあらんか、爲めに保釈許可を慎むに立至るなきを保し難きを以て、其辺の事情は弁護士各位に於ても、深く斟酌せられ、保釈被告人をして故らに公判延期を企るが如きことなき様注意せられ、事務進行につき充分の援助を与へられんこと切望に耐へず。謹んで一言を述べて挨拶に代ゆる次第なり云々

議長は、散会を宣言す。時に午後五時。

一同連轡、会場に向ふ場は、松山随一の割烹店梅の家に於て、

昨今の新築に係る約百量の大広間を以て会食堂に充つ。開宴に先ち庭前に撮影し、以て当日の紀年となす。
斯日炎威殊に甚しく、午下敷時間を論戦に費やしたること、満身の流汗淋漓として、葛衣を侵す。登楼一浴寛衣緩帶身神一段の快を覚ふ。

配膳の前、京山小円、得意の浪花節を演ず。題は建武偉業に係り、事は備後三郎桜樹詩を題して去り、和田五郎決死任命を全ふして還るの一節なり。其事の悲壯なる、其調の囀麗なる、満座爲めに肅然たり。

既にして、開宴は宣せられぬ、松山弁護士会長富田嘉吉君立ち一場の挨拶をなし、且つ曰く

本会が、年々發展して、将来益々隆盛に向はんとするは、洵に賀すべき現象にて、従来決議したる事項亦少しとせず。殊に、本日議したる諸案の如きは、緊急重要なもの頗る多し。之れが実行を図るの道、豈忽にすべけんや。此際、本会の事務を取るべき一定の機関を置き、而して、通常の事務は勿論、殊に決議実行の責に任せしむること、しては如何。私案あり、願くは諸君の賛同を得んとて、朗読したる処は、

本会会則に、左の一条を加ふ。

六、本会に幹事を置き、各弁護士会長を以て之に充つ。広島弁護士会長を幹事長とす。

即ち、幹事は、幹事長と共に決議の実行其他の事務に従事し、

遺漏なきを期すること、するに在り。満場異議なく之に決す。

此際、紀年絵葉書の配布あり。鳥取弁護士会長高松久治郎君、広島弁護士会員高田似傭君、同藤田若水君よりの祝電の朗読あり。高橋地方裁判所長、上川同検事正は、共に一場の謝辞を述べ、広島弁護士会長森田卓爾君は、来会者一同を代表して主催地の会員及来賓に謝し、尚本会が年々益々益々益々発展せんことを祈る旨を述べて、式辞此に了り、数十の美形酒間を周旋し、放言高論は言はずもがな、果ては得意の隠し芸を演ずるさへありて、一同十二分の歓を尽し、退散したるは正に十時、実に近來の盛会なりし。

明治四二（一九〇九）年

中国弁護士協会の大会は、明治四二（一九〇九）年一月六日午後一時より、真孤広島公会堂に開かれたが、同会に附議されたのは、左記の諸案である（芸日・「中国」明治四二・一一・七、八、「録事」第三三六号、明治四二・一一・二八）。当局側の出席者は、馬場愿治広島控訴院長、川淵龍起検事長、乾孚志広島地方裁判所長、吉良辰次郎、岡上春重両検事であった。

高田似傭弁護士が、議長席に着いて議事を開き、終わって後、記念撮影をし、次いで宴会に移り、種々の余興有もあり、非常な盛況を呈した。

○広島弁護士会提出議案

一 後見監督人、保佐人、禁治産者、準禁治産者を戸籍又は身分

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

登記簿に記入することに、法令の改正あらんことを望む。

二 民事上告予納金の廃止を望む。

三 民事訴訟の上訴期間里程猶予期間は、之を短縮するの必要あるを以て、之に關する法律の改正あらんことを望む。

四 逃走又は証拠湮滅の恐れなき刑事被告人に対し、保釈を許可することの甚だ罕れるは、法律の精神に副はざるのみならず、国家人民の爲め大に不利不幸なりと認む。

(注1) 第四、五、六、七、一一、一二、一七は、修正委員の手によって合併して、第四議案として左記の通り修正された。

四 本会は、現今の司法界に左の痛歎すべき弊事ありと認む。

(一) 刑の量定重きに失する事

(二) 刑の執行猶予に吝なる事

(三) 未決勾留日数を刑期に算入するに吝なる事

(四) 保釈若くは責付に吝なる事

(五) 被告人の素行調査杜撰なる事

右の時弊を矯正する爲め、左の方法を執るものとす。

(一) 当局者に陳情して反省を求むる事

(二) 日本弁護士協会に報告する事

(三) 日本弁護士協会に大会の開催を求むる事

(注2) 修正第四議案に關しては、明治四二年二月一日午後一時より、東京上野精養軒において開催された、日本弁護士協会臨時大

二六七 (二六七)

会で、同様な内容の第一号決議案が満場一致で可決された〔録

事〕第一三七号、明治四二・一・二八。

日本弁護士協会

○尾道在住弁護士提出議案

五 刑事被告人に対する素行調査は、概ね杜撰にして、輒すく信を措き難し、之を匡正するは、今日の急務なり。依て、大に当局者の反省を望む。

六

明治四十二年十月二十五日附通牒に係る日本弁護士協会の提唱は、最も其当を得たるものと認む。依て、各弁護士会は適宜の方法を設け、材料を蒐集して、日本弁護士協会に報告し、大に応援の実を挙ぐる事。

(参照)

拝啓陳者、現行刑法実施以来、裁判官の量刑範囲を拡大せられたる為め、各裁判所何れも立法の精神をも不顧、一般に量刑を峻厳にし、且つ刑の執行猶予の如きも近来著しく其適用を減少し、折角の制度も空文に帰するの感あり。殊に、刑事被告人の素行調査の如きに至っては、殆んど千篇一律被告人に不利益なる逡巡の復命書に過ぎずして、一も信憑すべき公平の報告に接せず。此等は、現行刑法の精神を没却せる時弊の著きものと思料致候。仍て、本会は此等の事項は勿論、苟くも現行刑法の適用上失当と認むべき材料を広く蒐集し、周到なる調査を遂げ、以て司法当局の反省を促し度候に付、御繁忙中恐入候得共、右に関する材料御調査の上、御送附相願度此段御依頼申上候也

明治四十二年十月二十五日

七 地方裁判所支部に於て予審を経たる重罪事件は、其支部に於て裁判を為し得ることに、司法省令一部の変更を各弁護士会より建議することの決議を求む。

八 非現行犯の場合に於て、司法警察官が嫌疑者を承諾同行の上、警察署に留め置くこと無き様、司法警察官へ訓示あらん事を

検事長へ上申することの決議を求む。

○山口弁護士会提出議案

九 刑事訴訟手続に於て被告人の唯一の証拠は、可成聴許の方針を取られ度事。

十 刑事事件及非訟事件の記録は、利害関係人の申請によりて、閲覧謄写を許す事。

十一 刑事被告人の素行調査をなすには、犯罪事実と同一証拠方法に拠る事。

十二 本会は、近時左の弊害あるものと認め、裁判所に対し陳情をなすものとす。

(一) 刑の量定が、重きに失する事

(二) 刑の執行猶予に吝なる事

(三) 未決勾留日数を刑期に算入するに吝なる事

(四) 保釈責附に吝なる事

十三 本会は、近時裁判の実況に鑑み、陪審制度の必要を認め、

之が実行を期する事。

○松山弁護士会提出議案

十四 検事の起訴以前と雖も、被告人に接見を許可すべきこと。

十五 民事保証金下戻し手続を簡便ならしむること。

十六 所長検事正会議の際、弁護士側の要求を提議し得る途を啓くこと。

○岡山弁護士会提出議案

十七 刑法実施以降、科刑概ね峻厳に偏するの現象は、実に黙過すべからざる刻下の一大恨事なりとす。依て、在野法曹の意見を徴し、大に当局者の猛省を求むる為め、全国弁護士大会を開かんことを、日本弁護士協会に交渉すること。

○赤間関在住弁護士提出議案

十八 赤間関区裁判所に判事一名、書記一名増員の建議を司法大臣に提出する事。

(注) 第十八は、次のように修正した。

十八 地方裁判所支部にして、予審判事の外三人の判事を置きて、民事部を組成する場合に於て、裁判長は司法以外の事故（行政上）の爲め支障を生じ、法廷を構成し得ざる事多し。特に、赤間関支部の如きは、顕著なる实例に属す。此際、定員数を改正して相当の措置に出づるの必要あるを認む。

これらの議案を審議した結果は、次の通りである。

第一、第二は可決。第三は宿題。第四、五、六、七、一一、一二、一七は、森田卓爾（広島）、石黒涵一郎（岡山）、松田武一郎（岡山）、山谷元三郎（岡山）、信吉五朗（山口）、千々松安太郎（山口）、湯淺龍輔（山口）、香川秀作（広島）、横山金太郎（広島）の九名を修正委員として議長より指名し、それぞれ修正をして合併し、第四議案として成立した。第八については、川淵検事長演説の結果撤回した。第九の議案は、文中「唯一の証拠」を「利益の証拠」に修正可決。第一〇の議案は、小河源一（山口）と森田卓爾（広島）との間に、鋭い賛否論があつたが、結局原案に可決。第一三の議案は、宿題。第一四は、提出者（松山弁護士会）より理由を説明し、文中「検事の起訴以前と雖も」を「事件の如何なる程度にあるを問はず、弁護士に対しては刑事」と訂正して発議したが、二、三の注意があつて、撤回した。第一五は廃棄。第一六「所長検事正会議の際、弁護士側の要求を提議し得る途を啓く事」は、川淵検事長において、馬場控訴院長と打合せの上、其要求を容るべき旨即答したので、提出者より撤回した。第一八は、修正可決された。これより先、休憩時間を利用して、来会者一同は庭園において記念撮影をした。会議が終わるや、高田議長に促された馬場控訴院長が、一条の演説をしたが、急激のような拍手に迎えられ、喝采場裡に終演した。

宴に移るまで、少時間休憩があり、かの可憐な片足芸者いち子

の筑前琵琶「太田道灌」の一曲を聴いた。彼妓斯道に入る日、尚浅く音調共に妙を得ないが、天性の美音は、彼妓の全盛時代を偲ばせ、儂い身上を思つて、誰もがぞろ哀れを催した。

琵琶の調べが終わり、一同は高田幹事長に案内されて、階下大広間の宴会場に入った。庭園は、幾十の雅松には幾百の球提灯を吊してあるので、紅火は池水に映じ、美観は云いようがない。席の一端には、金屏風を引廻して、舞台をしつらえ、余興場に充てられ、諸般の準備は遺憾なく調い、席定まると、高田弁護士は來賓に対して、謝辭を述べ、なお会員の労を謝し、川淵検事長が、裁判所側を代表して挨拶をした。

それより、盃連に飛び、数十名の美形酒間に侍り、流行妓五郎の「今能養老の滝」を初め、五んた、万韻、吉之助、金之助らの「紅葉の橋」、君の「つばら」外数番の手踊、交々演ぜられたが、就中福引及び美形の仮装行列、裸体角力などは、中々ふるつた（寒いから）もので、一同腹を抱え四角四面も我知らず破顔し、滑稽洒落の妙を極め、一座胸襟を開いて歓談に秋の夜を更かし、思ひ思いに散会した。そして、当日配布した記念絵葉書（三枚一組）には、森田（音村）、三坂（繁人）、高田（守天、白南）らのものした、左記の詩歌を記した。

いさけふはさくの盃とりくゝに

もみちかさして共に踊らん

菊の香や庭に垣なき処士の家

（繁人）

（白南）

塞邊埋骨非吾事、鼎鑊委身人自存、
願以舌鋒三寸刀、解冤伸枉答天恩、（音村）
弁護士、弁護士、箏兮是戈兮罍、
雪冤伸枉徒宮々、終日告天天難恃、
吁嗟懶夢一覺果何時、誰願大声驚、俚耳（守天）

〔注〕馬場控訴院長の演説大要（芸日）明治四二・一一・八

只今議長の許可を得まして一寸意見を述べます。本日の御決議を拝聴し、吾々裁判所側に取りまして、参考の好材料を得ました。尤も、御決議中には賛成の出来ない事もありますけれども、兎に角好材料を得たことを喜びます。今回は、各地より諸君が列席されて居るので、私の志望を述べると就ては、得難き好機会と思ひます。実は、予めよく考へて置いて、種々の御話をする筈でありましたが、何ら準備もして居りませぬ、最早時間も切迫し定めて諸君も御勞れと考へますから、只特に思付いた一事を簡単に述べませう。それは、民事事件の進捗に関する事に就て、自分の意見を述べ諸君の参考に供したいと思ふ。今日の民事訴訟なるものを見るに、先ず訴状を提出し、此を相手方に送達すると答弁書が出る。それから期日が定まつて法廷を開く様になつて居りますが、準備手続に於て甚だ不十分であるから、其結果非常に事件の進捗を妨げ、時を費やし労力を費やす事が余計になる。元來、準備手続きは、確實にせねばならないのに、甚しきは答弁書に事実が書いてない、只一定の申立ばかりで理由を

記さないものだから、双方の弁論を聴いた上で、初めて争点が判ると云ふ、不完全千万なものである。準備手続を完全にしたならば、予め裁判所の方でも争点を知る事が出来、裁判上便利を得るのでありまして、殊に人証の申立なども法廷でなさずとも、弁論期日前に申立てた方がよろしからうと思ひます。準備手続を確実にして置くならば、大抵の事件は一回の弁論で終るのであるが、今日の所、然は行くまいけれども、期日前に人証の申立をすることは、事件の進行上頗る必要である。私は、此準備手続に就ては、二十年前から考へて居りまして、曾て欧米に渡つて彼地の裁判所を視察しましたが、誠に準備手続が完全して居て、大概弁論期日迄には、争点が纏るといふ風であります。此風は、裁判所の方にも事務が簡單で、又民事訴訟の希望する処でありませう。証人を予め呼び出す事が、裁判所に来るか否かは疑問であるが、別に開廷の上で証人を申請せずとも、事実期日前に於て召喚するも差支ない。昔、即ち前世紀時代、所謂代言人と云つて居た頃には、一日幾金の日当で裁判に出て居たので、屢々出頭すれば報酬を受くことが多かったので、故意に事件を遅らせしめ、又準備手続は眼中に置かず、裁判と云ふものは、裁判所で相手の言葉尻を取るのが一つの技術であるかの如く考へ、忽ち不意打を食はすことばかりを企て、居た。これは昔の事で、裁判の事は公明正大々々々公開に於て、是非曲直を争ふのである。今日は、準備手続完全の期に向つて居るのでありますから、何卒諸君の御考を煩ししたいと思います。さすれば、裁判所の労力は勿論、諸君の総ての

経財上の利益で、且原被当事者も喜ぶことでありませう云々。

明治四三（一九一〇）年

広島控訴院管内各地方裁判所所屬弁護士を以て組織された、中国弁護士協会の大会は、明治四三（一九一〇）年一月二〇日午後二時より、広島公会堂において、議事・撮影・余興・開宴の順序で開催された（「芸日」・「中国」明治四三・一一・二二（二二）、「録事」第一四七号、明治四三・一一・二八、「新聞」明治四三・一一・二五）。

出席者は、会員五〇余名、来賓は馬場広島控訴院長、川淵同院検事長は野崎啓造貴族院議員（元広島控訴院検事長）の物故で欠席、乾広島地方裁判所長、田中同裁判所検事正、服部純吉広島区裁判所監督判事、黒正太助同裁判所主任検事、永田直之丞広島監獄典獄、長屋謙二広島市長、中国・芸備両新聞記者らであった。

広島弁護士会以外の参加弁護士は、山谷元三郎、小橋恒太郎、藤田和孝、能勢泰成、川上鶴太郎、西川莊六（以上岡山六名）、富田嘉吉、大關信一郎、宇和川濱藏（以上松山三名）、景山百太郎（以上松江一名）、千々松安太郎、河津良作、湯淺龍輔（以上山口三名）、鳥取よりは一名の参加もなかった。広島弁護士会よりは、田上、横山、森田、藤田、不破、篠原、新開、岡咲、香川、松井、植田、米田、高野、高田、その他主なる弁護士は悉く出席した。

先ず、会長森田卓爾より、一応の挨拶があった後、徳永書記に協会会則を朗読させ、次いで、森田が議長席に着き、諸般の報告

をした後、各地における法律事務、即ち左記の事項につき、報告を求めた。

△刑の量定の件△刑の執行猶予の件△未決勾留日数を刑期に算入の件△保釈責任の件△素行調査の件△刑事記録送付の件△刑事訴訟法第一七九条ノ二の場合の件△深夜訴訟関係人を訊問の件△公証人監督の件

これに対し、山谷（岡山）は、岡山地方裁判所管内においては、玉島区裁判所が刑が重いとの説があり、刑の執行猶予、未決勾留日数の刑期通算、保釈責任は、遺憾ながら依然として少なく、刑事訴訟法第一七九条ノ二を適用された例は殆ど聞かず、被告人を拘留した時、深夜に亘り訊問する例は稀であると述べた。次に、能勢（津山）は、刑の量定は岡山よりも寧ろ津山の方が重く、判決書の送達は依然遅いので、今少し迅速にされることを望むと述べた。次に、三正（岩国）は、刑の量定は昨年来岩国支部では余程融通の付く様になったのに、刑の執行猶予、未決勾留日数刑期通算、保釈責任は甚だ少なく、素行調査は形式の上に於いて多少鄭重になつたと述べた。富田（松山）は、大体において殆ど遺憾なしと賞賛した。影山（松江）は、被告人の警察において取調べられる場合、早朝より深夜までに亘ることが非常に多く、刑の量定に付ては重いとの感じはないが、広島控訴院に控訴して軽減される者が多い。ただし、重いと感ずるのは、賭博犯である。なお、最後に、近時裁判所において弁護士待遇宜しきを加えたのは、多謝

する次第であると述べた。高田（広島）は、刑の量定、刑の執行猶予、未決勾留日数刑期算入は、昨年の大会以前よりも、余程多くなつたが、保釈責任は余り変わらない。余の信ずる所によると、広島よりは寧ろ山口の方が、寛大と思う。素行調査は、幾分か改良されたが、なお杜撰なものが多い。刑事訴訟法第一七九条ノ二の場合に於いて、弁護士を官選される例は、殆どない。これは、弁護士側よりみれば、寧ろ厄介が少ないが、人権擁護の上より謂えば寧ろ遺憾の至りであると述べた。香川（広島）は、下級裁判所の方が刑の重い感があり、就中賭博犯においてこれを見る。次に、刑事記録を一番裁判所より控訴裁判所へ送致する場合において、一般に遅滞する傾きがあり、甚だしいものに至つては、数十日を要することがある。この場合にあつては、未決拘留日数を刑期に通算するのを至当と思う、一考を煩わしたい。刑訴一七九条ノ二の如きは、明治三二年法律第七三号を以て追加されたもので、これは我が法制上に一大進歩を与えたものである。しかるに、實際その運用を見ないのは遺憾の至りであると述べた。

夫れより、日程に入つた。各地弁護士会が提出した議案は、次の通りであるが、各提出者より、一々説明があり、種々論議の裡に議了した。

○広島弁護士会提出議案

一 広島控訴院、広島地方裁判所、広島区裁判所を同一場所に移転し、新築する必要ありと認む。

二 判事を他管内に派遣し、裁判事務の実況を視察せしむる必要ありと認む。

三 刑事事件に付、被告人の素行調査を徴する場合に於ては、必ず告訴人若くは被害者の素行調査を徴するの必要ありと認む。

四 近時、執達吏の職務執行上弊害尠からず、其監督を一層周到にするの必要ありと認む。

○岡山弁護士会提出議案

一 拘留中の刑事被告人に対する接見禁止に関する刑事訴訟法の規定は、之を改正するの必要ありと認む。

二 公判に於て喚問すべしと決定したる証人に対し、検事が捜査処分として、予め取調を為すは不穩当なりと認む。

○松山弁護士会提出議案

一 地方裁判所及其支部に判事増置の必要ありと認む。

二 刑事被告人の素行調査は、頗る不完全なり。一層適切有效なる方法を、講究するの要あるを認む。

三 刑事被告人を拘留するに当り、其要否に付、慎重の注意を払ふべきは勿論、可成的拘留せざる方針を執るべきを適當なりと認む。

ここに於いて、田中検事は起つて、素行調査作製につき至難である事情を演述し、次いで、馬場控訴院長は、大要次のような演説をした。

予の本日中国弁護士協会の大会に招待せられ、列席するを得たるは、非常に光榮とする所なり。而して、會員諸君より予の管内たる各地の状況を聴き、有益なる材料を得たるを感謝せざるべからず。抑、本日広島弁護士会の提出に係る第四号議案、即ち執達吏職務執行上の弊害云々に付議了せらるゝに際し、予は定めて具體的事実を指摘せらるゝならんことを期し居たるに、予期に反して単に議決のみを見たるは、予の聊か遺憾に思ふ所なり。次に、本日の議案以外に於て、一の希望を述べんに、民事事件に付、合意延期の場合に於ては一回に限り之を承諾するも、二回以上は之を為さざる一事なり。這は、昨年之事なりしが、当地弁護士会に於て申合され、現に実行中なるが、之が為め訴訟進行上に尠からざる好成绩を得たり。願はくば、他管内の弁護士会に於ても之が申合を實行し、以て訴訟進行を図られんことを望む。終りに臨み、弁護士諸君に苦言を呈せんに、同一事件付、弁護人数人出廷したる時は、可成其弁論を他弁護士士の弁論と重複せざる様努められたし云々。

右演説が終わると、一同庭園において撮影をし、それより有馬正彦の薩摩琵琶があつて、宴に移り、森田会長の挨拶があり、これに対して馬場控訴院長は來賓を代表して謝辞を述べ、信吉五朗(山口)は主催地を除く各弁護士會員を代表して挨拶をなした。宴中、福引き、芸妓の舞、會員の隠芸があり、各自十二分の歡を罄して退散したのは一時であつた。

明治四四(一九二二)年

広島控訴院管内弁護士の組織した中国弁護士協会は、明治四四(一九二二)年一月五日午後三時より、明治四四(一九二二)年度の大会を山口県山口町祇園菜香亭に開いた(芸日)明治四四・一・八、「録事」第一五九号、明治四四・一二・二八)。広島からは、富島暢夫、高田似龍、森田卓爾、高野一步、香川秀作、田上諸藏、松井繁太郎、横山金太郎、永野法城、藤田若水の一〇名が出席し、総員三〇名余であった。広島弁護士会が提出した左記議案は、全部可決されたが、高田の提案は、否決された。

○広島弁護士会提出議案

第一 民事の部

第一号 民事訴訟法中判事の除斥忌避に関する規定は、甚だ当を得ざるを以て、前審事件に関与したる判事は一切之を除斥し、又忌避の申立は其時間を問はずして、其申立ありたる時は、直ちに絶対に本案の審理判決に関与することを得ざることをなし、忌避の当否は直上級裁判所に於て口頭弁論を経て、之を決定すべき規定に改正するの要ありと認む。

第二号 同上法中、証拠調は口頭弁論前又は弁論続行中、書面を以て之を申立て得ることとし、又裁判所は其申立に付、直ちに之が決定を為す等、手続の進行を図る規定を新設するの要ありと認む。

第三号 供託金下付の手続並に保証金納付(民刑共)の手続を各簡易にすること。

第二 刑事の部

第一号 検事当局者に於て、被告人、証人等に対し、拷問又は詐言等を用る供述を強ゆるの傾向あるを以て、其矯正に付、一層監督の厳正ならんことを要求すること。

第二号 保釈保証金は、第三者に於ても之を納付し得ることに取扱方を定むること。

第三号 刑事に於ける犯罪情状に関する挙証は、往々にして之を杜絶するの傾向ありて、刑期量定上遺憾尠からず。故に、可成的之を採用するの方針に出られんことを、其筋に交渉すること。

第四号 刑事事件被害者の素行調査に付、其筋に対し、之が実行を促すこと。(以上可決)

○同上会員高田似龍君提出議案

一 民事訴訟に於て、合意の上弁論期日延期変更の規定は、之を全廃するの要ありと認む。(否決)

この外、大会の議案として、討議に上ったもの、内、可決六件、否決二件、撤廃一件あり、四時過、一旦議事を休止し、一同記念撮影をし、再会の後、左記の二件外三件を決定した。

○広島田上提議

一 本会の決議として、向後大会には各会共二名以上必ず出席す

ること。(可決)

○山口小河提議

一 本会を、広島控訴院管内弁護士協会と改名すること。(可決)
かくて、五時二〇分閉会を宣し、余興に次いで、宴会を開き、高田のぬた、森田の演説、松井の義太夫、高田の落語も出て、非常に盛況を呈した(芸日)明治四四・一一・八。

明治四五(一九二二)年

広島控訴院管内弁護士協大会は、明治四五(一九二二)年四月二七日午後三時一五分より、広島公会堂において開会され、五時二〇分終了した(芸日)明治四五・四・二八―二九、「中国」明治四五・四・二八)。出席会員は、次の通りである。

△広島 富島暢夫、篠原迪、米田權之助、池田寛作、佐藤五三、

河野暁、吉田眞策、森田恪藏、森保助三郎、岡咲禮太郎、永野法城、新開辰市、植田壽作、藤田若水、香川秀作、

高田似龍、森田卓爾、井上房之助、玉木次郎、不破熊男、松井繁太郎、田上諸藏、高野一歩、平木希一郎(以上二四名)

△岡山 岡本佐市、川上鶴太郎(以上二名)

△松江 高橋千代司、永田好峯、草光萬平、杉江彦三郎(以上四名)

△山口 岡村邦彦、千々松安太郎、湯淺龍輔(以上三名)

広島弁護士会沿革誌 (1)明治編

△松山 大關信一郎、仙波良太郎、宇和川濱藏、小野君太郎(以上四名)

来賓の主なる者は、馬場広島控訴院長代理山香控訴院部長判事、川淵検事長代理福田主任検事、執行検事正、乾広島地方裁判所長代理江藤部長判事、原田広島区裁判所監督判事、黒正広島区裁判所上席検事、在広三新聞記者などであった。

富島広島弁護士会長が、議長席に着き議事に移ったが、便宜上広島弁護士会提出の問題より議することになった。

○第一 広島控訴院を存置することは勿論、寧ろ大に之を拡張するの要ありと認む。

藤田(広島)が、提案の理由を説明し、次いで、高田(広島)が、本問題を可決すると同時に、その建議書を司法大臣に提出することとに致したいとして、左記の建議書を朗読し、満場一致でこれを可決した。

建議書

虞んで啓す。道途説を為す者あり。曰く、政府は行財二政整理の手段として一、二控訴院を廢合するに意ありと。是れ或は齋東野人の語なる無からんか。惟ふに、訟獄の繁褥は世運の進張と其撥を俱にす。従て法衙の数増す可くして、而して、減す可からず。試に其節減す可き費目を覈出せんか、控訴院の小規模なるもの、年額僅かに五万円内外、而して、廢合の結果節減す可きものは、院長、検事長、書記長等、俸給の外に出でず。其額概ね一万円に

満たす。得る所知る可き耳。翻て刑事被告人の押送、刑事被告人、証人、参考人、鑑定人、弁護士、民事当事者、訴訟代理人、証人、鑑定人等の往復、監獄其他庁舎の設備に想到せんか、増す所徒に多くして減ずる所洵に少し。是れ統計の具さに語る所、牙籌を執て後に識らざる也。即ち国家民人の慶福に非ずし苦痛なり。或は云ふ、今や六千余里の鉄路国内に縦横すと、然れども、山陽纒かに二貫貫き、山陰未だ通ぜざるの地あり。羊腸の峻路嶮嶮の官道蹄輪猶便ならざるもの大半を占む。之を彼の鉄路敷條蛛網畜ならずして、法衛の数我に相倍従する先進諸邦に比す、蓋し思半に過ぐるものあらん。吾人斥けて以て齋東野人の語と為す、豈所以なからんや。然れども、三人言を同じうして、市に虎を出す、未だ必ずしも杞人の憂のみに非ず。況んや、頃者党人の云為朝三暮四且以て夕を端倪すること能はざるものあるに於てをや。徒らに鼓吹することを好まず、只天の未だ陰雨せざるに迫んで、牖戸を縋繆せんと欲するの微意のみ。慶んで閣下の照鑑を冀ふ。頓首再拜。右本会の決議に依り、建議致候也。

明治四十五年四月

広島弁護士会長

司法大臣松田正久殿

○第二 広島控訴院庁舎を改造すること、同時に広島区裁判所、広島地方裁判所両庁舎を合併するの要ありと認む。

森田（広島）が、提案の理由を説明し、松井（広島）は、名古屋

控訴院の改築費四万円の予算が通過した以上は、広島控訴院も同様改築する必要があると、原案に賛成した。高田（広島）は、広島控訴院を改造すると同時に、同庁舎に広島区、地方の裁判所を併置せられ度、而して本問題は、一昨年の大会において満場一致で可決したものであると述べた。これに対して、千々松（山口）は、今日本案を提出するのは、拙の拙なるものである、況や国家経済の現状は財政の窮乏を告げており、本案提出のために却つて、第一案すなわち控訴院廃止の災いを招く虞があるので、本案の撤回を臨む望むと述べ、それに草光（松江）は、賛成した。森田卓爾君（広島）は、このように反対説がある以上は、第一案が可愛いため、本案は撤回すると述べた。

○第三 大審院部員七名を五名に、控訴院五名を三名に減少するの要ありと認む。

藤田（広島）は、今や陪審制度の説盛んな折柄、控訴院部員を三名に減ずるといふ本案には、絶対に反対であるが、大審院部員を五名に減少する点には賛成であるとして、修正の動議を提出したのに対して、米田（広島）の賛成があった。田上（広島）は、法廷において居眠りする判事がある今日であるから、減員しても何ら差支えないと、原案に賛成した。藤田（広島）は、田上の言われるように、判事中には居眠りもし、蘭を描く人を見受けることがあるが、これは明白な事件、すなわち弁護士人らが執行猶予を哀求する場合であつて、他の場合、すなわち被告人が無罪を言渡され

るような、疑問の事件に対しては熱心に聴いており、これを要するに、田上の議論は無責任な判事その人の問題であると反駁した。松井（広島）は、控訴院判事の人員については、藤田の説に賛成であるが、大審院は法律解釈の基礎を作る所の司法最高の府であるから、同院判事の減員には反対であると、原案の否決を望み、藤田（広島）は、本員の修正説を撤回し松井の説に賛成であると述べた。草光（松江）は、苟も責任ある判事が、落書き若しくは居眠りするのには不都合千万であると、原案に賛成した。森田（広島）は、本案は財政上より割出したものではなく、部を増して事件の進行を図るためであると、原案維持を主張した。森保（広島）は、本員は控訴院判事五名中、居眠りする者があるから、三名に減少するといふ説には、絶対反対である、何とならば、五名で居眠りする者があるなら、三名でも眠るに相違なく、殊に三名に減少する時は、前裁判所が三人であるから、同一のことを繰返すに過ぎない、森田は控訴院に部を増すというが、今日の現状では、寧ろ地方裁判所に増す必要こそあれ、控訴院に増すだけの程度に達していないと、廃案説に賛成した。不破（広島）は、同じ死ぬにも、五人より七人僧侶の念仏の方が往生際がよいと、笑わせた。千々松（山口）は、本員は原案に賛成するものであるが、更に追加案として、地方裁判所の判事三名を一名に減少しようというものである、何となれば、今日の实情では、三人の判事中二名の陪席は試補上りの判事であるから、実際は裁判長一人で判決する訳で

ある、だから監督判事の判決の方が寧ろ二審判決より立派なものがある、これを要するに、裁判の正否は人員の問題ではなく、もし人数が多いのが立派であるとする、政友会内閣は余程立派でなければなるまいに、実際はこれに正反対ではないかと論じた。高田（広島）は、第二案を撤回したのは、本案の通過することを予期した、めである、すなわち控訴院の部を増すこと、すれば、自然現在の広島控訴院を改築しないわけには行かないと、満場を笑わせた。結局、新開（広島）の動議により、討論終結に決し、先ず、松井の否決説につき採決したが、挙手多数であったので、富島会長は「多数であります」と報告した。これに対し、会員中、戯れに異議を唱える者がいたので、会長は、再び挙手を求めたが、矢張り多数であるのみか、「前より一人増えました」と報告があり、さすが盛んであった判事の減員問題、一名居眠論も、大笑いの裡に否決に決した。

○第四 司法官は、主として弁護士より採用するの方針を定められんことを望む。

異議なく可決した。

次に、民事の部の入り、

○第一 地方裁判所以上に於ける本人訴訟を、絶対的に弁護士訴訟に改むるの要ありと認む。

これまた、満場一致で可決した。

次いで、刑事の部に入り、

○第一 刑事被告人素行調査の内容記事は、依然不完全なるを以て、大に改善の要ありと認む。

○第二 保釈責付は、依然之を許すに吝なるの感あり。大に之を許すの方針を採用するの要ありと認む。

富島(広島)の希望に依り、各地出席会員よりその地方における素行調査の状況を報告し、全会一致原案を可決した。

○第三 官選弁護士に相当の報酬を付与するの制度を設くる要ありと認む。

富島(広島)が、提案の理由を説明し、森田(広島)は、民事事件にあつては、官選弁護士に相当の報酬があるのに、刑事事件に限り、無報酬の道理はあるべきものではないと、原案に賛成した。草光(山口)は、本案は我田引水論の嫌いがあるが、中には相当の資力を有しながら、裁判所において官選弁護士を附けて呉る、と思ひ、事件を依頼しない被告人もある今日であるから、本員は本案の通過を望むものと述べた。香川(広島)は、刑事訴訟法一部改正の結果、低能者等には官選弁護士を選定する規定が加わつたが、実際裁判所において、これら被告人に対し、弁護士を選定したことは稀である。これは、裁判所が弁護士に遠慮した故であろうが、本案のような制度改正の暁は、このような杞憂は皆無となる訳で、真に法律の運用を見ることになるであろうと論じた。これに対し、反対派の急先鋒として、高野(広島)は、本案は寔に卑劣な事項で、殊に吾々は人を救うという天職を有する者

であるとして、廃案説を主張した。草光(松江)は、官吏増俸、議員の歳費増額問題の起つた今日、本案を通過したからといって、批難すべきものではないと、原案を維持した。千々松(山田)は、官選弁護士は法律の上に、弁護士の俠氣を表白したものであるから、速やかに否決されたいと述べた。最後に、反対派の殿將として、藤田(広島)は、本案は広島弁護士会において、通過しなかつたものであつて、無報酬の故を以て、不熱心な弁護士であれば、懲戒すべきであると呼んだ。富島(広島)は、本案は入選したものであるが、藤田の反対があつた、め、更に本大会に提出した次第であると述べたが、採決の結果、否決説大多数であつたので、富島は「残念ながら、否決になりました」と報告し、満場笑声が起こる。

夫れより、次の問題に移つた。

○第一 支部設置の区裁判所にして判事定員三名を、四名に改むるの要ありと認む。(山口弁護士会員湯淺龍輔外一名提出)

○第二 司法大臣に於て司法官招集の際、各地弁護士会長も共に招集するの要ありと認む。(岡山弁護士会提出)

右両案とも、各提案者より提出の理由を述べ、満場異議なく可決し、これで閉会を告げた。少憩中、薩摩琵琶、浪花節の余興があり、寔に移つた。富島が、主催地会員を代表して挨拶を述べ、執行検事正は来賓を代表し、広島新聞の池田花外は在広三新聞記

者を代表して、各謝辞的演説を試みた。宴の将に酣になろうとする頃より、余興が始まった。初めは「高砂たんぜん」、中は「今能小鍛治」、開きは「滑稽宇治茶摘」等、数番あったが、なにごさて広陵の粧を抜いた美妓連は、苦もなく演つてのけた。最後に、森田卓爾は武士に、高田似龍は石川五右衛門に、松井繁太郎は老婆に、森田恪藏は娘に、池田寛作は僧侶に扮し、それぞれ、台詞、所作事など宜しくあつた後、その儘の姿で宴席を廻り、献酬したのは、殊に興味深かつた（白瀧）。